



T&D保険グループ

太陽生命の現状 2017

T&D
Try & Discover



経営ビジョン

T&D保険グループの経営理念

Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、
人と社会に貢献するグループを目指します

太陽生命の経営ビジョン

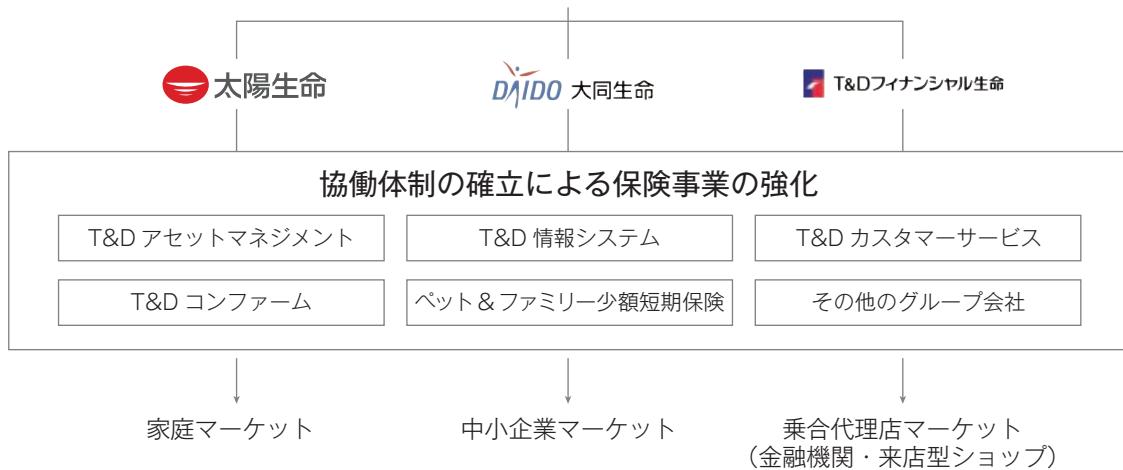
太陽生命の経営ビジョンは、今後の成長の礎として、「お客様」「従業員」「社会」のそれぞれの視点から、当社の目指す企業像を具体的に表現し、企業として目指す方向性を明確にしています。

- ・わたしたちは、高品質の商品とサービスを通して、お客様に必要とされ、愛される会社を目指します。
- ・わたしたちは、お客様への感謝の気持ちと、仕事への誇りを大切にします。
- ・わたしたちは、広く社会に役立ち、確かな未来に貢献できる会社を目指します。

グループストラクチャー

太陽生命は、大同生命、T&Dフィナンシャル生命とともに、株式会社T&Dホールディングスの下、コアビジネスである生命保険業の成長・拡充を図るT&D保険グループの一員です。

T&Dホールディングス



会社概要

社名	太陽生命保険株式会社 (TAIYO LIFE INSURANCE COMPANY)
代表者	代表取締役社長 田中 勝英
設立	昭和23年2月（創業 明治26年5月）
本社所在地	〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1
総資産	7兆1,883億円
資本金等	資本金625億円、資本準備金625億円、合計1,250億円
事業所	国内：143支社12営業所、 海外：2駐在員事務所（ニューヨーク、ヤンゴン）
従業員数	11,370名 (内務員2,468名、営業職員8,902名)
	平成29年3月末現在

沿革

明治26年（1893）	名古屋生命保険株式会社として愛知県名古屋市にて創立
明治41年（1908）	本店を東京市京橋区に移し、太陽生命保険株式会社に商号変更
昭和5年（1930）	本店を東京市日本橋区に移転
昭和23年（1948）	太陽生命保険相互会社として再発足
昭和43年（1968）	5年満期“ひまわり保険”発売
昭和59年（1984）	財団法人ひまわり厚生財団（現 公益財団法人太陽生命厚生財団）設立
平成11年（1999）	大同生命保険と全面的な業務提携のための基本協定を締結。グループ名を「T&D保険グループ」に決定
平成15年（2003）	相互会社から株式会社に組織変更し、東京証券取引所市場第一部に株式を上場
平成16年（2004）	T&D保険グループのグループ会社が共同で持ち株会社「T&Dホールディングス」を設立（「T&Dホールディングス」は東京・大阪証券取引所市場第一部に株式を上場、当社は上場を廃止）
平成18年（2006）	本店を東京都港区に移転
平成20年（2008）	“保険組曲Best”発売
平成24年（2012）	ご契約加入手続きのペーパーレス化・キャッシュレス化を開始
平成28年（2016）	本店を現在地（東京都中央区）に移転
平成28年（2016）	“ひまわり認知症治療保険”発売 “働きなくなったときの保険”発売

Contents [目次]

経営方針

経営ビジョン	01
トップメッセージ	03

経営戦略

中期経営計画	07
太陽の元気プロジェクト	09
ベストシニアサービス	11
海外事業	12

業績概要

契約業績	13
収益状況・健全性	14

ステークホルダーに対する取組み

太陽生命のステークホルダー	16
お客様との関わり	17
お客様さま本位の業務運営に係る方針	17
営業体制	18
商品	19
営業教育体制	22
お客様サービス	23
従業員との関わり	28
従業員のはたらきがい	28
社会との関わり	31
資産運用を通じた社会への貢献	31
スポーツを通じた社会への貢献	33
地域・社会・環境への貢献	35

経営管理体制

コーポレート・ガバナンス体制	38
内部統制体制	39
コンプライアンス体制	40
ERMの推進	41
リスク管理体制	41

会社情報

	43
--	----

※会社情報の目次は43ページをご覧下さい。

トップメッセージ

お客様との最高のCommunication(対話)と 時代に先駆けたCreation(創造)の 実現に向けて

日頃より、太陽生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社を支えていただいている皆様に心より感謝し、厚く御礼申し上げます。



平成28年度を振り返って

平成28年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、個人消費は底堅く推移し、企業収益も高水準で推移するなど、各種経済対策および金融政策の効果を背景に、景気は緩やかな回復基調が続きました。

金融市场につきましては、国内株式は、平成28年6月の英国におけるEU離脱に関する国民投票の結果を受け一時大幅に下落するなど、海外情勢や経済動向の不確実性の高まりにより年度前半は伸び悩みました。年度後半は、11月の米国大統領選の結果を受けた米国経済の拡大期待から上昇基調に転じました。また、国内金利は、平成28年1月の日本銀行によるマイナス金利政策の導入決定以降、短期、長期の金利が低下し一部年限においてマイナス水準になるとともに、超長期の金利も大きく低下しました。その後、日本銀行が9月に導入を決定した長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策により、極端な超長期の金利の低下は一定程度是正されました。

こうした経営環境のなか、当社は中期経営計画に掲げた『時代の変化を先取りした「最優の商品・サービス」をご家庭にお届けする生命保険会社を目指す』と

いう経営ビジョンに基づき、「商品の充実」「サービスの向上」「営業力の強化」の三位一体となつたさまざまな取組みを実施してまいりました。

平成28年度の決算は、そうした取組みの一つである『ひまわり認知症治療保険』等の第三分野（医療・介護・がん等）商品の販売が好調に推移したことにより、第三分野の新契約年換算保険料は前年比116.7%の134億円となりました。その結果、第三分野の保有契約年換算保険料は前年比103.0%の1,032億円となりました。また、収益面では、当期純利益が前年比107.9%の289億円と上場以来の最高益となりました。さらに、株価下落等のリスクに備えるための価格変動準備金を180億円積み増すなど内部留保の充実を図り、保険会社の健全性を示す指標の一つであるソルベンシー・マージン比率は、848.6%と、お客様に十分ご安心いただける水準を維持しております。

平成28年度の取組み

日本では団塊世代の高齢化により、10年後には65歳以上のシニア層の人口が総人口の30%を占め、また、2025年には、65歳以上の5人に1人が認知症になると予測されています。このような人口構造の変化等を見据え、当社は平成28年4月からの3ヵ年の中期経営計画において、「商品の充実」「サービスの向上」「営業力の強化」の三位一体となった販売推進により、シニアマーケットでのトップブランドを築くことを方針に掲げています。

<商品の充実>

時代の変化を先取りする商品として、平成28年3月より『ひまわり認知症治療保険』を発売いたしました。同商品は、生命保険業界で初めて、簡単な告知で加入できる認知症による所定の状態を保障する保険であり、健康に不安のある方でも加入できる保険です。認知症に対する世の中の関心の高さと相まって多くのお客様からご支持をいただき、販売件数は23万件^(※)を超えるました。

また、平成20年10月に発売した当社の主力商品である『保険組曲Best』は、必要な保障を自在に組み合わせができる商品として、累計243万件を超えるご加入をいただいております。発売以降、さまざまな進化を遂げている『保険組曲Best』ですが、平成28年3月には、働きなくなったときの収入減などの不安に備えることのできる『働きなくなったときの保険』が、平成29年4月には、3大疾病に加えて11の疾病障害状態を保障する『特定疾病・疾病障害保険』が新たにラインアップとして加わり、従来以上にお客様にご安心をお届けできる『保険組曲Best』へと進化しました。

<サービスの向上>

シニアのお客様に確実に保険金等をお支払いし、安心してご契約を継続していただくために、平成28年4月より「かけつけ隊サービス」をスタートいたしました。同サービスは、専門知識を有する内務員がお客様を直接訪問し、保険金や給付金等のお支払い手続きをサポートさせていただくサービスです。また、歩行が困難など病院に直接行かれることが難しいお客様に代わって診断書を取得するサービスや、字を書くことが困難なお客様に代わって請求書類を代筆するサービス等も行っています。さらに、専用モバイル端末を使用したペーパーレス手続きにより、給付金等をお支払するまでの日数が大幅に短縮されました。「かけつけ隊サービス」は、シニアのお客様をはじめとする多くのお客様にご好評をいただき、ご利用件数は2万5,000件を超えております。

また、ベストシニアサービス（BSS）の取組みの一つとして、平成26年7月より、70歳以上のお客様を対象として、入院給付金等のご請求漏れがないかの確認やご契約内容の確認等のため、営業職員等による年1回以上の訪問活動を実施することで、シニアのお客様お一人おひとりへ安心をお届けしております。

(※) 「ひまわり認知症治療保険」と「認知症治療保険」の合計販売件数（平成29年7月時点）。

<営業力の強化>

当社が提供する商品・サービスをより多くのお客様へお届けできるよう、販売チャネルの拡大および多様化に取り組みました。主力とする営業職員チャネルにおきましては、平成28年度に新たに5店舗の営業所の出店を行うとともに、営業職員の採用・育成に重点的に取り組んだ結果、営業職員数は前年度末に比べて271名増加し、8,902名（平成29年3月末時点）となりました。

金融機関代理店を通じた販売につきましては、取扱代理店の拡充に取り組んだ結果、銀行代理店委託数は15行から24行に増加し、主力商品である『終身生活介護年金保険』の新契約件数は、前年比307.5%の約4万4,000件と大幅に増加しました。

太陽の元気プロジェクト

平成28年6月には、『健康寿命の延伸』という社会的課題にこたえるために、「従業員」「お客様」「社会」のすべてを元気にする取組み、「太陽の元気プロジェクト」をスタートしました。

<従業員を“元気”にする>

お客様や社会を元氣にしていくためには、当社で働く従業員が元氣でなければなりません。そのためには、従業員が高い意欲を持って長く元気に働くことのできる職場環境が必要です。そこで、平成29年4月より、従来の60歳定年制度を改め、65歳定年制度を導入したほか、大手生命保険会社で初となる最長70歳まで働くことのできる継続雇用制度を導入しました。

また、平成28年10月には山形県上山市との間で、「上山型温泉クアオルト（健康保養地）活用包括的連携に関する協定書」を締結し、同市が推進する「上山型温泉クアオルト（健康保養地）事業」を活用した従業員の健康増進に取り組んでいるほか、働き方の変革による総労働時間の削減、有給休暇の取得推進等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現にも取り組んでいます。

当社の健康経営に対する取組みは、経済産業省が従業員の健康増進に取り組む「健康経営」を普及させることを目的としてスタートした「健康経営優良法人認定制度」に基づく「健康経営優良法人2017（ホワイト500）」に認定されました。

<お客様の“元気”をサポートする>

平成28年10月より、認知症の予防をサポートする「認知症予防アプリ」のお客様への提供を開始しました。同アプリは、歩行速度を継続的に測定し、認知症・MCI（軽度認知障害）のリスク予兆が発見された場合にご本人とご家族に通知する国内初のスマートフォンアプリです。歩行速度の低下を契機に運動習慣等を見直していただくことにより認知症・MCIの予防をサポートし、あわせて、指定されたご家族にご本人の歩行状況等を通知する「見まもり機能」により、ご本人の日々の健康状態をご家族に見守っていただくことができます。

また、シニアのお客様や障がいをお持ちのお客様への対応力を高めていくために、本社および全国の支社の職員を対象に生命保険業界で初めて「ユニバーサルマナー検定」を導入するとともに、「認知症サポート」を全社に配置し、お客様サービスの品質向上を図りました。

<社会の“元気”に貢献する>

疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」の普及に向け、「太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード2016」を実施しました。地域住民や滞在者の健康寿命の延伸に向け、「クアオルト健康ウォーキング」の導入を目指す自治体を全国より公募し、受賞された3つの地方自治体に対し、コース整備やガイド育成の支援を実施しています。

また、認知症セミナーや地方自治体による健康増進に向けた社会実験への協賛等にも取り組んでいます。資産運用においても、健康増進に寄与する事業を応援する「元気健康応援ファンド」への投資、当社が保有する不動産を住宅型有料老人ホームに建て替える等、資産の有効活用と地域社会への貢献を図っております。

おわりに

当社の「ひまわり認知症治療保険」と「かけつけ隊サービス」による商品とサービスの一体的な提供は、超高齢社会の到来に向け、お客様ニーズを的確に捉えた商品・きめ細やかなサービス展開であるとして、公益社団法人日本マーケティング協会主催の「日本マーケティング大賞」において、金融機関で初めて「奨励賞」を受賞いたしました。また、当社の『「認知症高齢者が増加する社会」への取組み』は、「環境省 21世紀金融行動原則」に基づく優良事例として、保険業務部門の平成28年度「グッドプラクティス」に選定されました。

私たちは、このような評価に満足することなく、少子高齢化の進展、健康寿命の延伸という社会環境の変化に対応し、「お客様との最高のCommunication（対話）」と「時代に先駆けたCreation（創造）」を通じ、「確実に保険金をお支払する」という生命保険会社本来の使命を果たすだけでなく、「病気を予防することをサポートし、お客様の健康増進のお役に立つ」という新たな役割にチャレンジし続けたいと考えております。

そのためにも、従業員一同、日々たゆまぬ努力を続けてまいりますので、引き続き皆様方のご支援とご愛顧をよろしくお願い申し上げます。



平成29年7月

代表取締役社長 田中勝英

T&D保険グループ中期経営計画

(平成28年度～平成30年度)

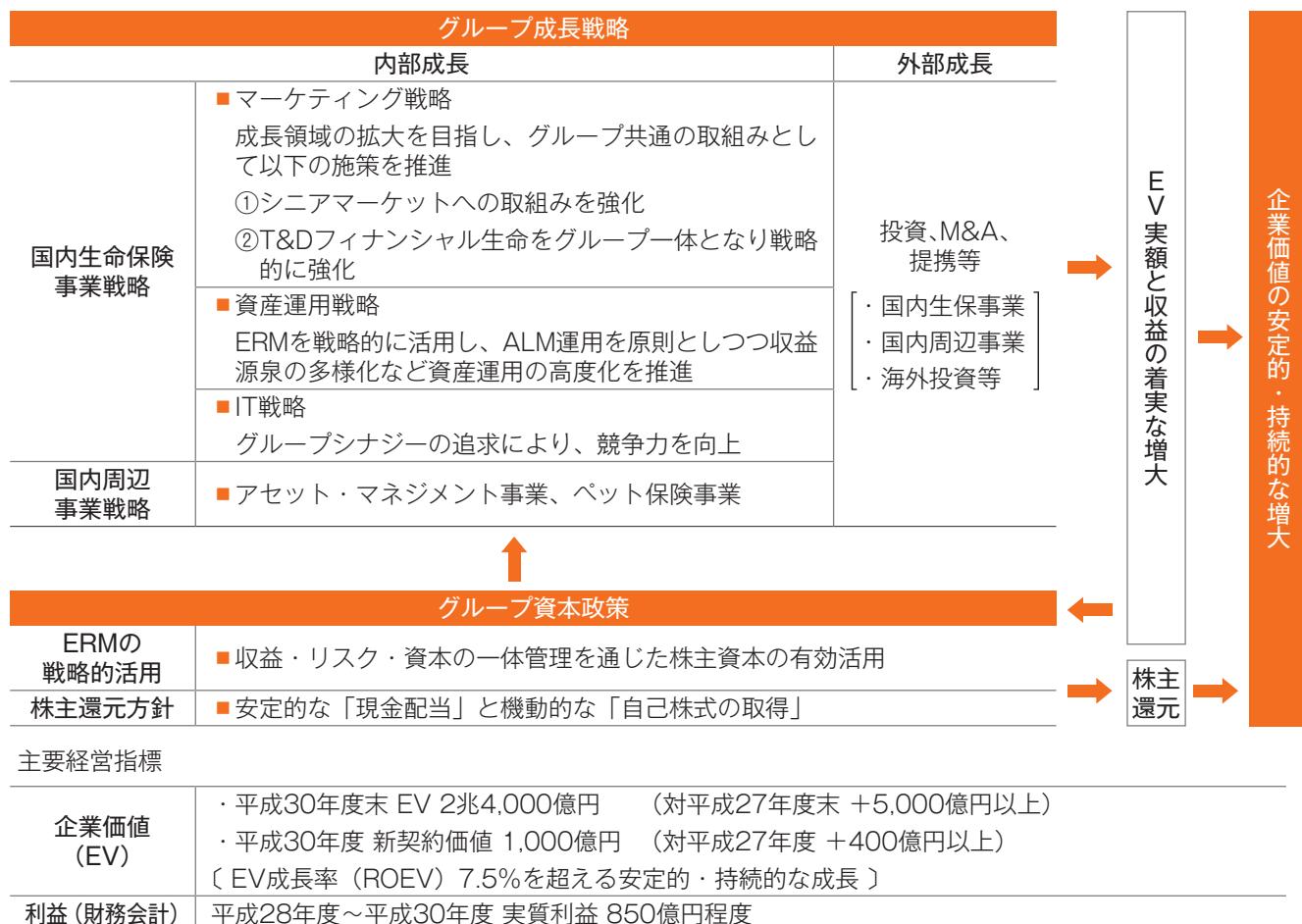
T&D保険グループでは、平成28年度から平成30年度までの3カ年のグループ中期経営計画「Try & Discover for the Next Stage～成長領域拡大の3年～」を取り組んでいます。

本中期経営計画は、今後10年を見据えたファーストステージの3年間と位置づけ、以下の全体方針のもと、中核生保3社が特化したマーケットにおいて独自性・専門性を最大限発揮することで、グループ企業価値(EV)の安定的・持続的な増大を実現していきます。

本中期経営計画の全体方針

- 国内生命保険事業をコアとし、確立された基盤に加え、成長領域をさらに拡大すべく、シニアマーケットと乗合代理店チャネルへの取組みを強化する。
- 国内生命保険市場における競争力強化・シェア拡大、収益力向上に向け、提携やM&Aの機会を追求する。
- ERMの戦略的活用により、株主資本の有効活用を推進し、健全性を確保しつつ高い収益性を実現する。

[全体像]



(*1) 上記経営指標は、金融環境等の外部環境の前提が設定時の水準から大きく乖離することなく推移することを仮定しています。また、計画策定時点に行った将来の予測等が含まれており、さまざまなりスクや不確実性が内包されていることから、将来の実績が上記指標と大きく異なる可能性がある点をご承知置きください。

(*2) 実質利益は、当期純利益に、負債性内部留保（危険準備金繰入額、価格変動準備金繰入額）のうち法定基準繰入額を超過した額を加算して算出しています（税引後）。

太陽生命中期経営計画

(平成28年度～平成30年度)

今後、団塊の世代の高齢化により65歳以上のシニア層の人口は増加を続け、10年後には総人口の30%を占めるようになります。そして、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると言われています。また、75歳以上の後期高齢者は総人口の19%を占め、一人暮らしの高齢者世帯の増加も見込まれています。さらに、社会保障（公的年金・医療・介護）の給付は増加傾向にあり、今まで以上に自助努力によって老後や健康不安などの「長生きのリスク」への備えが必要になることが見込まれます。このような社会環境の中で、当社の主要マーケットである家庭市場でもシニア層のマーケットが拡大していくことが見込まれています。

上記の環境変化を見据えて、当社の平成28～30年度中期経営計画では、『時代の変化を先取りした「最優の商品・サービス」をご家庭にお届けする生命保険会社を目指す』というビジョンのもと、「サービスの向上」「商品の充実」「営業力の強化」の三位一体となった販売推進により『シニアマーケットでのトップブランドを構築』することを戦略方針としています。

当社では、これまでの業務改革により、営業やサービス、そして知恵を使って新たな価値を生み出す仕事に集中できる環境を整えました。これをふまえて、中期経営計画のキャッチフレーズとして『C&C』を掲げ、今後さらなるスマートワークの推進により、『お客様との最高のCommunication（対話）』と『時代に先駆けたCreation（創造）』を実現していきます。

中期経営計画ビジョン	時代の変化を先取りした「最優の商品・サービス」をご家庭にお届けする生命保険会社を目指す。
中期経営計画キャッチフレーズ	C&C ~お客様との最高のCommunication（対話）と 時代に先駆けたCreation（創造）の実現に向けて~



太陽の元気 project

太陽の元気プロジェクト

少子化により総人口が減少する一方、65歳以上のシニアの人口は増え続け、10年後には総人口の30%を占めることが見込まれています。また、超高齢社会を迎えるなか、2025年には、65歳以上の5人に1人が認知症になると言われています。

このような社会環境の変化に伴い、“健康で元気に長生きすること”、すなわち「健康寿命の延伸」が大きな社会的課題となっています。当社は、この社会的課題にこたえるために、平成28年6月より、「従業員」「お客様」「社会」のすべてを元気にする取組み、「太陽の元気プロジェクト」を推進しています。

「太陽の元気」宣言

従業員を“元気”にします。

- ・従業員の健康増進を図り、一人ひとりがいきいきと働くことができる元気な職場を作ります。
- ・元気な職場で生まれる活発なコミュニケーションによって、新商品や新サービス等の新たな価値を創造します。

お客様の“元気”をサポートします。

- ・お客様の健康寿命の延伸をサポートするサービスを提供します。
- ・お客様の元気をサポートするために、従業員のサービス力を高めます。

社会の“元気”に貢献します。

- ・当社が保有するデータの活用によって、医療の進歩に貢献します。
- ・「元気・健康」に取り組んでいる企業・団体等を応援します。

■「太陽の元気プロジェクト」ロゴマークについて

世の中を元気にするような、文字から元気が湧き出るデザインにしたいと考え、力強く躍動感のある「元気」の書を「太陽の元気プロジェクト」のロゴとしました。

執筆いただいた書家の紹介

書家 金澤 翔子 さん

- ・1985年東京都目黒区に生まれ、5歳から書家の母に師事し書を始める。
- ・ダウン症のある天才書家として、20歳の時、銀座書廊で初個展を開催。
- その後、鎌倉建長寺、京都建仁寺、奈良東大寺で個展を開催。
- 福島に「金澤翔子美術館」を開設。
- ・27歳の時、NHK大河ドラマ『平清盛』揮毫。
- 翌年、国体の開会式で揮毫。天皇の御製を揮毫。
- ・30歳の時には国連本部でスピーチを行い、ニューヨーク・チェコなどで個展を開催するなど、海外にも活躍の場を広げている。
- ・2016年日本福祉大学の准教授となる。



金澤翔子さん

具体的な取組み

従業員を元気に

● 最長70歳まで働くことのできる雇用制度の導入

豊富な経験をもったシニア社員が元気にいきいきと働ける環境を整備しています。➡ 29ページ

● スマートワークの実現

従業員一人ひとりがやりがい・充実感を持って働くことのできるスマートワークを推進しています。➡ 28ページ

● 従業員の健康づくり

クアオルト（健康保養地）の活用やがん検診受診率の向上など、従業員の健康づくりを進めています。➡ 30ページ



お客様を元気に

● 「認知症予防アプリ」の提供

歩行速度に基づき認知症の予防をサポートするスマートフォンアプリ「認知症予防アプリ」をお客様に提供しています。➡ 25ページ

● お客様対応力の向上

シニアのお客様や障がいをお持ちのお客様への対応力を高めていくために、「ユニバーサルマナー検定」や「認知症サポーター」の全社的な導入を進めています。➡ 25ページ



社会を元気に

● 「クアオルト健康ウォーキング」の普及活動

疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」を全国に普及させることを目的として、「太陽生命 クアオルト健康ウォーキングアワード」を実施しています。➡ 37ページ

● 認知症セミナーの開催

全国で開催された「認知症セミナー」に協賛し、認知症に関する各種情報をお届けしています。➡ 37ページ

● 「元気健康応援ファンド」への投資

人々の健康増進に寄与する事業を応援する「元気健康応援ファンド」への投資を実施しています。➡ 32ページ



「シニアのお客様に最もやさしい生命保険会社」を目指して ～ベストシニアサービス（BSS：Best Senior Service）の取組み～

当社は、平成26年度より、「シニアのお客様に最もやさしい生命保険会社になる」ことを目指して「ベストシニアサービス（BSS）」をスタートしました。

BSSの取組みに際しては、70歳以上のシニアのお客様の利便性向上に向け、サービス・商品・制度・帳票・ホスピタリティ等あらゆる面を「シニアのお客様視点」で見直し、改革・改善に取り組んでまいりました。

BSSの取組みを推進し、シニアのお客様に業界最高水準のサービス・商品をお届けすることで、シニアのお客様はもとより、若い世代のお客様にも「太陽生命なら将来にわたりずっと安心できる」と信頼いただける保険会社を目指してまいります。



ベストシニアサービスの具体的な取組み

● シニアのお客様への訪問活動の実施

平成26年7月より、70歳以上のシニアのお客様を対象として、入院給付金等のご請求漏れがないかの確認やご契約内容の確認等のため、営業職員等による年1回以上の訪問活動を実施しています。

● シニアのお客様向け新商品の開発

平成28年3月より、生命保険業界で初めて健康に不安のある方でも加入できる、認知症による所定の状態を保障する保険「ひまわり認知症治療保険」を発売いたしました。認知症に加えシニアの罹患し易い疾病等を保障する商品性がシニアのお客様のご支持をいただき、累計販売件数は平成29年7月に23万件を超えております（「認知症治療保険」との合計）。

● ご契約時やご継続時の安心に向けた取組み

シニアのお客様の契約締結時には、ご家族の同席を積極的に推進するとともに、営業職員が携帯している端末のテレビ電話機能を活用して、本社担当者が契約意向の再確認や告知事項の再確認（一部商品）を行っています。

また、大規模災害の発生時など、万一ご契約者様と連絡が取れない場合に備えて、あらかじめご家族の連絡先を登録いただく「ご家族登録制度」を導入するとともに、同制度への登録勧奨を推進しています。

なお、登録いただいたご家族からは、ご契約者様に代わって保障内容や請求の手続き方法をお問い合わせいただくことが可能です。

● かけつけ隊サービス

「かけつけ隊サービス」は、専門知識を有する内務員が直接お客様やご家族のもとにお伺いすることで、給付金等のご請求手続きにおけるお客様の負担をなくし、内務員ならではのきめ細やかなサポートをご提供するものです。

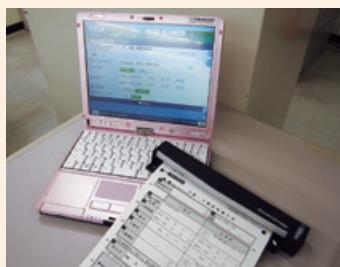
シニアのお客様をはじめとする多くのお客様に大変ご好評をいただき、平成28年4月のサービス開始以来、ご利用件数は25,000件を超えています。

※上記のサービスには、訪問可能な地域、日時など所定の条件がございます。



かけつけ隊イメージキャラクター
「いかなキャット」

かけつけ隊サービスがより便利になりました！



給付金等ご請求手続きをペーパーレスで！

必要事項の記入や入力は、「かけつけ隊」がすべて行います。お客様は請求内容を確認し、専用モバイル端末上に自署するだけでお手続きは完了です。

お支払いまでの日数を短縮！

領収証などの書類は携帯型スキャナで読み取り、モバイル端末に入力した内容とともに直ちにデータを送信します。シニアのお客様に多い白内障による入院・手術のご請求では、データ送信後、最短30分程度でのお支払いが可能となりました。

海外事業

海外事業の推進

当社は、高い経済発展が注目されているミャンマーを中心に海外事業を推進しています。平成24年4月、当社は外国生命保険会社として初めてミャンマーに駐在員事務所を開設しました。ミャンマーでは、現在外国生命保険会社による生命保険業が認められていませんが、将来的な事業参入を見据え、今後市場が開放された際に、速やかに参入できるようさまざまな活動を行っています（平成29年6月末現在）。



ヤンゴン駐在員事務所職員



ヤンゴン駐在員事務所が入居するサクラタワー

ミャンマー保険事業の発展・普及に向けた主な活動

● ミャンマー保険業界の発展に向けた支援【リーディングコンサルタント就任】

平成27年7月から発売されたミャンマー初の医療保険の販売プロジェクトのリーディングコンサルタントとして、ミャンマー保険事業監督委員会より認定を受けました。当社では各保険会社が行う募集や引受査定などへのアドバイス、各種データの収集・分析、その結果に基づいた改定案の提案など、プロジェクト全般に対するコンサルタント活動を行っています。



● ミャンマー保険公社との覚書締結

平成28年10月、ミャンマー国営保険会社であるミャンマー保険公社との間で、「健全なミャンマー生命保険産業を発展させるための協働に関する覚書」を締結しました。ミャンマー保険公社において、国外の生命保険会社との覚書締結は初めてのことであり、当社のこれまでのミャンマー保険業界への貢献が評価されたものと考えています。覚書に基づき、当社は、ミャンマー生命保険業界の健全な発展に寄与するため、ミャンマー保険公社と協力して以下の5つの取組みを行っています。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ■ 医療保険のさらなる販売促進・普及 | ■ 国民への医療保険に関する啓蒙活動 |
| ■ 既存の生命保険商品の見直し | ■ 国民の生命保険に対する意識調査 |
| ■ 新たな生命保険商品の検討・開発 | |



● ミャンマーにおけるシステム開発会社の設立

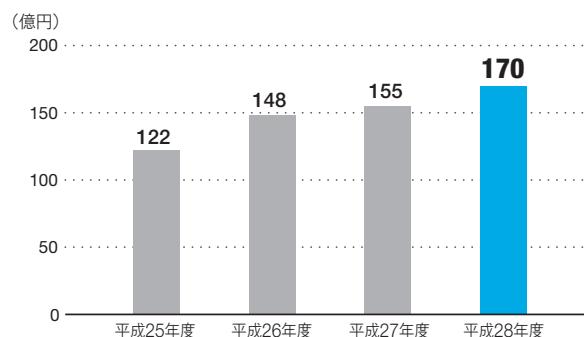
平成29年2月、ミャンマーにおいて、同国の大手システム会社ACEグループの一員である AcePlus Solutions Company Limited（エースプラス・ソリューションズ）との合弁により、システム開発会社 Thuriya Ace Technology Company Limited（トゥリヤ・エース・テクノロジー 以下TAT社）を設立しました。TAT社を通じて、ミャンマー保険会社各社に対し、高度な保険関連システムを提供することで、ミャンマー保険業界のより一層の発展に貢献していきます。



契約業績

■ 保障性新契約年換算保険料

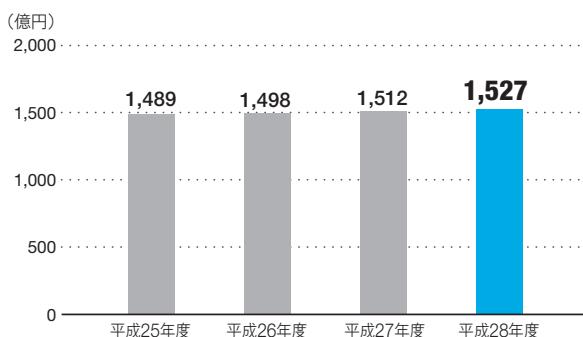
170 億円



保障性新契約年換算保険料（個人保険・個人年金保険）は、前年比110.1%の170億円となりました。これは主に、主力商品「保険組曲Best」の医療系商品の販売が好調だったことによります。

■ 保障性保有契約年換算保険料

1,527 億円



保障性保有契約年換算保険料は、新契約業績の好調により、前年比101.0%の1,527億円となりました。

保障性年換算保険料（当社独自の指標）とは、年換算保険料のうち主に貯蓄系商品を除いた保険料の合計です。

保障性年換算保険料の伸展が「EVの伸展」に大きく寄与するため、当社では保障性年換算保険料を契約業績の中で重視する指標としています。

■ 団体保険・団体年金保険

平成28年度の団体保険の保有契約高は前年比100.6%の9兆9,481億円となりました。また団体年金保険の保有契約高は前年比101.1%の8,825億円となりました。

●団体保険・団体年金保険保有契約高の推移

(単位：億円)

	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	
				前年比	
団体保険	100,572	98,985	98,853	99,481	100.6%
団体年金保険	8,397	8,855	8,727	8,825	101.1%

収益状況・健全性

■ 保険料等収入

平成28年度の保険料等収入は前年比99.6%の6,543億円となりました。

6,543 億円

■ 基礎利益

平成28年度の基礎利益は、前年比99.4%の534億円となりました。

534 億円

※基礎利益とは、保険関係の収支と利息や配当金等の収入を中心とした運用関係の収支からなる生命保険会社の本業の収益を示す指標の一つです。

順ざやの状況

当社は、平成27年度決算に引き続き、77億円(前年比50億円減)の「順ざや」となっています。

■ 経常利益

基礎利益にキャピタル損益、臨時損益を加えた平成28年度の経常利益は、前年比84.2%の666億円となりました。

666 億円

■ 当期純利益

平成28年度の当期純利益は前年比107.9%の289億円となりました。

289 億円

● 収益状況の推移

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
				前年比	
保険料等収入	6,552	8,652	6,571	6,543	99.6%
経常利益	722	676	791	666	84.2%
当期純利益	263	279	268	289	107.9%

■ 市場整合的エンベディッド・バリュー

当社では、MCEV原則(The European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles^①)に基づいた市場整合的エンベディッド・バリュー(以下、MCEV)を開示しています。

^① Copyright © Stichting CFO Forum Foundation 2008

(単位：億円)

	平成29年3月末	平成28年3月末	増減
MCEV	7,775	7,257	517
修正純資産	8,477	10,103	△ 1,626
保有契約価値	△ 702	△ 2,846	2,144
新契約価値	442	181	261

*エンベディッド・バリューとは、生命保険会社が現在保有する保険契約と総資産に基づき、将来に見込まれる利益の現在価値などから計算される会社の経済的価値であり、貸借対照表などから計算される「修正純資産」と保有契約に基づき計算される「保有契約価値」からなります。

■ ソルベンシー・マージン比率

平成28年度末のソルベンシー・マージン比率は848.6%（前年比42.0ポイント減）となり、引き続き十分な保険金等の支払余力を有しています。

848.6%

生命保険会社は将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てていますので、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大地震や株価の大暴落等通常の予測を超えるリスクが発生することがあります。ソルベンシー・マージン比率とは、そのリスクに対応できる「支払余力」を有しているかを判断するための行政監督上の指標の一つです。

■ 格付け

格付投資情報センター
(R&I)

AA-

日本格付研究所
(JCR)

AA-

スタンダード&プアーズ
(S&P)

A

(平成29年7月1日現在)

財務内容の健全性や、堅固な営業基盤、収益力向上に対する取組みなどが評価され、日米の格付機関から高い評価を得ています。

保険会社の格付けは、独立した第三者機関である格付機関が、保険会社の保険金支払能力等に対する確実性をさまざまな情報から判断・決定し、アルファベットなどの記号でわかりやすく表したものです。

格付機関名	格付け	内容
格付投資情報センター (R&I)	「AA-」	保険金支払能力は極めて高く、優れた要素がある。
日本格付研究所 (JCR)	「AA-」	債務履行の確実性は非常に高い。
スタンダード&プアーズ (S&P)	「A」	保険会社が保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付け(AAA,AA)に比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

- (注)
1. 標記の格付けはすべて、当社が正式に格付機関に評価依頼し取得したものです。
 2. 格付けは、保険会社の保険金支払に対する確実性を表した格付機関の意見であり、保険金支払などについて保証を行うものではありません。
 3. 格付けは、格付機関による見直し時点の情報に基づいたものであり、将来的に変更される可能性があります。
 4. 格付機関ごとに格付けの定義は異なります。R&Iは「保険金支払能力」、JCRは「保険金支払能力格付」、S&Pは「保険財務力格付け」です。

太陽生命のステークホルダー

T&D保険グループは、経営理念の「Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献するグループを目指します。」に基づき、グループが一体となってCSRに取り組んでいます。

当社は、「T&D保険グループ」の中核会社として、グループ共通の方針である「T&D保険グループCSR憲章」に基づきCSRを進めています。

T&D保険グループCSR憲章

T&D保険グループは、経営理念に基づき、社会とともに持続的成長を遂げ、生命保険業等の公共的使命と企業の社会的責任を果たします。

- 1 より良い商品・サービスの提供
- 2 コンプライアンスの徹底
- 3 人権の尊重
- 4 コミュニケーション
- 5 地域・社会への貢献
- 6 地球環境の保護

お客様との関わり



- ▶ お客さま本位の業務運営に係る方針
- ▶ 営業体制
- ▶ 商品
- ▶ 営業教育体制
- ▶ お客様サービス

→ P.17

従業員との関わり



- ▶ 従業員のはたらきがい

→ P.28

社会との関わり



- ▶ 資産運用を通じた社会への貢献
- ▶ スポーツを通じた社会への貢献
- ▶ 地域・社会、環境への貢献

→ P.31



お客様との関わり

お客さま本位の業務運営に係る方針

当社は、「お客さま本位」を全社共通の価値観として、お客さま本位の業務運営を一層推進するため「お客さま本位の業務運営に係る方針」を定めています。

【お客さま本位の業務運営に係る方針】

太陽生命保険株式会社は、「お客さま本位」を全社共通の価値観として、お客さまの利益に繋がる真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「お客さま本位の業務運営に係る方針」を定めます。

また、当社は、本方針の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組みます。

1. より良い保険商品・サービスの提供

私たちは、お客さまの状況やニーズにあった最適で質の高い保険商品・サービスの開発と提供に取り組みます。

2. 「お客さま本位」の提案・販売

私たちは、お客さまの状況やご意向を踏まえ、「お客さま本位」の適正な保険商品の提案を行います。

また、保険商品の販売に際し、お客さまにとって不利益となる事項を含め、保険商品に係る重要な情報をお客さまに正しくご理解いただけるよう、正確でわかりやすい情報提供に取り組みます。

3. 業務運営の質の向上

私たちは、お客さまとの末永い信頼関係を構築するために、お客さまに関わるすべてのプロセスにおいて、高品質のサービス提供に取り組みます。

○お客さまに正確かつ迅速に保険金・給付金等をお支払いするとともに、適切な情報提供によりご請求漏れの防止に取り組みます。

○お客さまからさまざまな機会にお伺いする「お客様の声」を活用し、お客さまの視点に立ったサービス品質の向上に取り組みます。

4. 資産運用

私たちは、お客さまに保険金・給付金等を確実にお支払いするため、長期安定的な収益の確保を目指すとともに、投融資先の公共性・資産の健全性等に十分配慮した資産運用を行います。

5. 利益相反取引の適切な管理

私たちは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための方針を策定、公表するとともに、利益相反のおそれのある取引を適切に把握・管理してまいります。

6. 「お客さま本位」の行動を実践する人材の育成等

私たちは、「お客さま本位」の姿勢と行動を徹底するとともに、お客さまとの末永い信頼関係を構築していくため、高い倫理観と専門的な知識を兼ね備えた人材を育成します。

また、本方針に基づく行動を促進する態勢の構築に取り組みます。

7. 推進態勢

私たちは、本方針に基づく取り組み状況を取締役会等に定期的に報告するとともに、その内容を公表します。また、本方針についても見直しの必要がないか定期的に確認を行います。

営業体制

個人のお客様

当社は、家庭市場において死亡・医療・介護保障を中心とした総合生活保障の商品をお客様にお届けするため、営業職員が二人一組のコンビ活動により個別にご家庭を訪問し、新規開拓を行うことで成長を続けてまいりました。

平成28-30年度中期経営計画では、『時代の変化を先取りした「最優の商品・サービス」をご家庭にお届けする生命保険会社を目指す』というビジョンのもと、「訪問による対面サービスの強化」「時代の変化を先取りした商品開発」「営業職員チャネルのさらなる充実」の三位一体となった販売を推進することにより、業績を拡大し、シニアマーケットでのトップブランドとなることを目指しています。

● 訪問による対面サービスの強化

当社では、平成26年度からシニアのお客様に最もやさしい生命保険会社になることを目指し、ベストシニアサービスを展開しています。その取組みとして70歳以上のお客様を対象に、ご契約内容確認や請求勧奨等を行うため、年1回以上の訪問活動を行うなど、シニアのお客様の安心をサポートする活動を推進しています。また、シニアのお客様のご契約締結時に、誤認防止等を目的として、ご家族の同席を積極的に推進するとともに、営業職員が所持している携帯端末のテレビ電話機能を活用し、本社担当者とご契約内容を再確認する取組みを行っています。

平成28年4月からは、シニアのお客様が安心、便利に給付のお手続きができるよう、専門知識のある内務職員が、直接お客様やご家族のもとを訪問し、お手続きのサポートを行う「お支払い手続き訪問サービス（かけつけ隊サービス）」を開始しました。



● 時代の変化を先取りした商品開発

お客様に一生涯にわたる安心をご提供するため、主力商品である「保険組曲Best」の充実を図っています。

平成28年3月には、業界初となる選択緩和型の認知症保障商品である「ひまわり認知症治療保険」および就業不能時の収入を保障する「働けなくなったときの保険」を発売いたしました。

また、平成29年4月には、3大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）を保障対象とする「特定疾病治療保険」の保障範囲を拡大し、所定の呼吸器疾患・腎疾患や心臓ペースメーカーの装着・人工透析療法など11種類の疾病障害状態を新たに保障対象とする「特定疾病・疾病障害保険」を発売いたしました。

法人のお客様

福利厚生制度をめぐる環境の変化にともなって多様化・高度化するニーズにお応えするため、さまざまな商品を取り揃え、ニーズに合ったご提案を行っています。

代理店での保険販売

金融機関代理店および一般代理店による介護保険や認知症に備える保険など、独自性のある商品をご用意し、お客様の幅広いニーズにお応えしています。また、金融機関代理店数も着実に増え、より多くのお客様に当社商品をご提供できるようになりました。

お客様との関わり

商品

個人向け生命保険商品のお取扱い



組み立て自由な保険 保険組曲Best

さまざまなお客様のニーズにきめ細かくお応えするために、平成20年10月に業界初の組み立て保険「保険組曲Best」を発売し、その後も商品ラインアップの充実を図っています。直近では、平成28年3月に「働けなくなったときの保険」、平成29年4月に「特定疾病・疾病障害保険」を新たにラインアップに追加しています。

特長1



●保険組曲Bestなら自分にピッタリな保険を組み立てられます

21種類の単体の保険（主契約）から、必要な保険を選んで組み合わせることにより、ご自分のニーズにあつた保障を準備することができます。

<主契約一覧>

●【万のため】の保険	●生活応援保険(月額型)	●終身保険	●定期保険	●傷害保険
●【3大疾病】に備える保険	●特定疾病・疾病障害保険(I型)	●特定疾病・疾病障害保険(II型)		
●【就業不能・認知症・介護】に備える保険	●働けなくなったときの保険	●生活介護保険(II型)	●認知症治療保険	
●【ケガや病気】に備える保険	●入院保険	●女性特定疾病入院保険	●女性入院保険	
	●生活習慣病入院保険	●ガン入院保険	●入院一時金保険	
	●女性入院一時金保険	●生活習慣病入院一時金保険	●手術保険	
●【資金準備】のための保険	●積立保険	●生存給付金付定期保険	●個人年金保険	

特長2

●3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加え、病気による所定の障害状態(重度の糖尿病・人工透析療法など)も手厚く保障します

3大疾病で所定の状態に該当したときに加えて、病気による所定の障害状態のときにも保険金をお支払いする「特定疾病・疾病障害保険」を平成29年4月より発売しました。

また、特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則により、「上皮内がんになったとき」や「急性心筋梗塞・脳卒中で入院したとき」も保障の対象になります。

<新たに保障対象となる疾病障害状態>

	呼吸器疾患 (*)		心疾患 (*)		腎疾患 (*)
	肝疾患 (*)		重度の糖尿病 (*)		血液・造血器疾患 (*)
	重度の高血圧症 (*)		心臓ベースメーカー・心臓の人工弁置換		
	人工透析療法		新ぼうこう造設など		人工肛門造設

(*) 日常生活が著しい制限を受けるなどの状態に該当し、その状態が180日継続したと診断されるなど、所定の条件があります。

特長3

●就業不能状態をしっかり保障します

「働けなくなったときの保険」は、三大疾病やケガなどを原因とした所定の就業不能状態が30日継続したとき給付金をお支払いします。また、所定の就業不能状態が30日継続するごとに150日まで最大5回、給付金をお支払いします。さらに、所定の就業不能状態が180日継続したときには「就業不能年金」をお支払いします。

特長4

●最新の医療保障を準備できます

入院は、日帰り入院から保障します。また、がんを原因とする入院の場合は、お支払日数に限度はありません。手術は、公的医療保険制度に連動し、外来での手術や放射線治療も保障します。さらに先進医療も対象です。※一部お支払い対象外の手術等があります。



特長 5

●充実の総合保険料払込免除特約

総合保険料払込免除特約を付加することで、いざというときには保険料のお払込みが免除されます。保険料のお払込みが免除となるのはつぎのような状態に該当されたときです。

【3大疾病】で所定の状態

所定の【要生活介護状態】等
(所定の【働けない状態】)

所定の【身体障害状態】

所定の【高度障害状態】

【病気による】所定の障害状態

※なお、快方に向ったときも、
保険料のお払込みは不要です。



特長 6

●割引制度も充実

月払契約であれば、保険料の合計額や保険金の合計額に応じて保険料が割引となる「契約割引制度」があります。合計額が大きくなるほど割引額は大きくなります。



TVCM放映中

ひまわり認知症治療保険

当社は、認知症に前向きに向き合い、老後を安心してお送りいただくための保険商品として「ひまわり認知症治療保険」を平成28年3月に発売しました。生命保険業界で初めて^(※1)認知症による所定の状態を保障する保険であり、健康に不安のある方（入院したことがある方等）も簡単な告知でご加入いただけます。

(※1) 簡単な告知により加入できる選択緩和型の商品で、認知症について保障する保険は生命保険業界初となります。



特長 1

●「器質性認知症^(※2)」を保障します

「器質性認知症^(※2)」により、「時間」「場所」「人物」のいずれかの認識ができなくなり、その状態が180日継続したとき一時金をお支払いします。

(※2) 器質性認知症とは、脳の組織の変化による病気です。

・例：血管性認知症、アルツハイマー病の認知症、パーキンソン病の認知症、クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症



特長 2

●「7大生活習慣病」「シニアに多い所定の疾病」「女性特有の病気」による入院・手術などを保障します

「7大生活習慣病」やシニアの方に多い白内障・脊椎障害・熱中症による入院・手術のとき一時金をお支払いします。さらに、女性の場合は、子宮筋腫・卵巣囊腫などの「女性特有の病気」も対象です。



特長 3

●「骨折」を保障します

事故や転倒による骨折、骨粗しょう症による骨折などシニアの方に多い、要介護の原因になりやすい「骨折」の治療を受けたとき一時金をお支払いします（180日につき1回を限度とし、同一の原因による支払いは1回に限ります）。

お客様との関わり

法人向け商品のお取扱い

さまざまな法人向け商品および各種プランのご提案を通じて、企業の福利厚生制度のメインパートナーとしてお客様を総合的にサポートしてまいります。

※詳細は、73ページをご覧下さい。



損害保険商品のお取扱い

損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびそんぽ24損害保険株式会社の代理店として、主に営業職員が窓口となって損害保険商品をお届けしています。

生命保険のみならず損害保険もラインアップに加えることで、お客様の幅広いニーズに十分お応えできるようになっています。

■ 自動車保険



● THE クルマの保険（個人用自動車保険）

「お客様の生活により添い、一番の安心を提供できる自動車保険であること」そんな思いから誕生した個人専用の損保ジャパン日本興亜の自動車保険です。



● SGP（一般自動車保険）

すべてのお客様のさまざまなリスクに対応する損保ジャパン日本興亜の総合型自動車保険です。



● そんぽ24自動車保険（通信販売用総合自動車保険）

お客様の運転スタイルに応じて保険料を設定した自動車保険です。

■ すまいの保険



● THE すまいの保険（個人用火災総合保険）

火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りする保険です。

■ くらしの保険



● ユトリックス（くらしの安心保険）

家財・身の回り品の補償からケガ・賠償責任の補償まで「くらし」のさまざまな場面で「安心」をサポートする保険です。

■ ケガの保険



● THE ケガの保険（傷害総合保険）

国内・国外を問わず、家庭、職場、旅行中など日常生活におけるさまざまなケガ（傷害）や個人賠償責任を補償する保険です。

営業教育体制

営業職員への教育

お客様一人ひとりに最適なコンサルティングを行い、確かな安心と充実したサービスをご提供することにより、今後ともお客様に選ばれ、信頼される会社を目指します。そのために営業職員の技術・知識はもちろん、お客様の期待に応え、お客様から選ばれるための努力を惜しまず、自己研鑽による成長を積み重ねるプロフェッショナルな営業職員を育成していきます。



● 新人営業職員教育(Progress)

生命保険営業を行っていく上で必要となる心構えや知識・技術など、営業の基礎を徹底して学びます。



● FP教育

多様化するお客様のニーズにお応えして、最適な保険商品をご提案するためには、お客様の立場に立った質の高いコンサルティングが欠かせません。お客様に安心感・納得感を持って当社の保険をご加入いただき、一生懸命のパートナーとなるよう、生命保険だけでなく、社会保障制度・不動産・税務・相続等に関する豊富な知識を習得することを目的に、「FP技能士(厚生労働省所管国家資格)」の取得を推進しています。

● 業界共通教育

新人営業職員教育制度やFP教育と並行して、生命保険業界の業界共通教育制度についても積極的に取り組み、体系的な知識習得に努めています。

● 朝礼時教育

お客様のあらゆるニーズにお応えできるよう、毎日の朝礼の中で商品知識、税務知識、コンプライアンス、マナー・エチケットなどの基礎的な教育から、最適なコンサルティングセールスにいたるまで幅広いテーマを取り上げて教育を実施しています。

法人募集代理店への教育

法人募集代理店がコンプライアンスを遵守し、お客様のニーズに沿った営業活動を実践できるよう、法人募集代理店教育・研修計画に基づいた指導・教育に努めています。

お客様との関わり

お客様サービス

お客様とのコミュニケーション

● お客様訪問活動

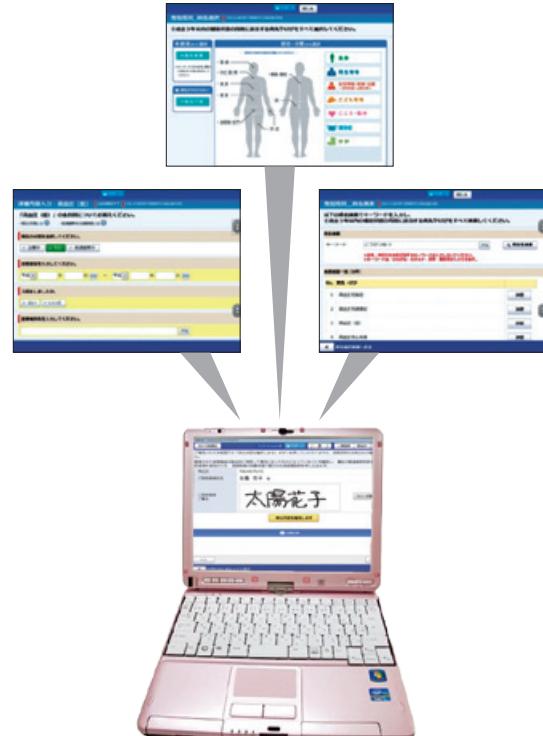
ご契約後も、お客様一人ひとりにより良いサービスをご提供するために、当社職員が定期的にお客様を訪問し、ご契約内容の説明やご提案・各種ご案内など対面でのアフターサービスに努めています。

● ペーパーレス、キャッシュレスによる利便性向上

お客様の利便性向上を図るため、携帯端末を使い、ご契約加入手続きや告知手続き、満期・年金のお支払い手続きのペーパーレス・キャッシュレス化を実現しています。これにより、ご契約手続きやお支払い手続きにおけるお客様のご負担を減らし、同時に迅速な保障の開始と満期保険金等のお支払いを可能としています。とりわけ、平成28年3月に開発した告知手続きの画面では、お客様の健康状態や病歴に応じて自動的に表示される質問項目に対して回答を入力いただくだけで、契約の引受けの判断に必要な告知を正確に漏れなく受領でき、契約引受けの可否、加入条件がその場でわかるようになりました。

こうした保険加入手続きの完全ペーパーレス化を実現した「保険契約支援システム」の開発は、平成29年5月に特許権を取得しました。また、ご契約加入手続き（告知を含む）画面については、お客様にとってわかりやすくご負担なく手続きができる取組みとして高く評価され、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）の「UCDAアワード2016（生命保険分野）」においてアナザーボイス賞^(※)を受賞しました。

(※) アナザーボイス賞：生活者による評価（高齢者評価含む）が顕著な対象物に与えられる賞



● 携帯端末の新機能を利用したコンサルティング営業

営業職員が携帯している端末には、モデルプラン提示機能が搭載されています。お客様の年齢や家族構成から、ライフステージに応じた最適な保障プランを自動的に抽出することで、お客様一人ひとりのニーズに合った素早いご提案が可能となりました。

また、モデルプランと併せ、各種統計数値に基づいた必要保障額のシミュレーションを同時に実施することで、お客様によりスピーディーで納得感のあるご提案を行っています。

これらの機能により、お客様と一緒に設計画面を見ながらご希望の保障を一つひとつ選び、きめ細やかなコンサルティングセールスを実践しています。



●電話やインターネットから簡単な操作でお手続き「らくちんサービス」

「らくちんサービス」は契約者貸付金・積立配当金・祝金・生存給付金・据置金等を、電話（らくちんダイヤル）・インターネット（らくちんネット）の簡単な操作でご指定の口座へスピード送金するサービスです。「らくちんサービス」のご利用時間は月～金曜日8:30～23:45で、ご利用手数料は無料です。また、「らくちんネット」では、加入しているご契約の保障内容や保険料などを確認できる「契約内容照会」のほか、ご登録住所の変更や生命保険料控除証明書の再発行、お手続き用紙送付依頼の受付などもご利用いただけます。

●お客様サービスセンターの取組み

お電話にて、専門のコミュニケーターがお客様からのご用件やご要望をお伺いしています。書類手配のほか、ご要望によっては各支社や担当部署と連携しながら、迅速できめ細やかにお客様のお申し出にお応えしています。

また、平成29年3月には組織改編を行い、お客様により良いサービスをご提供できる体制を整備しています。



お客様 サービスセンター	0120-97-2111	通話無料	営業時間	月曜～金曜 9:00～18:00 土曜・日曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始 (12/30～1/4) は休業します)
-----------------	---------------------	------	------	--

●電話によるアフターフォロー

お客様サービスセンターのアフターフォローコール担当者が、接点の少ないお客様にお電話を差し上げ、お手続きの有無やご意見・ご要望をお伺いするほか、新商品やサービスのご案内も行っています。

●ひまわり通信・サービスガイドブック

お客様のご契約内容の最新状況等をわかりやすく記載した「ひまわり通信」を毎年発行し、お客様へお届けしています。ご加入いただいている契約について、保障内容を被保険者様ごとに一覧表形式で記載するなど、ご契約内容を総合的にご確認いただける掲載内容としています。

また、お客様に向けた各種サービスのご案内「サービスガイドブック」を同封し、保険に関わる最新の情報をお届けできるようにしています。



お客様との関わり

● 認知症予防アプリ

平成28年10月より、認知症の予防をサポートするスマートフォンアプリ「認知症予防アプリ」のお客様への提供を開始しました。

「認知症予防アプリ」は、歩行速度を継続的に測定し、将来の認知症・MCI（軽度認知障害）を発症するリスクが高いと思われるときにご本人とご家族に通知する国内初のスマートフォンアプリです。日頃から歩行速度を維持していくように意識していただくことで、認知機能低下等の予防をサポートします。あわせて、指定されたご家族がご本人の歩行状況等を確認できる「見まもり機能」により、離れているご家族にもご安心いただくことができます。

※スマートフォンで歩行速度の変化を測定し、認知症・MCIの予防につなげるアプリは国内初となります（株式会社InfoDeliver（アプリ開発・運営会社）調べ）。



ご本人用メイン画面 ご家族用見守り画面



● ユニバーサルマナー検定

シニアのお客様や障がいをお持ちのお客様への対応力を高めていくために、「ユニバーサルマナー検定」を全社に導入しています。平成28年7月には、本社および全国の支社役職員が「ユニバーサルマナー検定3級」を受講し、講義・グループワークのほか、視覚・聴覚障がいのある方とのコミュニケーションを理解するための実技研修を体験しました。

※「ユニバーサルマナー」とは、自分とは違う誰かのことを思いやり、適切な知識のもと、サポートを実践することを意味し、「ユニバーサルマナー検定」は、一般社団法人ユニバーサルマナー協会がユニバーサルマナーの普及・啓発を目的として実施しているものです。



ユニバーサルマナー
検定3級認定証

● 認知症サポーター

本社・支社等すべての事業所において「認知症サポーター養成講座」を受講し、「認知症サポーター」を配置しています。社会的関心が高まっている認知症についての理解を深めることで、認知症の方やご家族を温かく見守り、支援する社会の実現に協力してまいります。

※「認知症サポーター」は、認知症に関する正しい知識を持ち、地域において認知症の人や家族に対してできる範囲の手助けをする人であり、厚生労働省が推進する「認知症サポーターキャラバン事業」における「認知症サポーター養成講座」を受講・修了した者を称する名称です。

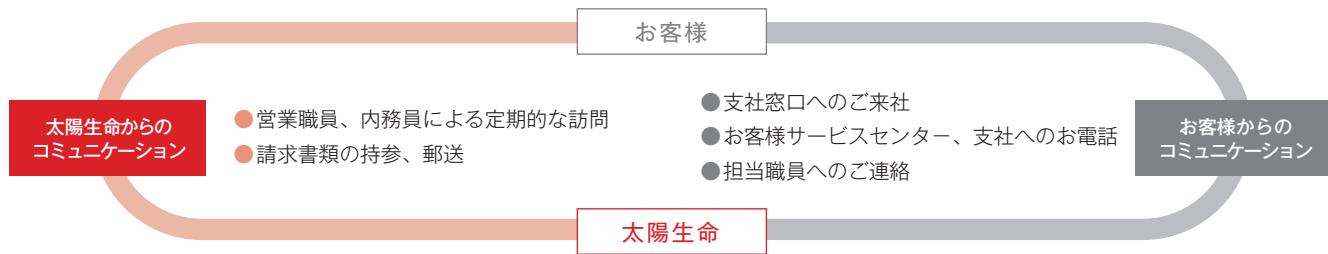


保険金・給付金のお支払い

当社では、正確かつ迅速に保険金・給付金をお支払いすることが、お客様からの信頼を得る第一歩であると考えています。生命保険の役割が最大限発揮されるよう、保険金・給付金のご請求時におけるサービス向上のため、さまざまな取組みを行っています。

●保険金・給付金を確実にお受け取りいただくためのご案内

お客様サービスセンターや支社でお客様から保険金・給付金のご請求を受け付けた際には、郵送によるご案内のはか、担当営業職員や内務員が請求書類をお届けするとともに、書類記入のサポートやお手続きに関する情報提供を行う活動を進めています。

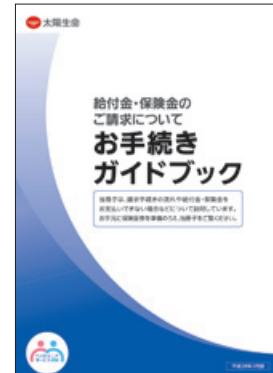


請求書類持参活動

お客様のご希望に応じて、営業職員、内務員が請求書類を持参。
その場でお手続きの説明やご請求案内を実施。

また、保険金・給付金のご請求・お受取りに際して、お客様のご理解をより深めていただくため、お手続きの流れやお支払いの具体的な事例等をまとめた冊子「お手続きガイドブック」を作成し、お客様へ配付しています。

当冊子は、文字と図表の配置を工夫するなど高齢者の視覚特性に配慮し、「伝わるデザイン」(UCDA認証)を取得しています。



●お客様に安心してご請求いただくための取組み

お客様のご請求時における利便性向上のため、専門知識を有する内務員がお客様を訪問する「かけつけ隊サービス」において、専用モバイル端末による給付金のご請求手続きを取り扱っています。お客様は、内務員が入力したご請求内容を確認し、端末上で自署するだけで手続きが完了しますので、ご請求手続きに係るお客様のご負担が大幅に軽減されます。

このほか、シニアのお客様が診断書を取得できずご請求手続きに苦慮される場合に、当社内務員が診断書の取得を代行するサービスや、請求書類への代筆を依頼できるご親族が身近にいらっしゃらない場合に、当社内務員が代筆を行うサービスを展開しています。

●適切に保険金・給付金をお支払いするための態勢強化

当社では、保険金・給付金を適切にお支払いするための態勢強化に継続して取り組んでいます。

お客様の声を活かした業務改善への取組みや、保険金・給付金の支払査定に関する判断の妥当性について、社外有識者からの助言を得るため「サービス品質向上委員会」を設置しています。

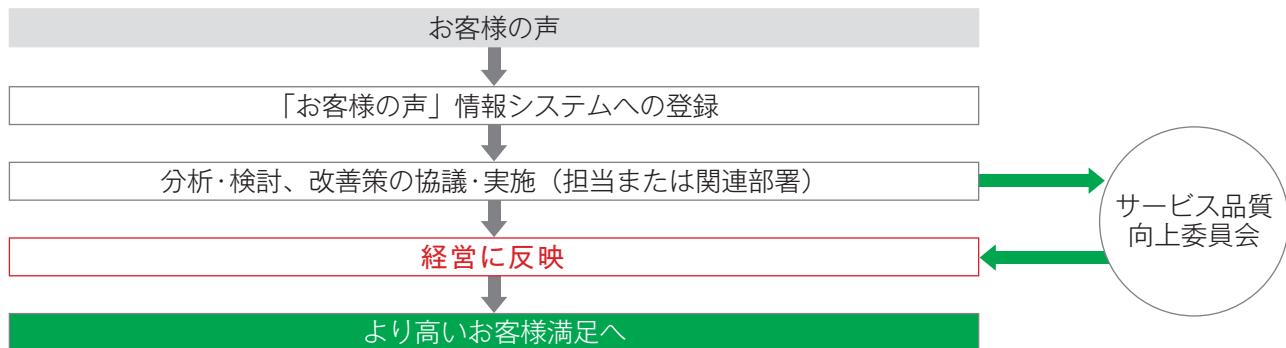
また、診断書の記載内容をデジタルデータ化し、傷病・手術コードへ自動変換した結果を支払査定業務に活用するとともに、ご請求いただいた入院や手術以外のお支払いの可能性についてもご案内しています。さらに、正確かつ迅速なお支払いを通じて、より一層お客様にご満足いただけるよう、支払査定の自動化を推進しています。

お客様との関わり

お客様の声

● お客様の声を活かす仕組み

お客様サービスセンターや、営業職員をはじめとする役員は、お客様と接するさまざまな機会に「お客様の声」を積極的にお伺いしています。お申し出内容は「お客様の声」情報システムに登録し、これを関連部署が分析し、改善策を検討・実施することにより、当社の業務やサービスの改善につなげています。



● 「サービス品質向上委員会」での社外委員との意見交換

「お客様の声」を経営に反映させるため、社外委員と当社役職員で構成する「サービス品質向上委員会」を四半期ごとに開催しています。委員会では、「お客様の声」に基づく業務改善の状況や保険金等支払業務の適切性について報告し、社外委員からはお客様の視点に立ったご意見をいただき、業務改善に活かしています。



● 「ISO10002」への取組み

「お客様の声（苦情等）」をもとに「お客様の視点に立った業務改善」を継続していくため、平成20年3月に苦情対応に関する国際規格「ISO10002」に準拠した規程を定め、その適切な運用と定着に努めてまいりました。

平成29年3月、現在の取組みについて第三者に検証・評価を依頼し、当社の「苦情対応マネジメントシステム」が順調に機能しているとの評価を受けた「第三者意見書」を取得し、平成29年4月、国際規格「ISO10002」への適合性を維持していることを宣言いたしました。

● お客様懇談会の開催

お客様に、当社の経営方針や業績、新商品発売、新たな施策等をご説明することで、当社に対する理解を一層深めていただき、また、ご意見・ご要望をお伺いすることを目的に「お客様懇談会」を全支社で開催しています。

平成28年度は、8月～9月にかけて全国132会場で開催し、1,210名のお客様にご出席いただきました。





従業員との関わり

従業員のはたらきがい

当社は、働きやすい職場環境づくりに向け、女性の活躍推進や有給休暇の取得促進、介護休暇制度の充実などに取り組んでいます。さらに、業務改革の一環として、従業員のワークスタイルの変革に取り組んでおり、ペーパーレス化の推進やオフィス環境の整備を通じた効率的な働き方によるワーク・ライフ・バランスの実現を図っています。

また、従業員の健康増進に取り組むことで、一人ひとりが元気にいきいきと長く働くことのできる「元気な職場づくり」を目指しています。

スマートワークの実現(働き方改革)

スマートワークの実現を通じて働き方改革に取り組んでいます。スマートワークとは、従業員一人ひとりがやりがい、充実感を持って働くことです。スマートワークを実現するためには、「仕事の質の向上」と「ワーク・ライフ・バランスの充実」が必要であり、そのための一歩として、これまで、時短や有給休暇の取得促進等に向けた各種取組みを行ってきました。

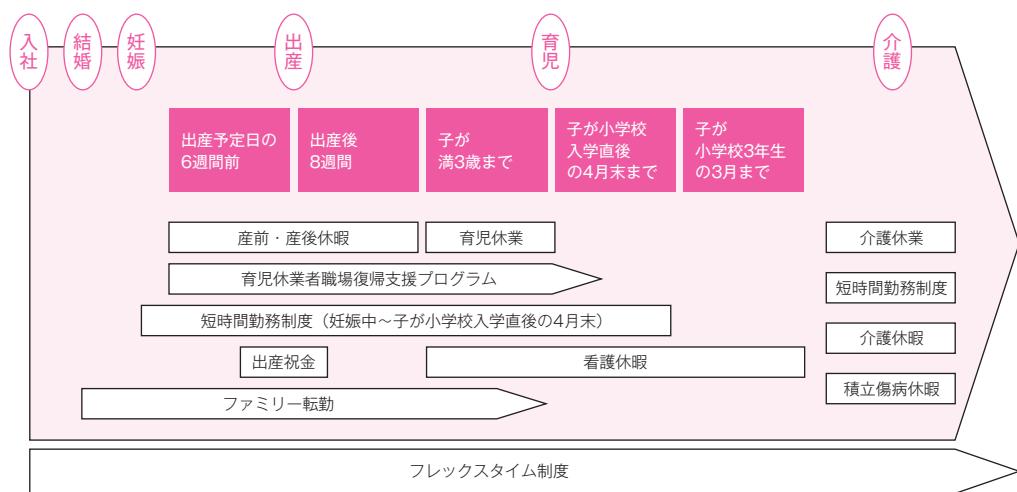
今後もこうした成果を積み重ね、従業員一人ひとりがスマートワークを実現することで、従業員の仕事が「作業の仕事」から「知恵の仕事」となるよう業務改革を進めてまいります。

働きやすい職場環境の実現

子育て支援について、短時間勤務制度など各種制度を導入しており、東京労働局長より、次世代育成支援に積極的に取り組む企業として「基準に適合する一般事業主の認定」を取得しています。また、平成27年8月には、より高い水準の取組みを行っている企業として「プラチナくるみん」の認定を取得しました。

さらに、平成28年4月より介護休業・介護休暇制度を拡充し、仕事と介護の両立支援にも取り組んでいます。

<内務員の各種制度>



TOPICS



「プラチナくるみん」とは、子育てサポート企業として「くるみん認定」を取得した企業のうち、より高い水準の取組みを行った企業が認定される制度です。当社では、短時間勤務制度をはじめとした、育児・介護を支援する人事制度の積極的な活用に加え、早帰り施策の継続的な取組みや有給休暇取得促進、配偶者の出産に伴う男性育児休業等の取得推進など、さまざまな両立支援の取組みが評価され、このたび5回目の「くるみん認定」と同時に、「プラチナくるみん」の認定を取得しました。

従業員との関わり

ダイバーシティ推進への取組み

多様な人材が活躍できる職場風土の形成に取り組んでいます。

● 女性の活躍推進

- ・キャリア形成（研修、職種転換）

女性内務員のキャリア形成を支援する研修を実施し、平成29年3月には6名の一般職が総合職へ転換しています。

- ・管理職登用

積極的な女性管理職の育成、登用に取り組んでいます。

- ・女性役員

平成29年4月に初の女性執行役員が誕生しています。

<女性管理職比率>

H27.3	H28.3	H29.3
19.0%	19.8%	20.1%

● シニアの活躍推進

これまで、60歳定年後最長65歳まで継続して勤務できる制度を導入していましたが、平成29年4月より、定年を65歳に延長し、また65歳以降も最長70歳まで働く人事制度を導入しています。豊富な経験を持ったシニア社員が元気にいきいきと働く環境の整備を進めています。

平成29年6月21日、一般社団法人経団連事業サービス主催の事例研究会において、この新しい人事制度の概要について講演を行いました。



平成29年6月21日　日本印刷会館にて

● 海外で活躍できる人材の育成

平成28年度は海外トレーニーとして4名の派遣を行いました。今後の海外戦略を見据え、海外事業において活躍できる人材を計画的に育成していきます。

● 障がい者雇用

障がい者の採用を積極的に行っており、平成29年3月1日時点では、障がい者雇用率は2.26%となっています。合理的配慮を必要とする障がいのある従業員については、例えば視覚障がいのある従業員に対して音声対応パソコンを付与するなど、個々の状況に応じて働きやすい環境を整備しています。

健康増進への取組み

クアオルトを活用した健康増進施策やがん検診の受診率向上を推進していくことで、従業員がより元気に、健康に、そして長く働けるように取り組んでいくとともに、長く元気に働く人事制度の導入、さらなるワークスタイルの変革に取り組んでいきます。

● クアオルトを活用した従業員の健康づくり

平成28年10月、山形県上山市と「上山型温泉クアオルト（健康保養地）活用包括的連携に関する協定書」を締結し、「上山型温泉クアオルト（健康保養地）事業」^(※)を活用した従業員の健康づくりを進めています。平成28年10月には、従業員11名が、宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムに参加し、食事の採り方や運動方法を学んだ結果、全員が減量に成功するなど成果につながっています。

(※) 「上山型温泉クアオルト（健康保養地）事業」

クアオルトとは、ドイツ語で「健康保養地・療養地」を意味します。上山市は、先進ドイツに倣い、豊かな自然や温泉、旬産旬消の食、医科学的根拠に基づくウォーキングなどを組み合わせた体験を通じて、市民の健康増進と交流人口の拡大による地域活性化のために、長期滞在型の健康保養地づくりに取り組んでいます。



● がん検診受診率の向上

各所属に配置している健康推進連絡員を対象とした研修を実施し、すべての所属においてがん検診受診勧奨を行っています。また平成29年度からは、健康保険組合と連携し、がん検診費用の補助を開始し、従業員のみならず家族も含めてがん検診受診率の向上を図っていきます。

● 健康経営優良法人（ホワイト500）

平成29年2月に、経済産業省が従業員の健康増進に取り組む「健康経営」を普及させることを目的としてスタートした「健康経営優良法人認定制度」に基づく「健康経営優良法人2017（ホワイト500）」に認定されました。当社が、「健康寿命の延伸」という社会的課題にこたえるために、平成28年7月に「健康経営基本方針（「太陽の元気」宣言）」を制定し、「従業員」「お客様」「社会」のすべてを元気にする取組み、『太陽の元気プロジェクト』の一環として従業員の健康増進を図るための各種施策を推進していることが評価されたものです。





社会との関わり

資産運用を通じた社会への貢献

責任投資原則(PRI)

当社は、機関投資家として社会的責任をより一層果たしていくためには、投融資活動を通じて社会や環境により良い影響を及ぼし、持続可能な社会の実現に貢献していくことが不可欠であると考えています。

こうした考えのもと、平成19年3月に、国連が支援する「責任投資原則（PRI）」^(※1)に、日本の生命保険会社として初めて署名しました。

当社は、同原則に基づく、環境・社会・企業統治(ESG)の課題^(※2)に十分配慮し、持続可能な社会の実現に向けた資産運用を推進しています。

Signatory of:



(※1) 責任投資原則 (PRI : Principles for Responsible Investment) とは、平成17年に当時の国連事務総長であったコフィー・アナン氏が金融業界に対して提唱した原則です。投資の意思決定プロセスや株式所有方針の決定に際して、環境・社会・企業統治(ESG)の課題を考慮し、受益者のために、より優れた長期的な投資効果と持続的な金融市場を実現していくための行動規範です。

(※2) 環境・社会・企業統治(ESG)の課題

項目	概要
環境 (Environment)	地球温暖化、エネルギー・資源の枯渇、食料・水の問題、生物多様性など
社会 (Social)	消費者利益の保護、雇用・人権問題、格差問題など
企業統治 (Governance)	コンプライアンス、適正な情報開示およびガバナンスの実現など

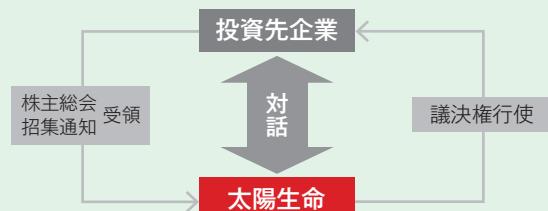
日本版スチュワードシップ・コード

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》^(※3)の趣旨に賛同し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)や議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促すことに努めています。

(※3) 日本版スチュワードシップ・コードとは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任を果たすことを目的に、金融庁が公表している原則です。

<議決権行使の取組状況>

議決権行使にあたっては、日常的に投資先企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことにより、当該企業の持続的な成長を促すとともに、財務情報などの形式的な判断基準にとどまらず、環境・社会・企業統治(ESG)などの課題もふまえ、賛否を判断するようにしています。



各議案の精査において建設的な対話を通じても、なお問題が改善されない場合や、株主価値を毀損するリスクが高いと判断される場合などは、当該議案に対して不賛同としています。

不賛同とした主な事例

- ・ROEが一定水準を下回った企業の取締役選任議案
- ・取締役会への出席率が低位であった社外取締役の再任議案
- ・十分な配当原資があるにもかかわらず無配とする剰余金処分議案

また、議決権行使における利益相反防止等、一層のガバナンス体制の強化を目的とし、平成29年6月に議決権行使検証専門委員会を発足させています。

ESG投資の推進

当社は責任投資原則（PRI）への署名等を通じ、ESGの課題を考慮した投融資（ESG投資）を推進しています。

ESG投資の主な取組事例

環境への貢献

● グリーンボンドへの投資

再生可能エネルギーなど、地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に資する事業に要する資金を調達するために発行する債券であるグリーンボンドへの投資を実施しています。



● 再生可能エネルギー関連事業への投融資

太陽光発電や風力発電に関するプロジェクトファイナンスなど、環境に配慮した発電プロジェクト等への投融資を実施しています。

社会への貢献

● EYEボンドへの投資

米州開発銀行による中南米・カリブ海地域における持続可能な成長・貧困撲滅・社会的平等という主要プロジェクトの中でも、EYE（Education教育・Youth若年層支援・Employment雇用支援）プロジェクトの資金として調達される「EYEボンド」への投資を実施しています。



EYEボンドへの投資により、米州開発銀行から記念品が授与されました

● ソーシャルボンドへの投資

開発途上地域におけるインフラ整備・雇用創出支援など世界的な社会問題解決のための資金調達を目的に、国際協力機構（JICA）が発行した「ソーシャルボンド（社会貢献債）」への投資を実施しています。

<国際協力機構（JICA）による支援活動事例>

ミャンマーの地方部において
生活基盤インフラを整備する様子



● 元気健康応援ファンドへの投資

人々の健康増進に寄与する事業を応援する「元気健康応援ファンド」への投資を実施しています。当ファンドは、医薬品・ヘルスケア・スポーツクラブ・健康食品等の事業を営む国内上場企業株式を投資対象として組成されており、この投資を通じて社会における健康増進活動を応援していくことで「健康寿命の延伸」に貢献できると考えています。

● 老人ホーム施設の建設

高齢化社会の課題に応え、シニアの方々が安心して暮らせる社会づくりに貢献できるよう、当社が保有する不動産を活用した住宅型有料老人ホームの建設に取り組みました（神奈川県横浜市、大阪府吹田市）。

当施設は「自立」から「要介護5」までの方にご入居いただくことができ、日中は看護職員が常駐するなど、シニアの方々が安心して暮らすことのできる街づくりに貢献できると考えています。



メディカルホームグランダ青葉藤が丘

社会との関わり

スポーツを通じた社会への貢献

当社は、多くの人に夢と感動を与えてくれるスポーツの発展を願い、輝く女性アスリートや次世代を担う青少年の活躍、地域におけるスポーツ振興を応援しています。

ラグビー

ラグビー女子日本代表

当社は、平成25年より、オフィシャルパートナーとしてラグビー女子日本代表（15人制・7人制）を応援しています。



太陽生命ウィメンズセブンズシリーズ

平成26年より、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会が主催する「太陽生命ウィメンズセブンズシリーズ」に特別協賛しています。



全国中学生ラグビーフットボール大会（太陽生命カップ）

平成23年より、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会が主催する「全国中学生ラグビーフットボール大会」（太陽生命カップ）に特別協賛しています。平成28年9月17日～19日に行われた太陽生命カップでは、約1,000人の当社役職員が応援に駆けつけ、大きな声援を送りました。



全国高等学校選抜女子セブンズラグビーフットボール大会

平成25年より、全国高等学校選抜女子セブンズラグビーフットボール大会に協賛しています。



アイスホッケー

アイスホッケー女子日本代表

当社は、平成25年より、オフィシャルパートナーとしてアイスホッケー女子日本代表を応援しています。



©JIHF PHOTO



全日本小学生低学年選抜アイスホッケー大会（太陽生命U9ジャパンカップ）

平成26年より、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が主催する「全日本小学生低学年選抜アイスホッケー大会」（太陽生命U9ジャパンカップ）に特別協賛しています。



アイスホッケー教室

平成26年より、公益財団法人日本アイスホッケー連盟と共同でアイスホッケー教室を年3回開催しています。平成28年度は10月に神奈川県、11月に愛媛県、3月に京都府において開催しました。当社社員である久保英恵選手をはじめとするアイスホッケー女子日本代表選手を講師として招き、参加されたお子様たちにとって有意義な時間となりました。



地域スポーツ振興

静岡マラソン

平成26年より、地域におけるスポーツ振興の一環として、「静岡マラソン」に特別協賛しています。



「平成28年度東京都スポーツ推進企業」に認定！

当社は、ラグビーやアイスホッケーへの協賛等を通じて、青少年の健全な育成、競技の普及促進を支援しています。そして、『頑張る女性を応援する企業』として、平成25年1月よりラグビー女子日本代表（15人制・7人制）のオフィシャルパートナー、同年4月よりアイスホッケー女子日本代表のオフィシャルパートナーとなりました。

こうした活動が評価され、当社は運動を通じた社会貢献活動などに積極的に取り組むスポーツ推進企業として、平成28年12月に東京都より「東京都スポーツ推進企業」に認定されました。

※東京都スポーツ推進企業認定制度

従業員のスポーツ活動の促進に向けた優れた取組みやスポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定し、広く都民に周知する制度。（平成27年度より認定開始）



東京都スポーツ推進企業

東京都スポーツ推進企業

社会との関わり

地域・社会、環境への貢献

太陽生命厚生財団

太陽生命厚生財団は、昭和59年5月に、当社の創業90周年を記念して「太陽生命ひまわり厚生財団」として設立されました。平成21年12月には公益財団法人に移行し、「公益財団法人太陽生命厚生財団」に名称変更しています。

当財団は、創設以来「高齢者の福祉」および「障がい者の福祉」に関する事業・研究への助成を行い、設立目的である「わが国の社会福祉の向上に寄与する」ための事業を続けています。設立以来の助成金累計は1,950件、12億883万円となっています。

太陽生命グッドウィル・サークル友の会

平成17年12月に、役職員による社会貢献活動を支援することを目的として、「太陽生命グッドウィル・サークル友の会」を設立しました。毎月の報酬・給与の手取り金額の100円未満の端数を会費として、森林保全活動や各職場における地域密着型の社会貢献活動などを支援しています。

太陽生命の森林

東西2か所に「太陽生命の森林」を設置し、従業員ボランティアが自らの手で森林保全活動を展開しています。

太陽生命の森林

(栃木県那須塩原市 平成18年3月設置)

カラマツの人工林4.8ヘクタールにおいて、健康な樹木を育てるための間伐や林道整備作業などを実施しています。

継続した活動を行うことで、手入れが行き届かず暗かったカラマツの人工林は、太陽の光が射し込む明るい森林へと生まれ変わり、動植物の生態にも多様性がみられるなど、親しみやすい森林づくりが進んでいます。

また、平成28年度は、太陽生命の森林に「公益財団法人日本ダウン症協会栃木支部」の皆様や「横浜市立港南台第一中学校」の生物研究部の生徒さんをお招きし、森林教室を実施しました。



太陽生命くつきの森林

(滋賀県高島市 平成19年11月設置)

旧里山林12.7ヘクタールにおいて、アカマツ林の保全、広葉樹林の育成やビオトープ整備などを進めています。

社員ボランティアが、新しい形で人と関わる恵み豊かな森林づくりを目指した活動を展開しています。

「どんぐりプロジェクト」は、高島市立朽木東小学校の3年生児童がどんぐりから広葉樹の苗木を育て、3年後の卒業時に「太陽生命くつきの森林」に植樹するという活動で、平成28年度で6年目となりました。鹿の食害などによって少なくなってしまったどんぐりのなる広葉樹の森林を地域の子どもたちと力を合わせて再生することにより、木の実などの恵みをもたらし、土砂災害に強い豊かな土壤づくりに貢献します。



全国一斉クリーンキャンペーン

昭和57年より本社周辺の清掃活動を行っており、平成16年からは「全国一斉クリーンキャンペーン」として、全国の支社周辺地域でも実施しています。

平成28年度の全国一斉クリーンキャンペーンでは、全国で5,722名が参加し、日頃お世話になっている地域に感謝の気持ちを込めて清掃活動を行いました。



ランドセルの寄贈

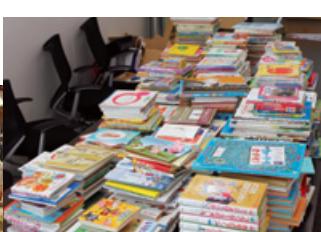
公益財団法人ジョイセフの取組みに平成18年から賛同し、全社に呼びかけを行っています。平成28年度は、これまでに1,500個以上のランドセルを寄贈した取組みが評価され、アフガン医師連合センター事務局長のババカルキル氏の表敬訪問を受けました。同氏の話によれば、ランドセルを贈られた子どもたちは、学ぶことへのモチベーションが高まり、テロや非行に向かう子どもが少なくなるとのことで、この運動の意義を再認識できました。



写真提供：ジョイセフ

絵本の寄贈

公益財団法人日本フィランソロピー協会が主催する「被災地の子どもたちに絵本を届けるプロジェクト」に賛同し、家庭で眠っている絵本を東日本大震災被災地の子どもたちに寄贈する活動に参加しています。平成28年12月には、全国の社員から集まった600冊以上の絵本をクリスマスプレゼントとしてお届けしました。



石巻マルシェ(物産展)の開催

東日本大震災から6年が経過し、被災地の復興は進んでいますが、地元の水産加工業者の方々は依然として販路の確保に課題を抱えています。そうした状況をふまえ、昨年に引き続き「石巻元気復興センター」の皆様をお招きし、本社の公共空地を利用した「石巻マルシェ」を開催しました。当日は、多くの社員が石巻の特産物を買い求め、地元の味に笑顔があふれ、大いにぎわいました。



ライトダウンの実施

環境省が推進する「CO₂削減・ライトダウンキャンペーン」の趣旨に賛同し、平成28年度は7月7日と2月22日の2回、グループ合同で実施しました。CO₂削減のみならず、現在推進しているスマートワーク実現に向けた取組みの一環として、19時までに業務を終了し、消灯のうえ全員が退社できるよう取り組みました。

子供地球基金への募金

子供地球基金とは、世界の恵まれない子どもたちが社会の一員として自分の能力を社会に還元することができるよう、想像力豊かな子どもたちを育てる目的としたボランティア団体です。

当社はその趣旨に賛同し、子供地球基金より子どもたちの描いた絵を購入し、平成26年4月から社報の表紙として使用しています。その購入代金は、病気や戦争、災害などで心に傷を負った世界中の子どもたちへ画材や絵本、医療品などを寄付するために役立てられています。



社会との関わり

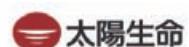
認知症セミナー

平成28年度、全国6都市で開催された「認知症セミナー」に協賛しました。セミナーでは、認知症専門医による認知症の現状や予防・治療についての基調講演、認知症に携わるさまざまな立場の方々が参加するパネルディスカッションを実施し、認知症に関する情報を届けました。



太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード

日本クアオルト研究所と連携して、疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」の普及に取り組んでいます。そして、この取組みを全国に広げ社会を元気にするために、「太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード」を実施しています。地域住民・滞在者の「健康寿命の延伸」に向け、「クアオルト健康ウォーキング」の導入を目指す自治体を全国より公募し、受賞した自治体に対して、その地域における新しいウォーキングコース整備・専任ガイド育成の支援を行っています。



※「クアオルト」とは、ドイツ語で「療養地・健康保養地」を指す言葉です。ドイツのクアオルトでは、疾病的治癒、緩和、予防等に効果のある自然の治療要素（温泉、海、気候等）で療養が行われ、公的医療保険の対象となっています。「クアオルト健康ウォーキング」は、ドイツのクアオルトで心臓リハビリや高血圧の治療に活用されている、自然の野山を活用した運動療法「気候性地形療法（野山の傾斜地+冷気と風の活用）」を基本とした健康ウォーキングであり、日本では山形県上山市をはじめ全国8つの自治体で取組みが行われています。

歩行速度測定社会実験への協賛

北海道伊達市と株式会社InfoDeliverが協働で実施する「歩行速度測定社会実験」に協賛しています。これは、当社のお客様に提供している「認知症予防アプリ」と同じ歩行速度測定システムを搭載したスマートフォンを、北海道伊達市に居住している60歳以上の参加者に貸与し、「歩行速度およびその変化」と「医療費」の相関関係を分析するとともに、運動習慣等の改善による健康増進効果が歩行速度によって定量的に測定できることを検証するものです。

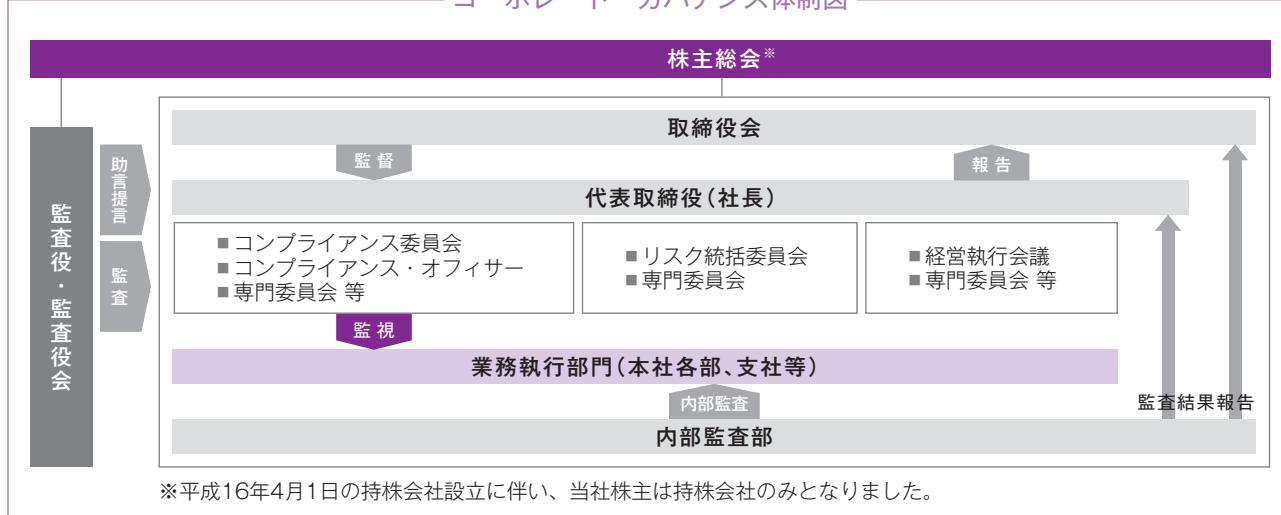
※株式会社InfoDeliverは、当社のお客様に提供している「認知症予防アプリ」の開発・運営会社です。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会による業務運営と監査役制度による監査機能を柱とするコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。また、取締役会のガバナンス機能と業務執行機能の一層の強化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の役割を明確化しています。

また、T&D保険グループでは、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」に対応した取組みとして、上場会社であるT&Dホールディングスが、同コードの趣旨をふまえた「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定しています。当社においても、T&Dホールディングスに準じた「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでいます。

— コーポレート・ガバナンス体制図 —



●取締役会

経営の意思決定機関であり、重要な業務執行、経営戦略や各種基本方針を決定する機能を有しています。併せて、取締役の職務執行の監督、適切な内部統制システム構築など健全な業務運営を確保する責務を負っています。

また、経営上の重要な課題については、より専門的な審議・検討を行うため、取締役会から権限を委譲し、各種委員会や経営執行会議等を設置しています。

●経営執行会議

経営の意思決定機能と業務執行機能を分離することを目的に、業務執行に関する重要事項について社長および社長の指名する執行役員等で構成する経営執行会議で審議を行い、審議結果を取締役会に報告しています（執行役員は取締役会の決議によって定められた分担に従い業務を執行します）。

●コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、全社的なコンプライアンス推進にかかる重要事項の審議・検討を行い、その内容を取締役会に報告しています。

●リスク統括委員会

リスク統括委員会は、リスク管理に関する一元的な態勢確立ならびにリスク管理の徹底を目的に、定期的に各種リスクの実態を把握し、対応策の検討を行い、その結果を取締役会に報告しています。

また、新しい保険商品を発売する際には、その引受リスクに関して適正性を把握し、中立的な見地から取締役会に報告しています。

●監査役・監査役会

監査役は、取締役会や経営執行会議等の重要な会議へ出席するとともに、取締役や執行役員および各部門からのヒアリング等を通じて、取締役、執行役員の職務執行を監査しています。コンプライアンス・経営全般にわたるリスク管理への対応状況や業務・財産の状況についても監査を行います。

●内部監査部

内部監査部は、経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、業務執行部門から独立した立場で、内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その結果等を取締役会等に報告しています。把握した問題点については、被監査部門等に改善策の策定を求め、改善および定着状況を確認しています。

内部統制体制

当社は、会社法の規定に基づき、内部統制システムの整備に向け以下の体制を構築することを取締役会で決議し、運用しています。

【内部統制システムに関する取締役会決議】

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、以下の体制を構築する。

1. 法令等遵守体制

- (1) 「T&D保険グループCSR憲章」「太陽生命コンプライアンス行動規範」及び「コンプライアンス基本方針」を制定し、法令等遵守に関する基本方針・遵守基準としてこれらを取締役、監査役、執行役員及び使用人に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。
- (2) 取締役及び執行役員は、これらの法令等遵守に関する基本方針・遵守基準に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
- (3) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- (4) コンプライアンスに関する一元的な体制確立とその徹底のため、コンプライアンス態勢を監視及び改善する委員会を、取締役会の下部組織として設置する。また、コンプライアンスに関する情報収集・調査分析・教育啓蒙等を強化し、コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンスを統括する部門を設置する。
- (5) 反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、具体的な手順を整備するとともに、すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人にこれを徹底させる。
- (6) 関連会社を含むすべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象としたグループ共通の内部通報制度を整備する。その制度では、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止を規程に定め、法令等違反行為を未然に防止又はすみやかに認識するための実効性のある制度とする。
- (7) 使用人による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定め手順を整備する。

2. 効率性確保体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。
- (2) 組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。
- (3) コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。
- (4) 経営計画を適正に策定・運用するための規程を定め、それに基づき取締役会において中期的な経営計画を策定する。

3. 情報保存管理体制

- (1) 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部門及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。
- (2) 情報セキュリティに関する基本的な考え方を定めて、情報資産を適切に管理する方針を明確化するとともに、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損

害等から保護する体制を整備する。

4. 統合的リスク管理(ERM)体制

- (1) 持株会社が定めるグループにおけるERMの基本的な考え方に基づき、ERMの基本方針を策定し、経営の健全性を確保しつつ安定的な収益性向上を図るため、自己資本・収益・リスクを一体的に管理する体制を整備する。
- (2) 持株会社が定めるグループにおけるリスク管理の基本的な考え方に基づき、リスク管理の基本方針を策定し、将来にわたる経営の健全性及び適切性を確保するため、関連会社を含めたリスク管理体制を整備する。
- (3) リスク管理に関する一元的な体制確立とその徹底を目的としてリスクを統括管理する委員会を取締役会の下部組織として設置する。また、リスク管理の基本方針に基づき、関連会社を含めた経営上のリスクを分類・定義し、リスク種類毎に配置された管理部門がリスクの状況の把握・分析等を行うとともに、リスク管理を統括する部門において、これらの各リスクを統合的に管理する態勢を整備する。
- (4) 危機事態への対応に関する基本方針及び基本的事項を定め、関連会社を含めた危機管理体制を整備する。

5. グループ内部統制

- (1) グループ全体の健全性及びコンプライアンス態勢の確保による保険契約者等の保護を前提とし、グループ企業価値の最大化を達成し、株主からの負託に応えるため、当社と持株会社との間で経営管理に関する契約を締結し、グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の項目を明確にする。
 - ① グループで統一すべき基本方針
 - ② 持株会社と事前に協議すべき当社の決定事項
 - ③ 当社が持株会社に報告すべき事項
 - ④ 持株会社による当社への指導・助言
 - ⑤ 持株会社による当社への内部監査の実施
- (2) 上記の「持株会社と事前に協議すべき当社の決定事項」には、グループ運営に影響を与える重要な決定として、株主総会付議事項、経営計画、決算方針等のほか、当社が当社の関連会社に対して行う経営管理のなかで重要な事項を含める。

6. 財務報告内部統制

- (1) グループの内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することはグループの社会的な信用維持・向上に資することを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備及び適切な運用に取り組む。

7. 内部監査体制

- (1) 内部監査の実効性を確保するため、内部監査規程に内部監査に係る基本的事項を定め、内部監査部門の他の業務執行部門からの独立性を確保するとともに、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。
- (2) 内部監査を通じて内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、業務の適正性を確保する。

8. 監査役監査実効性確保体制

【1】監査役室の使用人の独立性確保に関する体制

- (1) 監査役の監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行う監査役室を設置し使用人を配置する。また、監査役室の使用人の人事評価・人事異動等に関し、常勤監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保する。
 - (2) 使用人に対する指揮命令権は監査役に属すること、および監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することを規程に定める。
 - (3) 監査役又は監査役会より監査役の監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行う部門の要員等についての要請があれば取締役及び執行役員はこれを尊重する。
- 【2】監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び執行役員は、監査役に取締役会、経営執行会議等重要な会議を通じて業務執行状況を報告する。
 - (2) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の閲覧する会社の重要な決裁書及び報告書について、必要と判断した場合や監査役より要請があった場合はみやかに内容を説明する。
 - (3) 取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実その他の監査役監

査のため求められた事項をすみやかに監査役に報告する。

- (4) 取締役及び執行役員は、取締役、監査役、執行役員及び使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が、上記(1)～(3)に関し、確実に持株会社の監査役に報告する体制を整備する。
 - また、取締役及び執行役員は、関連会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が、上記(1)～(3)に関し、確実に当社の監査役に報告する体制を整備する。
 - (5) 監査役に上記(1)～(4)の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。
- 【3】その他監査役監査の実効性確保に関する体制
- (1) 取締役及び取締役会は、監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。
 - (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を規程に定め、監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。
 - (3) 代表取締役は、監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
 - (4) 内部監査部門及びコンプライアンスを統括する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

コンプライアンス体制

コンプライアンス理念の周知・徹底

当社では、役職員一人ひとりが生命保険業の公共的使命を認識し、コンプライアンスの徹底を重要な課題として取り組んでいます。コンプライアンスに関する基本方針として「T&D保険グループCSR憲章」、日常活動においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準として「太陽生命コンプライアンス行動規範」およびコンプライアンス推進のための基本事項として「コンプライアンス基本方針」を制定しています。

また、これらの規程をはじめとしたコンプライアンス推進に関する社内ルール、業務遂行において遵守すべき法令等の解説、コンプライアンスに関する問題発見時の対処方法を具体的に示した「コンプライアンス・マニュアル（各職種別）」を作成し、手引きとして活用するとともに各種研修などを通じて周知・徹底しています。

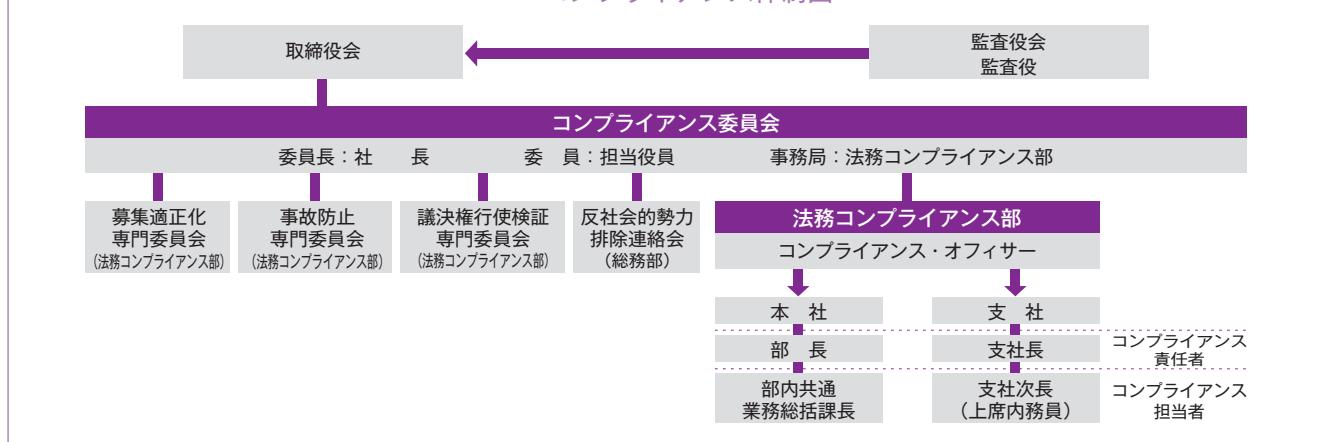
コンプライアンス委員会を中心とする運営体制

コンプライアンスに関する一元的な体制確立とその徹底を目的として、社長を委員長とし、業務執行を担当する全役員を中心に構成する「コンプライアンス委員会」を設置しています。当委員会ではコンプライアンスに関する事項の審議・検討を行い、その徹底を図っています。

全社的なコンプライアンスを統括する部署として法務コンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する情報収集から調査・分析・対応に至る一元管理を行っています。また業務運営現場におけるコンプライアンスを浸透・推進するために、「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を全支社・本社各部に配置し、効果的な研修等を行っています。

一方、法令等遵守状況を監視し、助言等を行う「コンプライアンス・オフィサー」を配置し、法令等違反の未然防止と早期是正に努めています。

コンプライアンス体制図



ERMの推進

ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）とは、収益・リスク・資本を一体的に管理することで、企業価値の増大等を図るための経営管理態勢です。

リスク（損失）を回避するための受身的なリスク管理と異なり、ERMではリスクは排除・削減するだけのものではなく、リターン（収益）も考慮に入れ「能動的に選択してとるもの」と位置づけています。また、ERMでは、収益・リスク・資本を同一の評価基準で定量化し、これらを統合的に管理し経営判断を行うことで、健全性を確保しつつ収益を追求することが可能となります。

T&D保険グループでは、グループ一体となりERMの推進に取り組んでおり、当社はT&D保険グループにおける取組みをふまえ、「ERM委員会」を設置のうえERMを推進し、安定的・持続的な企業価値の増大を図ってまいります。



リスク管理体制

リスク管理の基本的な考え方

保険事業を取りまく環境が急速に変化する中で、経営の健全性を確保するため、リスクを把握・分析し、経営体力をふまえた適切なリスク管理に努めています。

現在、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、労務人事リスク、災害リスク、風評リスク、関連会社等リスクにリスクを分類しています。これらのリスクのうち、極小化すべきリスクについては防止に向け、また、能動的に引き受けるリスクについては自己資本等経営体力をふまえた適正水準に制御するために、適切にリスクを管理できる内部管理体制を整備しています。

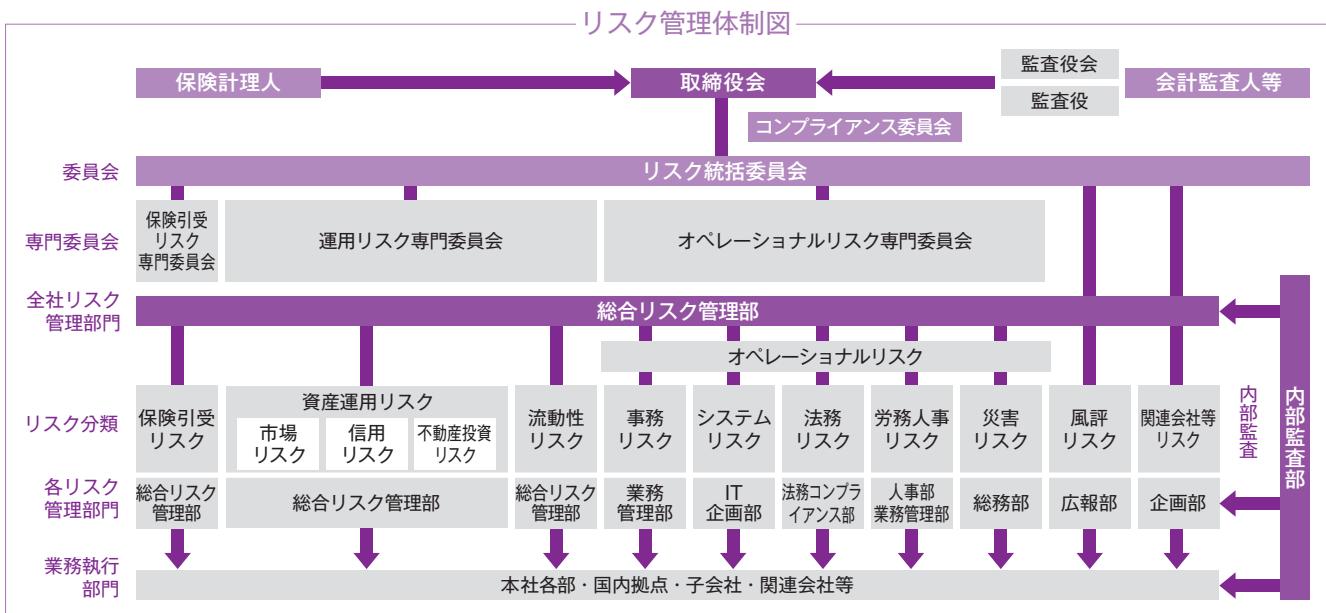
また、外部環境の変化もふまえ、リスク特性に適った管理を充実させるため、資産・負債を時価評価する「経済価値ベースの統合的リスク管理」を継続して行っており、今後更なる高度化に向けて取り組んでまいります。

リスク管理体制

T&D保険グループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定めた「グループリスク管理基本方針」のもと、グループ会社を含めたリスク管理体制を整備しています。

当社のリスク管理にあたっては、「リスク管理基本方針」を取締役会で定め、リスク管理に関する一元的な体制の確立およびリスク管理の徹底を目的に、「リスク統括委員会」を設置しています。また同委員会の下部組織として、保険引受リスク専門委員会、運用リスク専門委員会およびオペレーションリスク専門委員会を設置し、専門的・実務的な観点からリスク管理に関する審議を行っています。

さらに、リスク分類ごとに収益部門とリスク管理部門を分離することにより相互牽制機能を確保するとともに、全社リスク管理部門として総合リスク管理部を設置し、各リスクを統括的に管理する体制を整えています。

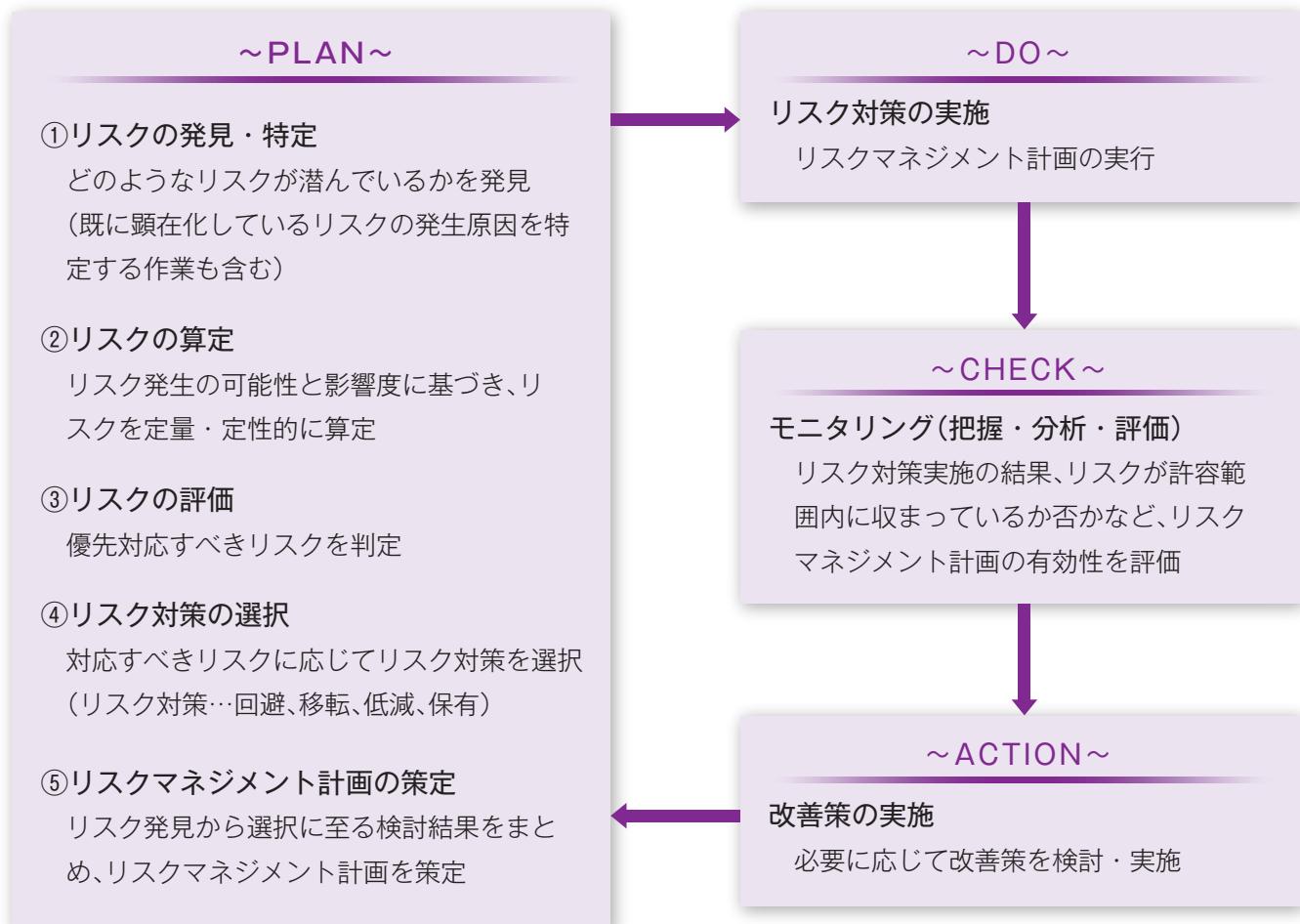


リスク管理の実践

リスクは多様化・複雑化しており、また日々変化しています。適切にリスクを管理するためには、内外環境の変化に伴うリスクの変化等を的確に捉え、リスク対策の有効性等を評価・分析し、リスク対策を適宜見直すことが重要となります。

当社では、リスク管理方針の策定からモニタリング、改善までを1つのサイクル（PDCAサイクル）とし、実効性の高いリスク管理を実践しています。

【リスク管理のPDCAサイクル】



会社情報

目次

1. 会社の概況及び組織	45
(1) 沿革	45
(2) 取締役、監査役及び執行役員	47
(3) 会計監査人の氏名又は名称	49
(4) 従業員等の状況	50
(5) 本社組織図	51
(6) 経営の組織	52
(7) 本社組織	52
(8) 支社等の組織	52
(9) 店舗網	52
(10) 株式の総数	55
(11) 株式の状況	55
(12) 主要株主の状況	55
2. 保険会社の主要な業務の内容	55
(1) 会社の目的	55
(2) 主要な業務の内容	55
3. 直近事業年度における事業の概況	56
4. お客様とのコミュニケーションおよび情報システムに関する状況	61
(1) ご相談・ご照会・お申し出の状況	61
(2) 「お客様の声」を活かす仕組み	61
(3) 「サービス品質向上委員会」の活動	62
(4) ISO10002への取組み	62
(5) 「消費者志向自主宣言」を実施	62
(6) 「苦情処理態勢基本方針」	62
(7) 「お客様の声」からの改善事例	62
(8) お客様懇談会	63
(9) 情報のご提供の概略	63
(10) 保険金・給付金のお支払いについて	66
(11) 情報システムに関する状況	69
5. 販売商品	70
(1) ニーズに応える商品開発	70
(2) 販売商品一覧	70
(3) 企業・団体向けの保険商品	73
(4) ご契約後の取扱い	74
6. コンプライアンス・リスク管理	76
(1) コンプライアンス（法令等遵守）	76
(2) リスク管理の枠組み	79
(3) 金融ADR制度	80
(4) お客様の個人情報の保護	81
7. 太陽生命の勧誘方針	84
8. 保険契約者保護に関する諸制度	85
9. 経営諸指標	87
(1) 商品別保有契約高	87
(2) 商品別新契約高	89
(3) 保有契約高（件数・金額・前年度末比）	91
(4) 新契約高（件数・金額・前年比、金額・転換含む）	92
(5) 解約失効契約高（金額）	93
(6) 年換算保険料	93
(7) 保障機能別保有契約高	94
(8) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高（年度末）	95
(9) 异動状況の推移	96
(10) 保有契約増加率	97
(11) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	98
(12) 新契約率（対年度始）	98
(13) 解約失効率（対年度始）	98
(14) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	98
(15) 平均予定利率	98
(16) 死亡率（個人保険主契約）	98
(17) 特約発生率（個人保険・個人年金保険）	99
(18) 事業費率（対収入保険料）	99
(19) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	99
(20) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	99
(21) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	99
(22) 未だ收受していない再保険金の額	99
(23) 第三分野保険の給付事由の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	100
(24) 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	100
(25) 契約者配当の状況	102
(26) 市場整合的エンベディッド・バリュー	104
10. 計算書類関係	107
(1) 貸借対照表	107
(2) 損益計算書	109
(3) 株主資本等変動計算書	110
(4) 経常利益等の明細（基礎利益）	120
(ご参考) 基礎利益明細	121
(5) 平成28年度における保険計理人の確認	122
(6) 会社法による会計監査人の監査	123
(7) 事業年度の末において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容	123
(ご参考) 重要な後発事象	123
11. 直近5事業年度における事業の概況	124
12. 有価証券等の時価情報（会社合計）	125
(1) 有価証券の時価情報（会社合計）	125
(2) 金銭の信託の時価情報（会社合計）	125
(3) 土地等の時価情報（会社合計）	125
(4) デリバティブ取引の時価情報（会社合計）	125
13. 資産関係	126
(1) 一般勘定資産の運用状況	126

(2) ポートフォリオの推移（一般勘定）	128	(4) 利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）	146
(3) 運用利回り（一般勘定）	129	(5) 有価証券売却益明細表（一般勘定）	146
(4) 主要資産の平均残高（一般勘定）	129	(6) 有価証券売却損明細表（一般勘定）	146
(5) 商品有価証券明細表（一般勘定）	129	(7) 有価証券評価損明細表（一般勘定）	146
(6) 商品有価証券売買高（一般勘定）	129	(8) 貸付金償却額	146
(7) 有価証券明細表（一般勘定）	130	(9) 固定資産等処分益明細表（一般勘定）	147
(8) 有価証券残存期間別残高（一般勘定）	130	(10) 固定資産等処分損明細表（一般勘定）	147
(9) 保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）	130	(11) 債貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）	147
(10) 業種別株式保有明細表（一般勘定）	131		
(11) 貸付金明細表（一般勘定）	131		
(12) 貸付金残存期間別残高（一般勘定）	132		
(13) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳（一般勘定）	132		
(14) 貸付金業種別内訳（一般勘定）	133		
(15) 貸付金用途別内訳（一般勘定）	134		
(16) 貸付金地域別内訳（一般勘定）	134		
(17) 貸付金担保別内訳（一般勘定）	134		
(18) 有形固定資産明細表	135		
(19) 海外投融資の状況（一般勘定）	136		
(20) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）（一般勘定）	137		
(21) 各種ローン金利（代表例）	137		
(22) その他の資産明細表	137		
(23) 債務者区分による債権の状況	138		
(24) リスク管理債権の状況	138		
(25) 個別貸倒引当金の状況	138		
(26) 元本補填契約のある信託にかかる貸出金の状況	138		
14. 負債関係	139		
(1) 支払準備金明細表	139		
(2) 責任準備金明細表	139		
(3) 責任準備金残高の内訳	139		
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率	140		
(5) 責任準備金残高（契約年度別）	140		
(6) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	140		
(7) 契約者配当準備金明細表	140		
(8) 引当金明細表	141		
(9) 特定海外債権引当勘定の状況	141		
(10) 社債明細表	141		
(11) 借入金等明細表	141		
15. 資本関係	142		
(1) 資本金等明細表	142		
(2) 資本金の推移	142		
16. 保険事業関係収支	143		
(1) 保険料明細表	143		
(2) 保険金明細表	143		
(3) 年金明細表	144		
(4) 給付金明細表	144		
(5) 解約返戻金明細表	144		
17. 資産運用関係収支	145		
(1) 資産運用収益明細表（一般勘定）	145		
(2) 資産運用費用明細表（一般勘定）	145		
(3) 資産運用関係収支（一般勘定）	145		
(4) 利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）	146		
(5) 有価証券売却益明細表（一般勘定）	146		
(6) 有価証券売却損明細表（一般勘定）	146		
(7) 有価証券評価損明細表（一般勘定）	146		
(8) 貸付金償却額	146		
(9) 固定資産等処分益明細表（一般勘定）	147		
(10) 固定資産等処分損明細表（一般勘定）	147		
(11) 債貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）	147		
18. その他収支	148		
(1) 減価償却費明細表	148		
(2) 事業費明細表	148		
(3) 税金明細表	148		
(4) リース取引	148		
19. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	149		
(1) 有価証券の時価情報（一般勘定）	149		
(2) 金銭の信託の時価情報（一般勘定）	152		
(3) 土地等の時価情報（一般勘定）	152		
(4) デリバティブ取引の時価情報（一般勘定）	153		
20. 特別勘定に関する指標等	159		
(1) 特別勘定資産残高の状況	159		
(2) 個人変額保険（特別勘定）の状況	159		
(3) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳	160		
(4) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況	160		
(5) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報	160		
(6) 個人変額年金保険（特別勘定）の状況	160		
21. 保険会社及びその子会社等の状況	161		
A. 保険会社及びその子会社等の概況	161		
(1) 主要な事業の内容及び組織の構成	161		
(2) 子会社等に関する事項	162		
B. 保険会社及びその子会社等の主要な業務	163		
(1) 直近事業年度における事業の概況	163		
(2) 主要な業務の状況を示す指標	163		
C. 保険会社及びその子会社等の財産の状況	164		
(1) 連結貸借対照表	164		
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	165		
(3) 連結株主資本等変動計算書	167		
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書	168		
(5) リスク管理債権の状況（連結）	179		
(6) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）	179		
(7) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	180		
(8) セグメント情報	180		
(9) 連結財務諸表についての会計監査人の監査報告	181		
(10) 代表者による連結財務諸表の適正性に関する確認	181		
(11) 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容	181		
(ご参考) 重要な後発事象	181		

1 会社の概況及び組織

[1] 沿革

明治26年 5月	「名古屋生命保険株式会社」として創立 (名古屋市西区伝馬町) 初代社長 鈴木総兵衛
41年 7月	本店を東京市京橋区に移し、太陽生命保険株式会社に商号変更
44年11月	西脇済三郎、社長に就任 (当時、西脇銀行社長、小千谷銀行頭取)
昭和 5年 4月	本店を東京市日本橋区に移転
23年 2月	太陽生命保険相互会社として再発足
3月	財団法人鉄道弘済会と法人代理店契約を締結
26年 4月	5年満期“月掛貯蓄保険”発売
32年11月	太陽不動産株式会社 (現東陽興産株式会社) を設立
37年 4月	大部孫大夫、相互会社設立以来の初代社長に就任
42年 1月	太陽火災海上保険株式会社と業務提携
43年 5月	5年満期“ひまわり保険”発売
46年 6月	太陽生命代行株式会社 (現東陽保険代行株式会社) を設立
49年 9月	10年満期“けんこうひまわり保険”発売
53年 4月	大部社長が会長、西脇教二郎副社長が社長に就任
56年 4月	太陽信用保証株式会社を設立
58年 4月	“ひまわり年金プラン”発売
59年 5月	財団法人ひまわり厚生財団 (現公益財団法人太陽生命厚生財団) を設立
61年 5月	アメリカ太陽生命投資顧問株式会社を設立
8月	太陽生命投資顧問株式会社を設立
10月	けんこうひまわり保険“レディー”発売
62年10月	“ひまわり終身プラン”発売
63年 1月	太陽生命インターナショナル (英国) 株式会社を設立
7月	太陽生命ビジネスサービス株式会社を設立
平成 元年 5月	太陽生命リーシング株式会社を設立
2年 7月	待鳥啓三専務が社長に就任
3年 5月	ひまわり学資プラン“がんばれ”発売
7月	太陽生命コンファーム株式会社を設立
4年 7月	生存給付金付定期保険“エール”発売
10月	“ひまわりカード”発行
5年 5月	創立100周年
6年 7月	太陽生命コンピュータサービス株式会社を設立
7年 7月	待鳥社長が会長、吉池正博常務が社長に就任
8年10月	太陽火災海上保険株式会社と販売提携
9年 5月	太陽生命投資顧問株式会社がジャパン・ガンマ投資顧問株式会社と合併し、太陽ライフガンマ投資顧問株式会社に商号変更
10月	シンボルマーク決定
10年 9月	“ハッピー・チケット”(養老保険)発売
9月	口座振替扱保険料率導入
11年 1月	大同生命保険相互会社 (現大同生命保険株式会社) と全面的な業務提携のための基本協定を締結 (同年6月、グループ名称を「T&D保険グループ」に決定)
2月	太陽生命リーシング株式会社が株式会社日本エルピーガスメーターリースの株式を取得し、子会社化
4月	“ひまわりけんこうプランFシリーズ”発売

11年 7月	「フィナンシャルワン」業務提携を発表
7月	株式会社大和総研との共同出資により太陽情報産業株式会社を設立
10月	“ルネッセ”(変額保険)発売
10月	太陽ライフガンマ投資顧問株式会社が大同生命投資顧問株式会社と合併し、ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社に商号変更
10月	太陽生命コンファーム株式会社が大同生命コンファーム株式会社の業務を統合し、ティ・アンド・ディコンファーム株式会社に商号変更 (現T&Dコンファーム株式会社)
11月	“ハッピー・メロディーFシリーズ”(定期付養老保険)発売
12年 4月	“とことん介護Fシリーズ”発売
4月	太陽生命リーシング株式会社が株式会社日本エルピーガスメーターリースと合併し、太陽生命リース株式会社に商号変更
4月	アメリカ太陽生命投資顧問株式会社とダイドウインターナショナル株式会社をティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社の子会社としたうえで両社を合併し、ティ・アンド・ディ投資顧問U.S.A.株式会社に商号変更 (T&Dアセットマネジメント (U.S.A.) 株式会社)
6月	ダイドウライフアセットマネジメントケイマン株式会社がティ・アンド・ディ・アセットマネジメントケイマン株式会社に商号変更し、同時にティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社が子会社化
7月	太陽生命ビジネスサービス株式会社、太陽生命コンピュータサービス株式会社の業務を再編し、太陽生命キャリアスタッフ株式会社、太陽生命オフィスサポート株式会社にそれぞれ商号変更
13年 3月	太陽火災海上保険株式会社を子会社化
6月	総合情報システム「NET'S 01 (ネット・ゼロワン)」の導入を開始
8月	日本興亜損害保険株式会社 (現損害保険ジャパン日本興亜株式会社) と損害保険分野における業務提携を発表
10月	太陽情報産業株式会社が大同生命保険相互会社 (現大同生命保険株式会社) のシステム部門を統合し、ティ・アンド・ディ情報システム株式会社に商号変更
10月	「らくちんサービス」(電話・インターネットによるご契約者貸付等の取扱い)の開始
10月	“太陽生命の特殊終身保険ロング・フォーフシリーズ”発売
10月	ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険株式会社 (旧東京生命保険相互会社、現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社) の株式を取得し、同時に同社の関連会社2社 (東生システムサービス株式会社、株式会社東京生命収納サービス) を関連会社化
14年 1月	東生システムサービス株式会社と株式会社東京生命収納サービスがティ・アンド・ディ・システムサービス株式会社、ティ・アンド・ディ収納サービス株式会社にそれぞれ商号変更
3月	日本興亜損害保険株式会社 (現損害保険ジャパン日本興亜株式会社) の損害保険商品を販売開始
4月	太陽火災海上保険株式会社が日本興亜損害保険株式会社 (現損害保険ジャパン日本興亜株式会社) と合併
4月	太陽ビルマネジメント株式会社を設立
4月	“けんこうレディ2Fシリーズ” “けんこうミスター2Fシリーズ”発売
5月	大同ライフ投信株式会社の議決権を取得し関連会社化
7月	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社が大同ライフ投信株式会社と合併し、ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に商号変更 (現T&Dアセットマネジメント株式会社)

14年 8月	太陽生命リース株式会社が大同生命リース株式会社から営業譲渡を受け、ティ・アンド・ディ太陽大同リース株式会社に商号変更(現T&Dリース株式会社)	20年11月	新営業支援システム(T-SMAP)が「2008 CRMベストプラクティス賞」受賞
10月	ティ・アンド・ディ情報システム株式会社がティ・アンド・ディ・システムサービス株式会社と合併(現T&D情報システム株式会社)	21年 3月	株式会社T&Dホールディングスを割当先として500億円を増資(増資後の資本金等:資本金625億円、資本準備金625億円)
15年 3月	ティ・アンド・ディ収納サービス株式会社を清算	6月	“養老保険(一時払)”(無配当養老保険)発売 大石社長が会長、中込賢次専務が社長に就任
4月	相互会社から株式会社に組織変更(資本金375億円、資本準備金375億円) 東京証券取引所市場第一部に株式を上場	11月	第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限少人数私募)発行
4月	“太陽生命の保険組曲”(終身保険)発売	22年 3月	太陽生命キャリアスタッフ株式会社を清算
4月	“超エール”(生存給付金付定期保険)発売	3月	“生活応援保険”(無配当収入保障保険)発売
11月	第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)発行	6月	“保険組曲 Best 総合年金リレープラン”発売
11月	“太陽生命のやさしい保険”(無選択型医療保険)発売	10月	第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び適格機関投資家限定)発行
11月	“一部転換制度”“家族承継制度”導入	23年 3月	“生活応援保険(介護型)”(無配当介護収入保障保険)発売
16年 1月	吉池社長が会長、大石勝郎専務が社長に就任	4月	中込社長が株式会社T&Dホールディングス社長、田中勝英副社長が社長に就任
2月	“太陽生命の保険組曲 介護充実プラン”発売	4月	ニューヨーク駐在員事務所を開設
4月	当社、大同生命保険株式会社、ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険株式会社(現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社)が共同で、株式移転により完全親会社となる株式会社T&Dホールディングスを設立(設立と同時に「株式会社T&Dホールディングス」は東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に株式を上場。当社は東京証券取引所市場第一部に上場していた当社株式の上場を廃止)	11月	銀行窓口で個人年金保険の販売を開始
4月	太陽生命オフィスサポート株式会社が大同生命カスタマーサービス株式会社と合併し、T&Dカスタマーサービス株式会社に商号変更	11月	「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名
4月	“介護保障特約”発売	24年 3月	ご契約加入手続きのペーパーレス化・キャッシュレス化、及びテレビ電話によるお客様相談や健康確認を開始
8月	“太陽生命のやさしい保険 医療集中プラン”発売	4月	ヤンゴン(ミャンマー)駐在員事務所を開設
8月	太陽ビルマメント株式会社を清算	10月	富国信用保証株式会社の株式及び同社が保証する個人ローン債権を取得
9月	“けんこうレディエース” “けんこうミスターEース”発売	12月	満期保険金・年金のお支払い手続きのペーパーレス化の取扱いを開始
17年 2月	太陽生命インターナショナル(英国)株式会社を登記抹消	25年 9月	第4回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募)発行
4月	“年金払介護保障特約” “保険料免除特約” “保険料免除特約(介護型)”発売	26年 3月	銀行窓口で“終身生活介護年金保険”発売
7月	顧客サービス職員制度を導入	4月	“保険組曲Best”的介護保険及び“保険料払込み免除特約”的保障範囲を公的介護保険制度の要介護3以上から要介護2以上に拡大
8月	“一生健命”(年金払終身介護保障保険)発売	4月	従来の介護保険に加えて、公的介護保険制度の要介護1以上から保障を提供する“軽度介護保険”を発売
12月	“介護保障特約付団体信用生命保険”発売	10月	“保険組曲Best”的医療保険のご契約加入年齢を75歳から85歳に拡大
18年 3月	栃木県那須塩原市に「太陽生命の森林」を設置	27年 3月	「保険契約支援システム」に関する発明について、日本における特許権を取得
6月	執行役員制度を導入	4月	“特定疾病治療保険” “団体生活介護保険”発売
8月	本店を東京都港区に移転	10月	銀行窓口で“生存給付金付特別終身保険”発売
9月	“医療サブリ”(重点疾病一時金保険) “既成緩和”(選択緩和型医療保険)発売	28年 1月	本店を現在地(東京都中央区)に移転
19年 3月	T&Dアセットマネジメント株式会社の株式を、株式会社T&Dホールディングスに譲渡	3月	生命保険加入時の告知の査定自動化を開始
3月	国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱する「責任投資原則(PRI)」に署名	3月	“ひまわり認知症治療保険”(無配当選択緩和型7大疾病(および女性疾患)一時金保険) “働けなくなつたときの保険”(無配当就業不能収入保障保険)発売
4月	“わくわくポッケ”(こども保険)発売	4月	「かけつけ隊サービス」を開始
10月	“指定代理請求特約”取扱いを個人保険全商品に拡大	10月	山形県上山市と「上山型温泉クアオルト(健康保養地)活用包括的連携に関する協定書」を締結
11月	滋賀県高島市に「太陽生命くつきの森林」を設置	12月	給付金ご請求手続きのペーパーレス化の取扱いを開始
20年 3月	苦情対応の国際規格「ISO10002」の適合性の認証を取得	29年 2月	ミャンマーにおいてAcePlus Solutions Company Limitedとの共同出資によりThuriya Ace Technology Company Limitedを設立
4月	新営業支援システム(T-SMAP)導入		
10月	“保険組曲Best”発売		

【2】取締役、監査役及び執行役員

①取締役及び監査役

男性18名 女性0名 (取締役及び監査役のうち女性の比率0%)

役職名 〔職名〕	氏名 〔生年月日〕	略歴など
代表取締役社長	田中勝英 (昭和29年7月20日)	昭和52年4月 太陽生命入社 平成13年7月 当社取締役 平成16年3月 当社常務取締役 平成18年6月 当社取締役常務執行役員 平成19年4月 当社取締役専務執行役員 平成20年6月 当社代表取締役専務執行役員 平成21年6月 当社代表取締役副社長 平成23年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成23年6月 兼T&Dホールディングス取締役(現任)
代表取締役副社長 〔営業本部長〕	副島直樹 (昭和33年11月20日)	昭和56年4月 太陽生命入社 平成21年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役常務執行役員 平成26年4月 当社代表取締役専務執行役員 平成28年4月 当社代表取締役副社長(現任)
取締役専務執行役員	横山輝紀 (昭和29年10月1日)	昭和52年4月 太陽生命入社 平成18年6月 T&Dホールディングス執行役員 平成19年4月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成21年6月 兼T&Dホールディングス取締役常務執行役員 平成26年4月 当社取締役専務執行役員(現任) 平成26年4月 兼T&Dホールディングス取締役専務執行役員(現任)
取締役専務執行役員	熊田享司 (昭和29年9月27日)	昭和52年4月 太陽生命入社 平成20年4月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役常務執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員 平成27年4月 兼T&Dホールディングス常務執行役員 平成27年6月 当社取締役常務執行役員 平成29年4月 当社取締役専務執行役員(現任)
取締役常務執行役員 〔商品部長〕	儀賀信利 (昭和37年11月7日)	昭和60年4月 太陽生命入社 平成22年4月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役執行役員 平成29年4月 当社取締役常務執行役員(現任)
取締役常務執行役員	田村泰朗 (昭和37年9月2日)	昭和62年4月 太陽生命入社 平成26年4月 当社執行役員 平成27年6月 当社取締役執行役員 平成29年4月 当社取締役常務執行役員(現任)
取締役常務執行役員	岸信之 (昭和38年2月28日)	昭和62年4月 太陽生命入社 平成26年4月 当社執行役員 平成27年6月 当社取締役執行役員 平成29年4月 当社取締役常務執行役員(現任)
取締役常務執行役員	三瓶雅央 (昭和35年1月30日)	昭和58年4月 太陽生命入社 平成27年6月 ペット&ファミリー少額短期保険 代表取締役社長 平成29年4月 当社常務執行役員 平成29年6月 当社取締役常務執行役員(現任)

役職名 〔職名〕	氏名 〔生年月日〕	略歴など
取締役執行役員 〔主計部長〕	しも や しき ゆかり 下屋敷 縁 (昭和39年7月19日)	昭和63年4月 太陽生命入社 平成27年4月 当社執行役員 平成28年6月 当社取締役執行役員(現任)
取締役執行役員 〔コミュニケーションセンター部長〕	ほり 堀 武 博 (昭和41年10月9日)	平成2年4月 太陽生命入社 平成27年4月 当社執行役員 平成29年6月 当社取締役執行役員(現任)
取締役執行役員 〔運用企画部長〕	ね 根 釜 健 (昭和38年8月18日)	昭和62年4月 太陽生命入社 平成27年4月 T&Dホールディングス執行役員 平成28年4月 当社執行役員 平成29年6月 当社取締役執行役員(現任)
取締役 〔社外役員〕	ふく 福 田 弥 夫 (昭和33年7月24日)	平成27年6月 当社取締役(現任) (日本大学危機管理学部 学部長)
取締役 〔社外役員〕	や 八 尾 和 夫 (昭和26年10月23日)	平成28年6月 当社取締役(現任) (東京証券信用組合 理事長)
取締役	うえ 上 原 弘 久 (昭和37年1月25日)	昭和59年4月 太陽生命入社 平成23年4月 T&Dホールディングス執行役員 平成24年4月 兼 T&Dフィナンシャル生命取締役 平成26年4月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役執行役員 平成27年4月 当社取締役常務執行役員 平成28年4月 当社取締役専務執行役員 平成29年4月 当社取締役(現任) 平成29年4月 兼 T&Dホールディングス副社長執行役員 平成29年6月 兼 T&Dフィナンシャル生命取締役(現任) 平成29年6月 兼 T&Dホールディングス代表取締役副社長(現任)
常勤監査役	まつ 松 江 晋 一 (昭和32年1月21日)	昭和54年4月 太陽生命入社 平成26年4月 当社常勤監査役(現任)
監査役 〔社外役員〕	いな 稲 嶺 清 孝 (昭和32年7月18日)	平成28年6月 当社監査役(現任) (公認会計士) (税理士)
監査役 〔社外役員〕	たに 谷 垣 岳 人 (昭和39年1月28日)	平成28年6月 当社監査役(現任) (弁護士)
監査役	や 矢 内 淳 一 (昭和36年3月3日)	昭和59年4月 太陽生命入社 平成29年6月 当社監査役(現任) 平成29年6月 兼 T&Dホールディングス常勤監査役(現任)

②執行役員

役職名 〔職名〕	氏名 〔生年月日〕	略歴など
執行役員 〔企画部長〕	なかむら しゅういち (昭和44年7月5日)	平成4年4月 太陽生命入社 平成27年4月 当社執行役員（現任）
執行役員 〔地区営業本部長〕	かわいひろゆき (昭和37年5月1日)	昭和61年4月 太陽生命入社 平成28年4月 当社執行役員（現任）
執行役員 〔契約部長〕	せきやじゅんや (昭和38年8月5日)	昭和61年4月 太陽生命入社 平成28年4月 当社執行役員（現任）
執行役員 〔IT企画部長〕	わたなべかずのり (昭和40年3月9日)	昭和62年4月 太陽生命入社 平成28年4月 当社執行役員（現任）
執行役員 〔総合リスク管理部長〕	とうじょうたかし (昭和38年10月29日)	昭和61年4月 太陽生命入社 平成29年4月 当社執行役員（現任）
執行役員 〔法務コンプライアンス部長〕	ふたみようこ (昭和37年7月31日)	平成3年2月 太陽生命入社 平成29年4月 当社執行役員（現任）
執行役員 〔法人代理店営業部長〕	はつしづすすむ (昭和42年3月4日)	平成4年4月 太陽生命入社 平成29年4月 当社執行役員（現任）

（平成29年6月28日現在）

【3】会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

【4】従業員等の状況

①従業員の在籍・採用状況

区分	平成27年度末 在籍数(名)	平成28年度末 在籍数(名)	平成27年度 採用数(名)	平成28年度 採用数(名)	平成28年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員・嘱託計	2,380	2,468	90	91	44.6歳	18年 8ヶ月
(男子)	1,152	1,130	64	66	44.0歳	16年 9ヶ月
(女子)	1,228	1,338	26	25	45.1歳	20年 2ヶ月
(総合職)	1,300	1,283	74	80	44.1歳	17年 6ヶ月
(一般職)	1,080	1,185	16	11	45.1歳	19年11ヶ月
内勤職員	2,268	2,356	57	57	43.7歳	19年 5ヶ月
(男子)	1,056	1,035	38	39	42.2歳	18年 1ヶ月
(女子)	1,212	1,321	19	18	44.9歳	20年 5ヶ月
(総合職)	1,202	1,184	48	51	42.6歳	18年 9ヶ月
(一般職)	1,066	1,172	9	6	44.9歳	20年 1ヶ月
嘱託	112	112	33	34	62.0歳	2年 6ヶ月
(男子)	96	95	26	27	62.9歳	2年 7ヶ月
(女子)	16	17	7	7	56.8歳	2年 0ヶ月
(総合職)	98	99	26	29	61.9歳	2年 6ヶ月
(一般職)	14	13	7	5	62.4歳	2年 0ヶ月
営業職員	8,631	8,902	2,463	2,474	48.8歳	9年 6ヶ月
(男子)	0	0	0	0	—	—
(女子)	8,631	8,902	2,463	2,474	48.8歳	9年 6ヶ月
顧客サービス職員	203	—	—	—	—	—
合 計	11,214	11,370	—	—	—	—

(注) 1. 嘱託の採用数には、平成27年度32名、平成28年度32名の継続雇用制度による嘱託再雇用者を含んでいます。

2. 平成28年4月1日付にて顧客サービス職員を内勤職員に移行しました。

当期末の内勤職員（一般職）には、旧顧客サービス職員151名を含みます。

<参考：募集代理店数>

区分	平成27年度末	平成28年度末
法人	106	110
個人	38	29
合 計	144	139

区分	平成27年度末	平成28年度末
保険仲立人	3	3

②平均給与（内勤職員・嘱託）

(単位：千円)

区分	平成28年3月	平成29年3月
内勤職員・嘱託計	371	375

(注) 1. 平均給与月額は平成29年3月中の税込基準給与額であり、賞与および時間外手当などは含んでいません。

2. 平成28年4月1日付にて内勤職員に移行した顧客サービス職員は含んでいません。

③平均報酬（営業職員）

(単位：千円)

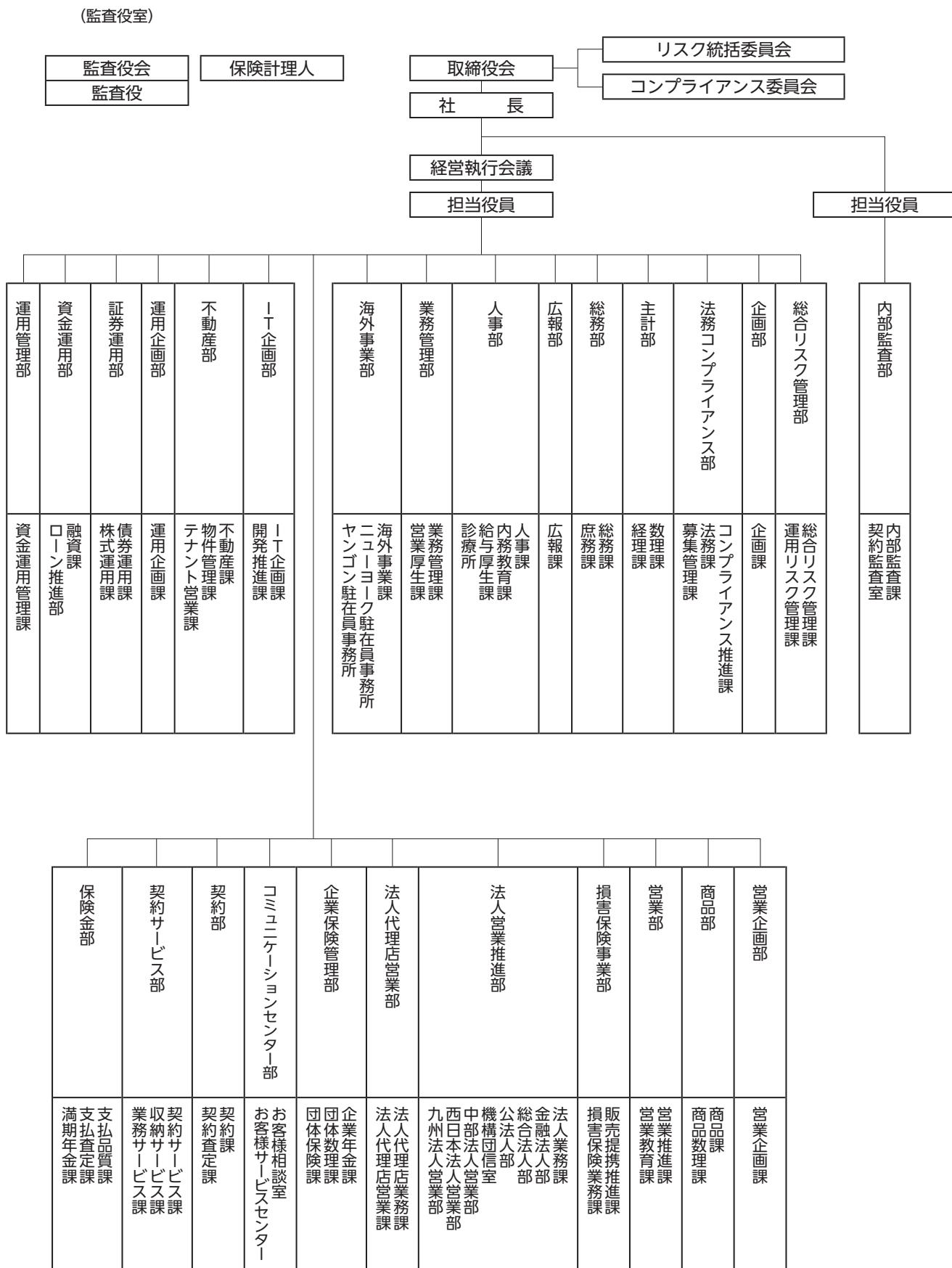
区分	平成27年度	平成28年度
営業職員	234	230

(注) 1. 平均報酬は各年度の平均報酬であり、賞与および時間外手当などは含んでいません。

2. 平均報酬は、各年度の報酬総額を延べ在籍数で除した数値です。

【5】本社組織図

(平成29年7月1日現在)



【6】経営の組織

当社の経営上の組織に関しては主に以下のものがあります。

①株主総会

当社の決算書類・事業内容の報告や利益金の処分、役員の選任など、法令等で定める重要な事項を決議いたします。

②取締役会

取締役会は、取締役全員をもって構成され、当社の業務執行を決し、取締役の職務の執行を監督いたします。

③監査役会

監査役会は、監査役全員をもって組織され、監査に関する重要な事項について報告を受け、検討・協議を行い、または決議いたします。

④経営執行会議

経営執行会議は、社長および社長の指名する執行役員等で構成され、業務執行に関する重要な事項を決議いたします。

⑤コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、法令等遵守体制の確立に関する事項を審議し、施策方針を決定いたします。

⑥リスク統括委員会

リスク統括委員会は、リスク管理体制確立の諸施策に関する事項を審議し、施策方針を決定いたします。

【7】本社組織

区分	平成27年度末	平成28年度末
部	27	27
課	62	62

【8】支社等の組織

区分	平成27年度末	平成28年度末
支社	143	143
営業所	7	12

【9】店舗網

①本社

名称	郵便番号	所在地	電話
本社	103-6031	東京都中央区日本橋2-7-1	お客様サービスセンター 0120-97-2111

(平成29年7月1日現在)

②法人営業関連サービス網

名称	郵便番号	所在地
法人営業推進部	108-0075	東京都港区港南2-16-2 太陽生命品川ビル
金融法人部		
総合法人部		
公法人部		
機構団信室		
中部法人営業部	460-0003	愛知県名古屋市中区錦3-6-34 太陽生命名古屋ビル5F
西日本法人営業部	542-0076	大阪府大阪市中央区難波2-1-2 太陽生命難波ビル7F
九州法人営業部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-26-23 太陽生命博多ビル
企業保険管理部	108-0075	東京都港区港南2-16-2 太陽生命品川ビル

(平成29年7月1日現在)

③全国支社等一覧

支社	所在地	電話番号
旭川	〒070-0031 旭川市一条通9-右10	0166(23)4024(代)
札幌北	〒001-0908 札幌市北区新琴似8条1-1-41	011(709)5526(代)
札幌	〒060-0002 札幌市中央区北2条西3-1	011(231)5533(代)
札幌東	〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条5-4-18	011(896)1410(代)
札幌南	〒005-0003 札幌市南区澄川3条5-2-13	011(842)1711(代)
札幌西	〒063-0812 札幌市西区琴似2条7-2-3	011(612)5501(代)
樽	〒047-0032 小樽市稻穂2-6-3	0134(25)7060(代)
函館	〒040-0011 函館市本町12-2	0138(51)8550(代)
青森	〒030-0861 青森市長島2-25-1	017(776)2413(代)
八戸	〒031-0081 八戸市柏崎1-10-12	0178(46)1181(代)
盛岡	〒020-0878 盛岡市肴町3-9	019(653)3102(代)
秋田	〒010-0951 秋田市山王3-1-12	018(863)8111(代)
石巻	〒986-0825 石巻市鷲町3-15	0225(23)0206(代)
塩釜	〒985-0021 塩釜市尾島町16-10	022(363)0527(代)
仙台	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル1階	022(225)3111(代)
仙台南	〒982-0011 仙台市太白区長町5-1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022(249)3271(代)
山形	〒990-0039 山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形	023(632)2761(代)
新庄	〒996-0023 新庄市沖の町2-4 ビーンズ新庄ビル3階	0233(28)0155(代)
郡山	〒963-8004 郡山市中町1-22 大同生命ビル	024(923)5447(代)
水戸	〒310-0805 水戸市中央1-2-19	029(227)1101(代)
牛久	〒300-1234 牛久市中央4-24-2 アルシェビル4階	029(830)8282(代)
宇都宮	〒320-0035 宇都宮市伝馬町2-11	028(634)0121(代)
小山	〒323-0022 小山市駅東通り2-24-18	0285(22)8441(代)
高崎	〒370-0824 高崎市田町57-1	027(322)5554(代)
熊谷	〒360-0043 熊谷市星川2-75	048(521)1285(代)
大宮	〒330-0846 さいたま市大宮区大門町3-42-5	048(641)3786(代)
所沢	〒359-1123 所沢市日吉町18-1 ARAI-181ビル	04(2922)5191(代)
浦和	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-4-9	048(829)2921(代)
川口*	〒332-0012 川口市本町4-1-8 川口センタービル7F	048(829)2921(代)
朝霞	〒351-0005 朝霞市根岸台5-3-18	048(463)6099(代)
川越	〒350-1123 川越市脇田本町26-4	049(247)3451(代)
春日部	〒344-0061 春日部市柏壁2-8-13	048(754)6560(代)
越谷	〒343-0845 越谷市南越谷1-19-6 越谷ビル6F	048(961)6730(代)
千葉	〒260-0014 千葉市中央区本千葉町10-5	043(222)4121(代)
稻毛*	〒263-0043 千葉市稻毛区小仲台2-3-12 こみなど稻毛ビル3階	043(222)4121(代)
船橋	〒273-0005 船橋市本町2-27-25	047(432)2711(代)
行徳*	〒272-0144 市川市新井3-4-3 南行徳K2ビル2F	047(432)2711(代)
市川	〒272-0021 市川市八幡1-11-4	047(334)3244(代)
柏	〒277-0842 柏市末広町6-3	04(7145)4155(代)
松戸	〒271-0092 松戸市松戸1331-10	047(368)1288(代)
小岩	〒133-0057 江戸川区西小岩1-29-7	03(3671)7581(代)

支社	所在地	電話番号
千住	〒120-0036 足立区千住仲町19-8	03(3882)7638(代)
青戸	〒125-0062 葛飾区青戸3-41-8	03(3602)5106(代)
赤羽	〒115-0045 北区赤羽2-17-4	03(3903)9881(代)
江東	〒136-0071 江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル	03(5836)1568(代)
東京	〒101-0032 千代田区岩本町2-4-3	03(3862)1821(代)
日暮里*	〒116-0014 荒川区東日暮里5-48-5 光陽社ビル7階	03(3862)1821(代)
池袋	〒171-0022 豊島区南池袋2-49-4	03(3987)4321(代)
渋谷	〒150-0002 渋谷区渋谷2-17-2	03(3409)7841(代)
中野	〒165-0026 中野区新井2-30-5	03(3387)4441(代)
烏山	〒157-0062 世田谷区南烏山5-17-8	03(3305)6061(代)
大森	〒143-0016 大田区大森北1-17-4	03(3762)5728(代)
蒲田*	〒144-0052 大田区蒲田5-24-2 損保ジャパン日本興亜蒲田ビル5階	03(3762)5728(代)
田無	〒188-0012 西東京市南町3-25-2	042(461)7609(代)
立川	〒190-0023 立川市柴崎町3-11-2	042(523)0251(代)
三鷹*	〒180-0006 武蔵野市中町1-9-5 第一中央ビル2階	042(523)0251(代)
八王子	〒192-0083 八王子市旭町9-1 八王子スクエアビル	042(642)1741(代)
府中*	〒183-0023 府中市宮町1-40 KDX府中ビル5階	042(642)1741(代)
相模原*	〒252-0143 相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル4F	042(642)1741(代)
町田	〒194-0022 町田市森野1-32-17	042(722)2603(代)
登戸	〒214-0013 川崎市多摩区登戸新町445-1	044(911)4217(代)
溝の口*	〒213-0001 川崎市高津区溝口2-11-8 リバーストーン第3ビル3階	044(911)4217(代)
川崎	〒210-0004 川崎市川崎区宮本町2-24	044(244)1337(代)
藤が丘	〒227-0043 横浜市青葉区藤が丘2-9-2	045(971)6901(代)
横浜北	〒222-0011 横浜市港北区菊名6-3-14	045(401)1761(代)
横浜	〒231-0047 横浜市中区羽衣町1-3-1	045(261)8381(代)
横浜中央*	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-26-4 第3安田ビル7階	045(261)8381(代)
港南台*	〒234-0054 横浜市港南区港南台3-3-1 港南台214ビル5階	045(261)8381(代)
横浜西	〒241-0821 横浜市旭区二俣川2-85-3 二俣川INKビル3階	045(273)1042(代)
横須賀	〒238-0008 横須賀市大瀬町1-20-1	046(822)2322(代)
湘南	〒236-0028 横浜市金沢区洲崎町6-5	045(781)2081(代)
戸塚	〒244-0002 横浜市戸塚区矢部町17-4	045(871)1101(代)
藤沢	〒251-0054 藤沢市朝日町13-2	0466(23)4150(代)
大和	〒242-0017 大和市大和東3-15-4	046(264)8265(代)
厚木	〒243-0018 厚木市中町4-16-22	046(222)1178(代)
平塚	〒254-0042 平塚市明石町1-24	0463(21)2085(代)
小田原	〒250-0012 小田原市本町1-1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465(24)5681(代)
松本	〒390-0815 松本市深志2-4-26	0263(36)5291(代)
長野	〒380-0935 長野市中御所1-16-20	026(268)0227(代)
新潟	〒950-0088 新潟市中央区万代4-1-11	025(243)3618(代)
富山	〒930-0007 富山市宝町1-3-14	076(432)1534(代)
金沢	〒920-0902 金沢市尾張町2-8-23	076(263)0541(代)

支社	所在地	電話番号
福井	〒910-0004 福井市宝永2-1	0776(22)6630(代)
沼津	〒410-0056 沼津市高島町11-13	055(921)5325(代)
富士	〒417-0047 富士市青島町192-2 サン・アイ富士ビル2階	0545(52)8761(代)
清水	〒424-0815 静岡市清水区江尻東2-1-5	054(365)2919(代)
静岡	〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-4	054(254)2551(代)
藤枝	〒426-0034 藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル3階	054(645)7600(代)
浜松	〒430-0926 浜松市中区砂山町353-8	053(454)2501(代)
豊橋	〒440-0888 豊橋市駅前大通3-53	0532(54)0515(代)
岡崎	〒444-0044 岡崎市康生通南2-3	0564(21)4822(代)
熱田	〒456-0034 名古屋市熱田区伝馬2-2-4	052(681)8538(代)
春日井	〒486-0916 春日井市八光町1-20-2	0568(31)2866(代)
名古屋	〒460-0003 名古屋市中区錦3-6-34	052(962)8911(代)
名古屋東	〒465-0093 名古屋市名東区一社2-25	052(705)3522(代)
名古屋西	〒453-0054 名古屋市中村区鳥居西通1-13	052(413)2821(代)
一宮	〒491-0904 一宮市神山1-4-6	0586(45)5230(代)
四日市	〒510-0074 四日市市鵜の森1-1-18	059(351)1065(代)
津	〒514-0033 津市丸之内34-5 津中央ビル3階	059(229)2881(代)
岐阜	〒500-8175 岐阜市長住町2-16-3	058(265)6811(代)
大津	〒520-0042 大津市島の関2-2	077(524)1580(代)
京都	〒600-8099 京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075(361)8111(代)
京都西	〒615-8073 京都市西京区桂野里町41-73	075(392)3992(代)
京都南	〒612-8362 京都市伏見区西大手町307-60	075(621)5633(代)
奈良	〒631-0823 奈良市西大寺国見町1-3-7	0742(43)8011(代)
高槻	〒569-0072 高槻市京口町9-5	072(671)8815(代)
豊中	〒561-0884 豊中市岡町北1-2-17	06(6853)6565(代)
寝屋川	〒572-0837 寝屋川市早子町10-21	072(820)2850(代)
大阪	〒541-0048 大阪市中央区瓦町3-6-5 銀泉備後町ビル3F	06(4706)1090(代)
大阪西	〒551-0002 大阪市大正区三軒家東1-19-14	06(6554)8561(代)
大阪南	〒558-0013 大阪市住吉区我孫子東1-10-6	06(6691)3551(代)
大阪東	〒546-0002 大阪市東住吉区杭全1-16-27	06(4301)8585(代)
大阪北	〒532-0023 大阪市淀川区十三東1-10-26	06(6302)7798(代)
布施	〒577-0056 東大阪市長堂3-4-24	06(6784)6121(代)
堺	〒590-0048 堺市堺区一条通16-1	072(238)3848(代)
藤井寺	〒583-0027 藤井寺市岡2-10-15	072(952)1410(代)
岸和田	〒596-0054 岸和田市宮本町29-26	072(431)3732(代)
和歌山	〒640-8331 和歌山市美園町2-1	073(436)7311(代)
川西	〒666-0033 川西市栄町10-16	072(758)1516(代)
尼崎	〒660-0892 尼崎市東難波町5-17-28	06(6482)7611(代)
西宮	〒662-0918 西宮市六湛寺町14-5	0798(35)5335(代)
神戸	〒650-0004 神戸市中央区中山手通2-1-8	078(391)5401(代)
神戸西	〒654-0024 神戸市須磨区大田町3-1-4	078(732)3557(代)

支社	所在地	電話番号
明石	〒673-0016 明石市松の内2-8-3	078(927)0202(代)
姫路	〒670-0947 姫路市北条432-14	079(225)2006(代)
岡山	〒700-0821 岡山市北区中山下1-2-3	086(225)1908(代)
倉敷	〒710-0826 倉敷市老松町2-7-2	086(425)7815(代)
松江	〒690-0006 松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル5階	0852(22)4380(代)
福山	〒720-0812 福山市霞町1-2-11	084(923)2426(代)
吳	〒737-0045 吳市本通2-1-23 大同生命吳ビル	0823(24)3390(代)
広島	〒732-0826 広島市南区松川町1-19	082(262)1141(代)
広島西	〒733-0812 広島市西区己斐本町2-12-28	082(272)8346(代)
徳山	〒745-0073 周南市代々木通2-47	0834(21)0787(代)
宇部	〒755-0042 宇部市松島町18-10	0836(31)3709(代)
下関	〒750-0012 下関市観音崎町12-10	083(223)8266(代)
高松	〒760-0056 高松市中新町2-5	087(861)0795(代)
松山	〒790-0003 松山市三番町6-8-1	089(941)2270(代)
徳島	〒770-0923 徳島市大道1-62 中筋ビル	088(626)0151(代)
高知	〒780-0053 高知市駅前町2-16	088(824)0353(代)
小倉	〒802-0005 北九州市小倉北区堺町2-3-20	093(531)1835(代)
八幡	〒806-0028 北九州市八幡西区熊手2-3-13	093(631)1731(代)
福岡東	〒813-0013 福岡市東区香椎駅前2-1-21	092(672)1911(代)
福岡	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-26-23	092(474)1971(代)
福岡西	〒814-0021 福岡市早良区荒江3-11-32	092(831)6781(代)
福岡南	〒812-0879 福岡市博多区銀天町3-6-21	092(571)3318(代)
久留米	〒830-0018 久留米市通町8-6	0942(35)6161(代)
佐賀	〒840-0801 佐賀市駅前中央1-4-8	0952(26)7313(代)
佐世保	〒857-0864 佐世保市戸尾町3-5	0956(24)2264(代)
長崎	〒850-0032 長崎市興善町2-31	095(826)5231(代)
熊本	〒860-0806 熊本市中央区花畠町4-3	096(353)1281(代)
大分	〒870-0034 大分市都町1-1-1	097(534)0054(代)
宮崎	〒880-0806 宮崎市広島2-12-11	0985(28)1811(代)
鹿児島	〒892-0844 鹿児島市山之口町12-14	099(224)3835(代)
那覇	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-31 那覇新都心メディアビル西棟9階	098(941)3313(代)
コザ*	〒904-0031 沖縄市上地1-1-1 コザミユージックタウン1F	098(941)3313(代)

*は営業所
(平成29年7月1日現在)

【10】株式の総数

(平成29年3月31日現在)

発行可能株式総数	6,000千株
発行済株式の総数	2,500千株
当期末株主数	1名

【11】株式の状況

①発行済株式の種類等

(平成29年3月31日現在)

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	2,500千株	－

②大株主

(平成29年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
株式会社T&Dホールディングス	2,500千株	100.00%	－千株	－%

【12】主要株主の状況

(平成29年3月31日現在)

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
株式会社T&Dホールディングス	東京都中央区日本橋2丁目7番1号	207,111百万円	保険持株会社及び少額短期保険持株会社として以下に掲げる業務 ①生命保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理 ②その他上記に掲げる業務に附帯する業務	平成16年4月1日	100.0%

2 保険会社の主要な業務の内容

【1】会社の目的

当社は、定款第2条に次の業務を行うことを目的とする旨定めています。

①生命保険業

②他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他前号の業務に付随する業務

③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務

④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

【2】主要な業務の内容

当社が行う主要な業務の内容は、次のとおりです。

①生命保険業

生命保険業免許に基づき、生命保険の引受けを行うとともに、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

②付随業務

大同生命保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびそんぽ24損害保険株式会社の、業務の代理および事務の代行を行っています。

3 直近事業年度における事業の概況

■経営環境

平成28年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善が続くながで、個人消費は底堅く推移したほか、企業収益も高水準で推移するなど、各種経済対策および金融政策の効果を背景に、景気は緩やかな回復基調が続きました。

生命保険業界におきましては、医療・介護などの第三分野商品は堅調であったものの、低金利環境の継続により、円建ての一時払保険商品を中心とした販売を抑制する動きが見られました。

資産運用環境につきましては、国内株式は、平成28年6月の英国におけるEU離脱に関する国民投票の結果を受け一時大幅に下落するなど、海外情勢や経済動向の不確実性の高まりにより年度前半は伸び悩みました。年度後半は、11月の米国大統領選の結果を受けた米国経済の拡大期待から上昇基調に転じました。また、国内金利は、平成28年1月の日本銀行によるマイナス金利政策の導入決定以降、短期、長期の金利が低下し一部年限においてマイナス水準になるとともに、超長期の金利も大きく低下しました。その後、日本銀行が9月に導入を決定した長短金利のコントロールを伴う量的・質的金融緩和政策により、極端な超長期の金利の低下は一定程度是正されました。

■事業の経過

このような情勢のもと、当社はコアビジネスである「家庭市場での営業職員チャネルによる死亡・医療・介護保障を中心とした総合生活保障の商品販売」を中心に企業価値の向上に取り組みました。

平成28-30年度の中期経営計画では、『時代の変化を先取りした「最優の商品・サービス」をご家庭にお届けする生命保険会社を目指す』ことをビジョンとして掲げ、「サービスの向上」「商品の充実」「営業力の強化」が三位一体となった販売推進を行うことにより、「シニアマーケットでのトップブランド」となるための各種施策に取り組んでいます。

加えて、超高齢化社会の進展や健康寿命の延伸という社会的な課題に応えるため、「太陽の元気プロジェクト」を平成28年6月より開始し、「従業員」が元気になり、「お客様」に元気になっていただき、そして「社会」の元気に貢献するさまざまな施策を推進しています。

さらに、「業界最高水準の業務効率」「強い営業力」「高いお客様満足」を同時に実現するため、「ワークスタイルの変革」「支社業務の改革」「査定の自動化」を3本柱とした業務改革プロジェクト『EVOLUTION' 15』に取り組みました。また、部門を超えて課題を解決し成果をあげるプロジェクト型の働き方や、知恵を

使って成果を生み出すワークスタイルの実現に取り組んでいます。こうした取組みを通じて、無駄な業務を削減し、新たな価値を生み出す仕事に集中する働き方(スマートワーク)を推進することで、『お客様との最高のCommunication(対話)』と『時代に先駆けたCreation(創造)』を実現してまいります。

〈商品面〉

商品面では、高品質の商品・サービスを通じて、お客様に一生涯にわたる安心を提供するため、引き続き、主力商品である「保険組曲 Best」の充実を図っています。

平成28年3月には、業界初となる選択緩和型の認知症保障商品である「ひまわり認知症治療保険」および就業不能時の収入を保障する「働けなくなってきたときの保険」を発売いたしました。「ひまわり認知症治療保険」は、認知症への社会的関心が高まるなか、給付金により認知症治療費等の経済的負担に備えられるほか、白内障・熱中症といったシニア(70歳以上)のお客様が罹患しやすい疾病や事故・転倒などによる骨折の治療も保障するなど、シニアのお客様のニーズに応えることができる商品となっています。なお、「ひまわり認知症治療保険」は、発売当初からシニアのお客様を中心に広くご支持をいただき、「認知症治療保険」と合わせた合計販売件数が、平成29年3月末時点で17万件を超えています。

また、「働けなくなってきたときの保険」は、これまでに当社所定の就業不能状態が180日以上経過した場合などに年金をお支払いしていましたが、加えて、3大疾病や不慮の事故等を要因とする入院または就業不能状態が30日継続するごとに給付金をお支払いするなど、支払の早期化等を図ることで、より充実した保障を提供する商品となっています。

企業保険分野では、平成28年8月に介護保障に特化した当社独自商品である「団体生活介護保険」について商品改定を実施し、ご本人だけでなく配偶者のご両親もご加入いただけるようになり、ご両親の保障限度額も100万円から300万円に拡充いたしました。

〈営業面〉

営業面では、営業職員のコンサルティング力向上の一環としてFP(ファイナンシャル・プランナー)資格の取得を奨励しており、平成29年3月末時点では有資格者は3,355名となりました。

また、『EVOLUTION' 15』の取組みの一環として、平成28年6月よりお客様満足度の向上と業務の効率化を同時に実現するため、生命保険加入時における契約査定の自動化および告知書のペーパーレス化を

全社で本格稼働いたしました。

さらに、平成28年度は、新たに5つの営業所を開設し、さらなる業績の拡大およびより一層地域に密着したサービスの提供を推進しています。また、平成29年1月より、労働金庫にて「ひまわり認知症治療保険」の導入・販売を進めるなど、金融機関や一般代理店における当社商品の新規導入を推進し、営業基盤の強化を図っています。

加えて、「シニアのお客様に最もやさしい生命保険会社になる」ことを目指して取り組んでいるベストシニアサービスの一環として、シニアのお客様に「見やすく、わかりやすい」文書・帳票等の作成を行っています。この取組みが一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）から高く評価され、「生命保険分野」において最優秀賞にあたる「UCDAアワード2016」を受賞するとともに、生活者の声を反映させたコミュニケーションを実施した企業・団体に贈られる「アナザーボイス賞」も同時に受賞いたしました。

企業保険分野では、平成28年3月より、お客様の利便性向上を目指し、従来の紙によるお手続きに代わり、インターネット回線を活用してWeb上で簡単に団体定期保険のご加入手続きができる「団体保険Web申込システム（おひさまねっと）」を構築し、お客様のご加入手続きのご負担および当社の事務作業をともに軽減いたしました。

〈資産運用面〉

資産運用面では、お客様の信頼を第一に考え、リスク・収益・資本を一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）のもとで、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオの構築を目指すとともに、公共性、健全性等に十分に配慮しながら資産運用を行うこととしています。

この基本的な方針に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心とした投融資を行っています。

国内公社債につきましては、低金利環境が継続するなか、一定の利回りを確保できる超長期債等の買入れを行いました。貸付金につきましては、金利動向とともに与信リスクに十分留意し、個別案件を精査し実行いたしました。

円金利資産以外の資産につきましては、主に内外金利差や為替動向をふまえ、外国公社債の残高を積み増し、利息収入の確保に努めました。株式等のリスク性資産につきましては、市場動向とともに価格変動リスクに十分留意して取り組みました。

なお、当社は「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」に賛同して受入れを表明しており、投資先企業との対話や議決権行使等を通じて当該企業の企業価値向上や持続的

成長を促し、中長期的な投資リターンを拡大させることにより、お客様の利益に適うよう努めています。

また、責任投資原則（PRI）の署名機関として、投資分析や意思決定プロセスにESG（環境・社会・ガバナンス）の課題を組み込んだ資産運用を推進しています。平成28年度においては、社会の健康増進に寄与する企業への投資を目的とする「元気健康応援ファンド」や、地球温暖化など環境問題の解決に資する債券であるグリーンボンド、社会的課題の解決を目的とするソーシャルボンドに投資を行うなど、持続可能な社会の形成・発展に貢献できるよう資産運用に取り組んでいます。

〈サービス面〉

サービス面では、お客様の多様なニーズにお応えし、契約時からアフターフォロー、支払いに至るまで、長期間にわたりお客様に信頼され、安心いただけるサービスをお届けするため、改革・改善に継続的に取り組んでいます。

当社では、ベストシニアサービスの取組みの一環として、シニアのお客様を対象として、契約内容確認や請求勧奨等を実施するため、年1回以上の訪問活動等を実施するなど、シニアのお客様の安心をサポートする活動を推進しています。シニアのお客様の契約締結時には、誤認防止等のためにご家族の同席を積極的に推進することに加えて、営業職員が所持している携帯端末のテレビ電話機能を活用し、本社担当者が直接、契約意向、申込内容、選択緩和型保険の場合の告知内容などを再確認しています。

また、当社では、認知症や入院等によりシニアのお客様ご本人とコミュニケーションや連絡が困難となった場合等に備え、あらかじめご家族の連絡先を登録いただく「ご家族登録制度」を導入しています。安心してご契約を継続いただくため、同制度のご利用を積極的にお勧めした結果、「ひまわり認知症治療保険」にご加入いただいている70歳以上のほぼすべてのお客様にご利用いただいています。

さらに、「太陽の元気プロジェクト」の取組みの一環として、サービス品質の向上のため「ユニバーサルマナー検定」を全社で実施し、お客様のことを思いやり、適切な知識のもとサポートを実践する「ユニバーサルマナー」を導入いたしました。加えて、各自治体等が実施する「認知症サポーター養成講座」を全社で受講し、認知症に関する正しい知識と理解のもと、地域における認知症の方やご家族に対し手助けをする「認知症サポーター」を全社に配置いたしました。

10月からは、歩行速度を継続的に測定し、将来の認知症・MCI（軽度認知障害）のリスク予兆が発見された場合にご本人に通知するスマートフォンアプリ「認知症予防アプリ」を「ひまわり認知症治療保

険」等にご加入いただいているお客様に提供を開始いたしました。当アプリでは、ご指定いただいたご家族にお客様の歩行状況等を通知する「見守り機能」を搭載し、お客様の日々の健康状態をご家族に見守つていただくことが可能となります。なお、12月からは、当アプリを提供する対象者の範囲を、当社の保険にご加入いただいているすべてのお客様に拡大しています。

保険金・給付金のお支払いにつきましては、支社・お客様サービスセンターでご請求を受け付け、担当営業職員や内務員が書類を持参し、書類記入のサポートやお手続きに関するご案内を行っています。加えて、シニアのお客様が安心、便利に給付のお手続きができるよう、専門知識のある内務員が、直接お客様やご家族のもとへ訪問し、お手続きのサポートを行う「お支払い手続き訪問サービス（サービス名称：かけつけ隊サービス）」を平成28年4月より全国展開し、ご利用件数がサービス開始後1年で2万件を超えています。

また、平成28年12月より、「かけつけ隊サービス」において、給付金請求書類のペーパーレス化を実現いたしました。お客様は、内務員が入力した請求内容を確認し、専用モバイル端末上に自署するだけで手続きが完了します。このサービスにより、お客様の給付手続きのご負担を大幅に軽減するとともに、お支払いまでのさらなる迅速化を図っています。

支払部門の業務においては、従来から実施している、診断書の記載内容をデジタルデータ化し、査定判断に必要な疾病コード・手術コードに自動変換するシステムの活用に加え、「EVOLUTION' 15」の取組みの一環として、最新のIT技術を活用し「支払査定の自動化」に向けた取組みを推進するなど、より正確かつ迅速なお支払いの実現を目指しています。

また、ベストシニアサービスの取組みの一環として、シニアのお客様への年1回の訪問活動の際に配付する「ふれあい便り」に給付金等のご請求事例を掲載し、訪問した職員が対面でご案内しています。加えて、平成28年1月より、シニアのお客様が円滑にご請求手続きを行っていただけるよう、内務員が給付金等の請求書類を代筆する取扱いを開始いたしました。さらに、平成28年4月より、シニアのお客様が、ご自身で診断書の取得ができない場合に、内務員が診断書の取得代行を行うサービスを開始いたしました。これらにより、給付金等の請求事由があるにもかかわらず、ご請求されないケースを防止するための取組みを推進してまいります。

今後も、迅速かつ正確に保険金等をお支払いすることはもとより、お客様に安心・満足していただける支払サービスの充実に努めてまいります。

業務改革プロジェクト『EVOLUTION' 15』では、本社保管書類の8割強をペーパーレス化するととも

に4,500もの事務帳票のペーパーレス化に取り組みました。また、部門横断的に多様なコラボレーションを可能にするオフィスレイアウトや最新のIT技術を活用した効率的な会議運営等により、業務の大幅な効率化と意思決定の迅速化を図りました。

これらの取組みにより、スマートワークを推進し、従業員が新たな価値を生み出す生産性の高い仕事に集中するとともに、時間外労働の削減や有給休暇の取得促進等ワークライフバランスとの両立を実現しています。

また、「太陽の元気プロジェクト」において、健康寿命の延伸に対応し、従業員が高い意欲を持って長く元気に働くよう、65歳定年制度および最長70歳まで働く継続雇用制度を平成29年4月より導入いたしました。

さらに、平成29年3月にコミュニケーションセンター部を新設するとともに、支社組織についても、「地域のお客様や代理店とのコミュニケーションを担うサービス・営業拠点」へ変化させるなど、お客様との最高のコミュニケーションを実現してまいります。

なお、「太陽の元気プロジェクト」における当社の諸施策は、「環境省21世紀金融行動原則」に基づく優良事例として、保険業務部門の平成28年度「グッドプラクティス」への選定、また、経済産業省が推奨する健康経営優良法人認定制度に基づき、従業員の健康増進に取り組んでいる企業として「健康経営優良法人2017（ホワイト500）」に認定されるなど、外部からも高い評価をいただいています。

■主要業績

平成28年度における当社の主要業績は、次のとおりです。

①契約業績の状況

平成28年度の個人保険・個人年金保険を合計した新契約年換算保険料は、金利低下に伴い、貯蓄性商品の販売を抑制したことにより360億円（前年比91.3%）となりました。

一方で、医療・介護保障を中心とした保障性商品の販売が好調だったことにより、第三分野新契約年換算保険料は134億円（前年比116.7%）、第三分野保有契約年換算保険料は1,032億円（前年比103.0%）となりました。

団体保険の年度末保有契約高は9兆9,481億円（前年比100.6%）、団体年金保険の年度末保有契約高は8,825億円（前年比101.1%）となりました。

②収支の状況

経常収益は8,979億円（前年比102.8%）となりました。主な内訳は、保険料等収入が6,543億円（前年比99.6%）、資産運用収益が2,280億円（前年比112.4%）、その他経常収益が155億円（前年比112.5%）です。保険料等収入の減少は団体年金保険の保険料が減少したためです。資産運用収益の増加は有価証券売却益が増加したためです。その他経常収益の増加は退職給付引当金戻入額が増加したためです。

経常費用は8,313億円（前年比104.6%）となりました。主な内訳は、保険金等支払金が5,353億円（前年比88.6%）、責任準備金等繰入額が999億円（前年比250.9%）、資産運用費用が831億円（前年比227.4%）、事業費が771億円（前年比101.0%）、その他経常費用が356億円（前年比94.6%）です。保険金等支払金の減少および責任準備金等繰入額の増加は、団体年金保険の満期保険金および解約返戻金が減少したためです。資産運用費用の増加は有価証券売却損が増加したためです。その他経常費用の減少は退職給付引当金繰入額が減少したためです。

これらにより、経常利益が666億円（前年比84.2%）となりました。

特別利益は2億円（前年比6,186.3%）となりました。特別損失は192億円（前年比94.9%）となりました。

契約者配当準備金繰入額は、117億円（前年比64.7%）となりました。法人税等合計は69億円（前年比49.9%）となりました。

以上の結果、当期純利益は289億円（前年比107.9%）となりました。

③資産の状況

総資産は当期中に1,035億円増加し、年度末総資産は7兆1,883億円（前年比101.5%）となりました。うち一般勘定資産は7兆1,880億円（前年比101.5%）、特別勘定資産は2億円（前年比101.1%）となりました。

年度末の一般勘定資産の主な資産構成は、公社債37.6%、外国証券26.0%、貸付金16.9%、株式6.5%、現預金・コールローン6.3%、不動産2.7%となりました。

④責任準備金の状況

標準責任準備金対象契約については標準責任準備金を、標準責任準備金対象外契約については平準純保険料式責任準備金を積み立てています。

年度末における責任準備金残高は6兆3,572億円（前年比101.6%）となりました。

■対処すべき課題

日本経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、個人消費の底堅い推移に加え、企業収益の改善等を背景とした設備投資の持ち直しや、海外経済の緩やかな回復を背景とした輸出の増加など、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが期待されます。その一方で、海外経済や金融資本市場の動向に関する先行き不透明感の高まり等によっては、国内景気を下押しする懸念もあると考えられます。

生命保険業界におきましては、少子高齢化の進展、お客様ニーズの多様化、低金利環境の継続など経営環境が変化しており、お客様本位の商品・サービスの提供、資産運用の高度化など業務運営のさらなる質の向上に取り組んでいく必要があります。

このような経営環境のもと、当社は平成28－30年度の中期経営計画において、「時代の変化を先取りした「最優の商品・サービス」をご家庭にお届けする生命保険会社を目指す」をビジョンとして掲げ、企業価値のさらなる増大に向け、以下の課題に対して重点的に取り組んでまいります。

①営業力の強化および商品の充実

時代の変化を先取りした「最優の商品・サービス」をご家庭にお届けするため、教育・育成態勢を強化し営業職員の能力向上を図るとともに、営業職員数の増加を図ってまいります。

また、シニアのお客様ニーズや、銀行窓口販売での保障ニーズに、より一層お応えすることができる、革新的な商品を開発・発売いたします。

②業界最高水準のサービスの提供

専門知識を持った内務員が直接お客様を訪問し、お支払い手続きのサポートを行う等、新たな訪問サービスにより、高齢化社会のニーズにあった業界最高水準のサービスを提供してまいります。

③資産運用収益の増大

ERMをベースとし、「資産運用の高度化」に向けて、運用手法を多様化することで、低金利環境下においても、持続的に資産運用収益を増大させてまいります。

④業界最高水準の業務効率の実現

IT技術を駆使して自動化等を推進することにより事務作業をなくし、業界最高水準の業務効率を実現してまいります。

⑤人材の育成

年齢、性別、職種にかかわらず、多様性のある人材を育成してまいります。また、スマートワークの推進を通じて、新たな価値が生み出せる人材を育成

してまいります。加えて、女性を計画的に登用することで、意欲や能力の向上を図り、女性活躍を推進してまいります。

⑥強固な経営基盤の構築

永続的に、すべてのお客様に確実に保険金・給付金をお支払いすることができる健全な生命保険会社であり続けるために、強固な経営基盤を構築してまいります。

また、資産・負債をともに時価評価し、経済価値ベースでリスク・収益・資本を一体的に管理するERMの推進を通じて企業価値の向上を図ってまいります。

⑦内部管理態勢の強化

全役職員にコンプライアンス意識の一層の徹底を図り、法令等遵守態勢を強化し、適切なリスク管理、内部監査の機能発揮を基礎とする強固な経営基盤の構築に努めてまいります。

⑧保険金等支払管理態勢の質的向上

迅速かつ適切な保険金等のお支払いに向けた業務改善や内部監査機能の向上等を図り、支払管理態勢の一層の質的向上に努めてまいります。

4 お客様とのコミュニケーションおよび情報システムに関する状況

【1】ご相談・ご照会・お申し出の状況

本社「お客様相談室」および全国の各支社で、生命保険に関するご相談・ご照会等にお応えしています。また、「お客様サービスセンター」では、専門のコミュニケーターがお客様からのお電話をお受けしています。平成28年度の当センターでお客様からお受けしました電話の内容、件数は以下のとおりです。

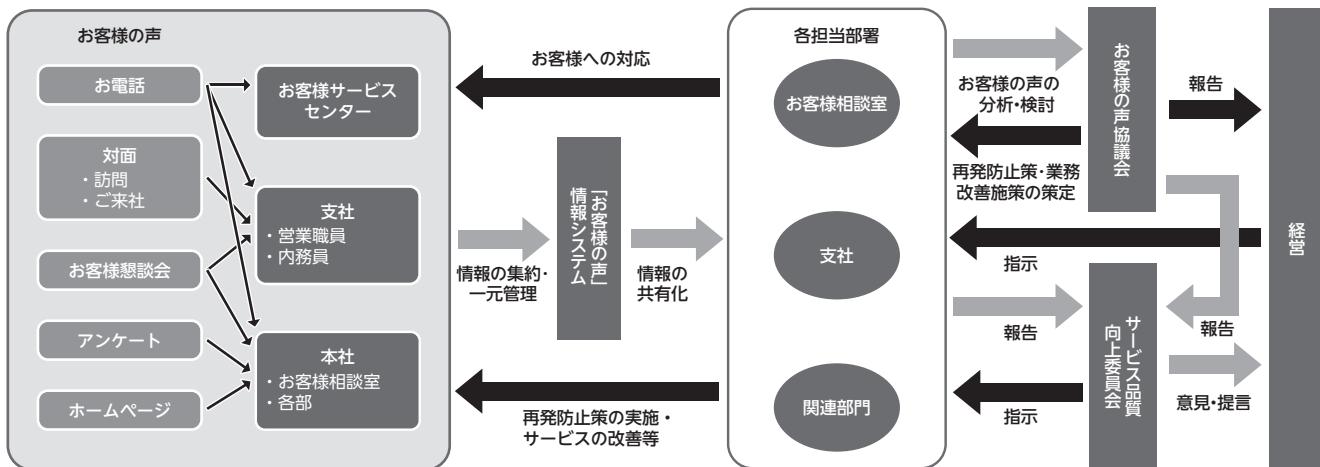
ご相談・ご照会の項目	主なご相談・ご照会の内容	件数(件)	構成比(%)
支払関係	貸付、解約、保険金、給付金、年金等手続方法	234,462	47.8
保全関係	保険料の払込状況、住所変更、契約内容変更	192,830	39.3
カード関係	ひまわりカード、らくちんサービス、T&Dクラブオフ入会に関するご照会	10,563	2.2
新契約関係	商品内容、資料請求	28,809	5.9
その他	課税関係、支社所在地など	23,518	4.8
合計		490,182	100.0

ご相談・ご照会の件数は前年度の460,117件に比べ30,065件増加（前年比106.5%）となりました。

【2】「お客様の声」を活かす仕組み

お客様からいただいた「ご意見・ご要望」や「お叱り」「お褒め」などの貴重な「お客様の声」は、速やかに支社やお客様サービスセンターなどの受付部署で「お客様の声」情報システムに登録しています。登録された全社の「お客様の声」は、コミュニケーションセンター部で集約し、関連する各部署とともにその内容を共有化して発生原因の分析などを行い、業務およびサービスの改善に結び付けています。

【「お客様の声」を活かす仕組み】



また、部門横断的な組織である「お客様の声協議会」においても、「お客様の声」をふまえて改善策の検討や対応を行い、その取組み内容や対応結果を経営へ報告するなど、「お客様の声」を経営に活かすために必要な対策を講じています。

【お客様からお寄せいただいた「お客様の声」内訳】

(単位：件数=件 割合=%)

内訳	平成27年度		平成28年度	
	件数	割合	件数	割合
お叱り	6,149	30.5	6,318	35.7
ご意見・ご要望・ご相談	1,267	6.3	2,223	12.6
感謝・お褒め	12,760	63.2	9,139	51.7
合計	20,176	100.0	17,680	100.0

各種アンケートの実施

・総合通知アンケート

すべてのご契約者へお届けする「ひまわり通信（総合通知）」に、アンケートはがきを同封しました。アンケートでは、ご加入の保障内容、従業員の応対・マナー、ご相談・お手続きのしやすさに對して満足いただいているかをお伺いし、9,456名からご回答いただきました。

平成28年度のアンケート集計結果によれば、総合的に「満足」「ほぼ満足」とご回答いただいているご契約者は92.4%となっています。引き続きお客様にご満足いただけるよう取り組んでまいります。

・保険証券お届け時アンケート

保険証券お届け時に、アンケートはがきを同封しています。ご加入の際のポイントやご意見をお伺いし、9,517名の方からご回答いただきました。

【3】「サービス品質向上委員会」の活動

お客様にご満足いただけるサービスを提供するため、社外委員と当社の役職員で構成する「サービス品質向上委員会」を設置いたしました。四半期に一度、「お客様の声」を活かした業務改善への取組み状況や保険金等支払業務の適切性について報告し、意見交換を行っています。

特に社外委員からは、第三者の視点からご意見をいただき、よりお客様視点に立ったサービス提供に反映させる仕組みとしています。

【4】ISO10002への取組み

当社は「お客様の声（苦情等）」をもとに「お客様の視点に立った業務改善」を継続していく取組みにより、平成20年3月に会社全体の組織を対象とした「ISO10002（品質マネジメント－顧客満足－組織における苦情対応のための指針）」導入の宣言をしました。

導入後、当社は「ISO10002」の考え方と取組みの全社への浸透・定着、また効果的・効率的な維持・改善に取り組んでまいりました。

平成29年3月、現在の取組みについて第三者に検証・評価を依頼し、当社の「苦情対応マネジメントシステム」が順調に機能しているとの評価を受けた「第三者意見書」を取得し、平成29年4月、国際規格「ISO10002」への適合性を維持していることを宣言いたしました。

【5】「消費者志向自主宣言」を実施

消費者を志向した取組み等が持続的な会社業績の繁栄につながるとして、消費者庁をはじめとした各消費者団体が「消費者志向自主宣言」を提唱し、当社も平成29年1月に宣言いたしました。

主な宣言内容を以下のとおりご紹介いたします。

- ①太陽の元気プロジェクト（P.9参照）
- ②ISO10002の自己適合宣言（P.62【4】参照）
- ③ベストシニアサービスの推進（P.11参照）
- ④サービス品質向上委員会の開催（P.62【3】参照）
- ⑤お客様懇談会の開催（P.63【8】参照）

上記取組みにより、これまで以上にお客様とのコミュニケーションを大切にして、ニーズにあった最適で質の高い商品・サービスの提供に努めてまいります。

【6】「苦情処理態勢基本方針」

当社に対する「苦情」（お客様の不満足の表明）に対して根本的な解決を図り、お客様から信頼されご満足いただける会社を目指すことを目的として「苦情処理態勢基本方針」および「太陽生命の苦情対応方針」を制定しています。お客様からの「苦情」への対応は、当社のすべての部門において最優先すべき課題であると位置づけ、迅速かつ適切・誠実に対応することなどを明示しています。

太陽生命の苦情対応方針

私たちは、お客様から信頼されご満足いただける会社でありつづけるよう、苦情対応方針を以下のとおり定めます。

1. お客様からの苦情への対応は、当社のすべての部門において、最優先すべき課題であると位置づけ、迅速かつ適切・誠実に対応します。
2. お客様からの苦情に対しては、お客様の視点に立ち、お客様の権利を尊重した対応を行います。
3. お客様からの苦情は、当社全体に向けられたものと理解し、組織をあげて最後まで誠意ある対応を行います。
4. お客様からの苦情に対しては、公正、公平に対応します。
5. 苦情の対応にあたっては、関連する法令等の社会ルールや社内規則を遵守します。
6. すべての役職員が、苦情を含めたお客様の声に耳を傾け、積極的にお客様の声を収集します。
7. 苦情を含めたお客様の声を経営に反映させ、業務およびサービスの継続的な改善を図ります。
8. お客様の声に関する情報は、ホームページや広報誌等を通じて、積極的に公開します。
9. お客様の個人情報は、厳格に管理し保護します。
10. 太陽生命の苦情対応方針を、当社のすべての役職員に周知徹底するとともに、ホームページ等に掲載し、お客様へ公開します。

【7】「お客様の声」からの改善事例

お客様からいただいたご意見・ご要望のなかにはすぐに対応可能なものの、中長期的に対応を検討していかなければならぬものなどがあります。このようななかで平成28年度「お客様の声」を反映したさまざまな取組みを実施いたしました。

また当社では「シニアのお客様に最もやさしい生命保険会社になる」ということは「すべてのご家庭に最

もやさしい生命保険会社」であるという考え方のもと、平成26年4月より「ベストシニアサービス（BSS）」の取組みを開始いたしました。70歳以上のシニアのお客様の利便性向上に向け、サービス等あらゆる面を「シニアのお客様視点」で見直しています。そのなかで平成28年度より取扱いを開始した、お支払い手続き訪問サービスについてご紹介いたします。

① 「かけつけ隊サービス」の開始

専門知識を有する内務員がお客様を直接訪問して、保険金や給付金等のお支払い手続きをお手伝いさせていただくものです。「診断書の取得代行」や「請求書類作成の代筆」などサービスの充実を図るとともに、専用のモバイル端末や社用車を全支社に配備し、迅速かつ確実なサポートを実施しています。

※当サービスには、訪問可能な地域、日時など所定の条件がございます。

② 「給付金ご請求手続きのペーパーレス化」の実施

専用のモバイル端末にて、給付金のご請求手続きを行う取扱いを開始いたしました。

当ご請求手続きは、上記「かけつけ隊サービス」において取り扱います。お客様は、ご自身で必要事項の記入や入力を行うことなく、内務員が入力した内容を確認し、専用モバイル端末上に自署するだけで手続きが完了します。

[8] お客様懇談会

平成28年度お客様懇談会は、当社の経営方針、平成27年度業績、太陽の元気プロジェクト、かけつけ隊サービスや「ひまわり認知症治療保険」「働きなくなったときの保険」等の新商品をご説明することでお客様に当社や生命保険に対する理解を一層深めていただき、また、ご意見・ご要望等をお伺いすることを目的に平成28年8月～9月に開催しました。

全国143支社4営業所132会場で開催し、1,210名のご参加をいただきました。

お客様からは、「経営内容、業績が安定していて安心した。」「太陽生命は新しいことにチャレンジしていてよい。」等経営に関するお声や新商品、かけつけ隊サービス、認知症予防アプリ等新サービスへの高い評価に加え、今後の業務改善や商品開発につながる貴重なお声をいただきました。

[9] 情報のご提供の概略

① 太陽生命全般に関する情報提供

当社のホームページでは、商品・サービスのご案内、主要業績をはじめ詳細な財務情報、ニュースリリースやお知らせなど、さまざまな情報を提供しています。
⇒太陽生命ホームページ：<http://www.taiyo-seimei.co.jp/>

② 経営内容に関する情報提供

当社の経営内容に関する情報をわかりやすく提供しています。

名称	内容	対象者
太陽生命の現状	保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料 本社、各支社の窓口において縦覧	契約者、取引先等
太陽生命のご案内	当社の経営方針や、主な取組み等を掲載した会社案内資料	契約者、取引先等
サービスガイドブック	当社の経営内容やお客様のお手続き方法等を簡潔にまとめた冊子 総合通知に同封	個人保険・個人年金保険契約者、年金受取人、据置金受取人
団体年金保険に関するご報告	団体年金保険に関する情報を掲載した冊子	団体年金保険の契約者等

なお、一般社団法人生命保険協会では、生命保険会社のディスクロージャー資料を少しでも多くの皆様に理解していただけるよう「生命保険会社のディスクロージャー解説資料『虎の巻』」を作成しています。この『虎の巻』は、当社の本社および各支社の窓口でもご覧になれます。

③ 契約後の個別情報

a. 文書による情報の提供

ご契約者ごとに、現在加入されているご契約の現況や決算業績等の概略を提供しています。

名称	内容・提供方法	対象者
総合通知	加入されているご契約の現況と当社からの各種ご案内についてお知らせする通知 年1回10月下旬～11月に郵送	個人保険・個人年金保険契約者、年金受取人、据置金受取人
変額保険ご契約内容のお知らせ	加入されている変額保険の契約現況をお知らせする通知 年1回契約応当事月の翌月に郵送	個人変額保険契約者
変額保険決算のお知らせ	変額保険（特別勘定）の決算概要をお知らせする資料 年1回7～8月に郵送	個人変額保険契約者

その他、ご契約者に提供している文書による主な情報は次のとおりです。

文書名	
ご契約者 貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者貸付金お支払い計算書 ・契約者貸付返済のご案内 ・ご契約者貸付金残高と利息繰入のお知らせ ・ひまわりカード・らくちんサービスによるお取引内容のお知らせ
保険金・ 給付金など	<ul style="list-style-type: none"> ・満期のご案内 ・据置金満了のご案内 ・保険金据置利息繰入れのお知らせ ・祝金・学資金据置のご案内 ・生存給付金自動据置のご案内 ・据置祝金・学資金残高のお知らせ ・定期保険更新のお知らせ ・年金据置払いのご案内 ・年金お受取り開始のご案内 ・年金支払証書発行のお知らせ ・年金お支払計算書 ・年金お支払い手続き省略のお知らせ ・通院給付金のご案内 ・長期入院給付金のご案内 ・入院保障のご案内（入院中請求勘定）
保険料の 払込み など	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料お払込のご案内 ・保険料振替貸付についてのご案内 ・保険料振替貸付金ご返済のご案内 ・失効予告通知 ・失効通知 ・復活勘定案内 ・時効案内 ・口座振替お取扱い開始のご案内 ・口座振替保険料再請求のご案内 ・口座振替不能契約保険料お払込のご案内 ・保険料振替用紙ご送付について（振替用紙扱い契約） ・特約保険料お払込のご案内 ・保険料前納期間経過のお知らせ ・保険料払込終了案内
配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者配当金のお知らせ（口座振替扱い契約）

b. お問い合わせによる情報の提供

ご契約者ご自身および登録ご家族からのお問い合わせに対して、全国の支社および本社においてお答えできる主な内容は次のとおりです。

項目名	
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者住所 ・契約者氏名 ・被保険者氏名 ・保険金受取人氏名 ・保険証券番号 ・契約年月日 ・契約時年齢 ・保険種類 ・特約内容 ・保険金額 ・保険期間 ・保険料 ・保険料払込期間 ・保険料次回払込期月 ・保険料払込方法 ・契約者配当金支払方法 ・契約者配当金額 ・契約者貸付利率
試算	<ul style="list-style-type: none"> ・ご用立金額 ・ご用立金の返済金額 ・お立替金の返済金額 ・解約払戻金額 ・保険金据置金額 ・祝金額 ・生存給付金額 ・前納保険料 ・料率変更による新保険料 ・死亡保険金額 ・入院給付金額
現在高	<ul style="list-style-type: none"> ・ご用立金の現在高 ・お立替金の現在高 ・生命保険料控除申告額 ・積立配当金の現在高

④ 保険商品に関する情報提供

お客様のニーズにあった保険商品をお選びいただくため、また保険商品の内容等を正しくご理解いただくために、次の資料を提供しています。

名称	内容・提供方法
太陽生命の保険種類のご案内	当社が販売している個人向け商品について、簡単な仕組みや特徴などを説明した冊子
各種保険パンフレット	商品の仕組み、特徴、特約などについてわかりやすく説明した資料 営業職員・代理店や支社・本社窓口で提供
ご契約のしおり・約款	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを定めた「約款」、ご契約についての大大切なことがらや諸手続き等についてわかりやすく説明した「ご契約のしおり」を合本した冊子（一部CD-ROM版も作成） 保険契約申込時にご契約者に配付
契約概要（設計書）	お客様におすすめする保険商品（プラン）の内容（重要事項）を理解していただくための資料 営業職員が持参もしくは郵送
契約見直し比較表	保障内容の見直しの一つの方法として契約見直し制度をご利用される場合に、見直し前後のご契約内容を比較するための資料 契約概要（設計書）と同時にご契約者に交付
ご意向把握・確認シート	お客様の準備したい保障（お客様の意向）が、お客様におすすめする保険商品にどのように対応しているかを確認いただくための資料 契約概要（設計書）と同時にご契約者に交付
ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報） ご契約者用	保険契約上の重要事項（注意喚起情報）を説明し、ご契約者に了知・確認していただく書類 保険契約申込時にご契約者に交付
ご契約に際しての重要事項のお知らせ（被保険者用）	ご契約者と被保険者が異なる場合に、契約のお申込内容について被保険者にご確認いただくための書類 保険契約申込時に被保険者に交付
変額保険（特別勘定）の現況	個人変額保険の契約高・契約月別の運用状況等を掲載した資料 支社・本社窓口で閲覧

⑤ 「重要事項」に関する情報提供

ご契約に際して、特に知っておいていただきたいことからを「重要事項」と呼んでいます。重要事項にはご注意いただきたい事項やデメリット情報（不利益情報）も含まれ、それらに関する情報提供については、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」・「パンフレット」・「契約概要（設計書）」および「ご契約のしおり・約款」により営業職員による説明を徹底させています。

○ 「告知義務等」

ご契約のお申込みや復活の際に、被保険者（またはご契約者）の健康状態などについて告知をしていただいている。ご契約者および被保険者が故意または重大な過失によって事実を告知されなかつたり、あるいは事実と異なる告知をされた場合には、責任開始期の属する日（契約日・復活日等）から2年以内であれば、会社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。

○ 「責任開始期」

- ・ご契約をお引き受けすることを当社が決定（承諾）した場合は、第1回保険料に相当する金額を受け取ったとき（告知前に受け取った場合は告知のとき）から保険の責任を開始いたします。
- ・当社の担当者（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのご契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立いたします。

○ 「クーリング・オフ制度」

ご契約内容をもう一度検討できる時間的余裕をお申込者に提供し、ご契約のお申込みが十分に納得のうえで行われるようにするための制度です。①重要事項のお知らせ（注意喚起情報）の交付日、②保険契約の申込日、③第1回保険料充当金の払込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回等をすることができます。お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、取扱い支社または本社あてに発信してください。この場合、お申込み時に受領した金額をお返しいたします。ただし、法人をご契約者としてお申込みされた場合などはこの制度は適用されません。

○ 「保険金等が支払われない場合」

たとえば、被保険者が以下のような事由により死亡された場合には死亡保険金のお支払いはできません。

- ・責任開始期の属する日から2年以内の自殺
- ・ご契約者の故意
- ・死亡保険金受取人の故意など

このほか、高度障害保険金や入院給付金等についても同様にお支払いできない場合があります。

○ 「重大事由により契約が解除される場合」

次の場合など、当社は契約を解除することがあります。

- ・契約者、被保険者または受取人が給付金等を詐取する目的で事故を発生させた場合
- ・給付金等の請求に関し、給付金等の受取に詐欺行為があった場合
- ・契約者、被保険者または受取人が反社会的勢力に該当する場合 など

○ 「保険金・給付金等のお支払いに関する手続き等の留意事項」

- ・お支払事由が発生した場合のご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「給付金・保険金のご請求について

お手続きガイドブック」、当社のホームページにてご確認ください。

- ・お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等のお支払事由が発生した場合だけでなく、お支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合についても、すみやかに当社の担当者か最寄りの支社または当社お客様サービスセンターにご連絡ください。
- ・ご契約者のご住所などを変更された場合には、当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、必ずご連絡ください。
- ・保険金・給付金等のお支払事由が発生した場合、ご加入のご契約内容により、保険（主契約）・特約ごとに保険金・給付金等のお支払いを行う場合がありますので、ご加入のご契約内容を十分ご確認ください。
- ・指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金・給付金等や被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除について、被保険者がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

○ 「ご契約者と被保険者が異なる場合」

お申込内容について、被保険者にも正しくご理解いただけるよう、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（被保険者用）」を作成し、保険契約申込時に被保険者に交付しています。その主な記載内容は次のとおりです。

〈お申込内容〉

ご契約内容（ご契約者、死亡保険金受取人、指定代理請求人、保険種類、死亡保険金額、入院給付金日額等）

〈ご確認いただきたい事項〉

- ・告知義務等
- ・責任開始期
- ・保険金・給付金等が支払われない場合
- ・保険金・給付金等の支払いに関する手続き等の留意事項
- ・指定代理請求制度
- ・被保険者による解除請求
- ・個人情報の取扱い

○ 「保険料払込猶予期間・失効・復活等」

- ・保険料払込猶予期間・失効
保険料のお払込みには猶予期間がありますが、払込猶予期間中に保険料のお払込みがなかったときには、ご契約は効力を失います。

・保険料（自動）振替貸付

保険料払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、保険契約を有効に継続させるため、会社は解約払戻金の範囲内で保険料をお立て替えいたします。ご契約により、自動的にお立て替えする場合とあらかじめお申し出が必要な場合があります。なお、振替貸付金には所定の利息をいただきます。

・復活

万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから所定の期間内であれば、当社の定める方法でお手続きのうえ、ご契約の復活を申し込むことができます。（健康状態等によっては復活できないことがあります。）

・保険料を前納された場合

保険料を前納してご契約された場合には「契約概要（設計書）」等によりご契約時の保険料の前納回数・期間等についてご確認ください。

○「解約と解約払戻金」

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は毎年の死亡保険金等の支払いなどにあてられます。したがって、特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、多くの場合まったくないかあってもごくわずかです。生命保険は、ご家族の生活保障などのお役に立つ大切な財産ですから、末永くご継続ください。

○「元本欠損について

（受取額と払込保険料累計額との関係）

将来受け取られる満期保険金額等の受取合計額は、多くの場合で払込保険料累計額を下回ります。

○「契約見直し制度に関する確認事項」

現在ご加入の当社のご契約を解約することなく新しい保障内容に変更できる制度です。契約見直し制度により、保険料計算に用いる予定利率が現在ご継続のご契約と比較して低くなる場合があります。予定利率が低くなった場合、保険種類によっては、保険料が高くなる場合がありますのでご留意ください。

○「新たな契約へ乗り換える場合の留意事項」

現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約へお申込みされる場合、ご契約者にとって不利益となる場合があります。多くの場合、解約払戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となり、ご契約後短期間でご解約の場合はまったくないか、あってもごくわずかです。新たにお申し込みになるご契約は、被保険者の健康状態によりお引き受けできない場合があります。

○「信用リスクと生命保険契約者保護機構」

・信用リスク

生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合、保険業法の定めに基づく所定の手続きを経て、お約束した保険金額、年金額、給付金等が削減されることがあります。

・生命保険契約者保護機構

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が契約破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

【10】保険金・給付金のお支払いについて

①保険金・給付金のお支払い状況（平成28年度）

平成28年度に保険金・給付金をお支払いした件数は以下のとおりです。

（単位：件）

	件 数
保 険 金	死亡保険金 15,594
	災害保険金 389
	高度障がい保険金 624
	その他 3,038
	合 計 19,645
給 付 金	死亡給付金 5,216
	入院給付金 212,117
	手術給付金 108,818
	障がい給付金 233
	その他 1,661
	合 計 328,045
合 計 347,690	

②保険金・給付金などをお支払いできない場合

保険金・給付金などのお支払いは約款の規定に基づいてお取扱いしますが、以下のように保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。（保険種類や加入時期によって一部お取扱いが異なります。）

○保険金・給付金などのお支払事由に該当しない場合

- 「入院給付金・入院一時金」のお支払事由に該当しない入院の例
 - ・「治療処置を伴わない人間ドック検査・美容上の処置・正常分娩」などの治療を目的としない入院をしたとき
 - ・約款別表に定める「病院または診療所」以外の医療機関において入院をしたとき

- 「手術給付金」のお支払事由に該当しない手術の例
 - ・診療報酬点数表の手術料の算定対象となっていないレーザー屈折矯正手術（レーシック）
 - ・診療報酬点数表の検査料の算定対象となる臓器穿刺および組織採取
 - ・診療報酬点数表の処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージおよび留置カテーテルの設置
 - ・美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない診断・検査のための手術
- 「災害死亡保険金・災害入院給付金」のお支払事由に該当しない例
 - ・疾病を原因とする事故など約款別表の「不慮の事故」に該当しないとき

- お支払事由に該当しても保険金・給付金などをお支払いできない場合
 - ・約款に規定された免責事由（保険金・給付金などを支払わない場合等）に該当したとき
 - ・約款に規定された支払限度まで、すでに入院給付金をお支払いしているとき

- 責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

責任開始期前に原因が生じたことにより、保険金・給付金などを支払わない場合の例は、次のとおりです。

 - ・当社の責任開始期（契約日・復活日など）前に生じた傷害・疾病を原因として、所定の高度障がい状態または所定の要介護状態になられたとき
 - ・当社の責任開始期（契約日・復活日など）前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による治療を目的として入院または手術を受けたとき
ただし、責任開始期（契約日・復活日など）前にすでに原因が生じていた場合でも、ご契約の復活などの際に、次のいずれかに該当したときは、責任開始期（契約日・復活日など）以後に生じた原因によるものとみなして取扱います。（特定疾病保険、保険料払込免除特約については、一部お取扱いが異なります。）
 - ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき（ただし、その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。）
 - ・原因となったその傷害または疾病について、次のすべてに該当するとき
 - ・責任開始期（契約日・復活日など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
 - ・責任開始期（契約日・復活日など）前の健康診断などの検査において、被保険者について

異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます。）がない場合

- ・責任開始期（契約日・復活日など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

○告知義務違反による解除の場合

告知義務違反による解除により、保険金・給付金などを支払わない場合の例は、次のとおりです。

- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき
- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき

ただし、告知義務違反の対象になった原因と保険金・給付金などの請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、保険金・給付金などをお支払いします。

○重大事由による解除の場合

重大事由による解除により、保険金・給付金などを支払わない場合は、次のとおりです。

- ・ご契約者または受取人等が保険金・給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます。）を起こしたとき
- ・受取人に保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ・ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（＊1）に該当すると認められるとき、またはこれららの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊2）を有していると認められるとき
- ・他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
- ・ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど上記と同等の重大な事由があつたとき

上記の事由が生じた後に、保険金・給付金などのお支払事由が生じたときは、当社は保険金・給付金などのお支払いを行いません。

（＊1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（＊2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金・給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることをいいます。

○詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

詐欺による取消・不法取得目的による無効により、保険金・給付金などを支払わない場合の例は、次のとおりです。

- ・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
- ・保険金・給付金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）

詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

○ご契約が失効している場合

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効しているときは、その後、保険金・給付金などのお支払事由が生じても保険金・給付金などをお支払いできません。

③保険金・給付金などお支払いへの不服申立制度

お支払い内容についてのお問い合わせやお申し出は、お客様サービスセンターで受付しています。しかし、お客様サービスセンターでの説明では納得いただけない場合、次の申し出先を利用いただけます。

○社外弁護士相談制度

当社が「社外弁護士」をご紹介します。面談か電話で相談することができ、相談費用は無料です。（※）

○生命保険協会「生命保険相談所」

当社の指定紛争解決機関（指定ADR機関）である一般社団法人生命保険協会でお申し出を受け付けます。中立・公正な立場から紛争解決支援を行い、裁判よりも迅速に解決できます。利用費用は無料です。（※）

（※）交通費・電話料金などはお客様負担となります。

<保険金・給付金のお支払いに該当しないと判断した件数>

保険金・給付金のお支払いに該当しないと判断した件数について、平成28年度の状況は下表のとおりです。

今後も社内・社外のチェック機能を活用し、適切なお支払いを確保してまいります。

（単位：件）

区分	保険金					給付金					合計
	死亡保険金	災害保険金	高齢障がい保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障がい給付金	その他	
詐欺取消・詐欺無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反解除	5	0	0	8	13	0	349	155	0	0	504
重大事由解除	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2
免責事由該当	40	6	0	1	47	20	29	12	0	0	61
支払事由非該当	1	8	118	182	309	13	1,197	9,151	12	54	10,427
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	9
お支払い非該当件数合計	46	14	118	193	371	33	1,575	9,318	12	63	11,001
											11,372

※上記件数は、各保険金・給付金の種類ごとに集計していますので、1契約（1証券番号）で複数カウントとなる場合があります。

※上記件数については、一般社団法人生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払い非該当件数を計上しており、当社における従来の計上基準による件数とは一部異なります。

※満期保険金や生存給付金など、特段の支払査定を要しないものは含んでおりません。

[お支払いに該当しない判断事由]

詐欺取消・詐欺無効 保険契約の加入（復活・復旧含む）時に契約者または被保険者に詐欺の行為があったことで、取消または無効となった件数。

不法取得目的無効 契約者が保険金などを不正に取得する目的をもって保険契約に加入等されたことで、無効となった件数。
告知義務違反解除 保険の加入等に際して、故意または重大な過失により、会社が告知を求めた事項について事実を告げなかつたことで、解除となった件数。

重大事由解除 保険金を詐取する目的で事故を起こした場合や保険金の請求に関して詐欺行為があつたことで解除となった件数。

免責事由該当 約款ごとに規定した免責事由（自殺・故意または重大な過失による被保険者の死亡等）に該当したことで、保険金などをお支払いしなかつた件数。

支払事由非該当 約款ごとに規定した支払事由などに該当しなかつたこと（手術非該当・契約以前に発病していた疾病を原因とした入院等）で保険金などをお支払いしなかつた件数。

【11】情報システムに関する状況

①最新のIT技術を活用したお客様サービスの向上

当社では、これまで、ご契約加入手続きや満期保険金・年金のお支払い手続きのペーパーレス・キャッシュレス化や、契約者貸付金・積立配当金等を電話やインターネットでの簡単な操作でスピーディーにご指定口座へ送金する「らくちんサービス」など、最新のIT技術を活用して、お客様サービスの充実を図ってきました。

平成28年3月には、ご契約加入時の告知のペーパーレス化、引受査定の自動化を実現することで、ご契約加入に関する査定結果が即時に確定し、保障の引受けの一層のスピードアップを図りました。

さらに、平成28年12月には、給付金ご請求手続きのペーパーレス化を実現したこと、「かけつけ隊サービス」において専用モバイル端末にて給付金のご請求手続きが完了し、入力データを即時に本社に送信することにより、給付金をお支払いするまでの日数を大幅に短縮しました。

また、平成28年10月より、認知症の予防をサポートするスマートフォンアプリ「認知症予防アプリ」のお客様への提供を開始しました。

当社では、引き続き、多様化するお客様ニーズにお応えするために、最新のIT技術を活用したお客様サービスの一層の向上に努めてまいります。

②情報セキュリティ管理態勢の強化

近年世界的規模で発生している「サイバー攻撃」は、ますます巧妙化、複雑化し、情報セキュリティ上の大きな脅威となっていますが、当社ではお客様からお預かりした大切な情報を安全に保護するため、継続して情報セキュリティ管理態勢の強化に努めています。

外部ネットワークとの接続については、ファイアウォールの設置に加えて、不正侵入防御システムにより、不正な通信等の異常を検知した場合は、即座に不正な通信を遮断する仕組みを導入し、サイバー攻撃等への対策を講じています。また、通信ログを取得、分析することにより、不正な通信の予兆を監視する体制としています。

こうした対策の実効性を客観的に評価するため、外部の専門業者によるセキュリティ診断を定期的に実施しています。

また、ウィルス対策ソフトを導入し、常に最新のウィルスパターンでチェックすることで、感染状況やその内容を一元的に管理するなど強固な防御策を講じています。平成28年3月には、すべてのパソコンを、データを保存しないシンクライアントとすることで、さらなるセキュリティの向上を図っています。

さらに、技術的な対策に加えて、CSIRT（サイバー攻撃に対して専門的に対応する組織）を組成するとともに、職員に対する教育・啓蒙や不審メール訓練、サイバー攻撃を想定した対応演習等を実施し、実効性の向上を図っています。

今後も、情報セキュリティ管理態勢の一層の強化に取り組んでまいります。

③情報システムの開発方針および開発実績

a. 情報システムの開発方針

平成28年度は、中期経営計画に基づき策定した以下のシステム戦略方針により情報システムの開発を行いました。

- システム開発管理態勢をより一層強化し、システム開発の品質・生産性を高めながら、新商品、営業支援、お客様サービス（特に訪問サービス）向上、業務効率の向上に資するシステム開発を推進する。
- 当社の保険ビジネスを支える重要なシステム基盤の安定的なシステムサービスを確保すべく、最適なコストで効果的にシステム基盤を更改・整備する。
- 投資効果の明確なシステム開発案件の選定やシステムコストの精査等、IT投資管理態勢をより一層強化し、効率的なIT投資とシステムコストの最適化を実現する。

b. 情報システムの開発実績

平成28年度の主要な情報システムの開発実績は以下のとおりです。

- 新商品の発売、商品改定に向けたシステム開発
金融機関募集代理店での「ひまわり認知症治療保険」の販売開始、「保険組曲 Best」の新たなラインアップである「特定疾病・疾病障害保険」の発売 等
- お客様サービスの向上に向けたシステム開発
給付金ご請求手続きのペーパーレス化、「認知症予防アプリ」の提供に向けたシステム開発 等
- 当社の保険ビジネスを支えるシステム基盤の整備
支社等のパソコンのシンクライアント化、支社に設置しているサーバの更改 等

5 販売商品

【1】ニーズに応える商品開発

当社では、さまざまなお客様のニーズにきめ細かくお応えするために、高品質の商品を提供し、お客様の満足度が向上するよう努めています。

<新商品の開発>

当社では新商品の開発にあたり、「お客様の声」情報システムにより当社に寄せられる声から商品に関する声データの収集・分析を行っています。

また、消費者へのアンケート調査などを行い、お客様からのご意見・ご要望を収集できるよう直接的なコミュニケーションを充実させています。

これらの取組みによりお寄せいただいたご意見・ご要望を活用し、また、医療や介護などの現状を調査することで多様なニーズにお応えし、お客様の満足度の高い商品の開発に今後とも努めてまいります。

<近年の取組み>

高品質の商品・サービスを通じて、お客様に一生涯にわたる安心を提供するため、引き続き、主力商品である「保険組曲 Best」の充実を図っています。

平成28年3月には、業界初の選択緩和型の認知症保障商品である「ひまわり認知症治療保険」および就業不能時の収入を保障する「働けなくなったときの保険」を発売いたしました。「ひまわり認知症治療

保険」は、認知症への社会的関心が高まるなか、給付金により認知症治療費等の経済的負担に備えられるほか、シニア（70歳以上）のお客様が罹患しやすい疾病等による入院・手術も保障するなど、シニアのお客様のニーズに応えることができる商品となっています。また、「働けなくなったときの保険」は、これまで所定の就業不能状態が180日以上経過した場合に年金をお支払いしていましたが、それに加えて3大疾病や不慮の事故等により所定の就業不能状態または入院が30日以上継続した場合に給付金をお支払いするなど、より充実した保障を提供する商品となっています。

平成29年4月には、従来の特定疾病保障に加え、新たに腎疾患・肝疾患・糖尿病などによる疾病障害状態に対して保険金を支払うなど、保障範囲を拡大した「特定疾病・疾病障害保険〔I型・II型〕」を発売しています。

企業保険分野では、平成28年8月に介護保障に特化した当社独自商品である「団体生活介護保険」について商品改定を実施し、ご本人だけでなく配偶者のご両親も加入可能にするとともに、ご両親の保障限度額も100万円から300万円に拡充いたしました。

【2】販売商品一覧

○個人向け商品

■総合保障保険

 <p>太陽生命の「くみたて自由な保険」</p> <p>次のようなセットプランもあります。</p>  <p>入院保険、手術保険、積立保険（または生存給付金付定期保険）をあらかじめセットした保険期間10年のプラン</p>  <p>「保険組曲 Bestけんこう」に女性入院保険か女性特定疾患入院保険をセットしたプラン</p>  <p>生活応援保険（月額型）（または働けなくなったときの保険）と個人年金保険をセットしたプラン</p>	<p>死亡、入院、手術、3大疾病、就業不能、介護、老後などに備える保険から必要な保険種類を選択して、ご希望にあった保険をご準備いただけます。また、保険金額や保険期間・保険料払込期間も、当社所定の範囲内でご希望にあわせて選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none">●死亡保障を充実させる保険 終身保険、定期保険、生活応援保険（月額型）〔収入保障保険〕●3大疾病などの重大な疾病についての保障を充実させる保険 特定疾病・疾病障害保険〔I型〕、特定疾病・疾病障害保険〔II型〕●就業不能・認知症・介護についての保障を充実させる保険 認知症治療保険、生活介護保険〔II型〕、働けなくなったときの保険〔就業不能収入保障保険〕●死亡・高度障害等に対する保障と貯蓄性を備えた保険 積立保険、生存給付金付定期保険●災害に対する保障を充実させる保険 傷害保険●入院・手術についての保障を充実させる保険 入院保険、女性特定疾患入院保険、女性入院保険、生活習慣病入院保険、ガン入院保険、入院一時金保険、女性入院一時金保険、生活習慣病入院一時金保険、手術保険●老後生活を充実させる保険 個人年金保険
---	---

■疾病・医療保険

 <p>既成緩和</p> <p>〔無配当選択緩和型医療保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕</p>	<p>ご契約時に治療中の病気・ケガが悪化して入院や手術・放射線治療が必要になったときでも保障します。 入院は日帰り入院から保障し、手術や放射線治療は公的医療保険制度に連動して保障します。 また、入院一時金や満期祝金も準備することができます。 ※この保険には1年間の「削減期間」があります。</p>
 <p>ひまわり認知症治療保険</p> <p>〔無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕</p>	<p>生まれて初めて器質性の認知症になり、所定の状態が180日継続したときに給付金をお支払いします。 7大生活習慣病や老人性白内障・熱中症などになられ、入院・手術・放射線治療を受けたときに、一時金や給付金をお支払いします。また、骨折のときは、骨折治療給付金をお支払いします。 ※この保険には1年間の「削減期間」があります。</p>
 <p>太陽生命 やさしい保険</p> <p>〔無配当無選択型医療保険（無解約払戻金型）（13）〕</p>	<p>過去に大きな病気をされた方、現在通院中の方でも健康状態に関する告知や医師の診査なしでご契約いただけます。 入院や手術・放射線治療を保障する「医療集中プラン」と、医療集中プランの保障に加えて死亡保障と満期祝金がある「基本プラン」の2つのプランからお選びいただけます。 ※この保険には疾病について90日間の待期間があります。</p>
 <p>終身生活介護年金保険</p> <p>〔無配当終身生活介護年金保険（低解約払戻金型）（002）〕</p>	<p>所定の介護を要する状態に該当されたとき、毎年、終身生活介護年金を被保険者が生存されている間、生涯お支払いします。所定の介護を要する状態に該当せずに死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。また、将来、キャッシュ・バリュー（解約払戻金）を活用できます。 ※この保険は、保険料払込期間中の解約払戻金額を低く設定（70%）しています。</p>

■こども保険

 <p>わくわくポケ</p> <p>〔無配当こども保険（17）〕</p>	<p>被保険者（お子さま）が所定の年齢に達した直後の10月1日を迎えたときに学資金をお支払いします。学資金の受取回数が1回の〔I型〕と、2回の〔II型〕の2つのプランからお選びいただけます。 ご契約者の保障や被保険者（お子さま）の保障を充実させることができる特約を付加できます（主契約のみでのご契約はできません）。</p>
---	--

■養老保険

 <p>ひまわり保険 F</p> <p>〔5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険（07）〕</p>	<p>満期のときは満期保険金を、不慮の事故・所定の感染症で死亡・高度障害のとき、満期保険金額の5倍をお支払いします。普通の病気で死亡・高度障害のとき、契約後2年以上経過の場合は満期保険金額と同額を、契約後2年未満の場合は死亡・高度障害給付金をお支払いします。</p>
---	---

○特約

特約名	保障内容
こども保険入院特約	病気やケガで1日以上入院されたとき、入院給付金を支払います。
こども保険手術特約	病気やケガで手術を受けられたとき、手術給付金を支払います。また、所定の放射線治療を受けられたとき、放射線治療給付金を支払います。
こども保険医療一時金特約	病気やケガで1日以上入院されたとき、入院一時金を支払います。さらに所定の感染症が原因の場合は感染症入院一時金も支払います。また、骨折の際は骨折治療給付金を支払います。
育英年金特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態になられた場合、育英年金を支払います。
就業不能保障付育英年金特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態、所定の就業不能状態になられた場合、育英年金を支払います。
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、保険金を支払います。
総合保険料払込免除特約	3大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）、所定の要生活介護状態等、所定の身体障害状態、所定の高度障害状態、所定の疾病障害状態になられた場合、保険料の払込みを免除します。
生活介護保障保険料払込免除特約	所定の要生活介護状態等、所定の高度障害状態、不慮の事故による所定の身体障害状態になられた場合、保険料の払込みを免除します。
こども保険総合保険料払込免除特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態、3大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）、所定の働きない状態、所定の身体障害状態、所定の疾病障害状態になられた場合、保険料の払込みを免除します。
指定代理請求特約	被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等を請求できます。
個人年金保険料税制適格特約	個人年金保険の保険料を所得税法に定める「個人年金保険料」に該当させ、個人年金保険料控除が受けられるようにすることができる特約です。

商品と契約年齢範囲

保険種類	契約年齢範囲								
	0歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
総合保障保険	0	12	15	20	30	40	50	60	70
	0	0	0	15	12	10	8	6	4
	0	0	0	15	12	10	8	6	4
	0	0	0	15	12	10	8	6	4
疾病・医療保険									
疾病・医療保険									
介護保険									
こども保険	0	12	18	20	25	30	35	40	45
養老保険	0	12	18	20	25	30	35	40	45

【3】企業・団体向けの保険商品

企業（団体）の福利厚生制度に対するニーズが多様化するなか、さまざまなご要望にお応えするため、当社では企業（団体）向けの保険商品をラインアップしています。企業（団体）の福利厚生制度を実現するため、専門の担当者がきめ細かなご提案を行い、魅力ある企業づくりのお手伝いをしています。

当社は、社会的関心の高い介護保障ニーズにお応えするための商品も提供しています。

「団体生活介護保険」は、保障内容を介護保障に特化

することで合理的な保険料を実現するとともに、ご両親も保障できる特約を付加し“仕事と親の介護を両立”するための経済的負担への備えができる商品です。

また、個人向け住宅ローンに関しては、「団体信用介護保障保険」「団体信用生命保険介護保障特約」の取扱いを行っています。

加えて、お客様の利便性向上を目的として、Web上で「団体定期保険」等の加入手続きができる「おひさまねっと」をご提供しています。



(平成29年7月1日現在)

【4】ご契約後の取扱い

①保険料の払込方法について

1. 口座振替扱で払い込む方法（口座振替払込）
当社が指定した金融機関などで、ご契約者が定めた口座から自動的に保険料を振り替える方法です。
なお、領収証を発行しておりませんので、振替結果は通帳にてご確認願います。

2. 団体扱で払い込む方法

集団扱、団体扱契約の場合、勤務先団体を経由してお払い込みいただきます。この場合、個々のご契約者には領収証を発行いたしません。（勤務先団体と当社との間で団体契約を締結している場合に限ります。）

3. 店頭扱で払い込む方法

当社の最寄りの支社または本社に持参してお払い込みいただきます。

4. 送金扱で払い込む方法

あらかじめ当社からお送りする振替用紙で、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局またはコンビニエンス・ストアでお払い込みいただきます。

②保険料の前納について

保険料は前納することができます。前納した保険料はいったん当社が預り、その預り金のなかから、毎月（毎年または半年ごと）保険料として充当していきます。保険料は会社の定める率で割り引きいたします。

契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合、保険料の前納分未経過保険料があれば払い戻しいたします。

③保険料の払込猶予期間について

第2回目以後の保険料の払込みについては、払込方法により次のようにになります。

1. 保険組曲 Best・ひまわり保険（5・7年）・けんこうひまわり保険等

払込期月の翌月初日から翌々月末日までです。

2.1. 以外の月払契約の場合

払込期月の翌月初日から末日までです。

3.1. 以外の年・半年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日）までです。（ただし、払込期月の契約応当日が2・6・11月の各末日の場合には、それぞれ払込期月の翌々月の4・8・1月の各末日までです。）

保険料のお払込みがないまま払込猶予期間を過ぎますとご契約は失効し、保険金などのお支払い事由が発生しても、保険金などをお支払いできなくなります。

ただし、ご契約の効力がなくなった場合でも、当社所定の期間内（商品によって異なります。）であればご契約の復活を請求することができます。この場合には改めて健康状態などについて、告知または医師による診断を受けていただきます。（やさしい保険は除きます。）

④保険料のお払込みが困難になられたとき

〈一時的に保険料のご都合がつかないとき〉

●保険料の振替貸付

1. 自動振替貸付

猶予期間満了時に当社が自動的に保険料をお立て替えいたします。My年金・保険組曲・超エール・とことん介護等の保険商品に適用されます。詳しくは最寄りの支社またはお客様サービスセンターへお問い合わせください。

- ・お立て替えできる金額は、解約払戻金の範囲内です。
- ・利息は当社所定の利率で複利計算いたします。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用は以下のとおりといたします。

（1）新たにお立替えを行うとき

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用いたします。

（2）すでにお立替えを行っているとき

1月見直しの場合は4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用いたします。

※自動振替貸付を希望されない場合には、あらかじめ書面でお申し出ください。

2.請求振替貸付

あらかじめお申し出があった場合に限り、猶予期間満了時に保険料にお立て替えいたします。保険組曲 Best・ひまわり保険（5年・7年）・けんこうひまわり保険等の保険商品に適用されます。詳しくは最寄りの支社またはお客様サービスセンターへお問い合わせください。

なお、お立て替えできる金額および利息等については前頁自動振替貸付の取扱いと同じです。

〈途中から保険料を払い込まずに、ご契約を有効に続けたいとき〉

●払済保険への変更

- ・将来の保険料のお払込みを中止し、そのときの解約払戻金をもとにして、保険期間をそのままにした保険に変更することができます。
- ・保険金額は元の契約より少なくなります。死亡されたときまたは高度障害状態になられたときは、払済保険金相当額をお支払いいたします。
- ・払済保険に変更後は主契約に付加されている各種特約は消滅いたします。
- また、一部の商品については払済保険への変更をお取り扱いできないものがあります。

〈保険料の負担を軽くしたいとき〉

●保険金額または給付金額の減額

- ・保険金額または給付金額を少なくして以後の保険料を少なくすることができます。（当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。）

〈一時的にお金がご入用のとき〉

●ご契約者に対する貸付制度

生命保険は長期にわたる保険です。その間には急にまとまったお金が必要になるかもしれません。そうしたときに解約払戻金の一定の範囲内で資金をご用立てする制度です。

- (1) 契約者貸付があっても、契約が有効に継続する限り保障は変わりなく、配当金がある場合はお支払いいたします。
- (2) 契約者貸付の限度は解約払戻金の一定の範囲内です。なお、一部の商品についてはお取扱いできない場合があります。
- (3) ご用立金の利息は当社所定の利率で複利計算いたします。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することができます。この場合、変更後の利率の適用は、新たにお貸し付けを行うとき、あるいは、すでにお貸し付けを行っているときも以下のとおりといたします。

- ・1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から変更後の利率を適用いたします。

- (4) ひまわりカードの新規発行は停止していますが、お手持ちのひまわりカードによりお近くのATM（現金自動入出金機）を利用して貸付を受けることもできます。ATMは当社の一部支社、ゆうちょ銀行、三菱東京UFJ銀行、セブン銀行、信用金庫（注）で利用可能です。また、電話・インターネットによる契約者貸付金送金サービスも実施しています。詳しくは最寄りの支社もしくは、お客様サービスセンターへお問い合わせください。

（注）一部の信用金庫ATMではお取扱いをしていない場合があります。

〈解約について〉

- ・生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。

したがって、この保険を解約されたときの解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等の支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、一時払のご契約を除き、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

- ・一旦解約後、あらためてご契約されると、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。
- ・ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどのお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。

6 コンプライアンス・リスク管理

[1] コンプライアンス（法令等遵守）

コンプライアンスの体制については、40ページ「コンプライアンス体制」をご覧ください。

①「太陽生命コンプライアンス行動規範」

役職員が法令等のルールに基づいて、公正かつ適切な企業活動を行っていくための基本方針として、また日常活動においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準として「太陽生命コンプライアンス行動規範」を制定しています。

②「コンプライアンス基本方針」

「T&D保険グループCSR憲章」および「太陽生命コンプライアンス行動規範」の趣旨・内容を徹底するため、コンプライアンス推進のための基本事項を「コンプライアンス基本方針」に定めています。本方針はコンプライアンスの推進態勢やコンプライアンス推進に必要な施策を具体的に規定しており、「T&D保険グループCSR憲章」、「太陽生命コンプライアンス行動規範」および本方針に基づいて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

太陽生命コンプライアンス行動規範

太陽生命は、T&D保険グループの経営理念である「価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」に基づき、お客さまをはじめとするステークホルダーに対する真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「太陽生命コンプライアンス行動規範」を定めます。

私たち太陽生命の役職員が企業活動を行うに際しては、当行動規範に則り、事業活動に関する法令等のルールを正しく理解し、厳格に遵守することにより、公正な企業活動を行わなければなりません。

また、太陽生命は、当行動規範の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組みます。

1. 法令等遵守の徹底

(1) 法令等の厳格な遵守

私たちは、国内外の法令にとどまらず、国際ルール、社会ルールおよび社内規則を守ります。また、その背景にある精神を理解し、誠実に行動します。

(2) 公正かつ自由な競争の維持・促進

私たちは、提供する商品・サービスなどに関し、競争相手との談合、取り決めによりお客さまに不利益を与える行為や、取引上の立場を利用し相手方に不利益を与える行為等の不公正な競争行為を行いません。

(3) 利益相反の防止

私たちは、業務遂行にあたって常に公私の別を考えて行動し、会社利益に反し、自らのあるいは第三者の利益を図る行為を行いません。

(4) インサイダー取引の禁止

私たちは、上場企業グループの一員として、会社のあるいは業務上知り得た未公表の重要な情報を、会社および個人の資産運用あるいはその他の私的経済行為に利用しません。

(5) 知的財産権等の保護

私たちは、著作権や特許権等の知的財産権を尊重し、これら権利を侵害しないように企業活動を行います。

2. 社会に対する対応

(1) 反社会的勢力への対応

私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。

(2) 接待等の制限による腐敗防止

私たちは、国内外における企業活動に関し、社会儀礼の範囲を超える接待・贈答を行いまたは受けことなく、取引相手や公務員等との関係において腐敗防止に取り組みます。

(3) 政治活動・政治資金

私たちは、政治活動を行う際には、法令を遵守し、公正な姿勢を維持します。

3. 経営における適切性・透明性

(1) 適切な情報開示・説明

私たちは、提供する商品・サービスの内容や、会社およびグループの経営情報について、お客さまや株主・投資家などに対し正しく開示・説明します。

(2) 適切な情報管理

私たちは、業務上知り得た個人情報を含むお客さまの情報について、法令等に従い適正に取り扱います。また、会社およびグループが公表していない情報を適切に管理します。退職後もこれらの情報を他に漏らしません。

4. 人権の尊重および環境への配慮

(1) 人権の尊重

私たちは、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重します。また、法令等の遵守により労働者を保護し、差別やハラスメントのない健全な職場環境の維持に取り組みます。

(2) 環境への配慮

私たちは、企業活動に際し、地球環境に配慮した活動を行います。

<経営者の責務>

太陽生命の経営者は、当行動規範の精神の実現が自らの責務であることを認識したうえで率先垂範し、グループにおける周知徹底と遵守のための指導に努めます。

③コンプライアンス・プログラムの策定・推進

毎年、コンプライアンス推進のための具体的計画である「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、全社で実践していくことでコンプライアンスの徹底を図っています。

また、支社・本社各部では、全社の計画をふまえ、それぞれの固有・業務課題に応じ、支社・各部ごとに「コンプライアンス・プログラム実行計画」を策定し、日常業務のなかで自律的な取り組みを推進しています。評価結果は、コンプライアンス委員会を経て、取締役会に報告されています。

④コンプライアンス教育

全従業員を対象として、各職場でコンプライアンス研修を通年で行っています。特に営業職員は、適切な保険募集に係るコンプライアンスについて、毎月2～3回、全社共通のテーマで繰り返し研修を行い定着を図っています。

また毎年、営業職員編、内務員編、代理店編の職種別の「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員・代理店に提供しています。この「コンプライアンス・マニュアル」にはコンプライアンス推

進に関する社内ルールに加え、業務遂行において遵守すべき法令等の解説や、コンプライアンスに関する問題発見時の対処方法を具体的に示しており、これをもとに実践的な研修を実施しています。

⑤社内通報制度

職場における法令等違反の早期発見および早期是正を図るため、T&D保険グループの全役職員が利用できる通報制度「T&D保険グループヘルpline」を設置しており、実効性のある運用に努めています。

⑥利益相反管理方針

「お客さま本位の業務運営に係る方針」に基づき、当社およびT&D保険グループ内の金融機関等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、「利益相反のおそれのある取引」を適切に管理しています。

また利益相反管理統括部署を法務コンプライアンス部とし、その独立性を維持した上で、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括しています。

利益相反管理方針

利益相反管理方針の概要

太陽生命保険株式会社（以下「当社」という。）は、「高品質の商品とサービスを通して、お客さまに必要とされ、愛される会社を目指します。」という経営ビジョンのもと、「お客さま本位の業務運営に係る方針」に基づき、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理してまいります。

当社は保険業法上の保険会社であり、法令に基づく利益相反管理体制として求められる利益相反管理方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり策定し、ここに本方針の概要を公表します。

1. 「利益相反のおそれのある取引」に係る管理対象範囲

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当社、法令の定める当社の親金融機関等（以下単に「親金融機関等」という。）、または法令の定める当社の子金融機関等（以下単に「子金融機関等」という。）が行う取引に伴い、当社、または子金融機関等が行う業務（保険会社が保険業法上行う業務に限る。）に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。利益相反のおそれのある取引は、(1)当社、親金融機関等、または子金融機関等とお客さまとの間の利益相反、または、(2)当社、親金融機関等または子金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間等で生じる可能性があります。「お客さま」とは、当社、または子金融機関等が行う業務（保険会社が保険業法上行うことができる業務に限る。）に関して、既に取引関係のあるお客さま、取引関係に入る可能性のあるお客さま、過去に取引を行ったお客さまのうち、現在も法的権利を有しているお客さまをいいます。

(2) 類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型化としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまでも「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって必ずしも「利益相反のおそれ

のある取引」となるわけではないことにご注意下さい。なお、必要に応じ、将来の追加・修正があることにご注意下さい。

1. お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合。
2. お客さまの犠牲により、当社、親金融機関等、または子金融機関等が経済的利益を得るか、または経済的損失を避ける可能性がある場合。
3. お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘引がある場合。
4. 当社、親金融機関等または子金融機関等がお客さまと一緒に業務を行っている場合。
5. お客さま以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨もしくはサービスの形で誘引を得る場合、または将来得ることになる場合。
6. 当該取引に関し、お客さまと他のお客さまの間に競合関係がある場合。
7. お客さま以外の者との取引に関連して、お客さまから得た情報をを利用して、当社、親金融機関等、または子金融機関等が利益を得る場合。

なお、当社は、「保険契約の締結・保険募集に関する禁止行為」について定める保険業法第300条第1項各号その他の法令上の禁止行為のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するものについては、本方針に従って「特定」をしますが、その「管理」については、既存の法令等遵守態勢の中で、引き続き発生防止・モニタリング等に努めます。

2. 「利益相反のおそれのある取引」の管理方法

当社は、「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択・組み合わせることにより、当該お客様の保護を適正に確保します。

1. 対象取引を行う会社・部門と、当該お客様との取引を行う会社・部門の間で、情報の遮断を行う方法
2. 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
3. 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
4. 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、個人情報保護法をはじめとした法令のほか、当社またはT&D保険グループにおける会社が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

3. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部署の設置

当社の法務コンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、法務コンプライアンス部長を利益相反管理統括責任者とします。

そして、当社の利益相反管理統括部署は、実効的な利益相反管理体制を構築するために株式会社T&Dホールディングスの利益相反管理統括責任者と連携します。

なお、当社の利益相反管理統括部署は、その独立性を維持した上で、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括します。

(2) 利益相反管理統括部署の責務

利益相反管理統括部署は以下の責務を負います。

1. 利益相反管理統括部署は、本方針に沿って社内規程「利益相反管理規程」を定め、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証し、これを改善します。
2. 利益相反管理統括部署は、利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間これを保存します。
3. 利益相反管理統括部署は、当社の役職員に対して、本方針および本方針を踏まえた業務運営の手続きに関する研修を定期的に実施し、利益相反の管理について周知徹底するとともに、子金融機関等の役職員に対しても同様に周知徹底するよう体制構築を図ります。

⑦ 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

<基本方針>

当社は、太陽生命コンプライアンス行動規範の「私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。」という宣言に準拠し、以下のとおり反社会的勢力対応に関する基本方針を定めています。

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。なお、他社（信販会社等）との提携によって融資取引等を実施する場合も同様とします。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

<反社会的勢力対応に関する規程>

「T&D保険グループCSR憲章」、「太陽生命コンプライアンス行動規範」のなかで反社会的勢力に対しては断固として排除することを宣言しています。

この宣言のもと、「反社会的勢力対応に関する基本方針」「反社会的勢力排除対応規程」「反社会的勢力排除対応細則」を制定し、組織全体として反社会的勢力に対応できるよう基本的事項について定めています。

<反社会的勢力対応への取組み>

当社は、反社会的勢力の全社的な排除体制の強化を目的として「反社会的勢力排除連絡会」を設置し、社内および警察等外部専門機関との連携、暴力団等の反社会的勢力に関する対応策の協議、社内教育・意識啓蒙の推進等を行っています。

また、「総務部」を反社会的勢力対応に関する統括部門とし、不当要求等反社会的勢力の関与が疑われる事案や情報を入手した場合は、速やかに総務部へ報告する等、一元的な管理体制を構築しています。

その他、本社・支社において「不当要求防止責任者」を配置し、各部署との連絡、対応体制の整備および従業員への教育に努めるとともに、所轄の警察署、暴力団追放運動推進センター等と連絡を密にして情報交換・指導・支援が受けられる体制を保つなど、反社会的勢力の排除や関係遮断に向けて組織全体で取り組んでいます。

【2】リスク管理の枠組み

リスク管理の体制については、41ページ「リスク管理体制」をご覧ください。

①リスク管理の手法

当社では、会社を取り巻くさまざまなリスクの発生を防止または一定の許容範囲内でコントロールするため、各リスクの特性をふまえたリスク管理を行っています。

リスクの分類と対応について

リスクの分類	リスクの定義	リスクへの対応
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。	新規保険商品の開発・販売および既存保険商品の改定について、保険引受リスクの観点から評価・分析するとともに、販売後も継続的に保険引受リスクの把握・分析を行っています。
資産運用リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●市場リスク 金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のファクターの変動により、資産・負債（オーバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。 ●信用リスク 信用供与先の財務状況の悪化等に伴い、資産（オーバランスを含む）の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクをいいます。 ●不動産投資リスク 賃貸料等の変動を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少することにより損失を被るリスクをいいます。 	<p>合理的な手法により資産運用の各リスク量を把握し、そのリスク量が自己資本等から算定した許容範囲に収まるようリスクコントロールに努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市場リスク 市場リスクに関しては、運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、代表的な指標であるバリュー・アット・リスク（VaR）による測定等により、リスク管理を実施しています。 ●信用リスク 貸付先を中心に自己査定と連動する社内格付を設定し、信用ランクに応じたリスク管理や与信集中度に応じたリスク管理を実施しています。なお、これらの個別与信先の管理に加え、ポートフォリオの信用リスクをコントロールするためにVaRによる信用リスクの計量的管理も実施しています。 ●不動産投資リスク 含み損益の状況や投資利回りの状況等に応じて保有不動産ごとに管理办法を定め、リスク管理を実施しています。なお、不動産投資リスクをコントロールするために、VaRによるリスクの計量的管理も実施しています。
流動性リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●資金繰りリスク 事業収支の悪化、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 ●市場流動性リスク 市場の混乱等により市場において取引ができないなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資金繰りリスク 資金繰りリスクの状況をその逼迫度に応じて区分し、各区分に応じた管理办法を定めることで、資金調達のために資産の流動化を円滑に行うことができる措置をとるようにしています。 ●市場流動性リスク 市場流動性リスクが生じる懸念が生じた場合は、必要に応じて資産に応じた適切な取引限度額を設定するなどの対応を行っています。
事務リスク	役職員等が正確な業務を怠る、あるいは事故・不正・情報漏洩等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。	事務規程等の整備、事務処理の適正化・効率化向上等のための各種研修およびその推進を目的とした事務指導を実施するなど、事務リスクの未然防止・軽減に努め、正確で信頼性の高い事務管理体制を整備しています。
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る、またはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。	コンピュータシステムをさまざまなリスク（故障・災害・誤処理・不正使用・破壊・盗難・漏洩等）から保護するために、関連規程類を整備し、システムリスクの発生防止・軽減に努めています。
法務リスク	諸法令等の遵守を怠ること等により、損失を被るリスクをいいます。	法務コンプライアンス部および弁護士による法務審査を実施し、法務リスクを防止・極小化するよう努めています。
労務人事リスク	雇用問題、労務管理、人材流出、人権問題など、労務・人事上のトラブルが発生することにより損失を被るリスクをいいます。	雇用問題、労務管理、人材流出、人権問題などの労務・人事上のトラブルの発生を把握、分析し、労務人事リスクの発生防止・軽減に努めています。
災害リスク	大規模災害等に対する予防対策、あるいは発生時の緊急措置体制が整備されていないことにより損失を被るリスクをいいます。	実際に災害が発生した場合でも被害・損失を軽減できるよう、予防対策、緊急時の措置について関連規程・マニュアル類を整備するとともに、各種訓練を定期的に実施しています。
風評リスク	当社およびT&D保険グループまたは生命保険業界に関する悪評・信用不安情報等が保険契約者、投資家、マスコミ、インターネット、その他社会一般等に広がり、当社の業績に悪影響が生じ損失を被るリスクをいいます。	風評リスクに関する情報、噂の収集を図り、その発生の防止に努めるとともに、風評リスクが発生した場合は被害を最小限に抑えられるよう措置を講じるようにしています。
関連会社等リスク	関連会社および関連会社以外の事業投資先において収支が悪化あるいは各種リスクが顕在化すること等により当社が損失を被るリスクをいいます。	各関連会社および事業投資先ごとにリスク管理体制の構築を進めるとともに、リスク発生状況を把握することにより、適切な措置を講じるようにしています。

(注) 当社では上記リスクのうち事務リスク・システムリスク・法務リスク・労務人事リスク・災害リスクをオペレーションリスクと総称しています。

〈定量的リスク管理について〉

資産運用リスクに加え、保険引受リスク等を含む会社全体のリスクのうちで定量的評価が可能なものについて、当社の内部モデルによって一定の信頼水準（1年、VaR99.5%の水準）で数値化して把握し、保有するリスクの水準が当社の経営体力（資本等）の範囲内にコントロールされていることを検証しています。このリスク量の計測方法等については、継続して高度化を進めており、より緻密なリスク管理の実現に取り組んでいます。

〈ストレステストについて〉

当社では、グループ共通のシナリオ等に基づくストレステストを定期的に実施しています。

ストレステストとは、多額の損失を引き起こしうる極端な事象の発生に対して会社にどの程度のリスク対応力があるかを測るために用いられる手法であり、VaR等に基づくリスク管理手法を補完するものと位置づけています。

具体的には、株価の大幅な下落、金利の急激な上昇、大地震発生等のストレスシナリオに基づく損失額を算出し、リスク対応力を検証するとともに、経営の健全性確保のための判断材料として活用しています。

〈責任準備金対応債券について〉

当社では、アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針を立て、管理しています。

このような運用方針をふまえ、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に基づいて、債券と責任準備金のデュレーションマッチングにより金利変動リスクを回避することを目的とした責任準備金対応債券を区分して運用しています。

〈再保険を付す際の方針について〉

保険収支の安定化、引受け能力の補完等を目的として必要に応じて再保険を活用しています。保険契約のリスクに応じた所定の金額を超える部分の保険金や、特別な条件を付けて締結されるリスクの高い契約の一部を再保険として出再することにより、当社が保有するリスクの適正化を図っています。

また、再保険先は、主要格付機関から一定レベル以上の格付けを得ており、十分な保険財務力を有する再保険会社のなかから選定しています。

〈ALM管理体制について〉

当社では、資産・負債をともに時価評価し、経済価値ベースで収益・リスク・資本を一体的に管理するERMの推進を通じて、安定的・持続的な企業価値

の増大を図っています。

ERMには、従来より実施している資産・負債の総合的な管理（ALM）を含んでおり、ALMを通じて金利変動によるリスクをコントロールしています。

このような方針をふまえ、ERMに係る重要事項について審議・検討を行うため、経営執行会議の下部組織としてERM委員会を設置しています。

②危機管理体制

当社では、大地震等の大規模災害やコンピュータシステムの停止等を要因として、経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、「危機対応規程」に基づき「危機対策本部」を設置し、危機事態の収束に向けた対策を実行する体制としています。

また、大地震や新型インフルエンザ等の危機事態が発生した場合においても、継続すべき非常時優先業務を保険金等支払業務と定め、当該業務を危機事態発生時においても継続しうる態勢を確保するため、事業継続計画（Business Continuity Plan）を整備し、危機管理体制の強化・充実を図っています。

【3】金融ADR制度

「ADR制度」とは裁判外紛争解決制度のことで、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者にかかわってもらいながら、柔軟な解決を図る制度です。この制度の金融分野に関するものが金融ADR制度で、平成22年10月1日に開始されました。

生命保険業界では、一般社団法人生命保険協会が生命保険等の裁判外紛争解決手続を行う「指定紛争解決機関」に指定されました。当社も平成22年10月1日付で、一般社団法人生命保険協会との間で「手続き実施基本契約」を締結しています。

〈お申出先〉

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所
指定紛争解決機関（指定ADR機関）である生命保険協会（03-3286-2648）にてお申出を承ります。

中立・公正な立場から紛争解決支援を行い、裁判よりも迅速な解決を図り、ご利用は無料です。
(ただし、交通費、電話料等はご負担いただきます)
相談受付日時は、9時～17時（土・日曜、祝日・年末年始を除く）となっています。

【4】お客様の個人情報の保護

①プライバシーポリシー（個人情報の保護にかかる基本方針）

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報〔個人番号（マイナンバー）および特定個人情報（総称して「特定個人情報等」といいます。）を含みます。以下同じ。〕について適正な取り扱いに努めています。

1.個人情報の取得・利用目的

お客様とのお取引を安全確実に進め、より良い商品・サービス提供等をさせていただくため、必要な範囲でお客様に関する個人情報を取得させていただいております。これらの個人情報（当社が既に取得し管理しているものを含みます。）は、（1）各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、（2）融資お申込みの場合における審査、融資契約の締結・維持管理、（3）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、（4）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実（新しい商品・サービスの開発を含みます。）、（5）その他保険に関する業務、などの目的のために利用します。

※上記にかかわらず、当社は、法令に従って、法定調書等にお客様の個人番号を記載して提出する事務に必要な範囲で、お客様の特定個人情報等を取得し利用させていただきます。

個人情報の利用目的は、あらかじめホームページによる公表等を行い、それ以外の場合は、取得後速やかにご本人に通知、もしくはホームページによる公表等を行います。当社は、このように公表または通知した利用目的の範囲を超えて、お客様に関する個人情報を利用することはありません。

2.個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を取得します。

お客様ご本人から書面により個人情報を取得する場合等は、あらかじめご本人に対し、その利用目的を明示します。

また、個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的についてご本人に通知、または公表します。（ただし、利用目的の通知、公表、明示について、法令に基づき不要と規定されている場合を除きます。）

3.個人データの提供

当社では、つぎの場合を除いて、お客様に関する個人データを第三者に提供することはできません。

- (1) 法令により必要と判断される場合
- (2) 法令により許容されている場合（利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合の委託先への提供などが含まれます。）
- (3) お客様が事前に同意されている場合（特定個人情報等を含む個人データは、法令で定められた場合以外に第三者に提供することはありません。）

4.個人データおよび特定個人情報等の安全管理

当社は、個人データおよび特定個人情報等の安全管理措置に関して、別途「個人情報保護規程」等を定めており、お客様に関する個人データおよび特定個人情報等の正確性保持に努め、これを安全に管理するために適切な措置を講じます。

また、お客様に関する個人データおよび特定個人情報等の漏洩、滅失または被害を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

5.保有個人データの開示・訂正

お客様からご自身の保有個人データに関する開示・訂正の依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り文書にて回答、訂正いたします。

6.継続的改善

当社は、個人情報の保護を推進するため、プライバシーポリシーおよびその他の個人情報保護にかかる規定を策定し、これを当社の従業者、その他関係者に周知・徹底させて実施します。

基本方針・規定等は、これを遵守し、継続的に改善します。

また、当社は、個人情報にかかるお客様のお申出等の対応に適切に取り組んでまいります。

7.お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取り扱い、管理、および個人情報にかかる諸手続に関するご質問、お申出等につきましては、下記お客様サービスセンターまでご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

太陽生命保険株式会社

お客様サービスセンター

TEL:0120-97-2111（通話無料）

営業時間 月～金 9時～18時 土・日 9時～17時

※祝日・年末年始（12／30～1／4）は休業します。

②保有個人データの開示・訂正等の請求方法

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、ご本人またはその代理人は、当社が保有する個人情報に関して、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止および第三者提供の停止等を求めることがあります。（以下、これらの手続を総称して「開示請求等手続」といいます。）

1. 開示請求等手続の対象となる 保有個人データの項目

氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先（勤務先名または職業・電話番号）、契約内容に関する情報、契約内容変更に関する情報等

2. お問い合わせ窓口

最寄りの当社窓口またはお客様サービスセンター

- ・当社窓口（平日9:00～15:00、または、9:00～16:00、各店舗の所在地・営業時間・取扱業務については、ホームページ内をご覧になるか53～54ページの全国支社等一覧をご確認の上、お問い合わせください。）
(土・日・祝日・年末年始(12月30日～1月4日)を除く)
- ・太陽生命保険株式会社お客様サービスセンター（電話受付）
TEL:0120-97-2111
(平日9:00～18:00、土・日曜日9:00～17:00)
(祝日・年末年始(12月30日～1月4日)を除く)

3. 受付方法

来社または郵送

4. お申込者の範囲、ご提出いただく書類

- (1) お申込者の範囲：ご本人またはその法定代理人、もしくはご本人が委任した代理人
- (2) ご提出いただく依頼書：当社所定の「個人情報開示依頼書」「個人情報利用目的通知依頼書」「個人情報訂正等依頼書」「個人情報利用停止依頼書」「個人情報第三者提供停止依頼書」
- (3) ご提出いただく本人確認書類
 - a. ご本人によるご請求の場合
 - ・ご本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート・個人番号カード）、健康保険証、年金手帳
 - b. 代理人（未成年後見人、成年後見人、ご本人が委任した代理人等）によるご請求の場合
 - (ア) ご本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート・個人番号カード）、健康保険証、年金手帳

(イ) 代理人ご本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート・個人番号カード）、健康保険証、年金手帳

- (ウ) 以下のうちいずれか一点
- ・委任状（ご本人が印鑑証明書の印（印鑑証明書を添付）を押印ください。）
 - ・法定代理人であることを確認できる書類（戸籍謄本・登記事項証明書等）

※写真付証明書（運転免許証・パスポート・個人番号カード）、健康保険証、年金手帳、登記事項証明書はコピーを送付願います（郵送の場合）。

なお、個人番号カードのコピーは表面に限ります。個人番号が記載された裏面のコピーは送付しないでください。

- (4) 手数料振込依頼書の領収証（控え）のコピー
- (5) 訂正の必要があることを証する資料（訂正依頼の場合）

※提出いただいた書類（依頼書、本人確認書類等）については返却いたしません。

5. 手数料

個人情報の保護に関する法律第24条第2項に基づく利用目的の通知および第25条第1項に基づく開示請求の場合は、下記の手数料をいただきます。

<手数料のご案内>

手数料一件あたり1,000円

（同封の払込取扱票により、お振り込みください。）

6. 回答方法

当社が完備した必要書類を受領後、遅滞なく書面にて「ご本人」様あてに本人限定受取郵便でご郵送させていただきます。（お受け取り時には本人確認書類をご用意ください。）代理人によるご請求の場合であっても、後見開始決定書または戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料をご提出いただいた場合（この場合には、代理人様宛にご郵送いたします。）を除き、ご本人様宛にご郵送いたしますのでご了承ください。

7. 開示請求等手続に関して取得した 個人情報の利用目的

開示請求等手続により当社が取得した個人情報は、当該手続きのための調査、ご本人ならびに代理人の本人確認、手数料の徴収、および当該開示および訂正等の請求に対する回答に利用いたします。

8. 開示しない場合のお取扱い

以下に定める場合は、ご本人に関する保有個人データの全部または一部につき開示いたしかねますので、予めご了承願います。開示しないことを

決定した場合は、その旨ご通知申し上げます。

また、開示しなかった場合についても、所定の手数料をいただきます。

- (1) ご本人の確認ができない場合
- (2) 代理人によるご請求に際して、代理権が確認できない場合
- (3) 所定の請求書類に不備があった場合
- (4) 所定の期間内に手数料のお支払いがない場合
- (5) ご請求のあった情報項目が保有個人データに該当しない場合
- (6) 本人または第三者の生命、身体、財産その他之權利利益を害するおそれがある場合
- (7) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (8) 他の法令に違反することとなる場合

9. 訂正、利用停止、第三者提供しない場合のお取扱い

- (1) 当社は、保有個人データの訂正の依頼を受けた場合において、必要な調査の結果、全部または一部について、訂正を行わないことがあります。訂正しないことを決定した場合は、その旨ご通知申し上げます。
- (2) 当社は、保有個人データの利用停止の依頼を受けた場合において、当該求めに理由がない場合には、利用停止を行いません。また、保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることがございます。利用停止を行わないことを決定した場合および上記の代わるべき措置をとることとした場合には、その旨ご通知申し上げます。
- (3) 当社は、保有個人データの第三者への提供の停止の依頼を受けた場合において、当該求めに理由がない場合には、第三者への提供の停止を行いません。また、保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることがございます。第三者への提供の停止を行わないことを決定した場合および上記の代わるべき措置をとることとした場合には、その旨ご通知申し上げます。

10. 保有個人データの利用停止について

当社の保有しているお客様の個人データについて当社が利用することの停止をお客様が希望される場合は、電話または当社窓口にて契約者ご本人がお申し出願います。なお、ご契約の適切な管理

に必要な通知（例えば失効に関する通知等）は除きます。

11. 認定個人情報保護団体

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報のお取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所

TEL:03-3286-2648

〒100-0005

千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00

(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

ホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp/>

7 太陽生命の勧誘方針

「太陽生命の勧誘方針」は、当社が生命保険・損害保険等の金融商品をお客さまにお勧めする際に守るべき基本的な方針です。

すべての職員に対して周知し、本社、支社等のすべての窓口、およびホームページに掲示しています。

■太陽生命の勧誘方針

当社がお客さまに対して生命保険等の金融商品の勧誘活動を行う際の基本的な方針です。

コンサルティング活動を通じてお客さまに適正なサービスをご提供するために、お客さまのご意向と実情、プライバシー等に配慮し、常に適正、適切な態度での商品設計と勧誘活動に努めてまいります。

勧誘活動にあたっては法令等を遵守いたします。

- ・勧誘活動にあたっては、お客さまからの信頼確保を第一義とし、常に保険業法など各種法令等を遵守いたします。

お客さまの状況をふまえた適正な勧誘に努めます。

- ・金融商品についての知識、経験、年齢など、お客さまの状況やお客さまのご意向を十分にふまえたうえで、適正な勧説を行います。
- ・特に、市場リスクが存在する商品（「変額保険」「特別勘定特約が付加された団体年金」など）は、商品購入目的、年齢、収入、投資等の経験など、お客さまのご意向と実情に応じた勧説に努めます。
- ・未成年の方を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクの排除・抑制に留意し適正な勧説を行います。
- ・高齢の方に対しては、商品内容等を十分にご理解いただけるよう、より丁寧かつ適切なご説明を行います。

時間帯や場所などに十分配慮いたします。

- ・お客さまへのご訪問やご連絡にあたっては、時間帯、場所などに十分配慮いたします。

重要な事項の適切な情報提供および説明に努めます。

- ・商品内容やご契約に関する重要な事項については、勧説時に書面などを用いて情報を提供し、ご理解いただきやすいよう、十分にご説明を行います。
- ・お客さまと直接対面しない方法で勧説を行う場合（インターネットによる販売、通信販売など）は、重要な事項などをご理解いただきやすいよう、ご説明方法に十分な工夫をいたします。

職員等に対する教育・研修の充実に努めます。

- ・コンサルティング・セールスを通じてお客さまに信頼される募集人の育成を目指すため、職員等の教育・研修体制の強化・充実に努めます。

お客さまの情報は厳正にお取り扱いいたします。

- ・お客さまの情報は厳正にお取り扱いし、お客さま情報の保護に万全を尽くします。

その他、適切な勧説に向けた体制を構築いたします。

8 保険契約者保護に関する諸制度

①早期是正措置

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、ご契約者の保護を図ることを目的として平成11年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督当局が業務の改善などの命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促していくこうとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

【ソルベンシー・マージン比率と措置内容の概要】

名称	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求めおよびその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	以下の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 ①保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出およびその実行 ②配当または役員賞与の禁止またはその額の抑制 ③新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更など
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令

②生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）は、保険業法に基づいて平成10年12月に設立された法人であり、当社をはじめ国内で営業を行うすべての生命保険会社が会員として加入しています。

目的・業務の内容

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

補償内容等

・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。

・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。併せて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

(※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能であります（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続のなかで確定することとなります）。

(※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率*1を超えていた契約を指します*2。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90% - {(過去5年間ににおける各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

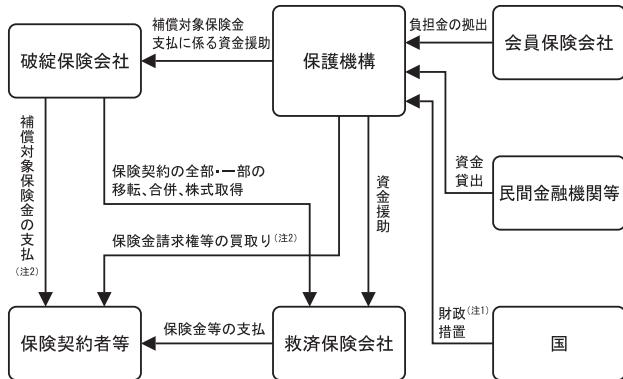
*1 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

*2 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

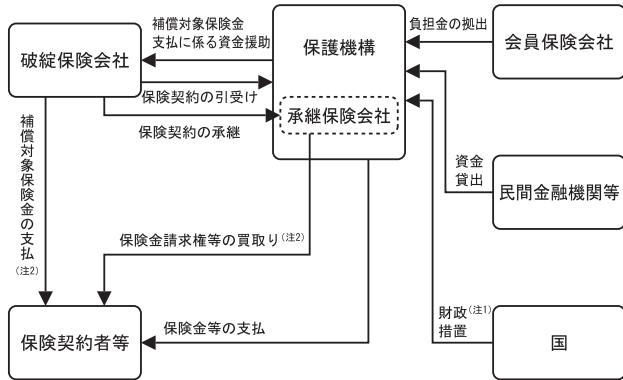
- (※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- (※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

《救済保険会社が現れた場合》



《救済保険会社が現れない場合》



(注1) 上記の「財政措置」は、平成34年（2022年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものであります。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定期率契約については、（※2）に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構
TEL03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9 経営諸指標

【1】商品別保有契約高

①件数

(単位：件、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	件数	前年度末比	件数	前年度末比
個人保険	6,421,670	103.5	6,635,934	103.3
終身介護保険	26,843	93.5	25,092	93.5
終身保険	341,408	102.7	345,072	101.1
特殊終身保険	11,986	94.2	11,355	94.7
終身生活介護年金保険	32,959	177.2	82,249	249.5
定期付養老保険	8,912	88.0	7,608	85.4
生存給付金付定期保険	82,168	92.2	68,394	83.2
定期保険	176,202	92.4	165,011	93.6
特定疾病保険	464,736	84.3	388,702	83.6
特定疾病治療保険（I型・II型）	115,170	—	210,887	183.1
生活介護保険（II型）	321,586	90.0	287,530	89.4
軽度介護保険	188,483	170.8	241,934	128.4
収入保障保険	176,812	93.1	158,469	89.6
生活介護収入保障保険	360,131	111.7	300,651	83.5
就業不能収入保障保険	3,811	—	95,981	2,518.5
積立保険	302,650	100.0	295,532	97.6
養老保険	302,325	93.0	279,554	92.5
特殊養老保険（けんこう）	292,116	87.2	250,768	85.8
医療保険（けんこう）	94,851	71.1	64,278	67.8
入院保険	663,623	105.0	683,695	103.0
手術保険	663,502	105.0	683,552	103.0
無選択型医療保険	14,012	74.8	11,123	79.4
選択緩和型医療保険	137,462	155.3	178,975	130.2
選択緩和型医療一時金保険（ひまわり認知症治療保険）	9,859	—	89,981	912.7
特殊養老保険（ひまわり保険）	42,144	82.1	34,873	82.7
その他	1,587,919	107.8	1,674,668	105.5
個人年金保険	1,341,626	97.4	1,286,676	95.9
小計	7,763,296	102.4	7,922,610	102.1
団体保険	13,829,907	98.8	13,526,343	97.8
団体定期保険	2,837,375	100.8	2,562,994	90.3
総合福祉団体定期保険	981,833	103.1	1,060,645	108.0
団体信用生命保険	9,979,994	97.8	9,841,796	98.6
団体終身保険	396	96.8	389	98.2
心身障害者扶養者生命保険	(47,103)	(96.6)	(45,239)	(96.0)
団体生活介護保険	—	—	21,145	—
団体信用介護保障保険	25,747	134.8	34,931	135.7
年金特約	4,562	96.3	4,443	97.4
団体年金保険	7,784,290	101.5	7,839,627	100.7
企業年金保険	191	91.8	175	91.6
新企業年金保険	6,109,103	102.0	6,198,288	101.5
拠出型企業年金保険	1,674,996	99.9	1,641,164	98.0
国民年金基金保険	—	—	—	—
団体生存保険	—	—	—	—
確定給付企業年金保険	—	—	—	—
財形保険	933	98.0	911	97.6
財形貯蓄保険	401	96.6	394	98.3
財形住宅貯蓄積立保険	532	99.1	517	97.2
財形年金保険	819	100.2	818	99.9
財形年金保険	6	85.7	6	100.0
財形年金積立保険	813	100.4	812	99.9
医療保障保険	178,240	100.0	144,413	81.0
就業不能保障保険	10,656	104.0	11,231	105.4

(注) 1. 心身障害者扶養者生命保険の件数は団体保険の合計に含んでいません。

2. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・就業不能保障保険の件数は被保険者数です。

3. 生活介護保険（II型）には介護保険（I型・II型）を含んでいます。

4. 生活介護収入保障保険には介護収入保障保険（II型）を含んでいます。

②金額

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	17,665,700	99.2	17,545,760	99.3
終身介護保険	86,910	92.5	80,637	92.8
終身保険	1,282,121	91.9	1,200,011	93.6
特殊終身保険	25,551	94.1	24,209	94.7
終身生活介護年金保険	204,064	166.9	481,281	235.8
定期付養老保険	67,070	87.9	56,890	84.8
生存給付金付定期保険	311,123	84.1	221,297	71.1
定期保険	873,938	87.8	781,886	89.5
特定疾病保険	1,957,568	82.1	1,579,848	80.7
特定疾病治療保険（I型・II型）	469,139	—	819,919	174.8
生活介護保険（II型）	1,296,497	88.6	1,139,614	87.9
軽度介護保険	—	—	—	—
収入保障保険	2,527,668	86.8	2,082,723	82.4
生活介護収入保障保険	6,608,664	113.7	5,085,807	77.0
就業不能収入保障保険	80,789	—	2,338,114	2,894.1
積立保険	174,117	99.0	169,927	97.6
養老保険	542,028	93.8	502,211	92.7
特殊養老保険（けんこう）	419,474	87.9	363,910	86.8
医療保険（けんこう）	351,541	66.6	225,973	64.3
入院保険	—	—	—	—
手術保険	—	—	—	—
無選択型医療保険	3,828	73.5	3,037	79.3
選択緩和型医療保険	42,933	143.2	61,960	144.3
選択緩和型医療一時金保険（ひまわり認知症治療保険）	—	—	—	—
特殊養老保険（ひまわり保険）	33,586	81.1	27,717	82.5
その他	307,078	93.6	298,779	97.3
個人年金保険	4,317,804	99.5	4,195,430	97.2
小計	21,983,504	99.2	21,741,191	98.9
団体保険	9,885,346	99.9	9,948,119	100.6
団体定期保険	2,653,262	98.5	2,575,550	97.1
総合福祉団体定期保険	1,691,599	101.6	1,706,441	100.9
団体信用生命保険	5,508,256	100.0	5,634,894	102.3
団体終身保険	1,510	97.9	1,479	97.9
心身障害者扶養者生命保険	28,030	97.0	27,100	96.7
団体生活介護保険	—	—	—	—
団体信用介護保障保険	—	—	—	—
年金特約	2,687	98.3	2,654	98.8
団体年金保険	872,747	98.6	882,506	101.1
企業年金保険	566	96.4	496	87.6
新企業年金保険	78,550	138.1	84,062	107.0
拠出型企業年金保険	581,151	98.7	586,578	100.9
国民年金基金保険	5	106.5	5	105.7
団体生存保険	110,789	79.4	109,901	99.2
確定給付企業年金保険	101,683	101.8	101,461	99.8
財形保険	2,857	100.6	2,792	97.7
財形貯蓄保険	1,781	102.3	1,759	98.8
財形住宅貯蓄積立保険	1,075	98.0	1,032	96.0
財形年金保険	1,398	99.7	1,390	99.4
財形年金保険	7	91.8	7	92.2
財形年金積立保険	1,390	99.7	1,383	99.5
医療保障保険	198	100.8	167	84.6
就業不能保障保険	115	104.2	122	106.2

- (注) 1. 個人年金保険・団体保険（年金特約）・財形年金保険（財形年金積立保険を除く）の金額は、年金支払開始前契約については年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約については責任準備金額です。
2. 団体年金保険・財形保険・財形年金積立保険の金額は責任準備金額です。
3. 医療保障保険の金額は、入院給付金日額です。
4. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。
5. 生活介護保険（II型）には介護保険（I型・II型）を含んでいます。
6. 生活介護収入保障保険には介護収入保障保険（II型）を含んでいます。

【2】商品別新契約高

①件数

(単位：件、%)

区分	平成27年度		平成28年度	
	件数	前年比	件数	前年比
個人保険	(1,092,758) 607,744	(87.6) 99.6	(1,065,889) 674,547	(97.5) 111.0
終身介護保険	—	—	—	—
終身保険	(29,925) 18,667	(297.9) 257.4	(21,081) 9,817	(70.4) 52.6
特殊終身保険	—	—	—	—
終身生活介護年金保険	14,449	83.3	49,419	342.0
定期付養老保険	—	—	—	—
生存給付金付定期保険	(7,604) 3,099	(88.7) 141.8	(4,403) 2,062	(57.9) 66.5
定期保険	(11,408) 8,394	(55.9) 62.1	(9,756) 7,695	(85.5) 91.7
特定疾病保険	(—)	(—)	(—)	(—)
特定疾病治療保険（I型・II型）	(119,117) 57,831	(—) —	(108,101) 54,729	(90.8) 94.6
生活介護保険（II型）	(23,493) 14,632	(65.6) 74.4	(12,672) 7,775	(53.9) 53.1
軽度介護保険	(88,542) 40,114	(77.5) 80.9	(78,490) 39,582	(88.6) 98.7
収入保障保険	(18,506) 2,968	(42.2) 32.7	(10,971) 1,029	(59.3) 34.7
生活介護収入保障保険	(93,829) 39,354	(83.0) 87.1	(—) —	(—) —
就業不能収入保障保険	(3,813) 1,958	(—) —	(95,738) 44,310	(2,510.8) 2,263.0
積立保険	(37,635) 24,800	(63.1) 76.7	(26,195) 18,562	(69.6) 74.8
養老保険	—	—	—	—
特殊養老保険（けんこう）	—	—	—	—
医療保険（けんこう）	—	—	—	—
入院保険	(121,797) 63,694	(83.6) 90.8	(104,310) 58,392	(85.6) 91.7
手術保険	(121,797) 63,694	(83.6) 90.8	(104,310) 58,392	(85.6) 91.7
無選択型医療保険	1,890	123.1	1,591	84.2
選択緩和型医療保険	57,992	147.8	59,987	103.4
選択緩和型医療一時金保険（ひまわり認知症治療保険）	9,880	—	84,441	854.7
特殊養老保険（ひまわり保険）	2,598	73.7	2,079	80.0
その他	(328,483) 181,730	(91.4) 105.0	(292,345) 174,685	(89.0) 96.1
個人年金保険	(55,023) 44,860	(50.6) 50.6	(32,395) 24,115	(58.9) 53.8
小計	(1,147,781) 652,604	(84.7) 93.4	(1,098,284) 698,662	(95.7) 107.1
団体保険	308,851	179.1	99,352	32.2
団体定期保険	281,176	553.0	10,707	3.8
総合福祉団体定期保険	27,357	51.8	66,927	244.6
団体信用生命保険	317	0.5	585	184.5
団体終身保険	—	—	—	—
心身障害者扶養者生命保険	—	—	—	—
団体生活介護保険	—	—	21,133	—
団体信用介護保障保険	1	—	—	—
年金特約	—	—	—	—
団体年金保険	16,884	51.9	4,968	29.4
企業年金保険	—	—	—	—
新企業年金保険	16,600	406.1	4,968	29.9
拠出型企業年金保険	284	1.0	—	—
国民年基金保険	—	—	—	—
団体生存保険	—	—	—	—
確定給付企業年金保険	—	—	—	—
財形保険	80	150.9	90	112.5
財形貯蓄保険	9	90.0	21	233.3
財形住宅貯蓄積立保険	71	165.1	69	97.2
財形年金保険	41	124.2	32	78.0
財形年金積立保険	41	124.2	32	78.0
医療保障保険	—	—	—	—
就業不能保障保険	—	—	—	—

(注) 1. 上段（ ）内は、新契約に転換後契約を加えた数値です。

2. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・就業不能保障保険の件数は被保険者数です。

②金額

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度		平成28年度	
	金額	前年比	金額	前年比
個人保険	(3,460,167) 1,305,282	(81.5) 88.8	(3,496,174) 1,480,343	(101.0) 113.4
終身介護保険	—	—	—	—
終身保険	(86,585) 52,086	(400.3) 309.1	(58,333) 26,722	(67.4) 51.3
特殊終身保険	—	—	—	—
終身生活介護年金保険	82,241	72.2	277,855	337.9
定期付養老保険	—	—	—	—
生存給付金付定期保険	(5,350) 1,763	(81.1) 136.6	(3,167) 1,265	(59.2) 71.7
定期保険	(45,032) 30,975	(43.8) 49.5	(37,664) 27,527	(83.6) 88.9
特定疾病保険	(—)	(—)	(—)	(—)
特定疾病治療保険（I型・II型）	(485,617) 202,847	(—)	(401,863) 161,387	(82.8) 79.6
生活介護保険（II型）	(120,358) 59,934	(67.2) 72.8	(74,790) 34,262	(62.1) 57.2
軽度介護保険	(—)	(—)	(—)	(—)
収入保障保険	(291,686) 35,600	(36.6) 29.7	(174,862) 11,537	(59.9) 32.4
生活介護収入保障保険	(2,215,554) 764,951	(92.9) 94.5	(—)	(—)
就業不能収入保障保険	(80,832) 34,594	(—) —	(2,410,103) 886,005	(2,981.6) 2,561.1
積立保険	(18,205) 11,583	(60.0) 77.3	(12,965) 9,210	(71.2) 79.5
養老保険	—	—	—	—
特殊養老保険（けんこう）	—	—	—	—
医療保険（けんこう）	—	—	—	—
入院保険	(—)	(—)	(—)	(—)
手術保険	(—)	(—)	(—)	(—)
無選択型医療保険	494	130.2	450	91.2
選択緩和型医療保険	9,542	144.5	16,897	177.1
選択緩和型医療一時金保険（ひまわり認知症治療保険）	—	—	—	—
特殊養老保険（ひまわり保険）	1,980	71.4	1,650	83.3
その他	(16,685) 16,685	(110.0) 110.0	(25,571) 25,571	(153.3) 153.3
個人年金保険	(233,428) 205,051	(51.1) 51.0	(123,612) 99,252	(53.0) 48.4
小計	(3,693,596) 1,510,333 [2,134,199]	(78.5) 80.7 [75.1]	(3,619,786) 1,579,596 [2,084,818]	(98.0) 104.6 [97.7]
団体保険	21,543	36.5	10,982	51.0
団体定期保険	8,870	49.4	1,659	18.7
総合福祉団体定期保険	12,642	31.4	4,159	32.9
団体信用生命保険	31	3.4	5,163	16,623.6
団体終身保険	—	—	—	—
心身障害者扶養者生命保険	—	—	—	—
団体生活介護保険	—	—	—	—
団体信用介護保障保険	—	—	—	—
年金特約	—	—	—	—
団体年金保険	3	5.4	2,199	56,706.3
企業年金保険	—	—	—	—
新企業年金保険	3	88.5	2,199	57,015.5
拠出型企業年金保険	0	0.0	—	—
国民年金基金保険	—	—	—	—
団体生存保険	—	—	—	—
確定給付企業年金保険	—	—	—	—
財形保険	1	146.2	1	133.0
財形貯蓄保険	0	80.9	0	292.1
財形住宅貯蓄積立保険	0	176.7	0	99.0
財形年金保険	0	240.7	0	34.8
財形年金積立保険	0	240.7	0	34.8
医療保障保険	—	—	—	—
就業不能保障保険	—	—	—	—

(注) 1. 上段（ ）内は、新契約に転換後契約を加えた数値です。なお、小計の〔 〕内は、上段数値より転換前契約高を差し引いた数値です。

2. 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

3. 団体年金保険・財形保険・財形年金積立保険の金額は第1回収入保険料です。

4. 医療保障保険の金額は、入院給付金日額です。

5. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。

【3】保有契約高（件数・金額・前年度末比）

(単位：件、億円、%)

区分	件数	前年度末比	金額	前年度末比
平成27年 度末	個人保険	6,421,670	103.5	176,657
	死亡保険	2,027,868	101.1	161,821
	生死混合保険	840,096	94.0	11,173
	生存保険	3,553,706	107.5	3,662
	個人年金保険	1,341,626	97.4	43,178
	小計	7,763,296	102.4	219,835
	団体保険	13,829,907	98.8	98,853
	団体年金保険	7,784,290	101.5	8,727
	財形保険	933	98.0	28
	財形年金保険	819	100.2	13
	医療保障保険	178,240	100.0	1
	就業不能保障保険	10,656	104.0	1
平成28年 度末	個人保険	6,635,934	103.3	175,457
	死亡保険	2,056,083	101.4	161,864
	生死混合保険	779,056	92.7	10,205
	生存保険	3,800,795	107.0	3,387
	個人年金保険	1,286,676	95.9	41,954
	小計	7,922,610	102.1	217,411
	団体保険	13,526,343	97.8	99,481
	団体年金保険	7,839,627	100.7	8,825
	財形保険	911	97.6	27
	財形年金保険	818	99.9	13
	医療保障保険	144,413	81.0	1
	就業不能保障保険	11,231	105.4	1

- (注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険の件数は被保険者数です。
 2. 個人年金保険、団体保険（年金特約）、財形年金保険（財形年金積立保険を除く）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。
 3. 団体年金保険、財形保険、財形年金保険（財形年金積立保険）の金額は、責任準備金です。
 4. 医療保障保険の金額は、入院給付金日額です。
 5. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。

【4】新契約高（その1）（件数・金額・前年比）

(単位：件、億円、%)

	区分	件数	前年比		金額	前年比
				前年比		
平成27年度	個人保険	(1,092,758)	(87.6)		(34,601)	(81.5)
		607,744	99.6		13,052	88.8
	死亡保険	(308,659)	(82.1)		(34,113)	(81.4)
		156,125	91.1		12,666	88.3
	生死混合保険	(46,792)	(122.0)		(213)	(133.4)
		42,287	132.3		177	166.1
	生存保険	(737,307)	(88.6)		(275)	(69.7)
		409,332	100.6		208	86.5
	個人年金保険	(55,023)	(50.6)		(2,334)	(51.1)
		44,860	50.6		2,050	51.0
	小計	(1,147,781)	(84.7)		(36,935)	(78.5)
		652,604	93.4		15,103	80.7
		—	—		[21,341]	[75.1]
平成28年度	団体保険	308,851	179.1		215	36.5
	団体年金保険	16,884	51.9		0	5.4
	財形保険	80	150.9		0	146.2
	財形年金保険	41	124.2		0	240.7
	医療保障保険	—	—		—	—
	就業不能保障保険	—	—		—	—
	個人保険	(1,065,889)	(97.5)		(34,961)	(101.0)
		674,547	111.0		14,803	113.4
	死亡保険	(296,563)	(96.1)		(34,385)	(100.8)
		168,832	108.1		14,284	112.8
	生死混合保険	(46,940)	(100.3)		(334)	(157.0)
		44,599	105.5		315	178.0
	生存保険	(722,386)	(98.0)		(241)	(87.8)
		461,116	112.7		203	97.7
平成28年度	個人年金保険	(32,395)	(58.9)		(1,236)	(53.0)
		24,115	53.8		992	48.4
	小計	(1,098,284)	(95.7)		(36,197)	(98.0)
		698,662	107.1		15,795	104.6
		—	—		[20,848]	[97.7]
	団体保険	99,352	32.2		109	51.0
	団体年金保険	4,968	29.4		21	56,706.3
	財形保険	90	112.5		0	133.0
	財形年金保険	32	78.0		0	34.8
	医療保障保険	—	—		—	—
	就業不能保障保険	—	—		—	—

(注) 1. 上段（ ）内は、新契約に転換後契約を加えた数値です。なお、小計の〔 〕内は、上段数値より転換前契約高を差し引いた数値です。

2. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険の件数は被保険者数です。

3. 個人年金保険、財形年金保険（財形年金積立保険を除く）の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

4. 団体年金保険、財形保険、財形年金保険（財形年金積立保険）の金額は、第1回収入保険料です。

5. 医療保障保険の金額は、入院給付金日額です。

6. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。

【4】新契約高（その2）（金額・転換含む）

(単位：百万円、%)

	区分	新契約+転換による純増加	前年比		新契約	転換による純増加
				前年比		
平成27年度	個人保険	1,930,663	79.6		1,305,282	625,381
	個人年金保険	203,536	49.1		205,051	△1,515
	小計	2,134,199	75.1		1,510,333	623,865
	団体保険	21,543	36.5		21,543	—
	団体年金保険	3	5.4		3	—
平成28年度	個人保険	1,984,466	102.8		1,480,343	504,123
	個人年金保険	100,352	49.3		99,252	1,099
	小計	2,084,818	97.7		1,579,596	505,222
	団体保険	10,982	51.0		10,982	—
	団体年金保険	2,199	56,706.3		2,199	—

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

2. 団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

【5】解約失効契約高（金額）

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度		平成28年度	
	前年比		前年比	
個人保険	1,196,140	98.8	1,198,199	100.2
個人年金保険	59,815	101.3	57,625	96.3
小計	1,255,956	98.9	1,255,824	100.0
団体保険	3,518	26.4	764	21.7

【6】年換算保険料

①保有契約年換算保険料

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	前年度末比		前年度末比	
個人保険	313,940	97.7	312,726	99.6
個人年金保険	332,449	100.7	323,837	97.4
合計	646,389	99.2	636,563	98.5
うち医療保障・生前給付保障等	100,255	102.0	103,213	103.0

②新契約年換算保険料

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度		平成28年度	
	前年比		前年比	
個人保険	24,429	112.0	31,492	128.9
個人年金保険	15,085	43.4	4,601	30.5
合計	39,515	69.9	36,093	91.3
うち医療保障・生前給付保障等	11,542	121.7	13,470	116.7

(注) 1. 新契約には、転換による純増加を含んでいます。

2. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
3. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

【7】保障機能別保有契約高（その1）

(単位：百万円)

区分			保有金額	
			平成27年度末	平成28年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	16,746,630	16,422,286
		個人年金保険	(2,811,438)	(2,693,790)
		団体保険	9,882,659	9,945,464
	災害死亡	団体年金保険	—	—
		その他共計	26,629,289	26,367,751
		個人保険	(1,153,184)	(1,000,261)
生存保障	その他の条件付死亡	個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(453,574)	(459,573)
		団体年金保険	(—)	(—)
	満期・生存給付	その他共計	(1,606,758)	(1,459,834)
		個人保険	(4,171)	(3,705)
		個人年金保険	(—)	(—)
入院保障	年金	団体保険	(1,627)	(2,201)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(5,799)	(5,907)
	災害入院	個人保険	635,097	567,713
		個人年金保険	3,591,887	3,476,984
		団体保険	76	55
就業不能保障	その他の条件付入院	団体年金保険	—	—
		その他共計	4,227,976	4,045,669
		個人保険	(—)	(—)
	疾病入院	個人年金保険	(628,722)	(609,488)
		団体保険	(408)	(382)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他	その他の条件付死亡	その他共計	(629,208)	(609,949)
		個人保険	—	—
		個人年金保険	725,916	718,445
	満期・生存給付	団体保険	2,610	2,598
		団体年金保険	872,747	882,506
		その他共計	1,604,614	1,606,817
就業不能保障	災害入院	個人保険	(6,761)	(6,576)
		個人年金保険	(131)	(119)
		団体保険	(144)	(144)
	疾病入院	団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(7,235)	(7,008)
		個人保険	(6,632)	(6,449)
その他	その他の条件付入院	個人年金保険	(131)	(119)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
	普通死亡	その他共計	(6,962)	(6,737)
		個人保険	(6,310)	(6,083)
		個人年金保険	(0)	(0)
その他	災害死亡	団体保険	(2)	(3)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(6,312)	(6,087)
	その他の条件付死亡	個人保険	—	—
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
就業不能保障	その他の条件付入院	団体年金保険	—	—
		その他共計	115	122
		個人保険	283,973	555,760
	満期・生存給付	個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
その他	その他の条件付死亡	その他共計	283,973	555,760

【7】保障機能別保有契約高（その2）

(単位：件)

区分		保有件数	
		平成27年度末	平成28年度末
障害保障	個人保険	(243,961)	(295,197)
	個人年金保険	(-)	(-)
	団体保険	(905,990)	(918,089)
	団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(1,149,951)	(1,213,286)
手術保障	個人保険	(1,393,845)	(1,432,992)
	個人年金保険	(34,887)	(31,715)
	団体保険	(-)	(-)
	団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(1,428,732)	(1,464,707)

- (注) 1. () 内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障等は主要保障部分に計上いたしました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は、入院給付金日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
7. その他の欄の金額は、終身介護保険及び終身生活介護年金保険の基本保険金額等を表します。

【8】個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高（年度末）

(単位：百万円)

区分		保有金額	
		平成27年度末	平成28年度末
死亡保険	終身保険	652,091	685,259
	定期付終身保険	457,958	385,741
	定期保険	873,958	781,903
	その他共計	16,182,129	16,186,429
生死混合保険	養老保険	542,046	502,228
	定期付養老保険	69,323	56,701
	生存給付金付定期保険	131,833	105,224
	その他共計	1,117,329	1,020,554
生存保険		366,241	338,776
年金保険	個人年金保険	4,317,804	4,195,430
災害・疾病 関係特約	災害割増特約	179,814	150,243
	傷害特約	133,319	118,388
	災害入院特約	2,264	1,941
	疾病特約	2,264	1,940
	成人病特約	127	102
	その他の条件付入院特約	1,517	1,229
	特定損傷特約	41	23
その他の特約	介護特約	157,844	121,810

- (注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は、入院給付金日額を表します。

【9】異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円、%)

	平成27年度		平成28年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	6,205,855	17,814,828	6,421,670	17,665,700
新契約	607,744	1,305,282	674,547	1,480,343
更新	22,131	96,817	20,870	72,452
復活	15,677	48,500	17,134	53,689
保険金額の増加	—	6,197	—	8,908
転換による増加	485,014	2,154,885	391,342	2,015,830
その他の増加	24,446	34,526	20,227	25,905
死亡	22,908	37,895	25,419	38,366
満期	123,734	406,218	126,326	376,450
保険金額の減少	—	100,430	—	103,821
転換による減少	401,098	1,529,504	352,603	1,511,707
解約	263,148	864,638	271,073	845,092
失効	103,644	331,502	113,705	353,107
その他の減少	24,665	525,147	20,730	548,524
年末現在	6,421,670	17,665,700	6,635,934	17,545,760
(増加率)	3.5	△0.8	3.3	△0.7
純増加	215,815	△149,128	214,264	△119,939
(増加率)	△25.0	—	△0.7	—

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の数値の合計です。

②個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

	平成27年度		平成28年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	1,376,916	4,339,735	1,341,626	4,317,804
新契約	44,860	205,051	24,115	99,252
復活	387	1,142	428	1,241
金額の増加	—	1,158	—	734
転換による増加	10,163	28,377	8,280	24,359
その他の増加	68,002	227,407	65,223	219,770
死亡	4,859	13,132	5,040	14,559
支払満了	49,748	17,052	50,928	17,226
金額の減少	—	3,259	—	3,142
転換による減少	10,819	29,892	8,316	23,260
解約	16,268	53,869	14,940	51,502
失効	2,169	5,946	2,227	6,123
その他の減少	74,839	257,577	71,545	249,215
年末現在	1,341,626	4,317,804	1,286,676	4,195,430
(増加率)	△2.6	△0.5	△4.1	△2.8
純増加	△35,290	△21,931	△54,950	△122,373
(増加率)	—	—	—	—

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

③団体保険

(単位：件、百万円、%)

	平成27年度		平成28年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	13,999,388	9,898,500	13,829,907	9,885,346
新契約	308,851	21,543	99,352	10,982
更新	3,555,848	4,374,822	3,556,574	4,329,743
復活	—	—	—	—
中途加入	911,090	716,817	1,056,268	959,014
保険金額の増加	—	24,848	—	20,130
その他の増加	1,299	60,801	2,591	126,486
死亡	33,716	15,142	32,387	15,044
満期	3,787,586	4,375,043	3,809,754	4,323,529
脱退	1,013,994	485,432	1,127,704	653,892
保険金額の減少	—	251,206	—	295,331
解約	72,055	3,518	244	764
失効	—	—	—	—
その他の減少	39,218	81,301	48,260	94,700
年末現在	13,829,907	9,885,346	13,526,343	9,948,119
(増加率)	△1.2	△0.1	△2.2	0.6
純増加	△169,481	△13,154	△303,564	62,773
(増加率)	—	—	—	—

(注) 1. 金額は死亡保険、生死混合保険、年金特約の主要保障金額の合計です。

2. 件数は被保険者数です。

④団体年金保険

(単位：件、百万円、%)

	平成27年度		平成28年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	7,668,507	885,510	7,784,290	872,747
新契約	16,884	3	4,968	2,199
年金支払	1,364,590	22,735	1,407,870	23,158
一時金支払	376,120	71,918	359,832	45,308
解約	582	27,456	617	2,177
年末現在	7,784,290	872,747	7,839,627	882,506
(増加率)	1.5	△1.4	0.7	1.1
純増加	115,783	△12,763	55,337	9,759
(増加率)	—	—	△52.2	—

(注) 1. 件数は被保険者数です。

2. 「年始現在」「解約」及び「年末現在」の金額は各時点の責任準備金額です。

3. 「新契約」の金額は、契約時における責任準備金（第1回収入保険料）の額を、また「年金支払」及び「一時金支払」の金額は実際の支払額です。

【10】保有契約増加率

(単位：%)

区分	平成27年度	平成28年度
個人保険	△0.84	△0.68
個人年金保険	△0.51	△2.83
小 計	△0.77	△1.10
団体保険	△0.13	0.64
団体年金保険	△1.44	1.12

【11】新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度
新契約平均保険金	2,147	2,194
保有契約平均保険金	2,750	2,644

(注) 1. 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

2. 平成20年10月より発売した「保険組曲B e s t」は、個々の保障を主契約として組み合わせた商品であり、件数についてはそれぞれの保障を1件として計算しています。

【12】新契約率（対年度始）

(単位：%)

区分	平成27年度	平成28年度
個人保険	7.33	8.38
個人年金保険	4.72	2.30
小計	6.82	7.19
団体保険	0.22	0.11

(注) 転換契約は含んでいません。

【13】解約失効率（対年度始）

(単位：%)

区分	平成27年度	平成28年度
個人保険	6.71	6.78
個人年金保険	1.38	1.33
小計	5.67	5.71
団体保険	0.04	0.01

【14】個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

区分	平成27年度	平成28年度
個人保険新契約平均保険料	4,478	8,505

(注) 1. 転換契約は含んでいません。

2. 平成20年10月より発売した「保険組曲B e s t」は、個々の保障を主契約として組み合わせた商品であり、件数についてはそれぞれの保障を1件として計算しています。

【15】平均予定利率

(単位：%)

区分	平成27年度	平成28年度
個人保険・個人年金保険	2.26	2.15
その他共計	2.11	2.02

【16】死亡率（個人保険主契約）

(単位：‰)

区分	平成27年度	平成28年度
件数率	4.69	4.93
金額率	1.77	1.86

(注) 1. 支払契約の経過契約に対する割合を記載しています。

2. 1‰（パー・ミル）は、1,000分の1を表しています。

3. 平成20年10月より発売した「保険組曲B e s t」は、個々の保障を主契約として組み合わせた商品であり、件数についてはそれぞれの保障を1件として計算しています。

【17】特約発生率（個人保険・個人年金保険）

(単位：%)

区分		平成27年度	平成28年度
災害死亡保障契約	件数	0.355	0.343
	金額	0.346	0.335
障害保障契約	件数	1.211	1.185
	金額	0.141	0.135
災害入院保障契約	件数	9.825	10.750
	金額	300.9	334.4
疾病入院保障契約	件数	92.738	97.607
	金額	1,709.4	1,759.3
成人病入院保障契約	件数	14.913	15.312
	金額	275.4	276.8
疾病・傷害手術保障契約	件数	79.250	85.242
成人病手術保障契約	件数	10.722	47.560

(注) 1. 支払件数及び支払額の経過契約に対する割合です。
2. 1‰(パーミル)は、1,000分の1を表しています。

【18】事業費率（対収入保険料）

(単位：%)

区分	平成27年度	平成28年度
事業費率		11.6 11.8

【19】保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位：社)

平成27年度	平成28年度
2 (2)	2 (2)

【20】保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

平成27年度	平成28年度
100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

【21】保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	平成27年度	平成28年度
AA-	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

(注) 格付はスタンダード&プアーズ(S&P)によるものに基づいています。

【22】未だ收受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成27年度	平成28年度
- (-)	48 (-)

※【19】～【22】について、()内数値は、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険を表しています。

【23】第三分野保険の給付事由の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

区分	平成27年度	平成28年度
第三分野発生率	31.2	31.6
医療（疾病）	35.0	35.3
がん	28.3	29.4
介護	24.2	26.5
その他	29.0	28.3

(注) 1. 各給付事由区分には以下のとおり計上しています。

①医療（疾病）：疾病入院、災害入院、手術、生活習慣病入院、女性入院等を保障する主契約及び特約

②がん：ガン保険、ガン特約等

③介護：介護保険、介護特約等

④その他：特定疾病保険、特定疾病特約、保険料免除特約等

2. 発生率は以下の算式により算出しています。

{保険金・給付金等の支払額+対応する支払備金繰入額+保険金支払いに係る事業費等}

÷ {（年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料）/2}

3. (注) 2 の算式中、支払備金繰入額は保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

4. (注) 2 の算式中、事業費は、保険金支払にかかる事務経費、人件費、システム経費等を計上しています。

【24】保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

項目	平成27年度末	平成28年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	848,814	735,786
資本金等	261,221	260,182
価格変動準備金	95,199	113,221
危険準備金	68,517	67,937
一般貸倒引当金	1,210	1,100
(その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・継延ヘッジ損益（税効果控除前）) ×90% (マイナスの場合100%)	304,878	168,551
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	△ 22,309	△ 7,591
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	27,574	25,745
配当準備金中の未割当額	9,546	4,068
税効果相当額	52,974	52,570
負債性資本調達手段等	50,000	50,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4}$ (B)	190,614	173,403
保険リスク相当額 R ₁	25,939	25,043
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	9,717	10,238
予定期率リスク相当額 R ₂	41,219	38,872
最低保証リスク相当額 R ₇	17	17
資産運用リスク相当額 R ₃	141,563	126,779
経営管理リスク相当額 R ₄	4,369	4,019
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	890.6%	848.6%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しています。

●ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額を構成する各項目の内容は以下のとおりです。

【項目の説明】

資本金等	貸借対照表の純資産の部合計から評価・換算差額等合計及び社外流出予定額を控除した金額です。
価格変動準備金	株式等の価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落した時に生じる損失に備えて積み立てている準備金で、貸借対照表の負債の部に計上しています。
危険準備金	貸借対照表の負債の部に計上している責任準備金の一部で、保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク及び第三分野保険の保険リスクに備えて積み立てている準備金です。
一般貸倒引当金	貸借対照表の資産の部に控除項目として計上している貸倒引当金の一部であり、貸倒実績率等合理的な方法により算出した貸倒れ見込額です。
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益	売買目的有価証券、満期保有目的債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式以外で時価のある有価証券等に係る評価差額、及び繰延ヘッジを適用したヘッジ手段に係る損益です。貸借対照表の純資産の部にあるその他有価証券評価差額金、及び繰延ヘッジ損益は、法人税等相当額を控除した後の金額ですが、ここでは控除前の金額の90%（マイナスの場合は100%）相当額を表示しています。
土地の含み損益	土地及び無形固定資産に含まれる借地権等の諸権利金の時価と貸借対照表計上額の差額、貸借対照表上の土地再評価差額金、及び貸借対照表上の再評価に係る繰延税金負債の合計額の85%（マイナスの場合は100%）相当額を表示しています。
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	貸借対照表の負債の部に計上している責任準備金から危険準備金を控除した金額のうち、全期チルメル式責任準備金（チルメル期間を保険料払込期間としたチルメル式責任準備金）または解約返戻金相当額のうち大きいほうの金額を超過する部分の金額です。
配当準備金中の未割当額	貸借対照表の負債の部に計上している契約者配当準備金のうち、ご契約者に割り当てている配当金の合計額を超過する部分の金額です。
税効果相当額	任意積立金の取崩しを行うこと等により、リスク対応財源として期待できる部分の金額です。
負債性資本調達手段等	劣後ローンの借り入れや劣後債券の発行等により、社外から調達した金額のうち、一定の条件を満たしたものとの金額です。貸借対照表の負債の部に計上している社債やその他負債のうちの借入金に計上しています。
控除項目	当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等のうち、ソルベンシー・マージン総額から控除することとなっている金額です。（なお、当社は該当事項はありません。）

●リスクの合計額

リスクの合計額は、通常予測できる範囲を超える次の諸リスクを数値化して算出しています。

【項目の説明】

保険リスク	大災害の発生などにより、保険金支払が急増するリスク
第三分野保険の保険リスク	第三分野における保険金支払が通常の予測を超えて発生するリスク
予定利率リスク	運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク
最低保証リスク	変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク
資産運用リスク	株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、及び貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク
経営管理リスク	業務の運営上、通常の予測を超えて発生するリスク

【25】契約者配当の状況

①配当率

a.個人保険・個人年金保険（毎年配当契約）

I) 每年お支払いする通常の配当金

○費差配当…据置

例：平成5年4月2日以降平成11年4月1日以前契約の場合

死亡保険金100万円に対して

(単位：円)

区分	平成27年度	平成28年度
配当回数1回目	0	0
配当回数2、3回目	300	300
配当回数4回目以降		
2,000万円以下部分（※）	300	300
2,000万円超部分	750	750

(※) 終身保険・養老保険の主契約について、500万円～2,000万円の部分は550円

○死差配当…据置

例：平成8年4月2日以降平成19年3月31日以前契約の場合

危険保険金100万円に対して

(単位：円)

区分	平成27年度	平成28年度
男性40歳	80	80
男性55歳	630	630
女性40歳	90	90
女性55歳	300	300

○利差配当…引き下げ

責任準備金に対する利差配当率（＝配当基準利回り－予定利率）

区分	平成27年度	平成28年度
予定利率が2.0%以下のご契約	1.95%－予定利率	1.65%－予定利率
予定利率が2.0%超、4.0%以下のご契約	1.75%－予定利率	1.45%－予定利率
予定利率が4.0%超のご契約	1.55%－予定利率	1.25%－予定利率

II) 消滅時などにお支払いする特別配当金

○消滅時配当（責任準備金比例）…引き下げ

責任準備金に対して（〔〕内は経過年数を表します）

区分	平成27年度	平成28年度
予定利率が4.0%以下のご契約 〈満期・死亡の場合〉 〈解約の場合〉	2% [42年]～14.0% [47年] 2% [44年]～ 9.2% [47年]	ゼロ ゼロ
予定利率が4.0%超のご契約 〈満期・死亡の場合〉 〈解約の場合〉	2% [43年]～11.6% [47年] 2% [45年]～ 6.8% [47年]	ゼロ ゼロ

○消滅時配当（保険料比例）…引き下げ

死亡部分の年間営業保険料に対して（〔〕内は経過年数を表します）

区分	平成27年度	平成28年度
消滅時配当率	16% [14年]～361.6% [32年]	ゼロ

○消滅時配当（疾病健康配当）…据置

入院給付金日額1,000円に対して

(単位：円)

区分	平成27年度	平成28年度
消滅時配当率（※）	2,200	2,200

(※) 10年以上経過して消滅かつ給付金支払のない疾病保障特約等を対象

(注) 個人保険・個人年金保険（毎年配当契約）のご契約の場合、費差配当、死差配当、利差配当及び特約の配当の合計額がマイナスとなる場合には、そのご契約の配当金をゼロといたします。

b.個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当契約）

5年ごとに利差配当金を通算した額（マイナスとなる場合はゼロ）といたします。

各決算年度の利差配当金は、毎年配当契約の利差配当率に準じて設定しています（平成28年度決算では利差配当率を引き下げています。ただし、平成13年4月2日以降成立の終身保険で一時払の契約について、平成28年度決算の利差配当金をゼロとしています。）。

c.団体年金保険

○利差配当…引き下げ

配当基準利回り

保険種類	平成27年度	平成28年度
拠出型企業年金保険	1.40%	1.35%
確定給付企業年金保険	1.65%	1.40%
新企業年金保険等	1.40%	1.15%
団体生存保険	1.40%	1.00%

なお、平成28年度における契約者配当準備金繰入額は11,738百万円であります、これは定款に定める契約者配当の対象となる金額13,546百万円の87%にあたります。

(注) 定款では、契約者配当準備金への繰入額は、決算期における契約者配当の対象となる金額に、保険業法第55条の2第2項及び第3項の規定に基づき保険業法施行規則で定められる比率(20%)を乗じた額以上の額であることを要することとする旨規定しています。

②配当金例示

a.個人保険・個人年金保険（毎年配当契約）

I) 繼続中のご契約にお支払いする通常の配当金

○定期付終身保険（10倍型）の場合

契約年齢30歳、60歳払込満了、男性、年払、死亡保険金3,000万円（保険料払込中）、300万円（保険料払込満了後）

契約年度	経過年数	保険料	平成27年度	平成28年度	差額
平成12年度	17年	191,964円	12,420円	7,230円	△5,190円
平成11年度	18年	191,964円	12,060円	6,690円	△5,370円
平成10年度	19年	178,980円	0円	0円	0円

○養老保険の場合

契約年齢30歳、30年満期、男性、年払、保険金100万円

契約年度	経過年数	保険料	平成27年度	平成28年度	差額
平成9年度	20年	27,323円	0円	0円	0円
平成4年度	25年	19,578円	0円	0円	0円
昭和62年度	30年	19,980円	0円	0円	0円

II) 満期を迎えるご契約にお支払いする消滅時配当金

○養老保険の場合

契約年齢30歳、男性、年払、保険金100万円

契約年度	経過年数	平成27年度	平成28年度	差額
平成9年度	20年	0円	0円	0円
平成4年度	25年	0円	0円	0円
昭和62年度	30年	0円	0円	0円

b.個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当契約）

I) 繼続中のご契約にお支払いする通常の配当金

○定期付終身保険（10倍型）の場合

契約年齢30歳、60歳払込満了、男性、年払、死亡保険金3,000万円（保険料払込中）、300万円（保険料払込満了後）

契約年度	経過年数	保険料	平成28年度
平成19年度	10年	180,402円	5,740円

(注) 平成19年7月1日契約の配当金を示しています。

【26】市場整合的エンベディッド・バリュー

①市場整合的エンベディッド・バリューについて

エンベディッド・バリュー (Embedded Value : 以下、EV) は、生命保険会社が現在保有する保険契約と総資産に基づき、将来に見込まれる利益の現在価値などから計算される会社の経済的価値であり、貸借対照表などから計算される「修正純資産」と保有契約に基づき計算される「保有契約価値」の合計になります。

当社では、現状の法定会計によって保険契約が将来にわたって企業にもたらす価値を測定することは困難であり、EVは生命保険会社の企業価値を測定する指標として有用であると判断し、企業価値を評価するための社内尺度としてEVを位置づけています。

EVの開示については、当社を含むT&D保険グループ（以下、当グループ）を始め多くの保険会社が市場整合的なEVを公表しています。このような市場整合的なEVに関する基準として、欧州の主要保険会社のCFO（Chief Financial Officer：最高財務責任者）から構成されるCFOフォーラムが、市場整合的なEVに係る計算基準の整合性をさらに高め、ディスクローズ基準を統一する観点から、平成20年6月に「The European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles^{©1}（以下、MCEV原則）」を公表しています。（1 Copyright ©Stichting CFO Forum Foundation 2008）

当グループにおいても、EV開示の充実を図るため、また、経済価値ベースのリスク管理との親和性が高いことから、平成25年3月末より、MCEV原則に基づいた市場整合的なEV（以下、MCEV）を開示しています。

②当社のMCEV

(単位：億円)

	平成27年度末	平成28年度末
MCEV	7,257	7,775
修正純資産	10,103	8,477
純資産の部合計	2,796	2,802
有価証券の含み損益（税引後）	5,823	4,087
貸付金の含み損益（税引後）	427	345
不動産の含み損益（税引後）	△194	△95
一般貸倒引当金（税引後）	8	7
負債中の内部留保（税引後）	1,247	1,333
劣後債務の含み損益（税引後）	△5	△3
保有契約価値	△2,846	△702
確実性等価将来利益現価	△1,827	△6
オプションと保証の時間価値	△541	△220
フリクショナル・コスト	△40	△12
ヘッジ不能リスクに係る費用	△436	△462

- (注) 1. 純資産の部合計は、評価・換算差額等合計を除き、株式報酬型ストックオプションによる新株予約権相当額累計を含みます。
 2. 負債中の内部留保は、価格変動準備金、危険準備金、配当準備金中の未割当額。
 3. 確実性等価将来利益現価は、参考金利での資産運用収益を前提とし、将来の税引後利益を参考金利で割り引いた現在価値です。
 この評価額には、当社の商品に含まれるオプションと保証の本源的価値を反映しています。
 4. オプションと保証の時間価値は、市場整合的なリスク中立経済シナリオを用いて確率論的に算定しています。
 5. フリクショナル・コストは、当社が生命保険事業を行っていく上で必要と考える資本水準を維持するための費用です。
 6. ヘッジ不能リスクに係る費用は、将来価値を計算する上で、確実性等価将来利益現価やオプションと保証の時間価値では十分に反映されていない、ヘッジ不能なリスクに係る費用です。

③新契約価値

(単位：億円)

	平成27年度	平成28年度
新契約価値	181	442
修正純資産	△268	△288
将来価値	450	731
確実性等価将来利益現価	552	844
オプションと保証の時間価値	△6	△20
フリクショナル・コスト	△0	△0
ヘッジ不能リスクに係る費用	△95	△91

- (注) 「新契約価値」は、MCEV総額のうち評価日前1年間の新契約分の数値を表しており、転換契約は転換による価値の純増加分のみを含めています。

④平成27年度末から平成28年度末へのMCEV変動要因

(単位：億円)

項目	増減
前年度末MCEV	7,257
前年度末MCEVの調整	△206
前年度末MCEV（調整後）	7,051
当年度新契約価値	442
期待された保有契約からの貢献（参照金利部分）	72
期待された保有契約からの貢献（参照金利超過部分）	423
保有契約価値及び必要資本からフリー・サーフラスへの移転	—
保険関係の前提条件と実績の差異	△60
保険関係の前提条件変更	△89
その他保険事業関係の変動	1
保険事業活動によるMCEV増減	791
経済変動及び経済的前提変更の影響	△72
その他事業外の変動	5
MCEV増減総額	723
当年度末MCEV	7,775

⑤MCEV計算における主要な前提条件

a.経済的的前提

確実性等価将来利益現価の計算において使用する参照金利（割引率及び運用利回り）は、評価日現在の日本国債の金利を使用しています。計算に使用した参照金利（スポットレート換算）は次のとおりです。

【日本国債】

期間	平成28年3月末	平成29年3月末
1年	△0.154%	△0.254%
2年	△0.206%	△0.204%
3年	△0.229%	△0.179%
4年	△0.205%	△0.148%
5年	△0.190%	△0.124%
10年	△0.048%	0.068%
15年	0.209%	0.375%
20年	0.454%	0.663%
25年	0.601%	0.828%
30年	0.571%	0.881%
40年	0.683%	0.986%
50年	0.748%	1.058%

(データ：財務省（補正後）)

オプションと保証の時間価値を評価するための確率論的計算では、評価日現在の資産を日本円、米ドル、ユーロを通貨とする現金、株式、債券に配分し、各資産の相関を考慮した予想変動率に基づき計算を行っています。

経済シナリオは評価日現在において観察可能な金利スワップション及び株式・通貨オプションの市場価格を参考して補正したパラメータを用いています。

b.その他の前提

保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金等のキャッシュフローは、契約消滅までの期間にわたり、保険種類別に、過去、現在及び期待される将来の実績を勘案したベース（ベスト・エスティメイト前提）で予測しています。

⑥前提条件を変更した場合の影響（感応度）

(単位：億円)

	MCEVの変動	新契約価値の変動
平成28年度末	7,775	442
感応度1：金利50bp上昇	116	142
感応度2：金利50bp低下（低下後の下限0%）	425	△141
感応度3：金利50bp低下（全年限一律低下）	△312	△176
感応度4：株式・不動産価値10%下落	△543	—
感応度5：解約失効率10%低下	176	47
感応度6：事業費率（契約維持に関する事業費）10%減少	225	14
感応度7：生命保険の保険事故発生率5%低下	305	16
感応度8：年金保険の死亡率5%低下	△17	0
感応度9：必要資本を法定最低水準に変更	8	0
感応度10：株式ボラティリティ25%上昇	△11	—
感応度11：金利ボラティリティ25%上昇	△119	△8

⑦その他の注意事項

- a. 当グループは、保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）に、当グループのMCEVについて検証を依頼し、意見を受領しています。（同意見書及び当グループのMCEVについては、当社ホームページに掲載しています。）
- b. MCEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がMCEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。また、MCEVは生命保険株式会社の企業価値を評価する一つの指標ですが、実際の株式の市場価値はMCEVから著しく乖離することがあります。

10 計算書類関係

【1】貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	平成27年度 (平成28年3月31日現在)		平成28年度 (平成29年3月31日現在)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(資産の部)					
現金及び預貯金		454,236	6.4	451,891	6.3
現金		372		382	
預貯金		453,864		451,508	
買入金銭債権		82,551	1.2	65,039	0.9
有価証券		4,920,486	69.5	5,149,867	71.6
国債		1,305,837		1,671,698	
地方債		199,759		171,151	
社債		911,602		863,280	
株式		431,002		463,767	
外国証券		1,940,464		1,870,053	
その他の証券		131,819		109,914	
貸付金		1,313,219	18.5	1,216,337	16.9
保険約款貸付		54,027		50,057	
一般貸付		1,259,192		1,166,280	
有形固定資産		197,544	2.8	197,744	2.8
土地		113,014		112,160	
建物		68,412		69,456	
リース資産		687		1,480	
建設仮勘定		15,089		14,278	
その他の有形固定資産		339		369	
無形固定資産		13,488	0.2	13,403	0.2
ソフトウェア		12,750		12,170	
リース資産		290		785	
その他の無形固定資産		447		447	
再保険貸		180	0.0	243	0.0
その他資産		104,470	1.5	79,404	1.1
未収金		8,330		7,333	
前払費用		1,952		4,319	
未収収益		30,580		30,053	
預託金		4,738		4,595	
先物取引差入証拠金		3,335		906	
金融派生商品		52,925		14,550	
金融商品等差入担保金		—		16,255	
仮払金		2,056		883	
その他の資産		551		504	
繰延税金資産		—	—	15,742	0.2
貸倒引当金		△ 1,377	△ 0.0	△ 1,303	△ 0.0
資産の部合計		7,084,800	100.0	7,188,371	100.0

(単位：百万円)

科目	年度	平成27年度 (平成28年3月31日現在)		平成28年度 (平成29年3月31日現在)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(負債の部)					
保険契約準備金		6,318,824	89.2	6,410,781	89.2
支払備金		18,385		19,122	
責任準備金		6,258,038		6,357,287	
契約者配当準備金		42,400		34,371	
再保険借		67	0.0	76	0.0
社債		20,000	0.3	20,000	0.3
その他負債		102,320	1.4	230,655	3.2
債券貸借取引受入担保金		—		114,804	
借入金		30,000		30,000	
未払法人税等		1,630		382	
未払金		12,869		9,354	
未払費用		9,630		10,253	
前受収益		2,247		1,536	
預り金		686		668	
預り保証金		5,414		5,546	
金融派生商品		8,883		51,449	
金融商品等受入担保金		29,223		1,959	
リース債務		1,063		2,476	
仮受金		669		2,222	
その他の負債		3		3	
役員賞与引当金		81	0.0	75	0.0
退職給付引当金		30,341	0.4	27,145	0.4
価格変動準備金		95,199	1.3	113,221	1.6
繰延税金負債		30,811	0.4	—	—
再評価に係る繰延税金負債		5,434	0.1	5,426	0.1
負債の部合計		6,603,082	93.2	6,807,381	94.7
(純資産の部)					
資本金		62,500	0.9	62,500	0.9
資本剰余金		62,500	0.9	62,500	0.9
資本準備金		62,500		62,500	
利益剰余金		154,336	2.2	154,765	2.2
その他利益剰余金		154,336		154,765	
不動産圧縮積立金		541		513	
別途積立金		40,000		40,000	
繰越利益剰余金		113,794		114,251	
株主資本合計		279,336	3.9	279,765	3.9
その他有価証券評価差額金		254,272	3.6	141,782	2.0
繰延ヘッジ損益		△ 8,601	△ 0.1	△ 5,203	△ 0.1
土地再評価差額金		△ 43,288	△ 0.6	△ 35,354	△ 0.5
評価・換算差額等合計		202,382	2.9	101,224	1.4
純資産の部合計		481,718	6.8	380,989	5.3
負債及び純資産の部合計		7,084,800	100.0	7,188,371	100.0

【2】損益計算書

(単位：百万円)

年度 科目	平成27年度 (平成27年 4月1日から 平成28年 3月31日まで)		平成28年度 (平成28年 4月1日から 平成29年 3月31日まで)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	873,887	100.0	897,955	100.0
保険料等収入	657,185		654,379	
保険料	656,909		654,088	
再保険収入	276		290	
資産運用収益	202,909		228,058	
利息及び配当金等収入	148,103		138,171	
預貯金利息	5		1	
有価証券利息・配当金	119,654		112,687	
貸付金利息	18,174		15,633	
不動産賃貸料	6,995		7,396	
その他利息配当金	3,273		2,452	
有価証券売却益	54,430		89,290	
為替差益	230		342	
貸倒引当金戻入額	19		73	
その他運用収益	125		164	
特別勘定資産運用益	—		15	
その他経常収益	13,792		15,517	
年金特約取扱受入金	361		324	
保険金据置受入金	10,856		9,551	
退職給付引当金戻入額	—		3,196	
その他の経常収益	2,575		2,445	
経常費用	794,763	90.9	831,312	92.6
保険金等支払金	604,261		535,387	
保険金	192,077		169,756	
年金	191,730		190,745	
給付金	78,006		75,899	
解約返戻金	95,445		64,103	
その他返戻金	46,480		34,292	
再保険料	520		589	
責任準備金等繰入額	39,860		99,991	
支払準備金繰入額	180		737	
責任準備金繰入額	39,665		99,248	
契約者配当金積立利息繰入額	15		5	
資産運用費用	36,540		83,109	
支払利息	871		550	
有価証券売却損	9,814		39,913	
金融派生商品費用	19,826		37,084	
賃貸用不動産等減価償却費	2,354		2,458	
その他運用費用	3,669		3,101	
特別勘定資産運用損	5		—	
事業費	76,424		77,189	
その他経常費用	37,676		35,635	
保険金据置支払金	18,676		20,254	
税金	6,515		7,012	
減価償却費	5,708		6,366	
退職給付引当金繰入額	4,723		—	
その他の経常費用	2,052		2,002	
経常利益	79,124	9.1	66,642	7.4
特別利益	3	0.0	232	0.0
固定資産等処分益	3		232	
特別損失	20,255	2.3	19,227	2.1
固定資産等処分損	517		865	
減損損失	265		119	
価格変動準備金繰入額	17,831		18,021	
本社移転費用	1,079		—	
その他特別損失	561		221	
契約者配当準備金繰入額	18,135	2.1	11,738	1.3
税引前当期純利益	40,736	4.7	35,909	4.0
法人税及び住民税	17,624	2.0	11,120	1.2
法人税等調整額	△ 3,722	△ 0.4	△ 4,178	△ 0.5
法人税等合計	13,902	1.6	6,941	0.8
当期純利益	26,834	3.1	28,967	3.2

【3】株主資本等変動計算書

平成27年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		不動産圧縮積立金 別途積立金 繙越利益剰余金		
当期首残高	62,500	62,500	552	40,000	93,985	134,537	259,537
当期変動額							
不動産圧縮積立金の取崩			△ 10		10	－	－
剩余金の配当					△ 6,785	△ 6,785	△ 6,785
当期純利益					26,834	26,834	26,834
土地再評価差額金の取崩					△ 250	△ 250	△ 250
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	△ 10	－	19,809	19,798	19,798
当期末残高	62,500	62,500	541	40,000	113,794	154,336	279,336

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	357,255	△ 13,741	△ 43,694	299,819	559,357
当期変動額					
不動産圧縮積立金の取崩					－
剩余金の配当					△ 6,785
当期純利益					26,834
土地再評価差額金の取崩					△ 250
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 102,983	5,139	405	△ 97,437	△ 97,437
当期変動額合計	△ 102,983	5,139	405	△ 97,437	△ 77,638
当期末残高	254,272	△ 8,601	△ 43,288	202,382	481,718

平成28年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		不動産圧縮積立金 別途積立金 繙越利益剰余金		
当期首残高	62,500	62,500	541	40,000	113,794	154,336	279,336
当期変動額							
不動産圧縮積立金の取崩			△ 28		28	－	－
剩余金の配当					△ 20,605	△ 20,605	△ 20,605
当期純利益					28,967	28,967	28,967
土地再評価差額金の取崩					△ 7,934	△ 7,934	△ 7,934
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	△ 28	－	457	428	428
当期末残高	62,500	62,500	513	40,000	114,251	154,765	279,765

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	254,272	△ 8,601	△ 43,288	202,382	481,718
当期変動額					
不動産圧縮積立金の取崩					－
剩余金の配当					△ 20,605
当期純利益					28,967
土地再評価差額金の取崩					△ 7,934
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 112,489	3,398	7,934	△ 101,157	△ 101,157
当期変動額合計	△ 112,489	3,398	7,934	△ 101,157	△ 100,728
当期末残高	141,782	△ 5,203	△ 35,354	101,224	380,989

平成27年度（平成28年3月31日現在）	平成28年度（平成29年3月31日現在）
<p>1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、時価のあるその他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券のうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針</p> <p>アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。</p> <p>このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般資産区分については、団体保険商品区分及びその他の商品区分等を除くすべての保険契約 ・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約 ・一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約 ・無配当一時払養老保険資産区分については、すべての保険契約 <p>3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>・再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。</p> <p>5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。</p> <p>リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。</p> <p>6. 外貨建資産・負債は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>7. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乘じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は212百万円であります。</p> <p>8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。</p>	<p>1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、時価のあるその他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券のうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針</p> <p>アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。</p> <p>このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般資産区分については、団体保険商品区分及びその他の商品区分等を除くすべての保険契約 ・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約 ・一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約 ・無配当一時払養老保険資産区分については、すべての保険契約 <p>（追加情報）</p> <p>当事業年度末において、無配当一時払養老保険を対象とする小区分を一般資産区分へ統合しております。これは、当該小区分に係る責任準備金残高が減少したことに伴い、資産と負債のマッチングを利用した金利リスク管理を独立した小区分として行う意義が薄れたこと等によるものであります。なお、この変更による貸借対照表及び損益計算書への影響はありません。</p> <p>3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>・再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。</p> <p>5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。</p> <p>リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。</p> <p>6. 外貨建資産・負債は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>7. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乘じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は212百万円であります。</p> <p>8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。</p>

平成27年度（平成28年3月31日現在）	平成28年度（平成29年3月31日現在）
9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 累積算定期式基準 数理計算上の差異の処理年数 発生年度に全額を費用処理 過去勤務費用の処理年数 発生年度に全額を費用処理	9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 累積算定期式基準 数理計算上の差異の処理年数 発生年度に全額を費用処理 過去勤務費用の処理年数 発生年度に全額を費用処理
10. 価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。	10. 価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジによっております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。	11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジによっております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。	12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。
13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式	13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
14. 株式会社T&Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	14. 株式会社T&Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
15. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。 リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。	15. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。 リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。
16. 当事業年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は以下のとおりであります。 ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日） (1) 概要 繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。 ①（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い ②（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件 ③（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い ④（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い ⑤（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い (2) 適用予定日 平成28年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。	16. 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附帯設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この変更による損益への影響は軽微であります。
17. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。 資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。 この考え方方に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。 なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。 また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。	17. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。
18. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。 資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。 この考え方方に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。 なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。 また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。	18. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。 資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。 この考え方方に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。

平成27年度（平成28年3月31日現在）

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。

有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。

貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によつてもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行つておらず、投機的な取引は行っておりません。

デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。

なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ、国内・外国株式、国内・外国上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性的判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性的判定を省略しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 全般的なリスク管理体制

当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。

組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で徹底したリスク管理を実施しております。

なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。

ロ. 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

ハ. 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してVaRを用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。

二. 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

平成28年度（平成29年3月31日現在）

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。

有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。

貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によつてもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行つており、投機的な取引は行っておりません。

デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。

なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ、国内・外国株式、国内・外国上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性的判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性的判定を省略しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 全般的なリスク管理体制

当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。

組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で徹底したリスク管理を実施しております。

なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。

ロ. 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

ハ. 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してVaRを用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。

二. 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

平成27年度（平成28年3月31日現在）				平成28年度（平成29年3月31日現在）							
				(単位：百万円)							
(2) 金融商品の時価等に関する事項 平成28年3月31における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。				(2) 金融商品の時価等に関する事項 平成29年3月31における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。							
(単位：百万円)				(単位：百万円)							
	貸借対照表 計上額	時価	差額		貸借対照表 計上額	時価	差額				
(1) 現金及び預貯金	454,236	454,236	-	(1) 現金及び預貯金	451,891	451,891	-				
(2) 買入金銭債権	82,551	89,183	6,632	(2) 買入金銭債権	65,039	69,067	4,027				
(3) 有価証券	4,877,612	5,330,996	453,384	(3) 有価証券	5,111,325	5,477,748	366,423				
①売買目的有価証券	286	286	-	①売買目的有価証券	289	289	-				
②満期保有目的債券	535,356	703,997	168,640	②満期保有目的債券	526,823	660,839	134,015				
③責任準備金対応債券	1,347,978	1,632,722	284,743	③責任準備金対応債券	1,320,098	1,552,505	232,407				
④その他有価証券	2,993,989	2,993,989	-	④その他有価証券	3,264,114	3,264,114	-				
(4) 貸付金	1,312,060	1,372,805	60,744	(4) 貸付金	1,215,271	1,264,395	49,123				
①保険約款貸付（＊1）	54,027	61,500	7,473	①保険約款貸付（＊1）	50,057	56,737	6,679				
②一般貸付（＊1）	1,259,192	1,311,305	53,271	②一般貸付（＊1）	1,166,280	1,207,657	42,443				
③貸倒引当金（＊2）	△1,159	-	-	③貸倒引当金（＊2）	△1,066	-	-				
資産計	6,726,460	7,247,222	520,761	資産計	6,843,528	7,263,102	419,574				
(1) 社債	20,000	20,316	316	(1) 社債	20,000	20,191	191				
(2) 借入金	30,000	30,475	475	(2) 債券貸借取引戻し担保金	114,804	114,804	-				
負債計	50,000	50,791	791	(3) 借入金	30,000	30,288	288				
金融派生商品（＊3）	44,042	45,728	1,686	負債計	164,804	165,284	480				
①ヘッジ会計が適用されていないもの	769	769	-	金融派生商品（＊3）	(36,898)	(35,772)	1,126				
②ヘッジ会計が適用されているもの	43,272	44,958	1,686	①ヘッジ会計が適用されていないもの	593	593	-				
				②ヘッジ会計が適用されているもの	(37,492)	(36,366)	1,126				
(*1) 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。				(*1) 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。							
(*2) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。				(*2) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。							
(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。				(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。							
金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は貸借対照表に計上されている金額を記載しております。なお、「差額」欄に記載されている金額は、金利スワップの特例処理によるものです。				金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は貸借対照表に計上されている金額を記載しております。なお、「差額」欄に記載されている金額は、金利スワップの特例処理によるものです。							
また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一体として処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。				また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一体として処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。							
資産											
①現金及び預貯金											
時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額によっています。											
②買入金銭債権											
有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは取引金融機関から提示された価格によっており、それが出来ない場合には、他の金融機関等から提示された価格によっております。											
③有価証券											
株式は主として取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格等によっております。											
④貸付金											
① 保険約款貸付											
過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しております。											
② 一般貸付											
変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額によっております。											
③ 固定金利によるものは、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。											
また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、原則として見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当事業年度末における貸借対照表計上額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。											
④ 複合金融商品については、取引金融機関から提示された価格等によっております。											
ただし、複合金融商品については、取引金融機関から提示された価格等によっております。											

平成27年度（平成28年3月31日現在）

平成28年度（平成29年3月31日現在）

負債

①社債

元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割引いて時価を算定しております。

②借入金

元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割引いて時価を算定しております。

金融派生商品

①為替予約取引において、当事業年度末の為替予約の評価は主に先渡価格を考慮し時価を算定しております。

②金利スワップ取引の時価は、当事業年度末現在の金利を基に、将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しておりますが、一部については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

③株価指数先物、株式先渡取引、株価指數オプション、個別株式オプション、債券先物、債券オプション及び通貨オプションの時価は、主たる取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

④複合金融商品として区分処理を行ったものは、取引金融機関から提示された価格等に基づき複合金融商品全体を時価評価し、差損益を計上しております。

18. 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項

当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当事業年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は109,912百万円、時価は126,600百万円であります。

なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。

19. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、95,073百万円であります。

20. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、3,472百万円であり、それぞれの内訳は次のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は216百万円、延滞債権額は397百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額6百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は2,829百万円であります。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は29百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 有形固定資産の減価償却累計額は、112,975百万円であります。

22. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、298百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

23. 関係会社に対する金銭債権の総額は12,757百万円、金銭債務の総額は12,175百万円であります。

24. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	43,012百万円
当事業年度契約者配当金支払額	18,762百万円
利息による増加等	15百万円
契約者配当準備金繰入額	18,135百万円
当期末現在高	42,400百万円

25. 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。

26. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）121,195百万円及び有価証券（外国証券）95,073百万円であります。

上記有価証券（外国証券）には、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券95,073百万円を含んでおります。

負債

①社債

元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割引いて時価を算定しております。

②債券貸借取引受入担保金

短期間の取り組みであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③借入金

元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割引いて時価を算定しております。

金融派生商品

①為替予約取引において、当事業年度末の為替予約の評価は主に先渡価格を考慮し時価を算定しております。

②金利スワップ取引の時価は、当事業年度末現在の金利を基に、将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しておりますが、一部については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

③株価指数先物、株式先渡取引、株価指數オプション、個別株式オプション、債券先物、債券オプション及び通貨オプションの時価は、主たる取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

19. 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項

当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当事業年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は110,702百万円、時価は132,063百万円であります。

なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。

20. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、307,735百万円であります。

21. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,866百万円であり、それぞれの内訳は次のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は176百万円、延滞債権額は173百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額6百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は2,494百万円であります。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は21百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 有形固定資産の減価償却累計額は、113,621百万円であります。

23. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、301百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

24. 関係会社に対する金銭債権の総額は13,431百万円、金銭債務の総額は5,618百万円であります。

25. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	42,400百万円
当事業年度契約者配当金支払額	19,772百万円
利息による増加等	5百万円
契約者配当準備金繰入額	11,738百万円
当期末現在高	34,371百万円

26. 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。

27. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）129,347百万円及び有価証券（外国証券）307,735百万円であります。

また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金114,804百万円であります。

なお、上記有価証券（外国証券）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券114,268百万円、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券166,826百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券26,641百万円を含んでおります。

平成27年度（平成28年3月31日現在）	平成28年度（平成29年3月31日現在）																										
27. 貸付金に係るコミットメント契約の総額は1,860百万円であり、融資未実行残高は1,361百万円であります。	28. 貸付金に係るコミットメント契約の総額は6,060百万円であり、融資未実行残高は5,222百万円であります。																										
28. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。	29. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。																										
29. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	30. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。																										
30. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、11,197百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。	31. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、9,867百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。																										
31. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は210百万円であります。	32. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は48百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は237百万円であります。																										
32. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1) 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。	33. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1) 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。																										
(2) 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"><tr><td>期首における退職給付債務</td><td>50,834百万円</td></tr><tr><td>勤務費用</td><td>2,129百万円</td></tr><tr><td>利息費用</td><td>710百万円</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>5,723百万円</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△2,770百万円</td></tr><tr><td>期末における退職給付債務</td><td>56,627百万円</td></tr></table>	期首における退職給付債務	50,834百万円	勤務費用	2,129百万円	利息費用	710百万円	数理計算上の差異の当期発生額	5,723百万円	退職給付の支払額	△2,770百万円	期末における退職給付債務	56,627百万円	(2) 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"><tr><td>期首における退職給付債務</td><td>56,627百万円</td></tr><tr><td>勤務費用</td><td>2,402百万円</td></tr><tr><td>利息費用</td><td>390百万円</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>△1,792百万円</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△2,638百万円</td></tr><tr><td>過去勤務費用の当期発生額</td><td>△102百万円</td></tr><tr><td>期末における退職給付債務</td><td>54,887百万円</td></tr></table>	期首における退職給付債務	56,627百万円	勤務費用	2,402百万円	利息費用	390百万円	数理計算上の差異の当期発生額	△1,792百万円	退職給付の支払額	△2,638百万円	過去勤務費用の当期発生額	△102百万円	期末における退職給付債務	54,887百万円
期首における退職給付債務	50,834百万円																										
勤務費用	2,129百万円																										
利息費用	710百万円																										
数理計算上の差異の当期発生額	5,723百万円																										
退職給付の支払額	△2,770百万円																										
期末における退職給付債務	56,627百万円																										
期首における退職給付債務	56,627百万円																										
勤務費用	2,402百万円																										
利息費用	390百万円																										
数理計算上の差異の当期発生額	△1,792百万円																										
退職給付の支払額	△2,638百万円																										
過去勤務費用の当期発生額	△102百万円																										
期末における退職給付債務	54,887百万円																										
②年金資産の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"><tr><td>期首における年金資産</td><td>25,216百万円</td></tr><tr><td>期待運用収益</td><td>479百万円</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>△412百万円</td></tr><tr><td>事業主からの拠出額</td><td>2,041百万円</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△1,039百万円</td></tr><tr><td>期末における年金資産</td><td>26,285百万円</td></tr></table>	期首における年金資産	25,216百万円	期待運用収益	479百万円	数理計算上の差異の当期発生額	△412百万円	事業主からの拠出額	2,041百万円	退職給付の支払額	△1,039百万円	期末における年金資産	26,285百万円	②年金資産の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"><tr><td>期首における年金資産</td><td>26,285百万円</td></tr><tr><td>期待運用収益</td><td>499百万円</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>5百万円</td></tr><tr><td>事業主からの拠出額</td><td>2,033百万円</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△1,082百万円</td></tr><tr><td>期末における年金資産</td><td>27,742百万円</td></tr></table>	期首における年金資産	26,285百万円	期待運用収益	499百万円	数理計算上の差異の当期発生額	5百万円	事業主からの拠出額	2,033百万円	退職給付の支払額	△1,082百万円	期末における年金資産	27,742百万円		
期首における年金資産	25,216百万円																										
期待運用収益	479百万円																										
数理計算上の差異の当期発生額	△412百万円																										
事業主からの拠出額	2,041百万円																										
退職給付の支払額	△1,039百万円																										
期末における年金資産	26,285百万円																										
期首における年金資産	26,285百万円																										
期待運用収益	499百万円																										
数理計算上の差異の当期発生額	5百万円																										
事業主からの拠出額	2,033百万円																										
退職給付の支払額	△1,082百万円																										
期末における年金資産	27,742百万円																										
③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table border="1"><tr><td>積立型制度の退職給付債務</td><td>36,752百万円</td></tr><tr><td>年金資産</td><td>△26,285百万円</td></tr><tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>10,467百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>19,874百万円</td></tr><tr><td></td><td>30,341百万円</td></tr></table>	積立型制度の退職給付債務	36,752百万円	年金資産	△26,285百万円	非積立型制度の退職給付債務	10,467百万円	退職給付引当金	19,874百万円		30,341百万円	③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table border="1"><tr><td>積立型制度の退職給付債務</td><td>35,656百万円</td></tr><tr><td>年金資産</td><td>△27,742百万円</td></tr><tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>7,914百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>19,230百万円</td></tr><tr><td></td><td>27,145百万円</td></tr></table>	積立型制度の退職給付債務	35,656百万円	年金資産	△27,742百万円	非積立型制度の退職給付債務	7,914百万円	退職給付引当金	19,230百万円		27,145百万円						
積立型制度の退職給付債務	36,752百万円																										
年金資産	△26,285百万円																										
非積立型制度の退職給付債務	10,467百万円																										
退職給付引当金	19,874百万円																										
	30,341百万円																										
積立型制度の退職給付債務	35,656百万円																										
年金資産	△27,742百万円																										
非積立型制度の退職給付債務	7,914百万円																										
退職給付引当金	19,230百万円																										
	27,145百万円																										
④退職給付に関連する損益 <table border="1"><tr><td>勤務費用</td><td>2,129百万円</td></tr><tr><td>利息費用</td><td>710百万円</td></tr><tr><td>期待運用収益</td><td>△479百万円</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td>6,135百万円</td></tr><tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td>8,496百万円</td></tr></table>	勤務費用	2,129百万円	利息費用	710百万円	期待運用収益	△479百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	6,135百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	8,496百万円	④退職給付に関連する損益 <table border="1"><tr><td>勤務費用</td><td>2,402百万円</td></tr><tr><td>利息費用</td><td>390百万円</td></tr><tr><td>期待運用収益</td><td>△499百万円</td></tr><tr><td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td>△1,798百万円</td></tr><tr><td>過去勤務費用の当期の費用処理額</td><td>△102百万円</td></tr><tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td>393百万円</td></tr></table>	勤務費用	2,402百万円	利息費用	390百万円	期待運用収益	△499百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	△1,798百万円	過去勤務費用の当期の費用処理額	△102百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	393百万円				
勤務費用	2,129百万円																										
利息費用	710百万円																										
期待運用収益	△479百万円																										
数理計算上の差異の当期の費用処理額	6,135百万円																										
確定給付制度に係る退職給付費用	8,496百万円																										
勤務費用	2,402百万円																										
利息費用	390百万円																										
期待運用収益	△499百万円																										
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△1,798百万円																										
過去勤務費用の当期の費用処理額	△102百万円																										
確定給付制度に係る退職給付費用	393百万円																										
⑤年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。 <table border="1"><tr><td>生命保険一般勘定</td><td>40.5%</td></tr><tr><td>債券</td><td>30.0%</td></tr><tr><td>外国証券</td><td>17.1%</td></tr><tr><td>株式</td><td>9.2%</td></tr><tr><td>共同運用資産</td><td>3.2%</td></tr><tr><td>合計</td><td>100.0%</td></tr></table>	生命保険一般勘定	40.5%	債券	30.0%	外国証券	17.1%	株式	9.2%	共同運用資産	3.2%	合計	100.0%	⑤年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。 <table border="1"><tr><td>生命保険一般勘定</td><td>40.3%</td></tr><tr><td>債券</td><td>29.6%</td></tr><tr><td>外国証券</td><td>17.6%</td></tr><tr><td>株式</td><td>9.8%</td></tr><tr><td>共同運用資産</td><td>2.7%</td></tr><tr><td>合計</td><td>100.0%</td></tr></table>	生命保険一般勘定	40.3%	債券	29.6%	外国証券	17.6%	株式	9.8%	共同運用資産	2.7%	合計	100.0%		
生命保険一般勘定	40.5%																										
債券	30.0%																										
外国証券	17.1%																										
株式	9.2%																										
共同運用資産	3.2%																										
合計	100.0%																										
生命保険一般勘定	40.3%																										
債券	29.6%																										
外国証券	17.6%																										
株式	9.8%																										
共同運用資産	2.7%																										
合計	100.0%																										
⑥長期期待運用収益率の設定方法 当社は、年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予測される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	⑥長期期待運用収益率の設定方法 当社は、年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予測される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。																										
⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。 割引率 一時金0.5%、年金0.8% 長期期待運用収益率 1.90%	⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。 割引率 一時金0.5%、年金0.8% 長期期待運用収益率 1.90%																										
33. 関係会社の株式は、5,649百万円であります。	34. 関係会社の株式は、5,699百万円であります。																										

平成27年度（平成28年3月31日現在）	平成28年度（平成29年3月31日現在）
<p>34. 繰延税金資産の総額は、73,741百万円、繰延税金負債の総額は、99,305百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、5,248百万円であります。</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金26,655百万円、保険契約準備金26,432百万円及び退職給付引当金8,506百万円であります。また、繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金96,428百万円であります。</p> <p>当事業年度における法定実効税率は28.8%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率34.1%との間の差異の主要な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正4.2%であります。</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことにより、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の28.8%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものについては28.2%、平成30年4月1日以降のものについては28.0%にそれぞれ変更されております。</p> <p>この変更により、法人税等調整額が1,730百万円増加し、当期純利益が1,730百万円減少しております。また、繰延税金負債が928百万円減少し、その他有価証券評価差額金が2,755百万円増加しております。</p> <p>35. 1株当たりの純資産額は、192,687円50銭であります。</p>	<p>35. 繰延税金資産の総額は、75,309百万円、繰延税金負債の総額は、55,546百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,021百万円であります。</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金31,701百万円、保険契約準備金24,465百万円及び退職給付引当金7,605百万円であります。また、繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金52,723百万円であります。</p> <p>当事業年度における法定実効税率は28.2%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率19.3%との間の差異の主要な内訳は、売却等による土地再評価差額金の取崩し△6.0%及び評価性引当額△3.4%であります。</p> <p>36. 1株当たりの純資産額は、152,396円00銭であります。</p>

(損益計算書関係)

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)																																				
<p>1. 1株当たり当期純利益の金額は、10,733円80銭であります。</p> <p>2. 関係会社との取引による収益の総額は1,235百万円、費用の総額は4,615百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券9,979百万円、株式等31,249百万円、外国証券13,200百万円であります。</p> <p>4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券2,148百万円、株式等4,831百万円、外国証券2,833百万円であります。</p> <p>5. 金融派生商品費用には、評価益が37,756百万円含まれております。</p> <p>6. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、49百万円であります。</p> <p>7. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">用途</td> <td colspan="2">賃貸不動産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="2">土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>場所等</td> <td colspan="2">和歌山県和歌山市など7件</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>土地</td> <td>144百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物等</td> <td>121百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>265百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	用途	賃貸不動産等		種類	土地及び建物		場所等	和歌山県和歌山市など7件		減損損失	土地	144百万円		建物等	121百万円		計	265百万円	<p>1. 1株当たり当期純利益の金額は、11,587円08銭であります。</p> <p>2. 関係会社との取引による収益の総額は1,241百万円、費用の総額は4,794百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券17,537百万円、株式等54,084百万円、外国証券17,669百万円であります。</p> <p>4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券3,356百万円、株式等13,566百万円、外国証券22,991百万円であります。</p> <p>5. 金融派生商品費用には、評価損が52,236百万円含まれております。</p> <p>6. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は48百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は26百万円であります。</p> <p>7. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">用途</td> <td colspan="2">賃貸不動産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="2">土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>場所等</td> <td colspan="2">宮城県仙台市など5件</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>土地</td> <td>78百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物等</td> <td>41百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>119百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	用途	賃貸不動産等		種類	土地及び建物		場所等	宮城県仙台市など5件		減損損失	土地	78百万円		建物等	41百万円		計	119百万円
用途	賃貸不動産等																																				
種類	土地及び建物																																				
場所等	和歌山県和歌山市など7件																																				
減損損失	土地	144百万円																																			
	建物等	121百万円																																			
	計	265百万円																																			
用途	賃貸不動産等																																				
種類	土地及び建物																																				
場所等	宮城県仙台市など5件																																				
減損損失	土地	78百万円																																			
	建物等	41百万円																																			
	計	119百万円																																			

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)	
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項		1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項	
発行済株式	普通株式	発行済株式	普通株式
当事業年度期首株式数	2,500千株	当事業年度期首株式数	2,500千株
当事業年度増加株式数	-千株	当事業年度増加株式数	-千株
当事業年度減少株式数	-千株	当事業年度減少株式数	-千株
当事業年度末株式数	2,500千株	当事業年度末株式数	2,500千株
2. 配当に関する事項		2. 配当に関する事項	
配当金支払額		配当金支払額	
決議	平成27年6月22日定時株主総会	決議	平成28年6月23日定時株主総会
株式の種類	普通株式	株式の種類	普通株式
配当金の総額	6,785百万円	配当金の総額	18,115百万円
1株当たり配当額	2,714円	1株当たり配当額	7,246円
基準日	平成27年6月22日	基準日	平成28年6月23日
効力発生日	平成27年6月23日	効力発生日	平成28年6月24日
		決議	平成29年2月14日取締役会
		株式の種類	普通株式
		配当金の総額	2,490百万円
		1株当たり配当額	996円
		基準日	-
		効力発生日	平成29年2月15日

【4】 経常利益等の明細（基礎利益）

(単位：百万円)

区分		平成27年度	平成28年度
基礎利益	A	53,812	53,464
キャピタル収益		54,660	89,633
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		54,430	89,290
金融派生商品収益		—	—
為替差益		230	342
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		29,640	76,998
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		9,814	39,913
有価証券評価損		—	—
金融派生商品費用		19,826	37,084
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		—	—
キャピタル損益	B	25,020	12,634
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	78,833	66,098
臨時収益		327	579
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		327	579
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		—	—
臨時費用		36	35
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		—	—
個別貸倒引当金繰入額		36	35
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	—
臨時損益	C	290	543
経常利益	A + B + C	79,124	66,642

(ご参考) 基礎利益明細

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
基礎収益		
保険料等収入	819,263	808,358
保険料	657,185	654,379
再保険収入	656,909	654,088
276		290
資産運用収益	148,285	138,461
利息及び配当金等収入	148,103	138,171
一般貸倒引当金戻入額	56	109
その他運用収益	125	164
特別勘定資産運用益	－	15
その他経常収益	13,792	15,517
年金特約取扱受入金	361	324
保険金据置受入金	10,856	9,551
支払備金戻入額	－	－
責任準備金戻入額	－	－
退職給付引当金戻入額	－	3,196
その他の経常収益	2,575	2,445
その他基礎収益	－	－
基礎費用	765,450	754,893
保険金等支払金	604,261	535,387
保険金	192,077	169,756
年金	191,730	190,745
給付金	78,006	75,899
解約返戻金	95,445	64,103
その他返戻金	46,480	34,292
再保険料	520	589
責任準備金等繰入額	40,188	100,570
資産運用費用	6,900	6,110
支払利息	871	550
一般貸倒引当金繰入額	－	－
賃貸用不動産等減価償却費	2,354	2,458
その他運用費用	3,669	3,101
特別勘定資産運用損	5	－
事業費	76,424	77,189
その他経常費用	37,676	35,635
保険金据置支払金	18,676	20,254
税金	6,515	7,012
減価償却費	5,708	6,366
退職給付引当金繰入額	4,723	－
その他の経常費用	2,052	2,002
その他基礎費用	－	－
基礎利益	53,812	53,464

【5】平成28年度における保険計理人の確認

保険業法第121条第1項第1号及び第3号の規定に基づく保険計理人の確認を、将来収支分析を用いて行っています。将来収支分析については、金融庁長官の認定基準である公益社団法人日本アクチュアリー会の「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（以下「実務基準」という。）に基づき実施しており、すべてのシナリオについて、実務基準に基本シナリオとして定められたシナリオを用いて分析を行いました。

第三分野保険については、法令（保険業法第121条第1項第1号（第三分野保険に係るものに限る。））等に基づき、第三分野保険のストレステスト、ならびに、必要に応じて負債十分性テストを実施し、責任準備金の積み立てが十分な水準であることを確認しています。ストレステストの計算に際しては、過去の実績保険事故発生率の推移等に基づいて、将来の不確実性を考慮して給付事由ごとに設定したシナリオを用いています。

平成28年度の第三分野保険のストレステストの結果、現在の責任準備金の積み立てが十分な水準であることが確認され、負債十分性テストの実施が必要な契約区分は発生いたしませんでした。

なお、責任準備金積立の適切性については、社内の関連委員会等により保険事故発生率等の実績に関するモニタリングを実施することで事後的に検証を行っています。また、ストレステストの内容ならびにその際に用いる危険発生率等の合理性及び妥当性については、計算を行う部門とは独立した部門が検証を行う体制とすることにより、相互牽制機能を働かせています。

(用語説明)

保険計理人の確認

保険会社は、保険業法の規定に基づき、保険計理人を選出し保険数理に関する事項について関与させなければなりません。保険計理人の職務のひとつとして、毎決算期に保険業法に定める事項について確認を行い、その結果を記載した意見書を取締役会に提出することとされています。

確認を要する事項は、保険業法第121条に規定される次の3項目です。

1. 責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか（責任準備金積立の確認）
2. 契約者配当または社員に対する剰余金の分配が公正かつ平衡に行われているかどうか（契約者配当の確認）
3. 財産の状況に関する確認事項として、
 - イ. 予測に基づく将来の資産の額が、負債の額に照らして保険業の継続の観点から適正な水準を維持できるかどうか（事業継続基準の確認）
 - ロ. 保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか（ソルベンシー・マージン基準の確認）

将来収支分析

保険計理人の確認を要する3項目のうち、1. 責任準備金積立の確認、3. 財産の状況に関する確認については、その確認にあたり、保険会社の将来の収支予測を用います。この収支予測を用いて分析を行うことを「将来収支分析」といいます。

基本シナリオ

将来収支分析で将来の収支予測を行うためには、新契約獲得見込みや、解約・失効見込み等の前提が必要となります。金融庁長官の認定基準である公益社団法人日本アクチュアリー会の実務基準で示されている方法に則り設定する前提を、「基本シナリオ」といいます。

第三分野保険のストレステスト

1%の確率（信頼水準99%）で発生が見込まれる多額の給付が発生するという前提で計算された、将来10年間の給付金額の累計が、保険料計算上の予定事故発生率に基づき計算された将来10年間の給付金額の累計の範囲内に収まることを、契約区分毎に確認いたします。その結果、不足額が発生した契約区分については、危険準備金を積み立てることとされています。（平成10年大蔵省告示第231号に基づく。）

第三分野保険の負債十分性テスト

第三分野保険のストレステストの結果、通常の予測の範囲内のリスク（信頼水準97.7%）に対応できないおそれがあると認められる契約区分について、責任準備金の十分性を確認するための負債十分性テストを行います。その結果、不足額が発生した契約区分については、不足額に相当する追加責任準備金を積み立てることとされています。（平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に基づく。）

契約区分

第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストは、保有契約のうちで、基礎率が同等と考えられる契約をまとめて契約区分として設定し、その契約区分ごとに計算を行うこととされています。

【6】会社法による会計監査人の監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平成28年度の計算書類について、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

※なお、当誌では、監査対象となった計算書類の内容をよりご理解いただけるように、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しています。

【7】事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容

該当事項はありません。

(ご参考) 重要な後発事象

平成27年度、平成28年度とも記載する事項はありません。

11 直近5事業年度における事業の概況

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	1,229,598	857,272	1,061,146	873,887	897,955
保険料等収入	1,018,383	655,233	865,232	657,185	654,379
基礎利益	67,218	72,611	68,188	53,812	53,464
経常利益	68,801	72,257	67,606	79,124	66,642
当期純利益	25,601	26,355	27,954	26,834	28,967
資本金及び発行済株式の総数 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)
総資産	6,645,339	6,760,825	7,217,901	7,084,800	7,188,371
うち特別勘定資産	255	281	314	298	301
実質純資産	876,268	856,213	1,163,442	1,251,201	1,035,449
貸付金残高	1,386,753	1,401,412	1,381,282	1,313,219	1,216,337
有価証券残高	4,568,697	4,821,435	5,192,905	4,920,486	5,149,867
責任準備金残高	5,883,994	5,936,415	6,218,373	6,258,038	6,357,287
ソルベンシー・マージン比率	823.4%	981.3%	993.9%	890.6%	848.6%
順ざやの状況	2,039	11,756	13,679	12,786	7,727
従業員数	12,016名	11,554名	11,190名	11,214名	11,370名
新契約高（個人保険・個人年金保険）	2,974,307	2,696,671	2,840,754	2,134,199	2,084,818
解約失効高（個人保険・個人年金保険）	1,236,211	1,255,419	1,270,225	1,255,956	1,255,824
保有契約高	31,106,518	31,652,882	32,053,064	31,868,850	31,689,310
個人保険	16,965,771	17,444,147	17,814,828	17,665,700	17,545,760
個人年金保険	4,057,452	4,151,532	4,339,735	4,317,804	4,195,430
団体保険	10,083,295	10,057,202	9,898,500	9,885,346	9,948,119
団体年金保険保有契約高	814,535	839,773	885,510	872,747	882,506

(注) 1. 新契約高には、転換純増を含んでいます。

2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
3. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

12 有価証券等の時価情報（会社合計）

【1】有価証券の時価情報（会社合計）

①売買目的有価証券の評価損益

売買目的有価証券は、一般勘定では保有していないため、特別勘定と同様です。なお、特別勘定の売買目的有価証券の評価損益は、160ページをご参照ください。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

売買目的有価証券以外の有価証券は、特別勘定では保有していないため、一般勘定と同様です。なお、一般勘定の有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）は、149～152ページをご参照ください。

【2】金銭の信託の時価情報（会社合計）

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも残高はありません。

【3】土地等の時価情報（会社合計）

土地等は、特別勘定では保有していないため、一般勘定と同様です。なお、一般勘定の土地等の時価情報は、152ページをご参照ください。

【4】デリバティブ取引の時価情報（会社合計）

デリバティブ取引は、特別勘定では取り組んでいないため、一般勘定と同様です。なお、一般勘定のデリバティブ取引の時価情報は、153～158ページをご参照ください。

13 資産関係

【1】一般勘定資産の運用状況

■ 運用環境

平成28年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善や海外経済の成長が続くなか、企業の生産活動や輸出などが持ち直し、緩やかな景気回復基調が継続しました。市場環境については、6月下旬、英國国民投票でのEU（欧州連合）離脱派勝利を契機に大幅な円高が進行するなど国際金融市場が不安定となる場面も見られました。その後は、堅調な米国経済が確認されると世界的な経済成長を背景に持ち直しが進み、米国大統領選挙以降は新政権の政策期待などから株式市場は上昇基調を強めました。

【国内株式】

日経平均株価は、英國国民投票の結果を受けた円高の進行により一時15,000円台を割る水準まで下落しましたが、その後は経済政策への期待や日銀によるETF購入額の増額などを背景に株価の持ち直しが進みました。米国大統領選挙以降は、米国の金利上昇を背景とした円安や米国株式市場の上昇などを受けて株価は上昇基調で推移し、3月末の日経平均株価は18,909円となりました。

(日経平均株価)

平成28年3月末 16,758円	→	平成29年3月末 18,909円
------------------	---	------------------

【国内金利】

国内長期金利は、日銀によるマイナス金利付き量的・質的金融緩和を背景に低下基調で始まり、英國EU離脱に対するリスク回避の動きが強まった7月には、10年新発国債利回りが一時△0.3%程度まで低下しました。その後は、日銀による金融緩和の総括的検証への警戒や株価の持ち直しなどから、金利はやや上昇基調となりました。米国大統領選挙以降も、米国長期金利の上昇などを背景に緩やかな上昇基調が継続し、3月末の10年新発国債利回りは0.065%となりました。

(10年新発国債利回り)

平成28年3月末 △0.050%	→	平成29年3月末 0.065%
------------------	---	-----------------

【外国株式】

米国株式市場は、FRB（米連邦準備制度理事会）による利上げ時期を巡る不透明感の強まりや英國国民投票の結果などを受けて一時不安定となる場面も見られましたが、堅調な米国経済を背景に上昇しました。米国大統領選挙後は、米国新政権の政策期待や企業業績の回復などがプラス要因となり、3月末のNYダウ平均株価は20,663ドルとなりました。

(NYダウ平均株価)

平成28年3月末 17,685ドル	→	平成29年3月末 20,663ドル
-------------------	---	-------------------

【海外金利】

米国長期金利は、英國EU離脱を警戒したリスク回避の動きなどから一時1.3%台まで低下しましたが、その後は、金融市場の持ち直しや米国の利上げ時期を巡る思惑などから上昇基調で推移しました。年明け以降も、米国新政権の財政拡張的な政策やFRBの利上げなどを背景に上昇基調が継続し、3月末の米国10年債利回りは2.387%となりました。

(米国10年国債利回り)

平成28年3月末 1.769%	→	平成29年3月末 2.387%
-----------------	---	-----------------

【為替】

為替については、原油安や不安定な国際金融市場などを背景に円高基調で始まり、6月下旬の英國国民投票でEU離脱派が勝利すると円相場は円高の歩調を強めました。11月の米国大統領選挙後は、新政権の政策に対する期待やFRBによる利上げなどを背景とする米国金利上昇とともに、円安ドル高が進行しました。

(ドル／円<TTM>)

平成28年3月末 112.68円	→	平成29年3月末 112.19円
------------------	---	------------------

(ユーロ／円<TTM>)

平成28年3月末 127.70円	→	平成29年3月末 119.79円
------------------	---	------------------

■ 運用方針

当社は、資本・収益・リスクを一体的に管理する ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）のもとで、ご契約者にお約束した利回りを、長期に安定的に確保できるポートフォリオの構築を目指すとともに、公共性、健全性などに十分に配慮しながら資産運用を行うこととしています。

この基本的な方針に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金などの円金利資産を中心に投資する一方で、内外株式などをはじめとするリスク性資産については、適正なリスク管理に基づき資産運用を行っています。

■ 運用実績の概況

【資産の状況】

平成28年度末の一般勘定資産は、前年度末比1,035億円増加し、7兆1,880億円となりました。

【主な投資行動】

円金利資産のうち国内公社債については、低金利環境が継続するなか ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント）の観点から、超長期債を中心に買入れを行い、残高は増加しました。貸付金については、金利動向とともに与信リスクに十分留意し、個別案件を精査し実行いたしました。

円金利資産以外の資産については、内外金利差や為替動向をふまえ、為替リスクを抑制しつつ外国公社債への資産配分を継続しました。一方、株式などの価格変動が大きな資産については、市場動向とともに価格変動リスクに十分留意し、売買を行いました。

【有価証券の差損益】

有価証券の差損益（注）は、内外債券の金利上昇などにより、前年度末より2,466億円減少し、5,625億円となりました。

（注）有価証券の差損益は、時価のある有価証券の差損益を記載しています。

【資産運用収益費用】

資産運用収益については、有価証券売却益の増加などにより前年度比251億円増加し、2,280億円となりました。

資産運用費用については、有価証券売却損の増加などにより前年度比465億円増加し、831億円となりました。

その結果、平成28年度の資産運用収支合計は1,449億円と、前年度比214億円減少しています。

(用語説明)

ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）

資本・収益・リスクを一体的に管理することにより、企業価値の増大や収益の最大化といった経営目標を達成することを目的とした戦略的な経営管理手法のことをいいます。

ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント）

長期の生命保険負債をふまえて、資産と負債を総合的に管理する手法のことをいいます。

【2】ポートフォリオの推移（一般勘定）

①資産の構成

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	454,228	6.4	451,882	6.3
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	82,551	1.2	65,039	0.9
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	4,920,199	69.5	5,149,577	71.6
公社債	2,417,199	34.1	2,706,130	37.6
株式	431,002	6.1	463,767	6.5
外国証券	1,940,464	27.4	1,870,053	26.0
公社債	1,780,537	25.1	1,695,865	23.6
株式等	159,927	2.3	174,187	2.4
その他の証券	131,533	1.9	109,625	1.5
貸付金	1,313,219	18.5	1,216,337	16.9
保険約款貸付	54,027	0.8	50,057	0.7
一般貸付	1,259,192	17.8	1,166,280	16.2
不動産	196,516	2.8	195,895	2.7
繰延税金資産	—	—	15,742	0.2
その他	119,167	1.7	94,901	1.3
貸倒引当金	△ 1,377	△ 0.0	△ 1,303	△ 0.0
合 計	7,084,505	100.0	7,188,072	100.0
うち外貨建資産	1,976,254	27.9	1,947,246	27.1

②資産の増減

(単位：百万円)

区分	平成27年度		平成28年度	
	△	△	△	△
現預金・コールローン		163,284		△ 2,345
買現先勘定		—		—
債券貸借取引支払保証金		—		—
買入金銭債権		△ 13,995		△ 17,511
商品有価証券		—		—
金銭の信託		—		—
有価証券		△ 272,404		229,377
公社債		△ 201,948		288,930
株式		△ 54,364		32,765
外国証券		△ 38,755		△ 70,410
公社債		△ 15,778		△ 84,671
株式等		△ 22,976		14,260
その他の証券		22,664		△ 21,907
貸付金		△ 68,062		△ 96,881
保険約款貸付		△ 3,766		△ 3,969
一般貸付		△ 64,296		△ 92,912
不動産		24,689		△ 621
繰延税金資産		—		15,742
その他		33,383		△ 24,265
貸倒引当金		19		73
合 計		△ 133,085		103,567
うち外貨建資産		31,649		△ 29,008

【3】運用利回り（一般勘定）

(単位：%)

区分	平成27年度	平成28年度
現預金・コールローン	0.04	0.00
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	2.17	2.10
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	3.10	2.67
公社債	1.88	2.02
株式	12.71	17.01
外国証券	3.38	1.78
その他の証券	3.29	△ 7.41
貸付金	1.37	1.25
うち一般貸付	1.25	1.14
不動産	1.57	1.59
一般勘定計	2.41	2.09
うち海外投融資	3.34	1.75

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、「資産運用収益－資産運用費用」として算出した利回りです。

2. 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計です。

【4】主要資産の平均残高（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
現預金・コールローン	525,025	495,514
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	88,204	72,644
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	4,679,120	4,833,047
公社債	2,486,250	2,602,714
株式	258,500	301,370
外国証券	1,817,613	1,829,125
その他の証券	116,755	99,836
貸付金	1,353,931	1,268,328
うち一般貸付	1,298,055	1,216,242
不動産	187,496	194,574
一般勘定計	6,911,109	6,941,704
うち海外投融資	1,864,199	1,928,424

【5】商品有価証券明細表（一般勘定）

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも商品有価証券の残高はありません。

【6】商品有価証券売買高（一般勘定）

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも商品有価証券の売買高はありません。

【7】有価証券明細表（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	1,305,837	26.5	1,671,698	32.5
地方債	199,759	4.1	171,151	3.3
社債	911,602	18.5	863,280	16.8
うち公社・公団債	790,644	16.1	689,812	13.4
株式	431,002	8.8	463,767	9.0
外国証券	1,940,464	39.4	1,870,053	36.3
公社債	1,780,537	36.2	1,695,865	32.9
株式等	159,927	3.3	174,187	3.4
その他の証券	131,533	2.7	109,625	2.1
合 計	4,920,199	100.0	5,149,577	100.0

【8】有価証券残存期間別残高（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合 計
平成27年度末	有価証券	339,587	336,429	406,277	451,841	916,480	2,469,583
	国債	19,883	83,117	4,994	86,932	238,706	872,203
	地方債	30,862	12,550	7,416	4,138	31,521	113,269
	社債	145,110	82,779	66,767	56,825	151,176	408,943
	株式	—	—	—	—	—	431,002
	外国証券	143,729	145,230	288,559	303,892	491,645	567,405
	公社債	136,442	144,164	285,765	303,892	491,645	418,625
	株式等	7,287	1,066	2,794	—	—	148,779
	その他の証券	—	12,751	38,539	52	3,430	76,759
	買入金銭債権	—	—	1,287	—	—	81,263
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合 計	339,587	336,429	407,565	451,841	916,480	2,550,846
平成28年度末	有価証券	143,059	368,683	409,553	627,889	699,632	2,900,759
	国債	26,246	61,513	12,522	161,690	135,410	1,274,315
	地方債	3,471	12,556	6,557	14,402	39,922	94,241
	社債	39,734	89,850	74,323	104,225	131,348	423,798
	株式	—	—	—	—	—	463,767
	外国証券	73,139	192,450	291,388	343,281	388,072	581,720
	公社債	70,972	191,118	289,870	343,281	388,072	412,550
	株式等	2,167	1,332	1,517	—	—	169,170
	その他の証券	467	12,313	24,761	4,289	4,877	62,915
	買入金銭債権	—	1,000	—	—	—	64,038
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合 計	143,059	369,684	409,553	627,889	699,632	2,964,798

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

【9】保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）

(単位：%)

区分	平成27年度末	平成28年度末
公社債	1.81	1.65
外国公社債	3.76	3.68

【10】業種別株式保有明細表（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	—	—	—	—	
鉱業	—	—	—	—	
建設業	15,625	3.6	17,044	3.7	
製造業	食料品	3,588	0.8	5,699	1.2
	繊維製品	2,170	0.5	154	0.0
	パルプ・紙	2,055	0.5	2,336	0.5
	化学	15,381	3.6	23,409	5.0
	医薬品	12,237	2.8	8,314	1.8
	石油・石炭製品	3,036	0.7	—	—
	ゴム製品	—	—	1,125	0.2
	ガラス・土石製品	10	0.0	2,716	0.6
	鉄鋼	8,916	2.1	7,571	1.6
	非鉄金属	2,235	0.5	—	—
	金属製品	288	0.1	457	0.1
	機械	80,532	18.7	117,384	25.3
	電気機器	24,061	5.6	25,806	5.6
	輸送用機器	20,817	4.8	11,261	2.4
	精密機器	17,830	4.1	15,274	3.3
	その他製品	2,495	0.6	1,077	0.2
電気・ガス業	3,949	0.9	2,962	0.6	
運輸・情報通信業	陸運業	77,982	18.1	84,684	18.3
	海運業	—	—	—	—
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	367	0.1	433	0.1
	情報・通信業	2,717	0.6	2,641	0.6
商業	卸売業	13,317	3.1	10,301	2.2
	小売業	3,089	0.7	1,158	0.2
金融・保険業	銀行業	23,924	5.6	24,321	5.2
	証券・商品先物取引業	17,079	4.0	21,533	4.6
	保険業	11,511	2.7	12,833	2.8
	その他金融業	20,646	4.8	20,544	4.4
不動産業	40,655	9.4	36,657	7.9	
サービス業	4,477	1.0	6,060	1.3	
合計	431,002	100.0	463,767	100.0	

【11】貸付金明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度末
保険約款貸付	54,027	50,057
契約者貸付	52,554	48,677
保険料振替貸付	1,472	1,380
一般貸付 (うち非居住者貸付)	1,259,192 (-)	1,166,280 (-)
企業貸付 (うち国内企業向け)	844,501 (844,501)	799,392 (799,392)
国・国際機関・政府関係機関貸付	4,024	2,022
公共団体・公企業貸付	105,097	101,218
住宅ローン	250,701	224,198
消費者ローン	54,573	39,217
その他	294	229
合計	1,313,219	1,216,337

【12】貸付金残存期間別残高（一般勘定）

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
平成 27年度末	変動金利	17,464	33,244	26,837	14,750	23,901	13,215	129,413
	固定金利	169,026	281,093	180,291	148,741	183,581	167,043	1,129,778
	一般貸付計	186,490	314,337	207,128	163,492	207,483	180,259	1,259,192
平成 28年度末	変動金利	23,086	32,512	18,105	12,630	19,511	8,874	114,721
	固定金利	162,130	234,676	179,714	152,876	190,416	131,743	1,051,558
	一般貸付計	185,217	267,188	197,819	165,507	209,928	140,618	1,166,280

【13】国内企業向け貸付金企業規模別内訳（一般勘定）

(単位：件、百万円、%)

区分		平成27年度末		平成28年度末	
		占率	占率	占率	占率
大企業	貸付先数 金額	120 716,170	72.3 84.8	116 677,899	70.7 84.8
中堅企業	貸付先数 金額	2 2,108	1.2 0.2	1 2,000	0.6 0.3
中小企業	貸付先数 金額	44 126,223	26.5 14.9	47 119,493	28.7 14.9
国内企業向け 貸付計	貸付先数 金額	166 844,501	100.0 100.0	164 799,392	100.0 100.0

(注) 1. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

2. 業種の区分は以下のとおりです。

業種	①右の②～④を除く全業種	②「小売業」、「飲食業」		③「サービス業」		④「卸売業」		
大企業	従業員 300人超かつ	資本金 10億円以上	従業員 50人超かつ	資本金 10億円以上	従業員 100人超かつ	資本金 10億円以上	従業員 100人超かつ	資本金 10億円以上
		資本金 3億円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	

(注) サービス業とは、「物品販賣業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」及び「その他のサービス」で構成されています。

【14】貸付金業種別内訳（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末		
	金額	占率	金額	占率	
製造業	105,957	8.4	102,484	8.8	
	食料	1,000	0.1	1,000	0.1
	繊維	3,500	0.3	4,400	0.4
	木材・木製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	7,270	0.6	7,340	0.6
	印刷	—	—	—	—
	化学	34,481	2.7	33,723	2.9
	石油・石炭	300	0.0	300	0.0
	窯業・土石	1,000	0.1	1,000	0.1
	鉄鋼	30,000	2.4	29,000	2.5
	非鉄金属	700	0.1	700	0.1
	金属製品	1,000	0.1	835	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	19,554	1.6	16,734	1.4
	電気機械	3,750	0.3	4,050	0.3
	輸送用機械	3,402	0.3	3,402	0.3
	その他の製造業	—	—	—	—
国内向け	農業・林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	4,144	0.3	5,176	0.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	16,753	1.3	15,803	1.4
	情報通信業	6,000	0.5	3,000	0.3
	運輸業、郵便業	90,796	7.2	83,952	7.2
	卸売業	139,000	11.0	137,000	11.7
	小売業	1,780	0.1	1,280	0.1
	金融業、保険業	236,629	18.8	200,776	17.2
	不動産業	107,360	8.5	111,418	9.6
	物品賃貸業	140,613	11.2	140,064	12.0
	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
	宿泊業	100	0.0	81	0.0
	飲食業	—	—	—	—
海外向け	生活関連サービス業、娯楽業	85	0.0	71	0.0
	教育・学習支援業	—	—	—	—
	医療・福祉	—	—	—	—
	その他のサービス	306	0.0	307	0.0
	地方公共団体	104,097	8.3	101,218	8.7
	個人(住宅・消費・納税資金等)	305,569	24.3	263,645	22.6
	合計	1,259,192	100.0	1,166,280	100.0
	政府等	—	—	—	—
	金融機関	—	—	—	—
	商工業(等)	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—
	一般貸付計	1,259,192	100.0	1,166,280	100.0

【15】貸付金使途別内訳（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	金額	占率	金額	占率
設備資金	42,609	4.5	38,367	4.3
運転資金	910,962	95.5	864,226	95.7
合 計	953,572	100.0	902,594	100.0

(注) 法人向け貸付を対象とし、住宅ローン・消費者ローン等を除いています。

【16】貸付金地域別内訳（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	—	—	—	—
東北	4,538	0.5	4,569	0.5
関東	744,579	78.1	695,839	77.1
中部	66,105	6.9	66,014	7.3
近畿	107,758	11.3	106,394	11.8
中国	16,931	1.8	16,703	1.9
四国	824	0.1	763	0.1
九州	12,835	1.3	12,308	1.4
合 計	953,572	100.0	902,594	100.0

(注) 1. 個人ローン・非居住者貸付・保険約款貸付等は含んでいません。

2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

3. 地域区分 北海道……北海道

東北 ……青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島
 関東 ……茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
 中部 ……新潟、富山、石川、福井、長野、山梨、岐阜、愛知、静岡、三重
 近畿 ……滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
 中国 ……鳥取、島根、岡山、広島、山口
 四国 ……香川、徳島、愛媛、高知
 九州 ……福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

【17】貸付金担保別内訳（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	70	0.0	59	0.0
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	70	0.0	59	0.0
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	22,166	1.8	17,180	1.5
信用貸付	931,385	74.0	885,393	75.9
その他	305,569	24.3	263,645	22.6
一般貸付計	1,259,192	100.0	1,166,280	100.0
うち劣後特約付貸付	59,500	4.7	57,500	4.9

【18】有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率(%)
平成27年度	土地	96,223	17,031	240 (144)	—	113,014	—
	建物	60,611	12,386	476 (121)	4,108	68,412	110,718 61.8
	リース資産	694	224	0 (-)	231	687	438 38.9
	建設仮勘定	14,992	27,005	26,908 (-)	—	15,089	—
	その他の有形固定資産	232	182	8 (-)	66	339	1,818 84.3
	合 計	172,754	56,830	27,634 (265)	4,406	197,544	112,975
	うち賃貸等不動産	104,289	8,821	1,281 (137)	1,993	109,835	51,491
平成28年度	土地	113,014	6	859 (78)	—	112,160	—
	建物	68,412	6,302	1,008 (41)	4,250	69,456	111,525 61.6
	リース資産	687	1,047	— (-)	254	1,480	260 15.0
	建設仮勘定	15,089	1,434	2,246 (-)	—	14,278	—
	その他の有形固定資産	339	124	3 (-)	92	369	1,835 83.3
	合 計	197,544	8,915	4,117 (119)	4,598	197,744	113,621
	うち賃貸等不動産	109,835	4,373	1,478 (68)	2,104	110,625	51,664

(注) 「当期減少額」欄の括弧内には、減損損失の計上額を記載しています。

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度末
不動産残高	196,516	195,895
営業用	72,396	70,652
賃貸用	124,120	125,242
賃貸用ビル保有数	123棟	123棟

【19】海外投融資の状況（一般勘定）

①資産別明細

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末		
	金額	占率	金額	占率	
外貨建資産	公社債	1,821,069	89.8	1,774,562	88.4
	株式	17,848	0.9	18,392	0.9
	現預金・その他	137,336	6.8	154,290	7.7
	小計	1,976,254	97.4	1,947,246	97.0
円貨額が確定した外貨建資産	公社債	—	—	—	—
	現預金・その他	6,163	0.3	18,965	0.9
	小計	6,163	0.3	18,965	0.9
円貨建資産	非居住者貸付	—	—	—	—
	外国公社債	22,995	1.1	21,885	1.1
	外国株式等	23,596	1.2	20,095	1.0
	その他	26	0.0	32	0.0
	小計	46,617	2.3	42,013	2.1
海外投融資	2,029,035	100.0	2,008,224	100.0	
(うち海外不動産)	—	—	—	—	

(注) 「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

②外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	1,102,702	55.8	1,081,951	55.6
ユーロ	288,794	14.6	279,189	14.3
英ポンド	224,471	11.4	207,999	10.7
豪ドル	155,261	7.9	175,980	9.0
加ドル	135,340	6.8	151,747	7.8
その他	69,683	3.5	50,378	2.6
合計	1,976,254	100.0	1,947,246	100.0

③地域別構成

(単位：百万円、%)

区分	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付		
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
平成27年度末	北米	941,239	48.5	938,981	52.7	2,258	1.4	—	—
	ヨーロッパ	494,064	25.5	488,189	27.4	5,875	3.7	—	—
	オセアニア	137,122	7.1	137,122	7.7	—	—	—	—
	アジア	16,273	0.8	—	—	16,273	10.2	—	—
	中南米	163,684	8.4	28,164	1.6	135,519	84.7	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	188,080	9.7	188,080	10.6	—	—	—	—
	合計	1,940,464	100.0	1,780,537	100.0	159,927	100.0	—	—
平成28年度末	北米	839,815	44.9	837,235	49.4	2,580	1.5	—	—
	ヨーロッパ	484,946	25.9	484,946	28.6	—	—	—	—
	オセアニア	163,270	8.7	163,270	9.6	—	—	—	—
	アジア	15,831	0.8	—	—	15,831	9.1	—	—
	中南米	174,204	9.3	18,428	1.1	155,776	89.4	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	191,985	10.3	191,985	11.3	—	—	—	—
	合計	1,870,053	100.0	1,695,865	100.0	174,187	100.0	—	—

【20】公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	平成27年度		平成28年度	
	金額	金額	金額	金額
公共債	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	公社・公団債	41	—	15
	小計	41	—	15
貸付	政府関係機関	25	—	23
	公共団体・公企業	5,415	—	2,000
	小計	5,440	—	2,023
合計		5,481	—	2,038

(注) 国内向けの新規引受及び新規貸出実行額を対象としています。

【21】各種ローン金利（代表例）

平成27年度				平成28年度			
一般貸付標準金利 <長期プライムレート>		住宅ローン<全期間固定> 期間35年		一般貸付標準金利 <長期プライムレート>		住宅ローン<全期間固定> 期間35年	
日付	金利	日付	金利	日付	金利	日付	金利
4/9	1.150%		2.076%	4/7	0.950%		1.836%
5/7	1.150%		2.076%	5/9	0.950%		1.836%
6/9	1.150%		2.076%	6/9	0.950%	6/27	1.716%
7/9	1.150%		2.076%	7/8	0.900%	7/27	1.596%
8/10	1.150%		2.076%	8/10	0.950%		1.596%
9/10	1.100%		2.076%	9/8	0.950%		1.596%
10/8	1.100%		2.076%	10/12	0.950%		1.596%
11/9	1.100%		2.076%	11/9	0.950%		1.596%
12/9	1.100%		2.076%	12/8	0.950%		1.596%
1/7	1.100%		2.076%	1/10	0.950%		1.596%
2/10	1.000%		2.076%	2/9	0.950%		1.596%
3/10	0.950%	3/28	1.836%	3/9	0.950%		1.596%

(注) 住宅ローンは、保証料込みの金利です。

【22】その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類		取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
平成27年度	繰延資産	55	—	0	37	17	
	その他	622	19	108	—	533	
	合計	677	19	108	37	551	
平成28年度	繰延資産	54	19	—	40	33	
	その他	533	27	90	—	471	
	合計	588	46	90	40	504	

【23】債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	611	347
危険債権	3	3
要管理債権	2,858	2,516
小計 (対合計比)	3,473 (0.25%)	2,867 (0.19%)
正常債権	1,407,632	1,523,574
合計	1,411,106	1,526,442

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

【24】リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度末
破綻先債権額	216	176
延滞債権額	397	173
3カ月以上延滞債権額	2,829	2,494
貸付条件緩和債権額	29	21
合計 (貸付残高に対する比率)	3,472 (0.26%)	2,866 (0.24%)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取り立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成27年度末が延滞債権額6百万円、平成28年度末が延滞債権額6百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き立てにより法的倒産となつた債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き立てがあつた債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つたもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

【25】個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
繰入額	166	202
取崩額	129	166
純繰入額	36	35

(注) 上記取崩額については、目的使用によるものを除いています。

【26】元本補填契約のある信託にかかる貸出金の状況

該当ありません。

14 負債関係

【1】支払備金明細表

(単位：百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度末
保 險 金	死亡保険金	5,828
	災害保険金	124
	高度障害保険金	1,102
	満期保険金	127
	その他	1,592
小計		8,775
年金	217	277
給付金	6,714	7,207
解約返戻金	1,407	1,386
保険金据置支払金	96	89
その他共計	18,385	19,122

【2】責任準備金明細表

(単位：百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険 (一般勘定)	1,970,998
	(特別勘定)	298
	個人年金保険 (一般勘定)	3,327,462
	(特別勘定)	—
	団体保険 (一般勘定)	13,962
	(特別勘定)	—
	団体年金保険 (一般勘定)	872,747
	(特別勘定)	—
	その他 (一般勘定)	4,350
	(特別勘定)	—
	小計 (一般勘定)	6,189,520
	(特別勘定)	298
危険準備金	68,517	67,937
合計 (一般勘定)		6,258,038
(特別勘定)		6,257,739
合計		298

【3】責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度末
保険料積立金	5,662,092	5,588,431
未経過保険料	527,428	700,917
払戻積立金	—	—
危険準備金	68,517	67,937
合計	6,258,038	6,357,287

【4】個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率

区分		平成27年度末	平成28年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

【5】責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	10	4.00～5.50
1981年度～1985年度	217,312	1.00～6.00
1986年度～1990年度	468,216	1.00～6.00
1991年度～1995年度	599,459	1.00～5.75
1996年度～2000年度	432,970	1.75～2.75
2001年度～2005年度	347,978	1.50～2.00
2006年度～2010年度	740,083	1.10～1.50
2011年度	468,307	1.10～1.50
2012年度	631,017	1.10～1.50
2013年度	311,132	1.00
2014年度	499,576	1.00
2015年度	299,701	0.50～1.00
2016年度	372,408	0.50～1.00

(注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く。）を記載しています。

2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

【6】特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

保険業法施行規則第68条に規定する保険契約（標準責任準備金対象契約）の該当はありません。

【7】契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計	
平成27年度	当期首現在高	16,981	8,344	13,541	3,689	93	361	43,012
	利息による増加	9	5	0	0	0	—	15
	配当金支払による減少	2,014	1,277	12,233	2,879	8	347	18,762
	当期繰入額	1,732	822	13,160	2,061	8	350	18,135
	当期末現在高	16,709 (9,470)	7,894 (4,656)	14,468 (95)	2,871 (—)	93 (49)	363 (—)	42,400 (14,271)
平成28年度	当期首現在高	16,709	7,894	14,468	2,871	93	363	42,400
	利息による増加	3	1	0	0	0	—	5
	配当金支払による減少	2,594	1,167	13,607	2,046	8	348	19,772
	当期繰入額	△2,677	△647	13,881	890	—	291	11,738
	当期末現在高	11,440 (8,845)	6,081 (4,131)	14,742 (93)	1,715 (—)	84 (49)	306 (—)	34,371 (13,120)

(注) 括弧内はうち積立配当金額です。

【8】引当金明細表

(単位：百万円)

区分	貸倒引当金		役員賞与 引当金	価格変動 準備金
	一般貸倒 引当金	個別貸倒 引当金		
平成 27 年度	当期首残高	1,267	129	90
	当期末残高	1,210	166	81
	当期増減（△）額	△56	36	△9
平成 28 年度	当期首残高	1,210	166	81
	当期末残高	1,100	202	75
	当期増減（△）額	△109	35	△6

【9】特定海外債権引当勘定の状況

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも対象債権額、純繰入額、引当残高について該当ありません。

【10】社債明細表

(単位：百万円、%)

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率	担保	償還期限
当社	第4回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募)	平成25年 9月27日	20,000	20,000	0.99	なし	平成35年 9月27日
合計	-	-	20,000	20,000	-	-	-

(注) 第4回期限前償還条項付無担保社債の利率は平成25年9月27日の翌日から平成30年9月27日までの年率。平成30年9月27日の翌日以降は、6ヶ月ユーロ円ライバーに2.02%を加算したものとしています。

【11】借入金等明細表

(単位：百万円、%)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	307	460	1.69%	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	30,000	30,000	1.01%	平成35年度
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	756	2,015	1.69%	平成30年度 ～平成35年度
その他有利子負債	-	-	-	-
計	31,063	32,476	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. 借入金等残存期間別残高は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
平成 27年度末	長期借入金	-	-	-	30,000	-	30,000
	リース債務	307	375	264	115	-	1,063
	その他有利子負債	-	-	-	-	-	-
平成 28年度末	長期借入金	-	-	-	30,000	-	30,000
	リース債務	460	858	726	430	-	2,476
	その他有利子負債	-	-	-	-	-	-

15 資本関係

【1】資本金等明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	62,500	—	—	62,500	
うち既発行株式	(普通株式)	(2,500,000株)	(-)	(-)	(2,500,000株)
		62,500	—	—	62,500
	計	62,500	—	—	62,500
資本剰余金	(資本準備金)	62,500	—	—	62,500
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	計	62,500	—	—	62,500

【2】資本金の推移

年月日	増(減) 資額	増(減) 資後資本金	摘要
平成15年 4月 1日	37,500百万円	37,500百万円	相互会社から株式会社への組織変更
平成21年 3月27日	25,000百万円	62,500百万円	株主割当による新株の発行

16 保険事業関係収支

【1】保険料明細表

① 払方別保険料明細表

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
個人保険 (うち一時払)	328,733	475,837
(うち年払)	35,205	21,949
(うち半年払)	3,493	3,072
(うち月払)	406	368
	289,628	450,447
個人年金保険 (うち一時払)	179,874	69,289
(うち年払)	88,716	1,681
(うち半年払)	0	0
(うち月払)	—	—
	91,157	67,607
団体保険	32,589	32,808
団体年金保険	114,370	74,846
その他共計	656,909	654,088

② 収入年度別保険料明細表

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度	平成28年度
個人保険 個人年金保険	初年度保険料	168,650
	次年度以降保険料	339,957
	小計	508,608
団体保険	初年度保険料	117
	次年度以降保険料	32,471
	小計	32,589
団体年金保険	初年度保険料	1,892
	次年度以降保険料	112,477
	小計	114,370
その他共計	初年度保険料	170,691
	次年度以降保険料	486,217
	合計 (増加率)	656,909 (△24.1)

【2】保険金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
平成27年度	死亡保険金	22,742	933	14,245	—	—	0 37,922
	災害保険金	457	—	22	—	—	— 480
	高度障害保険金	1,380	11	1,195	—	—	— 2,587
	満期保険金	100,785	—	—	43,662	—	— 144,448
	その他	6,432	2	205	—	—	— 6,639
	合計	131,798	946	15,669	43,662	—	0 192,077
平成28年度	死亡保険金	22,586	847	13,533	—	—	0 36,967
	災害保険金	418	—	32	—	—	— 451
	高度障害保険金	988	25	1,231	—	—	— 2,245
	満期保険金	103,769	—	—	19,863	—	— 123,632
	その他	6,207	6	244	—	—	— 6,458
	合計	133,971	879	15,041	19,863	—	0 169,756

【3】年金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合計
平成27年度	—	168,505	402	22,735	86	—	191,730
平成28年度	—	167,119	380	23,158	87	—	190,745

【4】給付金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合計	
平成 27 年 度	死亡給付金	1,360	9,141	6	—	2	—	10,511
	入院給付金	16,351	185	12	—	—	93	16,643
	手術給付金	7,643	170	—	—	—	—	7,813
	障害給付金	40	—	10	—	—	—	50
	生存給付金	13,439	—	—	—	55	—	13,495
	その他	121	44	4	29,323	—	0	29,492
合 計		38,955	9,541	33	29,323	58	93	78,006
平成 28 年 度	死亡給付金	1,432	10,490	5	—	0	—	11,929
	入院給付金	16,727	179	9	—	—	93	17,010
	手術給付金	7,824	164	—	—	—	—	7,988
	障害給付金	29	—	10	—	—	—	39
	生存給付金	11,686	—	—	—	57	—	11,743
	その他	252	37	10	26,886	—	0	27,187
合 計		37,953	10,871	36	26,886	57	93	75,899

【5】解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合計
平成27年度	38,526	29,172	38	27,456	251	—	95,445
平成28年度	32,976	28,610	9	2,177	329	—	64,103

17 資産運用関係収支

【1】資産運用収益明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
利息及び配当金等収入	148,103	138,171
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	54,430	89,290
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	230	342
貸倒引当金戻入額	19	73
その他運用収益	125	164
合計	202,909	228,043

【2】資産運用費用明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
支払利息	871	550
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	9,814	39,913
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	19,826	37,084
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	2,354	2,458
その他運用費用	3,669	3,101
合計	36,535	83,109

【3】資産運用関係収支（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
合計	166,374	144,933

【4】利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
預貯金利息	5	1
有価証券利息・配当金	119,654	112,687
うち公社債利息	45,896	44,132
うち株式配当金	9,901	9,652
うち外国証券利息配当金	61,958	57,203
貸付金利息	18,174	15,633
不動産賃貸料	6,995	7,396
その他共計	148,103	138,171

【5】有価証券売却益明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
国債等債券	9,979	17,537
株式等	31,249	54,084
外国証券	13,200	17,669
その他共計	54,430	89,290

【6】有価証券売却損明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
国債等債券	2,148	3,356
株式等	4,831	13,566
外国証券	2,833	22,991
その他共計	9,814	39,913

【7】有価証券評価損明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
国債等債券	—	—
株式等	—	—
外国証券	—	—
その他共計	—	—

【8】貸付金償却額

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも残高はありません。

【9】固定資産等処分益明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
有形固定資産	3	232
土地	3	346
建物	—	△113
リース資産	—	—
その他	—	—
無形固定資産	—	—
その他	—	—
合 計	3	232
うち賃貸等不動産	—	232

【10】固定資産等処分損明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
有形固定資産	475	669
土地	36	5
建物	434	659
リース資産	0	—
その他	3	4
無形固定資産	42	195
その他	—	—
合 計	517	865
うち賃貸等不動産	327	72

【11】賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
平成27年度	有形固定資産	101,354	2,350	61,643	39,710
	建物	101,301	2,348	61,597	39,703
	その他の有形固定資産	52	1	45	7
	無形固定資産	46	1	15	30
平成28年度	その他	40	2	28	12
	合 計	101,441	2,354	61,687	39,754
	有形固定資産	103,443	2,453	61,971	41,472
	建物	103,387	2,450	61,929	41,458
	その他の有形固定資産	55	2	42	13
	無形固定資産	50	2	18	31
	その他	59	2	30	29
	合 計	103,553	2,458	62,020	41,533

18 その他収支

【1】減価償却費明細表

(単位：百万円)

区分		取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
平成27年度	有形固定資産	81,061	2,056	51,332	29,729	63.3
	建物	77,830	1,759	49,120	28,709	63.1
	リース資産	1,126	231	438	687	38.9
	その他の有形固定資産	2,105	65	1,773	332	84.2
	無形固定資産	26,068	3,651	13,020	13,047	49.9
平成28年度	その他	14	0	9	4	65.5
	合 計	107,144	5,708	64,362	42,782	60.1
	有形固定資産	81,483	2,144	51,650	29,833	63.4
平成28年度	建物	77,594	1,799	49,596	27,997	63.9
	リース資産	1,741	254	260	1,480	15.0
	その他の有形固定資産	2,148	89	1,792	355	83.5
	無形固定資産	25,836	4,220	12,873	12,962	49.8
	その他	14	0	9	4	68.6
合 計		107,334	6,366	64,534	42,800	60.1

【2】事業費明細表

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
営業活動費	25,889	25,361
営業管理費	6,439	7,376
一般管理費	44,094	44,451
合 計	76,424	77,189

(注) 一般管理費のうち、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金は、平成27年度801百万円、平成28年度708百万円です。

【3】税金明細表

(単位：百万円)

区分	平成27年度	平成28年度
国税	4,004	4,179
消費税	3,408	3,575
地方法人特別税	414	510
印紙税	93	94
登録免許税	82	—
その他の国税	4	△1
地方税	2,511	2,833
地方消費税	823	842
法人事業税	991	1,222
固定資産税	507	571
不動産取得税	66	78
事業所税	120	117
その他の地方税	0	0
合 計	6,515	7,012

【4】リース取引

〈リース取引（借主側）〉

〔通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引〕

該当ありません。

19 有価証券等の時価情報（一般勘定）

【1】有価証券の時価情報（一般勘定）

①売買目的有価証券の評価損益

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも残高及び当期の損益に含まれた評価損益はありません。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区分	帳簿価額	時価	差損益		差益	差損
			差益	差損		
平成27年度末	満期保有目的の債券	605,966	781,239	175,273	175,273	—
	公社債	535,356	703,997	168,640	168,640	—
	買入金銭債権	70,609	77,241	6,632	6,632	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	責任準備金対応債券	1,347,978	1,632,722	284,743	284,744	0
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	その他有価証券	2,656,710	3,005,931	349,221	383,446	34,225
	公社債	482,225	533,864	51,638	53,284	1,646
	株式	266,379	416,595	150,215	153,851	3,636
	外国証券	1,773,777	1,918,682	144,905	164,036	19,130
	公社債	1,642,523	1,780,537	138,013	155,732	17,718
	株式等	131,253	138,145	6,892	8,303	1,411
	その他の証券	123,899	124,847	947	10,760	9,812
	買入金銭債権	10,427	11,941	1,513	1,513	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—
	合計	4,610,655	5,419,893	809,238	843,464	34,226
	公社債	2,365,561	2,870,584	505,022	506,669	1,647
	株式	266,379	416,595	150,215	153,851	3,636
	外国証券	1,773,777	1,918,682	144,905	164,036	19,130
	公社債	1,642,523	1,780,537	138,013	155,732	17,718
	株式等	131,253	138,145	6,892	8,303	1,411
	その他の証券	123,899	124,847	947	10,760	9,812
	買入金銭債権	81,037	89,183	8,146	8,146	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

(単位：百万円)

区分	帳簿価額	時価	差損益		差益	差損
			差益	差損		
平成28年度末	満期保有目的の債券	578,192	716,235	138,043	138,043	—
	公社債	526,823	660,839	134,015	134,015	—
	買入金銭債権	51,368	55,396	4,027	4,027	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	責任準備金対応債券	1,320,098	1,552,505	232,407	232,454	47
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	その他有価証券	3,085,676	3,277,784	192,107	269,783	77,675
	公社債	863,322	859,209	△ 4,112	31,345	35,458
	株式	330,541	449,380	118,839	122,072	3,232
	外国証券	1,793,075	1,854,171	61,096	99,721	38,625
	公社債	1,646,230	1,695,865	49,635	87,345	37,710
	株式等	146,844	158,305	11,460	12,375	914
	その他の証券	86,110	101,352	15,242	15,434	192
	買入金銭債権	12,627	13,670	1,042	1,210	167
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—
	合計	4,983,967	5,546,526	562,558	640,282	77,723
	公社債	2,710,243	3,072,553	362,310	397,816	35,505
	株式	330,541	449,380	118,839	122,072	3,232
	外国証券	1,793,075	1,854,171	61,096	99,721	38,625
	公社債	1,646,230	1,695,865	49,635	87,345	37,710
	株式等	146,844	158,305	11,460	12,375	914
	その他の証券	86,110	101,352	15,242	15,434	192
	買入金銭債権	63,996	69,067	5,070	5,237	167
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分	平成27年度末			平成28年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	605,966	781,239	175,273	578,192	716,235	138,043
公社債	535,356	703,997	168,640	526,823	660,839	134,015
外国証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	70,609	77,241	6,632	51,368	55,396	4,027
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	—	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区分	平成27年度末			平成28年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	1,342,977	1,627,721	284,744	1,305,209	1,537,664	232,454
公社債	1,342,977	1,627,721	284,744	1,305,209	1,537,664	232,454
外国証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	5,001	5,000	△ 0	14,888	14,841	△ 47
公社債	5,001	5,000	△ 0	14,888	14,841	△ 47
外国証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位：百万円)

区分	平成27年度末			平成28年度末		
	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えるもの	2,121,199	2,504,646	383,446	1,794,018	2,063,802	269,783
公社債	425,172	478,457	53,284	281,012	312,358	31,345
株式	217,487	371,339	153,851	285,320	407,392	122,072
外国証券	1,419,070	1,583,106	164,036	1,146,587	1,246,308	99,721
その他の証券	49,041	59,801	10,760	72,470	87,904	15,434
買入金銭債権	10,427	11,941	1,513	8,627	9,838	1,210
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えないもの	535,510	501,284	△ 34,225	1,291,657	1,213,982	△ 77,675
公社債	57,053	55,407	△ 1,646	582,309	546,851	△ 35,458
株式	48,892	45,255	△ 3,636	45,220	41,987	△ 3,232
外国証券	354,706	335,576	△ 19,130	646,487	607,862	△ 38,625
その他の証券	74,858	65,045	△ 9,812	13,640	13,448	△ 192
買入金銭債権	—	—	—	4,000	3,832	△ 167
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

- ・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。
(単位：百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	5,649	5,699
その他有価証券	35,744	30,444
非上場国内株式	8,756	8,737
非上場外国株式	11,261	11,261
非上場外国債券	—	—
その他	15,726	10,444
合 計	41,394	36,143

責任準備金対応債券について当社では、アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針を立て、管理しています。

このような運用方針を踏まえ、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としています。

- 一般資産区分については、団体保険商品区分及びその他の商品区分等を除くすべての保険契約
- 団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約
- 一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約

- ・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について為替等を評価し、時価のある有価証券と合計した時価情報は以下のとおりです。
(単位：百万円)

区分	帳簿価額	時価	差損益		差益	差損
			差益	差損		
満期保有目的の債券	605,966	781,239	175,273	175,273	—	—
公社債	535,356	703,997	168,640	168,640	—	—
買入金銭債権	70,609	77,241	6,632	6,632	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	1,347,978	1,632,722	284,743	284,744	0	—
子会社・関連会社株式	5,649	5,649	—	—	—	—
その他有価証券	2,692,455	3,043,156	350,700	386,626	35,926	—
公社債	482,225	533,864	51,638	53,284	1,646	—
株式	275,136	425,352	150,215	153,851	3,636	—
外国証券	1,794,083	1,940,464	146,381	167,211	20,830	—
公社債	1,642,523	1,780,537	138,013	155,732	17,718	—
株式等	151,559	159,927	8,367	11,479	3,111	—
その他の証券	130,581	131,533	951	10,764	9,812	—
買入金銭債権	10,427	11,941	1,513	1,513	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	4,652,049	5,462,767	810,717	846,644	35,926	—
公社債	2,365,561	2,870,584	505,022	506,669	1,647	—
株式	280,786	431,002	150,215	153,851	3,636	—
外国証券	1,794,083	1,940,464	146,381	167,211	20,830	—
公社債	1,642,523	1,780,537	138,013	155,732	17,718	—
株式等	151,559	159,927	8,367	11,479	3,111	—
その他の証券	130,581	131,533	951	10,764	9,812	—
買入金銭債権	81,037	89,183	8,146	8,146	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

区分	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
平成28年度末	満期保有目的の債券	578,192	716,235	138,043	138,043
	公社債	526,823	660,839	134,015	134,015
	買入金銭債権	51,368	55,396	4,027	4,027
	譲渡性預金	—	—	—	—
	責任準備金対応債券	1,320,098	1,552,505	232,407	232,454
	子会社・関連会社株式	5,699	5,699	△ 0	0
	その他有価証券	3,116,120	3,310,626	194,505	272,260
	公社債	863,322	859,209	△ 4,112	31,345
	株式	339,278	458,117	118,839	122,072
	外国証券	1,806,502	1,870,003	63,501	102,193
	公社債	1,646,230	1,695,865	49,635	87,345
	株式等	160,272	174,138	13,865	14,847
	その他の証券	94,389	109,625	15,235	15,438
	買入金銭債権	12,627	13,670	1,042	1,210
	譲渡性預金	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	5,020,111	5,585,067	564,956	642,758
	公社債	2,710,243	3,072,553	362,310	397,816
	株式	344,928	463,767	118,839	122,072
	外国証券	1,806,552	1,870,053	63,500	102,193

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

【2】金銭の信託の時価情報（一般勘定）

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも残高はありません。

【3】土地等の時価情報（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差損益		
				差益	差損
平成27年度末	土地	113,014	128,590	15,575	25,734
	借地権	156	111	△ 44	11
	合 計	113,170	128,701	15,530	25,746
平成28年度末	土地	112,160	134,516	22,355	31,669
	借地権	156	115	△ 41	12
	合 計	112,317	134,631	22,314	31,681

(注) 時価は、原則として鑑定評価額（重要度の低い物件等については公示価格等）をもとに算出しています。

【4】デリバティブ取引の時価情報 (一般勘定)

<定性的情報>

①取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は主に次のとおりです。

通貨関連：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引

金利関連：金利スワップ取引

株式関連：株価指数先物取引、株価指数オプション取引、個別株式オプション取引、先渡取引

債券関連：個別円建債券オプション取引、外国債券先物取引

②取組方針・利用目的

当社では、資産の安定的運用を目的として、保有現物資産とリンクしたリスクのヘッジ目的の活用を基本としています。取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等を事前に設定し、利用目的及び取引の許容範囲を明確にしています。

ただし、リスクの特定及び管理が可能なデリバティブ取引については、年度運用計画と整合性のあるものに限り、事前に取引枠を設定する等取引の許容範囲を明確にしたうえで、ヘッジ目的以外で取り組むことができることとしています。

一方、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、手続き、有効性評価の方法及び指定方法等を規程として明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約及び通貨スワップ、国内・外国株式、国内・外国上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っています。なお、デリバティブ取引以外の取引でヘッジ会計の適用対象としているものとして、国内・外国株式をヘッジ対象とし、信用取引をヘッジ手段とする取引（時価ヘッジ処理）があります。

③リスクの内容

当社が取り組むデリバティブ取引は、現物資産と同様に市場リスク（金利・株価・為替等市場環境の変化によりデリバティブ取引の価値が減少し損失を被るリスク）や信用リスク（デリバティブ取引の相手先が倒産等により契約不履行に陥り損失を被るリスク）が存在します。

④リスク管理体制

デリバティブ取引の市場リスク管理につきましては、

- a. 取引目的を明確化し、限定された範囲で取組みを行うこと
 - b. 相互牽制が機能する組織体制とすること
 - c. 経営陣への定期的な報告を行うこと
- などを基本としています。つまり、取引に際しては事前に取引内容、ヘッジ対象、取引枠等を設定し、取引後も管理部門によるポジションチェックを行い、また「リスク統括委員会」への定期的な報告を行う体制とされています。

信用リスク管理につきましても、取引先等の審査や取引先ごとに取引枠を設定する等リスクの回避・分散に努めています。

組織面においては、リスク管理部門を投融資執行部門から独立した組織として別途設置しているほか、「リスク統括委員会」の下部組織である「運用リスク専門委員会」において、リスクの把握・分析、リスク管理対策の検討等を行っています。さらに、投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部による監査の実施など、内部牽制が働く体制とされています。

⑤定量的情報に関する補足説明

デリバティブ取引の想定元本額及び契約額は、名目的なものであり、金額そのものが信用リスク量を示すものではありません。

また、デリバティブ取引の信用リスクとは、取引相手先が契約不履行な状態となった場合、同一の取引を市場にて再構築するために負担するコストに、将来の相場変動による潜在的なリスクを加えたものです。

なお、当社では、信用リスク（=与信相当額）を算出するにあたり、カレントエクスポージャー方式を採用しています。

<デリバティブ取引の与信相当額（一般勘定）>

(単位：百万円)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	契約金額・想定元本額	与信相当額	契約金額・想定元本額	与信相当額
金利スワップ	76,883	2,301	66,239	1,608
通貨関連	1,457,090	68,149	1,491,641	28,262
株式関連	45,224	2,870	138,953	11,884
債券関連	—	—	—	—
その他	3,000	180	—	—
合 計	1,582,198	73,501	1,696,834	41,755

(注) 1. オプション取引については、買建のみ記載しています。

2. 与信相当額の算出については、カレントエクスポージャー方式を採用しています。

(ただし、ネッティング（取引先ごとに契約したすべてのデリバティブ取引の時価評価額を相殺）を行っていません。)

3. 「その他」の契約金額・想定元本額欄には、複合金融商品の購入金額を記載しています。

<定量的情報>

①差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

(単位：百万円)

区分	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
平成 27年度末	ヘッジ会計適用分	1,686	44,619	△ 1,346	—	— 44,958
	ヘッジ会計非適用分	—	480	△ 293	—	△ 80 106
	合 計	1,686	45,099	△ 1,640	—	△ 80 45,064
平成 28年度末	ヘッジ会計適用分	1,126	△ 36,963	△ 529	—	— △ 36,366
	ヘッジ会計非適用分	—	593	—	—	— 593
	合 計	1,126	△ 36,369	△ 529	—	— △ 35,772

(注) 1. ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（平成27年度末：通貨関連44,619百万円、株式関連△1,346百万円、平成28年度末：通貨関連△36,963百万円、株式関連△529百万円）、及びヘッジ会計非適用分の差損益は損益計算書に計上されています。

2. 為替予約等により決済時における円貨額が確定しており、貸借対照表において当該円貨額で表示されている外貨建金銭債権債務等に係る当該為替予約等は、開示の対象より除いています。

②ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも残高はありません。

○通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	平成27年度末			平成28年度末				
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売 建	17,336	—	268	268	20,953	—	593	593
	(うち英ポンド)	—	—	—	—	8,559	—	185	185
	(うち米ドル)	5,787	—	345	345	7,305	—	327	327
	(うちユーロ)	194	—	17	17	3,671	—	73	73
	(うちニュージーランドドル)	—	—	—	—	1,416	—	7	7
	(うち豪ドル)	7,455	—	△ 52	△ 52	—	—	—	—
	(うち加ドル)	3,899	—	△ 42	△ 42	—	—	—	—
	買 建	11	—	0	0	—	—	—	—
	(うち米ドル)	11	—	0	0	—	—	—	—
通貨オプション	売 建								
	コール	40,120	—	11	341	(—)	—	—	—
	(うち米ドル)	(352)	—	11	341	(—)	—	—	—
	買 建	40,120	—	11	341	(—)	—	—	—
	プット	(352)	—	593	△ 129	(—)	—	—	—
	(うち米ドル)	64,640	—	593	△ 129	(—)	—	—	—
	合 計	64,640	—	593	△ 129	(—)	—	—	—

(注) 1. 各年度末の為替予約の評価は、主に先渡価格を考慮しています。

2. 為替予約の「時価」欄には、差金決済額（差損益）を記載しています。

3. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

4. オプション取引の「差損益」欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

○株式関連

(単位：百万円)

区分	種類	平成27年度末			平成28年度末				
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	株価指数オプション 売 建	9,919	—	2	49	—	—	—	—
	コール 買 建	(51)	—	2	(—)	—	—	—	—
	プット	28,445	—	2	△ 343	—	—	—	—
	(345)								
	合 計	—	—	—	△ 293	—	—	—	—

- (注) 1. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
 2. 「差損益」欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

○債券関連

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも残高はありません。

○その他

(単位：百万円)

区分	種類	平成27年度末			平成28年度末				
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	複合金融商品	3,000	—	2,919	△ 80	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	△ 80	—	—	—	—

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。
 2. 時価は測定可能ですが、組込デリバティブを合理的に区分して測定できないため、複合金融商品全体を時価評価し、差損益を計算しています。
 3. 「契約額等」欄には、複合金融商品の購入金額を記載しています。

③ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成27年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	76,883	68,968	1,686
合 計	—	—	—	—	1,686

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成28年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	66,239	50,259	1,126
合 計	—	—	—	—	1,126

【ご参考】金利スワップ残存期間別想定元本残高

(単位：百万円)

区分	平成27年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	合 計
固定金利受取／変動金利支払 (平均受取金利) (平均支払金利)	7,915 1.01% 0.28%	23,412 0.64% 0.15%	18,506 0.56% 0.21%	8,000 0.56% 0.15%	19,050 0.89% 0.36%	— — —	76,883 0.71% 0.23%

(単位：百万円)

区分	平成28年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	合 計
固定金利受取／変動金利支払 (平均受取金利) (平均支払金利)	15,980 0.73% 0.14%	16,682 0.53% 0.14%	10,527 0.59% 0.19%	6,780 0.62% 0.05%	16,270 0.90% 0.28%	— — —	66,239 0.69% 0.17%

○通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成27年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建資産	1,368,939	—	44,619
	売 建		833,206	—	37,296
	(うち米ドル)		207,571	—	4,131
	(うちユーロ)		168,834	—	7,768
	(うち英ポンド)		113,798	—	△ 1,694
	(うち加ドル)		38,332	—	△ 2,286
	(うち豪ドル)		—	—	—
	(うちニュージーランドドル)		7,195	—	△ 595
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建貸付金	6,163	6,163	—
	(うち米ドル)		6,163	6,163	—
合 計		—	—	—	44,619

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成28年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建資産	1,451,726	—	△ 36,963
	売 建		788,754	—	△ 33,592
	(うち米ドル)		260,446	—	△ 1,010
	(うちユーロ)		166,458	—	1,040
	(うち英ポンド)		134,955	—	△ 1,449
	(うち加ドル)		89,771	—	△ 1,571
	(うち豪ドル)		11,339	—	△ 379
	(うちニュージーランドドル)		—	—	—
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建貸付金	18,961	18,961	—
	(うち米ドル)		18,961	18,961	—
合 計		—	—	—	△ 36,963

- (注) 1. 各年度末の為替予約の評価は、主に先渡價格を考慮しています。
 2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しています。
 3. 為替予約の「時価」欄には、差金決済額（差損益）を記載しています。

○株式関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成27年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	先渡契約	国内株式			
	売 建		16,779	—	△ 1,346
合 計		—	—	—	△ 1,346

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成28年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	先渡契約	国内株式			
	売 建		138,953	—	△ 529
合 計		—	—	—	△ 529

- (注) 「時価」欄には、差金決済額（差損益）を記載しています。

○債券関連

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも残高はありません。

○その他

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも残高はありません。

④ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値

○金利関連

(単位：百万円)

区分	種類	平成27年度末			平成28年度末				
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	76,883	68,968	1,686	1,686	66,239	50,259	1,126	1,126
	合 計	—	—	—	1,686	—	—	—	1,126

(注) 「差損益」欄には、時価を記載しています。

○通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	平成27年度末			平成28年度末				
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約 売 建 (うち米ドル) (うちユーロ) (うち英ポンド) (うち加ドル) (うち豪ドル) (うちニュージーランドドル) (うちメキシコペソ)	1,386,275	—	44,887	44,887	1,472,679	—	△ 36,369	△ 36,369
		838,993	—	37,642	37,642	796,060	—	△ 33,264	△ 33,264
		207,765	—	4,148	4,148	264,118	—	△ 937	△ 937
		168,834	—	7,768	7,768	175,017	—	1,225	1,225
		117,698	—	△ 1,737	△ 1,737	134,955	—	△ 1,449	△ 1,449
		45,788	—	△ 2,338	△ 2,338	89,771	—	△ 1,571	△ 1,571
		—	—	—	—	12,756	—	△ 371	△ 371
		7,195	—	△ 595	△ 595	—	—	—	—
	買 建 (うち米ドル)	11	—	0	0	—	—	—	—
		11	—	0	0	—	—	—	—
通貨オプション 売 建 コール (うち米ドル)		40,120	—	11	341	(—)	—	—	—
		(352)					—	—	—
		40,120	—	11	341	(—)	—	—	—
		(352)					—	—	—
	買 建 プット (うち米ドル)	64,640	—	593	△ 129	(—)	—	—	—
		(722)					—	—	—
		64,640	—	593	△ 129	(—)	—	—	—
		(722)					—	—	—
	合 計	—	—	—	45,099	—	—	—	△ 36,369

(注) 1. 各年度末の為替予約の評価は、主に先渡価格を考慮しています。

2. 為替予約等により決済時における円貨額が確定しており、貸借対照表において当該円貨額で表示されている外貨建金銭債権債務等に係る当該為替予約等は、開示の対象より除いています。
3. 為替予約の「時価」欄には、差金決済額（差損益）を記載しています。
4. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
5. オプション取引の「差損益」欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

○株式関連

(単位：百万円)

区分	種類	平成27年度末				平成28年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	先渡契約 売 建	16,779	—	△ 1,346	△ 1,346	138,953	—	△ 529	△ 529
	株価指数オプション 売 建 コール	9,919 (51)	—	2	49	— (—)	—	—	—
	買 建 プット	28,445 (345)	—	2	△ 343	— (—)	—	—	—
合 計		—	—	—	△ 1,640	—	—	—	△ 529

- (注) 1. 先渡契約の「時価」欄には、差金決済額（差損益）を記載しています。
 2. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
 3. オプション取引の「差損益」欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

○債券関連

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも残高はありません。

○その他

(単位：百万円)

区分	種類	平成27年度末				平成28年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	複合金融商品	3,000	—	2,919	△ 80	—	—	—	—
合 計		—	—	—	△ 80	—	—	—	—

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。
 2. 時価は測定可能ですが、組込デリバティブを合理的に区分して測定できないため、複合金融商品全体を時価評価し、差損益を計算しています。
 3. 「契約額等」欄には、複合金融商品の購入金額を記載しています。

20 特別勘定に関する指標等

【1】特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度末
	金額	金額
個人変額保険	298	301
個人変額年金保険	—	—
団体年金保険	—	—
特別勘定計	298	301

【2】個人変額保険（特別勘定）の状況

①保有契約高

(単位：件、百万円)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険（有期型）	—	—	—	—
変額保険（終身型）	471	1,424	462	1,411
合 計	471	1,424	462	1,411

②個人変額保険特別勘定資産の運用の経過

<運用環境>

- ・国内債券市場：国内長期金利は、7月の日銀決定会合において金融緩和の総括的検証が実施されることが決定され、警戒感から上昇しました。その後も、海外の金利上昇を背景に国内金利も上昇基調で推移しました。
- ・国内株式市場：TOPIXは、円高や業績懸念等が重しとなり6月にかけて軟調に推移しました。11月の米国大統領選挙以降は、海外の株高や円安進行等を背景に上昇しました。
- ・海外債券市場：米国10年金利は、6月下旬の英国EU離脱の国民投票結果から一時低下しましたが、11月以降は米国新政権の財政拡張的な政策やFBIの利上げなどを背景に上昇しました。
- ・海外株式市場：S&P500は、世界経済の不透明感から6月に一時急落する場面もありましたが、11月以降、米国新政権による財政支出拡大など、政策期待の高まりから株価は上昇しました。
- ・為替市場：対ドルでは、英国EU離脱や米国大統領選挙などで上下に振れる場面はありました。年度を通じては横ばいでの推移となりました。対ユーロでは、欧州政治不安などから総じて円高基調での推移となりました。

<運用結果>

- ・年度の運用利回りは5.31%となりました。資産別では、国内債券(△1.35%)、国内株式(12.09%)、外国債券(△4.85%)、外国株式(13.51%)となりました。

【3】年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	8	2.9	9	3.0
有価証券	286	96.1	289	95.9
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	286	96.1	289	95.9
貸付金	—	—	—	—
その他	3	1.0	3	1.1
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	298	100.0	301	100.0

【4】個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区分	平成27年度		平成28年度	
	金額		金額	
利息配当金等収入		13		6
有価証券売却益		—		—
有価証券償還益		—		—
有価証券評価益		75		83
為替差益		—		—
金融派生商品収益		—		—
その他の収益		0		—
有価証券売却損		—		—
有価証券償還損		—		—
有価証券評価損		93		75
為替差損		—		—
金融派生商品費用		—		—
その他の費用		—		—
収支差額		△ 5		15

【5】個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	平成27年度末		平成28年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	286	△ 18	289	8

②金銭の信託の時価情報

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも残高はありません。

③個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも残高はありません。

【6】個人変額年金保険（特別勘定）の状況

当社は、平成27年度末、平成28年度末とも残高はありません。

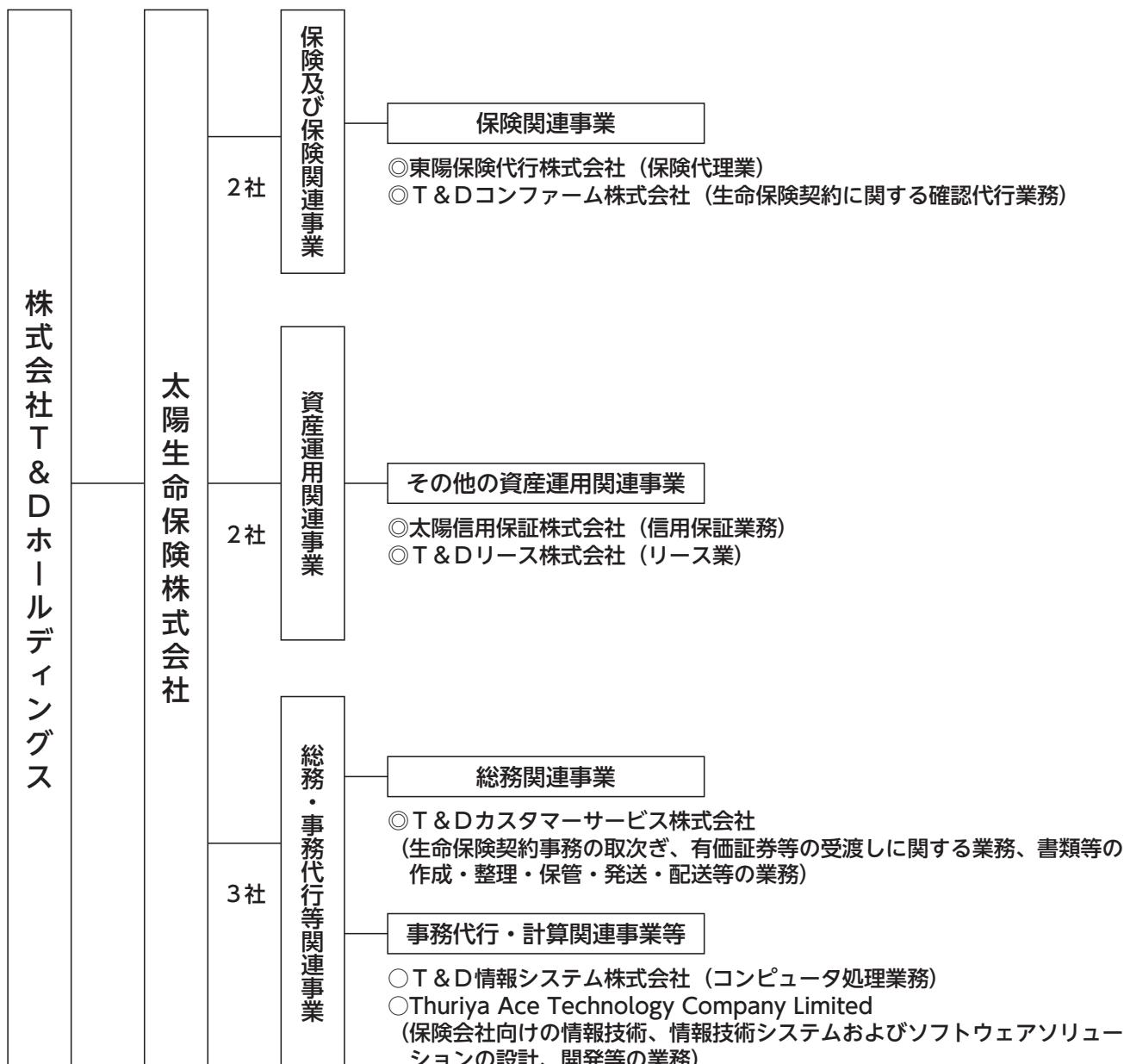
21 保険会社及びその子会社等の状況

A. 保険会社及びその子会社等の概況

(1) 主要な事業の内容及び組織の構成

(平成29年3月31日現在)

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、完全親会社である株式会社T&Dホールディングスの下、当社、子会社5社及び関連会社2社により構成されており、事業内容及び各事業部門における当社と関係会社の位置づけは以下のとおりです。



(注) ◎印は連結子会社、○印は持分法適用関連会社を示しています。

【2】子会社等に関する事項

(平成29年3月31日現在)

①子会社

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設立年月日	総株主の議決権に占める当社の保有議決権割合	総株主の議決権に占める当社子会社等の保有議決権割合
東陽保険代行株式会社	東京都北区赤羽2-17-4	70百万円	保険代理業	昭和46年6月4日	100.0%	—
太陽信用保証株式会社	東京都豊島区南池袋2-49-4	50百万円	信用保証業務	昭和56年4月1日	100.0%	—
T&Dリース株式会社	東京都港区港南2-16-2	150百万円	リース業	昭和41年9月5日	88.4%	—
T&Dカスタマーサービス株式会社	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-18	10百万円	生命保険契約事務の取次ぎ、有価証券等の受渡しに関する業務、書類等の作成・整理・保管・発送・配送等の業務	昭和59年4月2日	80.0%	—
T&Dコンファーム株式会社	東京都北区赤羽2-17-4	30百万円	生命保険契約に関する確認代行業務	平成3年7月5日	60.0%	—

②子法人等

該当ありません。

③関連法人等

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設立年月日	総株主の議決権に占める当社の保有議決権割合	総株主の議決権に占める当社子会社等の保有議決権割合
T&D情報システム株式会社	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-18	300百万円	コンピュータ処理業務	平成11年7月15日	50.0%	—
Thuriya Ace Technology Company Limited	8th floor, Building 18, MICT Park, Hlaing Township, Yangon, Myanmar	1,220百万チャット	保険会社向けの情報技術、情報技術システムおよびソフトウェアソリューションの設計、開発等の業務	平成29年2月1日	49.0%	—

(注) 保険業法、保険業法施行令に規定する「子会社」「子法人等」及び「関連法人等」を記載しています。

B. 保険会社及びその子会社等の主要な業務

【1】直近事業年度における事業の概況

会社名	事業内容
東陽保険代行株式会社	損害保険代理店として、主にT&D保険グループ従業員を対象に損害保険、ペット保険を販売しています。平成28年度の営業収益は245百万円（前年比86.5%）、経常利益は26百万円（前年比35.5%）、当期純利益は14百万円（前年比31.8%）となりました。平成27年度は特殊要因により一時に営業収益、経常利益、当期純利益が増加したものの、平成28年度は特殊要因が発生していないため、前年度との比較において減少する結果となりました。
太陽信用保証株式会社	太陽生命が取り扱うアパートローンを中心とした個人向け住宅ローンの信用保証業を営んでいます。平成28年度の営業収益は377百万円（前年比92.0%）、経常利益は211百万円（前年比82.9%）、当期純利益は137百万円（前年比86.1%）となりました。
T&Dリース株式会社	主にLPガス販売事業者へのガスマーティーのリースをコア事業分野としてリース業を営んでいます。平成28年度の営業収益は17,405百万円（前年比101.0%）、経常利益は735百万円（前年比100.8%）、当期純利益は505百万円（前年比104.9%）となりました。
T&Dカスタマーサービス株式会社	T&D保険グループの事務を担当する会社として、生命保険事務の取次ぎ、有価証券の受渡しに関する業務などをを行っています。平成28年度の営業収益は、1,078百万円（前年比99.5%）、経常利益は16百万円（前年比16.4%）、当期純利益は9百万円（前年比16.8%）となりました。平成27年度は特殊要因により一時に営業収益、経常利益、当期純利益が増加したものの、平成28年度は特殊要因が発生していないため、前年度との比較において減少する結果となりました。
T&Dコンファーム株式会社	T&D保険グループの生命保険契約に係る確認業務（契約確認・健康確認・支払確認）などを受託しています。平成28年度の営業収益は、329百万円（前年比99.3%）、経常利益が8百万円（前年比28.0%）、当期純利益は7百万円（前年比32.2%）となりました。経常利益および当期純利益が減少した主な要因は、支払確認業務のペーパーレス化に関する費用支出が増加したためです。
T&D情報システム株式会社	T&D保険グループのIT戦略会社として、システム開発から構築・運用まで、幅広く手がけています。平成28年度の営業収益は18,267百万円（前年比95.6%）、経常利益は48百万円（前年比67.0%）、当期純利益は32百万円（前年比2,349.9%）となりました。平成27年度の当期純利益は、法人税率変更による繰延税金資産取崩しが発生し大幅に減少しましたが、平成28年度の当期純利益は、繰延税金資産取崩しの発生はなく前年度との比較において増加する結果となりました。
Thuriya Ace Technology Company Limited	平成29年2月1日設立、同年4月1日より営業を開始しており、ミャンマーにおいて、現地保険会社向けのシステム開発・販売および太陽生命からのシステム開発委託業務を行っています。

【2】主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	平成24年度 (平成24年4月1日から) (平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から) (平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月1日から) (平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から) (平成28年3月31日まで)	平成28年度 (平成28年4月1日から) (平成29年3月31日まで)
経常収益	1,246,404	874,368	1,078,370	891,553	915,670
経常利益	69,755	72,985	68,436	80,002	67,470
親会社株主に帰属する当期純利益	25,954	26,638	28,286	27,251	29,406
包括利益	138,280	24,691	171,528	△70,264	△79,663

(注) 平成27年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」として表示しています。

(単位：百万円)

項目	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	平成27年度 (平成28年3月31日現在)	平成28年度 (平成29年3月31日現在)
総資産	6,688,761	6,805,875	7,263,862	7,132,028	7,233,980
連結ソルベンシー・マージン比率	829.7%	989.0%	1,001.1%	898.5%	857.6%

C. 保険会社及びその子会社等の財産の状況

【1】連結貸借対照表

(単位：百万円、%)

科目	年度	平成27年度 (平成28年3月31日現在)		平成28年度 (平成29年3月31日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)					
現金及び預貯金		458,695	6.4	457,184	6.3
買入金銭債権		82,551	1.2	65,039	0.9
有価証券		4,918,975	69.0	5,148,097	71.2
貸付金		1,300,978	18.2	1,203,141	16.6
有形固定資産		198,131	2.8	198,262	2.7
土地		113,016		112,162	
建物		68,520		69,559	
リース資産		13		—	
建設仮勘定		15,089		14,278	
その他の有形固定資産		1,490		2,261	
無形固定資産		13,446	0.2	13,440	0.2
ソフトウェア		12,991		12,985	
その他の無形固定資産		454		455	
再保険貸		180	0.0	243	0.0
その他資産		160,626	2.3	134,255	1.9
繰延税金資産		113	0.0	15,818	0.2
貸倒引当金		△1,670	△0.0	△1,503	△0.0
資産の部合計		7,132,028	100.0	7,233,980	100.0
(負債の部)					
保険契約準備金		6,318,824	88.6	6,410,781	88.6
支払備金		18,385		19,122	
責任準備金		6,258,038		6,357,287	
契約者配当準備金		42,400		34,371	
再保険借		67	0.0	76	0.0
短期社債		2,999	0.0	2,999	0.0
社債		20,000	0.3	20,000	0.3
その他負債		141,358	2.0	267,675	3.7
役員賞与引当金		102	0.0	93	0.0
退職給付に係る負債		30,432	0.4	27,247	0.4
役員退職慰労引当金		45	0.0	26	0.0
価格変動準備金		95,199	1.3	113,221	1.6
繰延税金負債		30,840	0.4	8	0.0
再評価に係る繰延税金負債		5,434	0.1	5,426	0.1
負債の部合計		6,645,305	93.2	6,847,555	94.7
(純資産の部)					
資本金		62,500	0.9	62,500	0.9
資本剰余金		62,500	0.9	62,500	0.9
利益剰余金		158,283	2.2	159,150	2.2
株主資本合計		283,283	4.0	284,150	3.9
その他有価証券評価差額金		254,500	3.6	141,969	2.0
繰延ヘッジ損益		△8,601	△0.1	△5,203	△0.1
土地再評価差額金		△43,288	△0.6	△35,354	△0.5
為替換算調整勘定		—	—	△0	△0.0
その他の包括利益累計額合計		202,610	2.8	101,411	1.4
非支配株主持分		828	0.0	863	0.0
純資産の部合計		486,722	6.8	386,425	5.3
負債及び純資産の部合計		7,132,028	100.0	7,233,980	100.0

【2】連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：百万円、%)

科目	年度		平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)		平成28年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	
			金額	百分比	金額	百分比
経常収益			891,553	100.0	915,670	100.0
保険料等収入			657,185		654,379	
資産運用収益			202,620		227,808	
利息及び配当金等収入			147,742		137,830	
有価証券売却益			54,430		89,290	
為替差益			230		342	
貸倒引当金戻入額			88		159	
その他運用収益			129		170	
特別勘定資産運用益			—		15	
その他経常収益			31,746		33,458	
持分法による投資利益			—		23	
経常費用			811,550	91.0	848,199	92.6
保険金等支払金			604,261		535,387	
保険金			192,077		169,756	
年金			191,730		190,745	
給付金			78,006		75,899	
解約返戻金			95,445		64,103	
その他返戻金			47,001		34,882	
責任準備金等繰入額			39,860		99,991	
支払準備金繰入額			180		737	
責任準備金繰入額			39,665		99,248	
契約者配当金積立利息繰入額			15		5	
資産運用費用			36,545		83,097	
支払利息			872		536	
有価証券売却損			9,814		39,913	
金融派生商品費用			19,826		37,084	
貸付金償却			4		2	
賃貸用不動産等減価償却費			2,354		2,458	
その他運用費用			3,669		3,101	
特別勘定資産運用損			5		—	
事業費			77,394		78,268	
その他経常費用			53,468		51,454	
持分法による投資損失			18		—	
経常利益			80,002	9.0	67,470	7.4
特別利益			112	0.0	292	0.0
固定資産等処分益			3		232	
国庫補助金収入			108		60	
特別損失			20,340	2.3	19,291	2.1
固定資産等処分損			528		868	
減損損失			265		119	
価格変動準備金繰入額			17,831		18,021	
本社移転費用			1,044		—	
その他特別損失			670		281	
契約者配当準備金繰入額			18,135	2.0	11,738	1.3
税金等調整前当期純利益			41,639	4.7	36,733	4.0
法人税及び住民税等			17,965	2.0	11,403	1.2
法人税等調整額			△3,653	△0.4	△4,139	△0.5
法人税等合計			14,311	1.6	7,263	0.8
当期純利益			27,328	3.1	29,469	3.2
非支配株主に帰属する当期純利益			76	0.0	63	0.0
親会社株主に帰属する当期純利益			27,251	3.1	29,406	3.2

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科目	年度	平成27年度 (平成27年 4月1日から) (平成28年 3月31日まで)	平成28年度 (平成28年 4月1日から) (平成29年 3月31日まで)
	金額	金額	金額
当期純利益	27,328		29,469
その他の包括利益	△97,592		△109,133
その他有価証券評価差額金	△102,888		△112,532
繰延ヘッジ損益	5,139		3,398
土地再評価差額金	155		—
持分法適用会社に対する持分相当額	—		△0
包括利益	△70,264		△79,663
親会社株主に係る包括利益	△70,342		△79,727
非支配株主に係る包括利益	78		63

【3】連結株主資本等変動計算書

平成27年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	62,500	62,500	138,067	263,067
当期変動額				
剩余金の配当			△6,785	△6,785
親会社株主に帰属する当期純利益			27,251	27,251
土地再評価差額金の取崩			△250	△250
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	20,215	20,215
当期末残高	62,500	62,500	158,283	283,283

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	357,390	△13,741	△43,694	299,954	778	563,800
当期変動額						
剩余金の配当						△6,785
親会社株主に帰属する当期純利益						27,251
土地再評価差額金の取崩						△250
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△102,889	5,139	405	△97,343	50	△97,293
当期変動額合計	△102,889	5,139	405	△97,343	50	△77,077
当期末残高	254,500	△8,601	△43,288	202,610	828	486,722

平成28年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	62,500	62,500	158,283	283,283
当期変動額				
剩余金の配当			△20,605	△20,605
親会社株主に帰属する当期純利益			29,406	29,406
土地再評価差額金の取崩			△7,934	△7,934
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	867	867
当期末残高	62,500	62,500	159,150	284,150

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	254,500	△8,601	△43,288	—	202,610	828	486,722
当期変動額							
剩余金の配当							△20,605
親会社株主に帰属する当期純利益							29,406
土地再評価差額金の取崩							△7,934
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△112,531	3,398	7,934	△0	△101,199	35	△101,163
当期変動額合計	△112,531	3,398	7,934	△0	△101,199	35	△100,296
当期末残高	141,969	△5,203	△35,354	△0	101,411	863	386,425

【4】連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成27年度 (平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで)	平成28年度 (平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益（△は損失）		41,639	36,733
貯蔵用不動産等減価償却費		2,354	2,458
減価償却費		5,863	6,526
減損損失		265	119
支払備金の増減額（△は減少）		180	737
責任準備金の増減額（△は減少）		39,665	99,248
契約者配当準備金積立利息繰入額		15	5
契約者配当準備金繰入額		18,135	11,738
貸倒引当金の増減額（△は減少）		△117	△165
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）		4,728	△3,185
価格変動準備金の増減額（△は減少）		17,831	18,021
利息及び配当金等収入		△147,742	△137,830
有価証券関係損益（△は益）		△44,610	△49,392
支払利息		872	536
為替差損益（△は益）		△245	△306
有形固定資産関係損益（△は益）		482	454
持分法による投資損益（△は益）		18	△23
再保険貸の増減額（△は増加）		△119	△63
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）		△1,682	1,016
再保険借の増減額（△は減少）		9	8
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）		△1,299	1,324
その他		18,811	35,925
小計		△44,943	23,888
利息及び配当金等の受取額		156,114	148,445
利息の支払額		△886	△537
契約者配当金の支払額		△18,762	△19,772
その他		△2,172	△2,236
法人税等の支払額		△11,263	△20,647
営業活動によるキャッシュ・フロー		78,086	129,139
投資活動によるキャッシュ・フロー			
買入金銭債権の取得による支出		△2,000	△4,000
買入金銭債権の売却・償還による収入		16,297	21,040
有価証券の取得による支出		△1,096,285	△1,460,110
有価証券の売却・償還による収入		1,164,648	1,123,354
貸付けによる支出		△230,219	△205,505
貸付金の回収による収入		299,727	303,991
その他		18,792	117,215
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		170,961 (249,047)	△104,014 (25,125)
有形固定資産の取得による支出		△30,425	△6,660
有形固定資産の売却による収入		63	1,575
その他		△205	△260
投資活動によるキャッシュ・フロー		140,394	△109,361
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期社債の純増減額（△は減少）		0	0
借入れによる収入		14,100	12,400
借入金の返済による支出		△30,566	△12,906
社債の償還による支出		△31,100	—
リース債務の返済による支出		△39	△150
配当金の支払額		△6,785	△20,605
その他		△28	△27
財務活動によるキャッシュ・フロー		△54,417	△21,289
現金及び現金同等物に係る換算差額		△2	△1
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		164,060	△1,511
現金及び現金同等物期首残高		294,635	458,695
現金及び現金同等物期末残高		458,695	457,184

連結財務諸表の作成方針

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結される子会社及び子法人等数 5社 会社名 T&Dコンファーム株式会社、東陽保険代行株式会社、太陽信用保証株式会社、T&Dリース株式会社、T&Dカスタマーサービス株式会社</p> <p>(2) 主要な非連結の子会社及び子法人等 0社</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結される子会社及び子法人等数 5社 会社名 T&Dコンファーム株式会社、東陽保険代行株式会社、太陽信用保証株式会社、T&Dリース株式会社、T&Dカスタマーサービス株式会社</p> <p>(2) 主要な非連結の子会社及び子法人等 0社</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連法人等数 1社 会社名 T&D情報システム株式会社</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連法人等数 2社 会社名 T&D情報システム株式会社、Thuriya Ace Technology Company Limited なお、Thuriya Ace Technology Company Limitedについては、平成29年2月1日に合弁により設立したことから当連結会計年度より持分法適用の関連法人等に含めております。</p>
<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等及び関連法人等 0社</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等及び関連法人等 0社</p>

連結貸借対照表の注記事項

平成27年度（平成28年3月31日現在）	平成28年度（平成29年3月31日現在）
<p>1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、時価のあるその他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券のうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針</p> <p>アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。</p> <p>このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般資産区分については、団体保険商品区分及びその他の商品区分等を除くすべての保険契約 ・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約 ・一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約 ・無配当一時払养老保险資産区分については、すべての保険契約 <p>3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>4. 当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>・再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。</p> <p>5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。</p> <p>6. 外貨建資産・負債は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>7. 当社の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は212百万円であります。</p> <p>子会社の資産のうち貸付金等については、当社と同等の基準に基づき資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記に準じた引当を行っております。</p>	<p>1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、時価のあるその他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券のうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針</p> <p>アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。</p> <p>このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般資産区分については、団体保険商品区分及びその他の商品区分等を除くすべての保険契約 ・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約 ・一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約 （追加情報） <p>当連結会計年度末において、無配当一時払养老保险を対象とする小区分を一般資産区分へ統合しております。これは、当該小区分に係る責任準備金残高が減少したことにより伴い、資産と負債のマッチングを利用した金利リスク管理を独立した小区分として行う意義が薄れたこと等によるものであります。なお、この変更による連結貸借対照表及び連結損益計算書への影響はありません。</p> <p>3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>4. 当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>・再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>・同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。</p> <p>5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。</p> <p>6. 外貨建資産・負債は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>7. 当社の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は212百万円であります。</p> <p>子会社の資産のうち貸付金等については、当社と同等の基準に基づき資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記に準じた引当を行っております。</p>

平成27年度（平成28年3月31日現在）	平成28年度（平成29年3月31日現在）
8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。	8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
9. 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。 退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 納付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 発生年度に全額を費用処理 過去勤務費用の処理年数 発生年度に全額を費用処理	9. 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。 退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 納付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 発生年度に全額を費用処理 過去勤務費用の処理年数 発生年度に全額を費用処理
10. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、連結子会社の内規に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。	10. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、連結子会社の内規に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
11. 当社の価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。	11. 当社の価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
12. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジによっております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。	12. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジによっております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産の中の前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当連結会計年度に費用処理しております。	13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産の中の前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当連結会計年度に費用処理しております。
14. 当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式	14. 当社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
15. 株式会社T&Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	15. 株式会社T&Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
16. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。 リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。	16. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行ております。 リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。
17. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。 企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。 当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。 なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額はありません。	17. 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この変更による損益への影響は軽微であります。

平成27年度（平成28年3月31日現在）	平成28年度（平成29年3月31日現在）
<p>18. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日） <p>(1) 概要</p> <p>繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。</p> <p>①(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い</p> <p>②(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件</p> <p>③(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い</p> <p>④(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い</p> <p>⑤(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い</p> <p>(2) 適用予定期</p> <p>平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。</p>	<p>18. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。</p>
<p>19. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。</p> <p>資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。</p> <p>この考え方方に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。</p> <p>また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。</p> <p>有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向け的一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。</p> <p>デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行っており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。</p> <p>なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ、国内・外国株式、国内・外国上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性的判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>19. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>①金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。</p> <p>資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。</p> <p>この考え方方に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。</p> <p>また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。</p> <p>②金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。</p> <p>有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向け的一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。</p> <p>デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行っており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。</p> <p>なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ、国内・外国株式、国内・外国上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性的判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>

平成27年度（平成28年3月31日現在）

平成28年度（平成29年3月31日現在）

③金融商品に係るリスク管理体制

1. 全般的なリスク管理体制

当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。

組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で徹底したリスク管理を実施しております。

なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。

□. 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

ハ. 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してVaRを用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。

二. 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりあります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	458,695	458,695	—
(2) 買入金銭債権	82,551	89,183	6,632
(3) 有価証券	4,881,328	5,334,720	453,391
①売買目的の有価証券	286	286	—
②満期保有目的の債券	536,157	704,806	168,648
③責任準備金対応債券	1,347,978	1,632,722	284,743
④その他有価証券	2,996,905	2,996,905	—
(4) 貸付金	1,299,473	1,360,009	60,536
①保険約款貸付（＊1）	54,027	61,500	7,473
②一般貸付（＊1）	1,246,950	1,298,508	53,062
③貸倒引当金（＊2）	△1,287	—	—
④前受収益（＊3）	△217	—	—
資産計	6,722,048	7,242,609	520,560
(1) 短期社債	2,999	2,999	—
(2) 社債	20,000	20,316	316
(3) その他負債の中の借入金	67,027	67,632	604
負債計	90,027	90,948	921
金融派生商品（＊4）	44,042	45,728	1,686
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	769	769	—
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	43,272	44,958	1,686

(＊1) 差額欄は、貸倒引当金・前受収益を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

(＊2) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(＊3) 個人ローン等にかかる前受保証料を控除しております。

(＊4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は連結貸借対照表に計上されている金額を記載しております。なお、「差額」欄に記載されている金額は、金利スワップの特例処理によるものです。

また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一緒にとして処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 全般的なリスク管理体制

当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。

組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の下で徹底したリスク管理を実施しております。

なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。

□. 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

ハ. 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してVaRを用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。

二. 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりあります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	457,184	457,184	—
(2) 買入金銭債権	65,039	69,067	4,027
(3) 有価証券	5,114,776	5,481,204	366,427
①売買目的の有価証券	289	289	—
②満期保有目的の債券	527,523	661,544	134,020
③責任準備金対応債券	1,320,098	1,552,505	232,407
④その他有価証券	3,266,864	3,266,864	—
(4) 貸付金	1,201,798	1,250,771	48,973
①保険約款貸付（＊1）	50,057	56,737	6,679
②一般貸付（＊1）	1,153,084	1,194,034	42,924
③貸倒引当金（＊2）	△1,177	—	—
④前受収益（＊3）	△166	—	—
資産計	6,838,798	7,258,227	419,428
(1) 短期社債	2,999	2,999	—
(2) 社債	20,000	20,191	191
(3) その他負債の中の債券貸借取扱い担保金	114,804	114,804	—
(4) その他負債の中の借入金	66,521	66,854	333
負債計	204,325	204,850	525
金融派生商品（＊4）	(36,898)	(35,772)	1,126
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	593	593	—
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	(37,492)	(36,366)	1,126

(＊1) 差額欄は、貸倒引当金・前受収益を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

(＊2) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(＊3) 個人ローン等にかかる前受保証料を控除しております。

(＊4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は連結貸借対照表に計上されている金額を記載しております。なお、「差額」欄に記載されている金額は、金利スワップの特例処理によるものです。

また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一緒にとして処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。

平成27年度（平成28年3月31日現在）	平成28年度（平成29年3月31日現在）
<p>資産</p> <p>①現金及び預貯金 時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額によっています。</p> <p>②買入金銭債権 有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは取引金融機関から提示された価格によっており、それが出来ない場合には、他の金融機関等から提示された価格によっております。</p> <p>③有価証券 株式は主として取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格等によっております。</p> <p>なお、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、表中の有価証券に含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は、関係会社株式422百万円、非上場株式（関係会社株式を除く）8,756百万円、外国証券21,781百万円、その他の証券6,686百万円であります。</p> <p>④貸付金</p> <p>イ. 保険約款貸付 過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しております。</p> <p>ロ. 一般貸付 変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額によっております。</p> <p>固定金利によるものは、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、原則として見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。</p> <p>ただし、複合金融商品については取引金融機関から提示された価格等によっております。</p>	<p>資産</p> <p>①現金及び預貯金 時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額によっています。</p> <p>②買入金銭債権 有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは取引金融機関から提示された価格によっており、それが出来ない場合には、他の金融機関等から提示された価格によっております。</p> <p>③有価証券 株式は主として取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格等によっております。</p> <p>なお、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、表中の有価証券に含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は、関係会社株式478百万円、非上場株式（関係会社株式を除く）8,737百万円、外国証券15,832百万円、その他の証券8,272百万円であります。</p> <p>④貸付金</p> <p>イ. 保険約款貸付 過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しております。</p> <p>ロ. 一般貸付 変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額によっております。</p> <p>固定金利によるものは、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、原則として見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。</p> <p>ただし、複合金融商品については取引金融機関から提示された価格等によっております。</p>
<p>負債</p> <p>①短期社債 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>②社債 元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>③借入金 元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p>	<p>負債</p> <p>①短期社債 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>②社債 元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>③債券貸借取引受入担保金 短期間の取り組みであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>④借入金 元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>金融派生商品</p> <p>①為替予約取引において、当連結会計年度末の為替予約の評価は主に先渡価格を考慮し時価を算定しております。</p> <p>②金利スワップ取引の時価は、当連結会計年度末現在の金利を基に、将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しておりますが、一部については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。</p> <p>③株価指数先物、株式先渡取引、株価指数オプション、個別株式オプション、債券先物、債券オプション及び通貨オプションの時価は、主たる取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。</p> <p>④複合金融商品として区分処理を行ったものは、取引金融機関から提示された価格等に基づき複合金融商品全体を時価評価し、差損益を計上しております。</p>
<p>20. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項</p> <p>当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は109,008百万円、時価は125,558百万円であります。</p> <p>なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。</p>	<p>20. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項</p> <p>当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は109,581百万円、時価は130,699百万円であります。</p> <p>なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。</p>
<p>21. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、95,073百万円であります。</p>	<p>21. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、307,735百万円であります。</p>

平成27年度（平成28年3月31日現在）

22. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、3,494百万円であり、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は217百万円、延滞債権額は418百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額1百万円、延滞債権額9百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,829百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は29百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 有形固定資産の減価償却累計額は、115,704百万円であります。

24. 当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、298百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

25. 1株当たり純資産額は、194,357円71銭であります。

26. 当社の契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	43,012百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	18,762百万円
利息による増加等	15百万円
契約者配当準備金繰入額	18,135百万円
当連結会計年度末現在高	42,400百万円

27. 関係会社の株式は422百万円であります。

28. 当社の保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。

29. 当社の貸付金に係るコミットメント契約の総額は1,860百万円であり、融資未実行残高は1,361百万円であります。

30. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

31. その他負債に計上している借入金のうち30,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

32. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社の今後の負担見積額は、11,197百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

33. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けています。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	50,920百万円
勤務費用	2,136百万円
利息費用	710百万円
数理計算上の差異の当期発生額	5,723百万円
退職給付の支払額	△2,773百万円
期末における退職給付債務	56,718百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	25,216百万円
期待運用収益	479百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△412百万円
事業主からの拠出額	2,041百万円
退職給付の支払額	△1,039百万円
期末における年金資産	26,285百万円

平成28年度（平成29年3月31日現在）

22. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,971百万円であり、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は176百万円、延滞債権額は278百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額4百万円、延滞債権額6百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,494百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は21百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 有形固定資産の減価償却累計額は、115,460百万円であります。

24. 当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、301百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

25. 1株当たり純資産額は、154,224円84銭であります。

26. 当社の契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	42,400百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	19,772百万円
利息による増加等	5百万円
契約者配当準備金繰入額	11,738百万円
当連結会計年度末現在高	34,371百万円

27. 関係会社の株式は478百万円であります。

28. 当社の保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。

29. 当社の貸付金に係るコミットメント契約の総額は6,060百万円であり、融資未実行残高は5,222百万円であります。

30. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

31. その他負債に計上している借入金のうち30,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

32. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社の今後の負担見積額は、9,867百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

33. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けています。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	56,718百万円
勤務費用	2,419百万円
利息費用	390百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△1,792百万円
退職給付の支払額	△2,643百万円
過去勤務費用の当期発生額	△102百万円
期末における退職給付債務	54,989百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	26,285百万円
期待運用収益	499百万円
数理計算上の差異の当期発生額	5百万円
事業主からの拠出額	2,033百万円
退職給付の支払額	△1,082百万円
期末における年金資産	27,742百万円

平成27年度（平成28年3月31日現在）	平成28年度（平成29年3月31日現在）
③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表で計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表	③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表で計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
積立型制度の退職給付債務 年金資産 △36,752百万円 △26,285百万円 10,467百万円 19,965百万円 30,432百万円 30,432百万円 30,432百万円 30,432百万円	積立型制度の退職給付債務 年金資産 △35,656百万円 △27,742百万円 7,914百万円 19,332百万円 27,247百万円 27,247百万円 27,247百万円 27,247百万円
非積立型制度の退職給付債務 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 退職給付に係る負債 退職給付に係る資産 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	非積立型制度の退職給付債務 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 退職給付に係る負債 退職給付に係る資産 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額
④退職給付に関連する損益 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用	④退職給付に関連する損益 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額 過去勤務費用の当期の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用
⑤年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。 生命保険一般勘定 債券 外国証券 株式 共同運用資産 合計 40.5% 30.0% 17.1% 9.2% 3.2% 100.0%	⑤年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。 生命保険一般勘定 債券 外国証券 株式 共同運用資産 合計 40.3% 29.6% 17.6% 9.8% 2.7% 100.0%
⑥長期期待運用収益率の設定方法 当社は、年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	⑥長期期待運用収益率の設定方法 当社は、年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。
⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。 割引率 長期期待運用収益率 一時金0.5%、年金0.8% 1.90%	⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。 割引率 長期期待運用収益率 一時金0.5%、年金0.8% 1.90%
34. 縰延税金資産の総額は、73,960百万円、縰延税金負債の総額は、99,424百万円であります。縰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、5,262百万円であります。 縰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金26,655百万円、保険契約準備金26,432百万円及び退職給付に係る負債8,535百万円であります。また、縰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金96,548百万円であります。 当連結会計年度における法定実効税率は28.8%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率34.4%との間の差異の主要な内訳は、税率変更による期末縰延税金資産の減額修正4.2%であります。 この変更により、法人税等調整額が1,738百万円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益が1,754百万円減少しております。また、縰延税金負債が929百万円減少し、その他有価証券評価差額金が2,758百万円増加しております。	34. 縰延税金資産の総額は、75,483百万円、縰延税金負債の総額は、55,644百万円であります。縰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、4,028百万円であります。 縰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金31,701百万円、保険契約準備金24,465百万円及び退職給付に係る負債7,638百万円であります。また、縰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金52,821百万円であります。 当連結会計年度における法定実効税率は28.2%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率19.8%との間の差異の主要な内訳は、売却等による土地再評価差額金の取崩し△5.9%及び評価性引当額△3.4%であります。
35. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）121,195百万円及び有価証券（外国証券）95,073百万円であります。 上記有価証券（外国証券）には、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券95,073百万円を含んでおります。	35. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）129,347百万円、有価証券（外国証券）307,735百万円及び金融商品等差入担保金16,255百万円であります。 また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金114,804百万円であります。 なお、上記有価証券（外国証券）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券114,268百万円、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券166,826百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券26,641百万円を含んでおります。

連結損益計算書の注記事項

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)																
<p>1. 1株当たり当期純利益の額は10,900円54銭であります。</p> <p>2. 当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>当社は、保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>なお、子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">用途</td> <td style="width: 90%;">賃貸不動産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>場所等</td> <td>和歌山県和歌山市など7件</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">土地 144百万円 建物等 121百万円 計 265百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。</p> <p>なお、正味売却価額については原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	用途	賃貸不動産等	種類	土地及び建物	場所等	和歌山県和歌山市など7件	減損損失	土地 144百万円 建物等 121百万円 計 265百万円	<p>1. 1株当たり当期純利益の額は11,762円47銭であります。</p> <p>2. 当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>当社は、保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>なお、子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">用途</td> <td style="width: 90%;">賃貸不動産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>場所等</td> <td>宮城県仙台市など5件</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">土地 78百万円 建物等 41百万円 計 119百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。</p> <p>なお、正味売却価額については原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	用途	賃貸不動産等	種類	土地及び建物	場所等	宮城県仙台市など5件	減損損失	土地 78百万円 建物等 41百万円 計 119百万円
用途	賃貸不動産等																
種類	土地及び建物																
場所等	和歌山県和歌山市など7件																
減損損失	土地 144百万円 建物等 121百万円 計 265百万円																
用途	賃貸不動産等																
種類	土地及び建物																
場所等	宮城県仙台市など5件																
減損損失	土地 78百万円 建物等 41百万円 計 119百万円																

連結包括利益計算書の注記事項

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)	
その他の包括利益の内訳	その他の包括利益の内訳	
その他有価証券評価差額金：	その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	△106,313百万円	
組替調整額	△41,474百万円	
税効果調整前	△147,788百万円	
税効果額	44,900百万円	
その他有価証券評価差額金	△102,888百万円	
繰延ヘッジ損益：	繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	1,233百万円	
組替調整額	6,119百万円	
税効果調整前	7,353百万円	
税効果額	△2,213百万円	
繰延ヘッジ損益	5,139百万円	
土地再評価差額金：	土地再評価差額金：	
税効果額	155百万円	
土地再評価差額金	155百万円	
その他の包括利益合計	△97,592百万円	
	その他の包括利益の内訳	
	その他有価証券評価差額金：	
	当期発生額	△109,761百万円
	組替調整額	△46,497百万円
	税効果調整前	△156,259百万円
	税効果額	43,727百万円
	その他有価証券評価差額金	△112,532百万円
	繰延ヘッジ損益：	－百万円
	当期発生額	4,720百万円
	組替調整額	4,720百万円
	税効果調整前	△1,321百万円
	税効果額	3,398百万円
	繰延ヘッジ損益	持分法適用会社に対する持分相当額：
	当期発生額	△0百万円
	その他の包括利益合計	△109,133百万円

連結株主資本等変動計算書の注記事項

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)	
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項	1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項	
発行済株式	普通株式	
当連結会計年度期首株式数	2,500千株	
当連結会計年度増加株式数	－千株	
当連結会計年度減少株式数	－千株	
当連結会計年度末株式数	2,500千株	
2. 配当に関する事項	2. 配当に関する事項	
配当金支払額	配当金支払額	
決議	平成28年6月23日定時株主総会	
株式の種類	普通株式	
配当金の総額	6,785百万円	
1株当たり配当額	2,714円	
基準日	平成27年6月22日	
効力発生日	平成27年6月23日	
	決議	平成28年6月23日定時株主総会
	株式の種類	普通株式
	配当金の総額	18,115百万円
	1株当たり配当額	7,246円
	基準日	平成28年6月23日
	効力発生日	平成28年6月24日
	決議	平成29年2月14日取締役会
	株式の種類	普通株式
	配当金の総額	2,490百万円
	1株当たり配当額	996円
	基準日	－
	効力発生日	平成29年2月15日

連結キャッシュ・フロー計算書の注記事項

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
1. 現金及び現金同等物の範囲	1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、現金、隨時引き出し可能な預金及び易方に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期資金からなっております。
・連結貸借対照表の「現金及び預貯金」勘定	2. 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との差額
現金及び現金同等物	・連結貸借対照表の「現金及び預貯金」勘定
	現金及び現金同等物

【5】リスク管理債権の状況（連結）

(単位：百万円)

区分	平成27年度末	平成28年度末
破綻先債権額	217	176
延滞債権額	418	278
3カ月以上延滞債権額	2,829	2,494
貸付条件緩和債権額	29	21
合 計	3,494	2,971
(貸付残高に対する比率)	(0.27%)	(0.25%)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成27年度末が破綻先債権額1百万円、延滞債権額9百万円、平成28年度末が破綻先債権額4百万、延滞債権額6百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となつた債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあつた債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つたもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

【6】保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	平成27年度末	平成28年度末
連結ソルベンシー・マージン総額 (A)	853,656	740,914
資本金等	265,968	265,405
価格変動準備金	95,199	113,221
危険準備金	68,517	67,937
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	1,417	1,231
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)) × 90% (マイナスの場合100%)	305,190	168,805
土地の含み損益 × 85% (マイナスの場合100%)	△22,310	△7,592
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	27,574	25,745
配当準備金中の未割当額	9,546	4,068
税効果相当額	52,974	52,570
負債性資本調達手段等	50,000	50,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△422	△478
連結リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2}+R_6+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4+R_6}$ (B)	190,014	172,784
保険リスク相当額 R ₁	25,939	25,043
一般保険リスク相当額 R ₅	—	—
巨大災害リスク相当額 R ₆	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	9,717	10,238
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R ₉	—	—
予定利率リスク相当額 R ₂	41,219	38,872
最低保証リスク相当額 R ₇	17	17
資産運用リスク相当額 R ₃	140,964	126,158
経営管理リスク相当額 R ₄	4,357	4,006
連結ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	898.5%	857.6%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 「資本金等」は、連結貸借対照表上の「純資産の部合計」から、その他の包括利益累計額合計及び社外流出予定額を控除した額を記載しています。
3. 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しています。

【7】子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)

平成27年度、平成28年度とも記載すべきものはありません。

【8】セグメント情報

平成27年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)	平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
当社及び連結子会社は、生命保険事業以外にリース事業等を営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しております。	当社及び連結子会社は、生命保険事業以外にリース事業等を営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しております。

【9】連結財務諸表についての会計監査人の監査報告

当社は保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した平成28年度の連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

※なお、当誌では、監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるように、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しています。

【10】代表者による連結財務諸表の適正性に関する確認

当社では、代表取締役社長が、平成28年度の連結財務諸表の適正性について確認しています。

平成28年度の確認書は以下のとおりです。

確認書

平成29年6月7日

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長

田中勝美

1. 私は、当社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結財務諸表の記載内容が、すべての重要な点において適正であることを確認いたしました。

2. 私は、上記確認を行うにあたり、以下に記載する各項目について、これらが適正に機能していたことを確認いたしました。

(1) 内部管理体制の確立及び運用

当社の内部管理体制について、「業務遂行体制」「内部監査」「監査役監査」「重要な経営情報の報告体制」「規程・方針等の周知徹底」に係る規程が適切に整備されていることを確認するとともに、内部監査結果の確認等を通じて、規程に則った適切な運用がなされていることを確認いたしました。

(2) 連結財務諸表の作成プロセス

連結財務諸表の作成プロセスについて、連結財務諸表の所管部門からの報告、および内部監査部門による監査結果報告を受け、「基礎データの収集・検証」「連結財務諸表の作成・検証」が適切に実施されていること、法令等に準拠して連結財務諸表が作成されていることを確認いたしました。

(3) その他

連結財務諸表は、当社の経営執行会議において審議を行い、取締役会において審議、承認されております。

以上

【11】事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容

該当事項はありません。

(ご参考) 重要な後発事象

平成27年度、平成28年度とも記載する事項はありません。

生命保険協会統一開示項目索引

I 保険会社の概況及び組織	
1 沿革	45
2 経営の組織	52
3 店舗網一覧	52
4 資本金の推移	142
5 株式の総数	55
6 株式の状況 (発行済株式の種類等)	55
(大株主)	55
7 主要株主の状況	55
8 取締役及び監査役(役職名・氏名)	47
9 会計監査人の氏名又は名称	49
10 従業員の在籍・採用状況	50
11 平均給与(内勤職員)	50
12 平均給与(営業職員)	50

II 保険会社の主要な業務の内容

1 主要な業務の内容	55
2 経営方針	1

III 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況	56
2 契約者懇談会開催の概況	63
3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	61
4 契約者に対する情報提供の実態	63
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	64
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	22
7 新規開発商品の状況	70
8 保険商品一覧	70
9 情報システムに関する状況	69
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	35

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

124

V 財産の状況

1 貸借対照表	107
2 損益計算書	109
3 株主資本等変動計算書	110
4 債務者区分による債権の状況 (破産更生債権及びこれらに準ずる債権) (危険債権)	138
(管理債権)	138
(正常債権)	138
5 リスク管理債権の状況 (破綻先債権)	138
(延滞債権)	138
(3ヶ月以上延滞債権)	138
(貸付条件緩和債権)	138
6 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	138
7 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベシ・マージン比率)	100
8 有価証券等の時価情報(会社計) (有価証券)	125
(金銭の信託)	125
(デリバティブ取引)	125
9 経常利益等の明細(基礎利益)	120
10 計算書類等について会社法による会計監査人 の監査を受けている場合にはその旨	123
11 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動 計算書について金融商品取引法に基づき公認 会計士又は監査法人の監査証明を受けている 場合にはその旨	該当せず
12 事業年度の末日において、保険会社が将来に わたって事業活動を継続するとの前提に重要な 疑義を生じさせるような事象又は状況その 他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象 が存在する場合には、その旨及びその内容、 当該重要事象等についての分析及び検討内容 並びに当該重要事象等を解消し、又は改善 するための対応策の具体的な内容	123

VI 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等	
(1) 決算業績の概況	13
(2) 保有契約高及び新契約高	91,92
(3) 年換算保険料	93
(4) 保障機能別保有契約高	94,95
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別 保有契約高	95
(6) 異動状況の推移	96
(7) 契約者配当の状況	102
2 保険契約に関する指標等	
(1) 保有契約増加率	97
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保 険金(個人保険)	98
(3) 新契約率(対年度始)	98
(4) 解約失効率(対年度始)	98
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	98
(6) 死亡率(個人保険主契約)	98

(7) 特約発生率(個人保険)	99
(8) 事業費率(対収入保険料)	99
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会 社等の数	99
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等の うち、支払再保険料の額が大きい上位 5社に対する支払再保険料の割合	99
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会 社等の格付け機関による格付に基づく区 分ごとの支払再保険料の割合	99
(12) 未収受再保険金の額	99
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類 の区分ごとの、発生保険金額の経過保 険料に対する割合	100

3 経理に関する指標等

(1) 支払準備金明細表	139
(2) 責任準備金明細表	139
(3) 責任準備金残高の内訳	139
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備 金の積立方式、積立率、残高(契約年 度別)	140
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契 約に係る一般勘定における責任準備金、 算出方法、計算の基礎となる係数	140
(6) 契約者配当準備金明細表	140
(7) 引当金明細表	141
(8) 特定海外債権引当勘定の状況 (特定海外債権引当勘定)	141
(9) 資本金等明細表	142
(10) 保険料明細表	143
(11) 保険金明細表	143
(12) 年金明細表	144
(13) 給付金明細表	144
(14) 解約返戻金明細表	144
(15) 減価償却費明細表	148
(16) 事業費明細表	148
(17) 資金明細表	148
(18) リース取引	148
(19) 借入金残存期間別残高	141

4 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況	
(年度の資産の運用概況)	126
(ポートフォリオの推移<資産の構成 及び資産の増減>)	128
(2) 運用利回り	129
(3) 主要資産の平均残高	129
(4) 資産運用収益明細表	145
(5) 資産運用費用明細表	145
(6) 利息及び配当金等収入明細表	146
(7) 有価証券売却益明細表	146
(8) 有価証券売却損明細表	146
(9) 有価証券評価損明細表	146
(10) 商品有価証券明細表	129
(11) 商品有価証券売買高	129
(12) 有価証券明細表	130
(13) 有価証券残存期間別残高	130
(14) 保有公社債の期末残高利回り	130
(15) 業種別株式保有明細表	131
(16) 貸付金明細表	131
(17) 貸付金残存期間別残高	132
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	132
(19) 貸付金業種別内訳	133
(20) 貸付金使途別内訳	134
(21) 貸付金地域別内訳	134
(22) 貸付金担保別内訳	134
(23) 有形固定資産明細表	135
(有形固定資産の明細)	135
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)	135
(24) 固定資産等処分損明細表	147
(25) 固定資産等処分損明細表	147
(26) 貸貸用不動産等減価償却費明細表	147
(27) 海外投融資の状況	136
(資産別明細)	136
(地域別構成)	136
(外資建資産の過貨別構成)	136
(28) 海外投融資利回り	129
(29) 公共関係投融資の概況	137
(新規引受額、貸出額)	137
(30) 各種ローン金利	137
(31) その他の資産明細表	137
5 有価証券等の時価情報(一般勘定)	
(有価証券)	149
(金銭の信託)	152
(デリバティブ取引)	153

VII 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	41
2 法令遵守の体制	40
3 法第百二十二条第一項第一号の確認(第三分野 保険に係るものに限る)の合理性及び妥当性	122

4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する 場合、当該保険会社が法第百五条の二 第一項第一号に定める生命保険業務に係る 手続実施基本契約を締結する措置を講ずる 当該手続実施基本契約の相手方である指定 生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しな い場合、当該保険会社が法第百五条の二 第二項第二号に定める生命保険業務に關 する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	80
5 個人データ保護について	81
6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	78

VIII 特別勘定に関する指標等

1 特別勘定資産残高の状況	159
2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定 資産の運用の経過	159
3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	
(1) 保有契約高	159
(2) 年度末資産の内訳	160
(3) 運用収支状況	160
(4) 有価証券等の時価情報 (有価証券)	160
(金銭の信託)	160
(デリバティブ取引)	160

IX 保険会社及びその子会社等の状況

1 保険会社及びその子会社等の概況	
(1) 主要な事業の内容及び組織の構成	161
(2) 子会社等に関する事項	162
(名称)	162
(主たる営業所又は事務所の所在地)	162
(資本金又は出資金の額)	162
(事業の内容)	162
(設立年月日)	162
(保険会社が保有する子会社等の議決 権の総株主又は総出資者の議決権に 占める割合)	162
(保険会社のーの子会社等以外の子会 社等が保有する当該ーの子会社等の 議決権の総株主又は総出資者の議決 権に占める割合)	162
2 保険会社及びその子会社等の主要な業務	
(1) 直近事業年度における事業の概況	163
(2) 主要な業務の状況を示す指標	163
(経常収益)	163
(経常利益又は経常損失)	163
(親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失)	163
(包括利益)	163
(総資産)	163
(ソルベシ・マージン比率)	163
3 保険会社及びその子会社等の財産の状況	
(1) 連結貸借対照表	164
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 (連結損益計算書)	165
(連結包括利益計算書)	166
(3) 連結キャッシュ・フロー計算書	168
(4) 連結株主資本等変動計算書	167
(5) リスク管理債権の状況 (破綻先債権)	179
(延滞債権)	179
(3ヶ月以上延滞債権)	179
(貸付条件緩和債権)	179
6 保険会社及びその子会社等である保険 会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (連結キャッシュ・マージン比率)	179
(7) 子会社等である保険会社の保険金等の 支払能力の充実の状況 (ソルベシ・マージン比率)	180
(8) セグメント情報	180
(9) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び 連結株主資本等変動計算書について金 融商品取引法に基づき公認会計士又は 監査法人の監査証明を受けている場合 にはその旨	180
(10) 代表者が連結財務諸表の適正性、及び 連結財務諸表作成に係る内部監査の有 効性を確認している旨	181
(11) 事業年度の末日において、子会社等が將 来にわたって事業活動を継続するとの前 提に重要な疑義を生じさせるような事象 又は状況その他の子会社等の経営に重要な 影響を及ぼす事象が存在する場合には、 その旨及びその内容、当該重要事象等に ついての分析及び検討内容並びに当該重 要事象等を解消し、又は改善するための 対応策の具体的な内容	181

五十音順索引

あ

運用方針	127
運用利回り	129
沿革	45
お客様懇談会	27,63
お客様の声	27,61
お客さま本位の業務運営に係る方針	17

か

海外事業の推進	12
会社概要	2
価格変動準備金	101
格付け	15
かけつけ隊サービス	11,18,26
監査報告	123,181
勧誘方針	84
基礎利益	14,120,121,124
金融ADR制度	80
グループ中期経営計画	7
経営ビジョン	1
経営方針	1
経営理念	1
契約者配当	102
健康経営優良法人（ホワイト500）	30
健康増進への取組み	30
コーポレート・ガバナンス	38
子会社	161
個人情報保護	81
コンビ活動	18
コンプライアンス	40,76

さ

サービスガイドブック	24,63
サービス品質向上委員会	27,62
支社等一覧	53
実質純資産	124
指定代理請求特約	65,72
支払備金明細表	139
資本金	2,124,142
従業員等の状況	50
順ざやの状況	14,124
商品一覧	70
新契約高	89,92
新契約年換算保険料	58,93
スポーツを通じた社会への貢献	33
スマートワークの実現	28
生命保険契約者保護機構	66,85
責任準備金	59,139
責任投資原則（PRI）	31,32,57
早期是正措置	85

そ

総資産	2,59,108,124
組織図（本社）	51
ソルベンシー・マージン比率	15,100,124
損益計算書	109

た

貸借対照表	107
ダイバーシティ推進	29
太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード	37
太陽生命厚生財団	35
太陽生命の森林（もり）	35
太陽の元気プロジェクト	9
地域・社会、環境への貢献	35
中期経営計画	8
直近5事業年度における事業の概況	124
ディスクロージャー	63
特定疾病・疾病障害保険	18,19,70

は

リスク管理	41,79
連結キャッシュ・フロー計算書	168
連結ソルベンシー・マージン比率	163,179
連結損益計算書	165
連結貸借対照表	164
連結包括利益計算書	166

英字

ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント）	80,127
CSR（企業の社会的責任）	16
ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）	41,127
ESG	31,32,57
EV（エンベディッド・バリュー）	14,104
ISO10002	27,62
MCEV（市場整合的エンベディッド・バリュー）	14,104

な

内部監査	38
内部統制	39
日本版スチュワードシップ・コード	31
認知症サポーター	25
認知症セミナー	37
認知症予防アプリ	25
年換算保険料	93

T&Dホールディングス	2
T&D保険グループ	1,7

は

働けなくなったときの保険	18,19,70
反社会的勢力対応	76,78
ひまわり通信	24
ひまわり認知症治療保険	11,18,20,71
ベストシニアサービス	11
保険組曲Best	19,70,71
保険契約支援システム	23
保険計理人	122
保障性年換算保険料	13
保有契約高	87,91
保有契約年換算保険料	58,93

や

役員（取締役、監査役及び執行役員）	47
ユニバーサルマナー検定	25

ら

らくちんサービス	24
----------	----

当資料は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

太陽生命保険株式会社

本社 〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1
お客様サービスセンター 0120-97-2111
<ホームページ> <http://www.taiyo-seimei.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。